



129  
10

南支那及南洋調查第九十一輯

英領印度現行統治組織

附 南洋各殖民地立法制度

臺灣總督官房調查課

五三

內閣文庫			
和書	五〇五	一號	冊
	二八		冊
			架

290
2005/
3

例言

一、本書は、英領印度 Educational Service に属する文官たるホーン氏 (E. A. Horn) が、一九二二年の春、米國ハーバード大學に於てなせる講演の内容を骨子として出版せる英領印度政治組織 (The Political System of British India) を翻譯せるものである。

二、英領印度の立法行政制度は、一九一九年英國議會を通過し、一九二〇年末より實施せられたる一九一九年印度統治法 (The Government of India Act, 1919) に依りて一變したのである。著者は、第四章に於て一九一九年の印度統治法なるものは果してどんなものであるかを論じ、二、三章に於ては該法の遠因近因とされるものを叙述し、五、六、七章に於ては、最近に於ける該統治法の結果に就て論じてゐる。四、五、六、七章に於ける記述中には、植民地を有する諸國民の参考に資すべき點が尠くないやうに思はれる。

三、英領印度に於ける現行制度の基礎たる前記 Government of India Act, 1919 なるものは、極めて簡單なる法律であるから、其れを見れば、印度の現制の大意は明かになるではないかと思ふ人があるかも知れない。併しそれは、G. O. I. A. の内容を能く見ないからで、其れを一讀すると、到る處に一九一六年の G. O. I. A. が所謂 Principal Act として引用せられてゐることを發見する。其故に、一九一九年の G. O. I. A. の紹介をして遺憾なくしめん爲めには、一九一六年の G. O. I. A. を併せて翻譯するの必要がある。是れは、しかし容易に出来る業ではない。加是 G. O. I. A. の如き根本法は、是れに伴ひて生ぜる施行細則をも紹介せざれば、到底明瞭になり得ない。然るに此施行細則なるものは頗る浩繁なるもので、速かに翻譯すること出来ない。是れ、一九一六年、一九一九年の印度統治法及其施行細則の全部に亘つて説明を試みんとするホーン氏の書を選択し、此處に譯出した所以である。

四、本書の卷末には、海峽植民地、蘭領東印度、比律賓の立法制度を記述せる論文が附加してある。是れは、一には、東洋に於ける英國の植民地は、其制度の根本を英領印度に取てゐることを明かにせんが爲めと、又一には、南洋各植民地の立

7532

法制度を一冊の書籍中に纏めて置かんが爲めに依るものである。右の中、海峽植民地の立法制度に関する部分は、主として衆議院書記官土岐定應氏の觀察報告に依り、關領東印度、比律賓に關する部分は、臺灣總督府囑託原口竹次郎氏の調査せる所に依れるものである。

一、本書は、執務上の便宜を企圖し、筆寫に代ふるに印刷を以てせるに止まり、取て公刊せんとするものではない。

大正十三年十一月

臺灣總督官房調査課

## 著者序言

最近行はれた憲法上の變化を中心として説明せる、此英領印度現行統治組織概論は、一九二二年の春ハーバード大學に於て著者が試みたる講演を骨子としたものである。

本書は、學生の參考書たることを主眼とするものである。即ち、本書は一方學生諸君が英領印度に於ける現行統治組織を學ばんとする上に於て必要なる階梯たらんことを目的とし、他の一方に於ては、イハバート(Hbert)の印度の政治(Government of India)及びストラチャー氏(Stachey)の印度(India)の如き代表的著作に就て、其足らざる所を補足せんことを企圖してゐる。此等の目的を達成せんが爲め、著者は、特に第四章に於て英領印度の新憲法に對して詳細なる解説を試みた。

印度の現制といふ問題は、現今に於ては、只單に學者の興味を唆つて止むものではない。自治の「チャーター」として、最近英領印度に與へられた憲法は、自由と民主主義との爲めに戦はれた、最近に於ける世界戦争の賜物である。此「チャーター」の條項は、戦後に於ける世界の整理に興味を有する人々の重きを置いて研究せねばならぬ問題である。此等の人々は、著者が本書第一章(第四、五節)に於て試みた概論に注意を拂はれたい。

余が前述の講義をなしてから、本書に是れを發表するに至るまでに一年の日月を閲した。此一年

の日月は、著者をして、新に一章(即ち第六章)を附加し、改正憲法が過去一年間に如何なる働きを示したかに關する著者の觀察を發表することを可能ならしめた。同時に英領印度に於て最近行はれた各種の革命運動に就て記述を試むることを可能ならしめた。過去十二箇月に於ける重大なる運動は、其是れを凝視した人々をして、秩序ある立憲的進歩に對する一大脅威なりと感せしめざるを得ないものである。此等に關する記述が第七章を形作り、第六章と共に、過去一年に於ける事實を基礎として講義に附加せられたものである。

一九二二年四月十五日

セント・アンドリュースに於て

著 者 識

◎主要參考書目

- (A) 歴史關係書  
Vincent Smith, The Oxford History of India.  
Roberts, Historical Geography of India, Part I and II.  
Lyall, Rise and Expansion of British Dominion in India.  
Ramsay Muir, Making of British India.
- (B) 憲法關係書  
Hert, Government of India.  
Hert, Historical Survey of Parliamentary Legislation (1922).  
Curtis, Dyrachy (1921).  
Mukherji, Indian Constitutional Documents, 160-1918.
- (C) 統治關係書  
Imperial Gazetteer of India, vol. III.  
Strachey, India.  
Decennial Report on the Moral and Material Progress of India, 1913 (British Official Publication).
- (D) 最近に於ける憲法上の變化に關係する英國政府出版物  
Government of India Act (incorporating the Act of 1919).  
Rules made under the Government of India Act, 1919 (Electoral, Devolution, etc. Rules).  
Joint Report on Constitutional Reforms, 1918 (Montagu-Chelmsford Report) Cmd. 9109.  
Constitutional Reforms: Report of Southborough Committee: Vol. I, Franchise, Cmd. 141. Vol. II, Division of Functions, Cmd. 143.

Home Administration : Report of Crewe Committee. Cmd. 267.  
 Financial Relations : Report of Meston Committee, Cmd. 724.  
 Government of India Bill, 1919. H. C. 94.  
 Memo. of the Secretary of State. Cmd. 175.  
 Joint Select Committee : Vol. I, Report and Proceedings. Vol. II, Minutes of Evidence. H. C. 203.  
 Rules under the Government of India Act, 1909 : Joint Select Committee : First Report H. C. 140  
 (1920). Second Report H. C. 189 (1920).  
 Constitutional Reforms :  
 Government of India's dispatch of 5th March 1919. Cmd. 123.  
 (Grand Committees) Views of Government of India. Cmd. 228.  
 (Backward Tracts, etc) " " Cmd. 271.  
 (Provincial Revenues) " " Cmd. 334.  
 (Report of Southborough Committee) " " Cmd. 176.  
 (Report of Meston Committee) " " Cmd. 974.  
 Return showing the results of Elections. Cmd. 1261.  
 India in 1917-18 (Moral and Material Progress Report). H. C. 143 (1919).  
 India in 1919. Cmd. 950.  
 India in 1920. H. C. 202 (1921). 此中には印度統治法案に關する上下兩院聯合委員會の報告及印度統治法の本文を含む。  
 Administration and Organization of the Army in India : Report of Escher Committee (1920). Cmd. 943.

## 英領印度の統治組織(最近に於ける憲法上の變化を中心として論ず)目次

第一章 概論	1
第一節 英人統治の濫觴	1
第二節 英領印度の政治地理的區分	10
第三節 人種言語宗教其他社會的背景	21
第四節 世界戰爭前と其後に於ける英國對印政策の變化—モンタギュー氏の聲明	36
第五節 モンタギュー氏の聲明と其聲明に依て生せる印度統治法の要項	52
第二章 一七七三—一九二二年に於ける政治上憲法上の沿革	66
第一節 一七七三年前に於ける印度の統治	66
第二節 一七七三年の統治法	67
第三節 一八三三年の特許法	72
第四節 一八五三年の特許法及一八六一、一八九二、一九〇九年に於ける印度會議法	74
第五節 一八三三年の特許法施行以後に於ける行政上の變革	86

第三章 一九一四—一九一五年に於ける改革の氣運—改革案の簇生…… 91

第一節 モーレー法の失敗…… 91

第二節 ゴケール氏の改革意見…… 98

第三節 サー・ウキリアム・デュークの改革意見…… 98

第四節 中央立法會議非官吏印度人議員の意見其他…… 101

第五節 所謂聯合上書中に含まるゝ制度改正案…… 106

第六節 モンタギュー・チェムズフォード聯合報告、及是に對する一般世人の批評…… 118

第四章 一九一九年の印度統治法…… 124

第一節 一九一五年の印度統治法と一九一九年に於ける印度統治法との關係…… 124

第二節 一九一九年統治法と其施行細則…… 126

第三節 兩主政治の基礎…… 141

第四節 兩主政治と其運用…… 154

第五節 議會の組織、議員選舉の方法其他…… 165

第六節 立法議會の權限と其機能…… 176

第六節 印度中央政府—政府と立法議會との關係其他…… 176

第七節 英國に於ける印度の統治機關…… 179

第五章 新時代に於ける政治問題…… 183

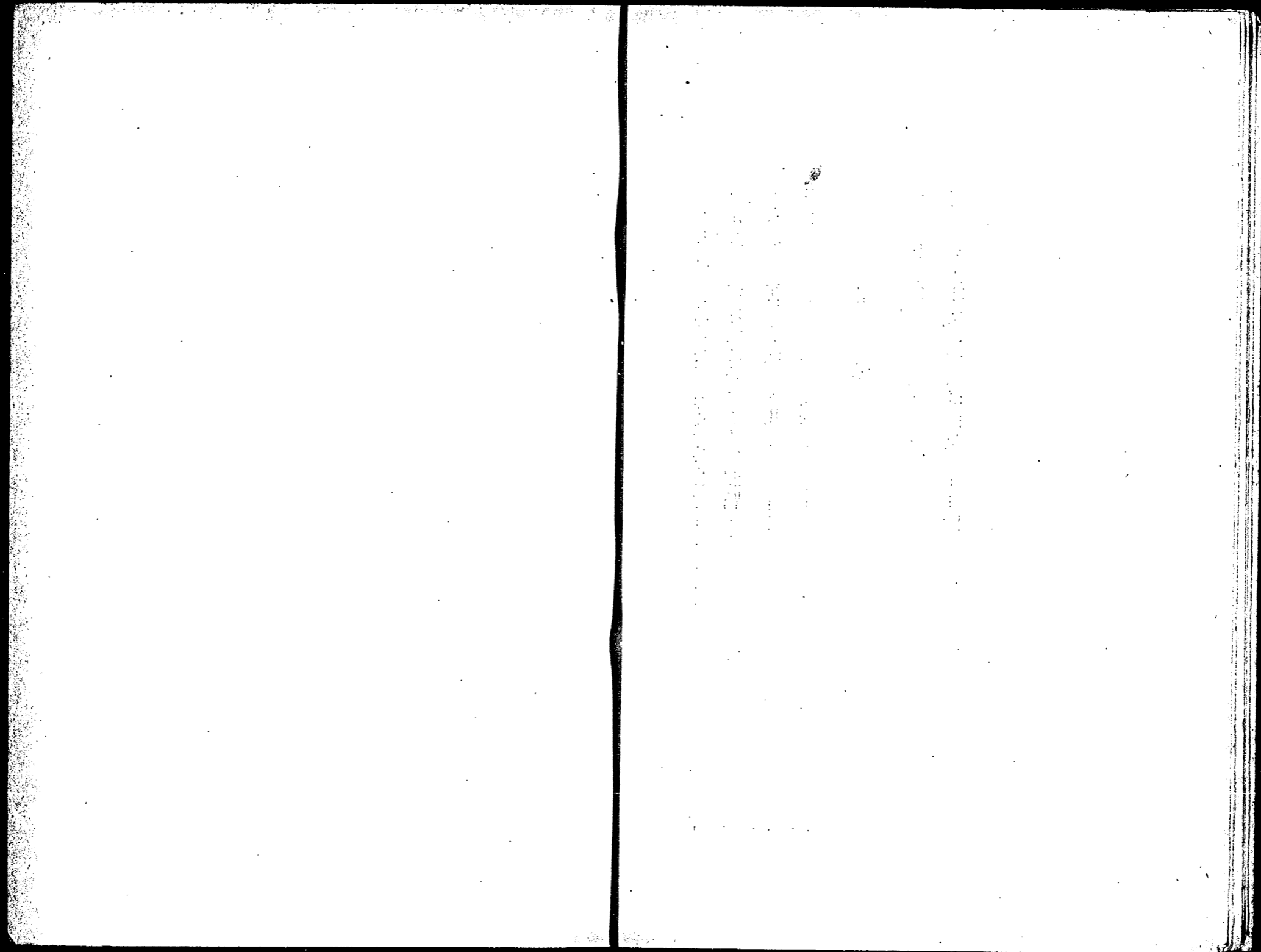
第六章 新統治法の運用…… 203

第七章 革命運動の經過…… 241

附 録

第一 南洋各植民地立法制度

第二 英領印度の政治的區劃を示す圖





# 英領印度の統治組織

(最近に於ける憲法上の變化を中心として論ず)

イー・エー・ホーン(E. A. Horne)講述

## 第一章 概論

### 第一節 英人統治の濫觴

十六世紀の最後の日に於て、時の女王エリザベスより勅許狀(Charter)を下附せられた最初の英國東印度會社は、約三百年前に、今日の英領印度に於て會社に屬する最初の商館と商用居留地とを樹立した。エリザベス女皇が「東印度貿易に従事する倫敦商人の會社及其總裁」に與へた前掲の勅許狀は、從來屢々指摘せられたる如く、自治を以て會社の本領とせる點に於て、其當時各種植民會社に下附せられた勅許狀、例へばチャールズ一世が一六二八年中「ニュー・イングランド、マサチューセツ灣會社及其總裁」に與へたるものと其揆を一にするものである(註一)。勅許狀は、會社に、一總裁、少數の社員を以て組織する一執行委員會(是れは最初に Court of Directors 又は Court of Committees と名付けられたものである)、會社に關係なき人々を以て組織する一立法委員會(稱して General Court といふ)を設置すべきことを規定してゐる。商業と政治とを思ふがまゝに遂行せしむるといふのが勅許狀

中に於ける他の特色である。而して、會社の所謂政治とは、適當なる規則の下に、水上に於ける會社の財産たる商船隊、陸上に於ける其所有物たる海外居留地を有効に統御して行くことを意味するものである。

註一。此點に就き、讀者はイルバート著印度の政治第一〇頁を參考せよ。尙ほ附言すべきは、東印度會社の特許状

を、當時續生せる植民會社に與へられたる特許状との間には、次の如き重要な相違あることなり。即ち、植民會社への特許状は、會社が會社の内部並に會社使用人を統御する爲めに必要な法令を設くる權利を有することな

規定せるは勿論、會社に指定せられたる土地及其住民に對し法律を制定することと許容せるに對し、東印度會社への勅許状は、此の如く領土的權力を會社に與へ居らず。

東印度會社に屬する永久的商館の中、最初のものが印度の東岸に於ては一六一一年中マヌリパタム(Masulipatam)に、其西岸に於ては翌一六一二年にストラト(Strat)に於て開設せられた。併し、此等商館は、貿易業者の足止りたるに過ぎなかつた。只危険に備ふる手段方法として、會社の使用人等は、軍規とも言はゞ言ひ得ぬべき一種の規律の下に、商館の事務所又は其倉庫の附近に集合して生活したのみである。會社の主商館は、普通數箇の出張所を持つてゐたが、不思議にも管區プレジデントと呼ばれた。其れは、此等商館に於ける統治が、英本國の地方政府に於けると同じく、一プレジデント(此處では管區長を意味す)と、各管區に於て會社の業務に携はる先任の社員を以て組織する一行政會議に依て行はれたからである。印度は當時、其發祥の地を亞富汗及西部土耳其斯坦に有する回々教の一族モ

ガルモヘンジョダロの支配を受けた。モヘンガルの一人なるババー(Babar)又はバハールは、一五二六年印度の征服を始め、其鴻業は、有名なるアクハール(Akhar, 1556-1605)に依て大成せらるゝに至つた。然り而して、東印度會社は、多年、印度に於ける商業をば、會社がモーガル王國內に散設した前記の商館を通じ、モーガル王朝保護の下に經營したに過ぎないのである。

併し、一六四〇年に於けるマドゥラス(Madras)の創設は、會社の歴史に一新時代を劃したことになる。即ち、此時代は、アドゥラスの創設前、會社が足場( pied-a-terre )——完全に自己のものなりと誇稱し得る足場——を持たなかつた時代から明瞭に區別せられ、植民地獲得の時代と稱せらるを得べく、此處彼處に散在せる會社の小植民地が、打て一丸とせられた後の時代、即ち英領印度帝國の時代からも判然區別さるべきものである。會社が占領し、セント・ジョージ要塞を築設したマドゥラスの部分は會社の獲得せる最初の領土である。此要塞の周圍にマドゥラス市が形成され、一六五三年には一箇獨立の管區プレジデントと宣言せらるゝに至つた。マドゥラスは、印度土人を以て大部分の住民とするのであるが、會社の植民的領土たる點に於ては一點の疑ひがない。會社領土としての實を擧ぐる爲め、特別な權限がジェームス二世に依て會社に與へられ、同地は一六八七年市自治體(Municipal corporation)となり、英國の都市に見ると同様の市制が布かるゝことになつた。即ち、一名の市長と十二名の市參事會員と若干の市會議員とが置かれ、市の統治を行ふことになつた。英人は勿論、葡萄牙人、印度土人

も漸制の下に市議員たることを得た。市長と市参事委員とは、市の行政を司る外、民法刑法を施行すること、學校と監獄を維持することに就て責任を負ひ、地方税を徴收することが出来た。一七七四年から一九二二年まで英領印度政府の所在地であつた甲谷陀市は、一六九〇年、略ぼマドゥラスと同様の事情の下に、以前數箇の貧寒な部落が存在せる場所に設けられた。甲谷陀、即當時ベンゴルに於てフォート・ウァリアム要塞と呼ばれしものは、一七〇七年中獨立の管區として認めらるゝことになつた。孟買市の所在地たる孟買島は、一五三四年葡萄牙人に割與せられたが、二六六一年にはチャールス二世の所有に歸した。是れは、チャールス二世が、ブラガンザ家(葡萄牙)のキャサリンとの結婚の際贈物の一部として得たものである。チャールス二世は、一六六八年中是れを東印度會社に貸與した。當時貸與の條件を示すものとして用ひられた不思議なる法律語に依ると、其地を「ケント郡に於ける東グリニチに於ける莊園と同じく自由借地として」一年十磅の地代にて會社に貸與するといふのであつた(註一)。孟買に於て、會社は英國皇帝(Crown)の名に於て完全なる領土權を行使した。印度に於ける商館は、一六七一年の書簡に於て、孟買をば英國の「植民地」なりと記してゐる(註二)。孟買は、會社の所管に歸してから各方面共異常の發達を遂げ、ストラトの管區長で、孟買最初の知事として一六六九年から一六七七年まで其職にあつたジェラルド・オンヂアー(Gerald Aungier)の下に於ては、彼が寛弘にして文明的な統治の結果、人口が一〇、〇〇〇から六〇、〇〇〇に増加したのである。

オンヂアーは孟買市の要所竝に海岸に防禦工事を施し、裁判所を設け、警察を置き、病院と監獄とを建てた。斯くて、西部管區は、一六八七年中都をストラトから孟買に移すことになつた。

註一。ロバート著印度歴史地理(卷首參考書欄参照)第一卷第四一頁を見よ。  
註二。同書同卷第七六頁を見よ。

斯くて、東印度會社は、十八世紀の始めに於て、マドゥラス、孟買、甲谷陀の三地に於て、要塞に依て保護せられた各別の居留地を有するに至つた。此等は、互ひに獨立せる植民地であつたばかりでなく、或意味に於ては印度帝國の權力をすら超越せるものであつた。居留地は、何れも皆管區長と参事會とを有し、其の勢力圏内に對しては、印度に於ける英國東印度會社活動の本據地であつたのである。孟買其他の居留地は單なる居留地ではなく、當時既に或程度まで植民地的形態を備へてゐた。即ち「王政復古」の時代(一六六一—一六八七年)に於て勅許狀に依り時々會社に附與せられた權力は、イルバート(註一)が注意したる如く、會社が單純なる一商事會社より、弘汎なる權力(軍權民權)を有する主權的團體(土地を所有する)たらんとする道程にあつたことを示してゐる。併し、其れは會社の對印度政策の大體の傾向に就て語つたもので、實際に於ては、會社は孟買以外に於ては、領土の所有者であるといふことを公然主張しなかつた(マドゥラス、甲谷陀の兩地に於ても、會社は孟買に於けると同様の權力を行使して憚らなかつたに拘はらず)。尤も、一六八一年より一六八七年に至るまでに於て、前後四回會社の總裁に推戴されたサー・ジョサイア・チャイルドの熱心なる勸告に依り

倫敦の本社に於ける臆病勝ちなる理事者等が、「宏大にして鞏固なる根據を有し、未來永劫英國の領土たるべきものを印度に確立するの目的を以て巨額の収入を同方面に於て企圖し、軍權民權を行ふ」ことを以て、東印度會社の行ふべき政策なりと宣言したことはある。併し、此の如き政策の結果は果してどうであつたか。此野心を孕める政策を實行せんとして、サー・ジョサイアは、會社をしてモーガル皇帝オランゼブ(Aurangzeb)と誠に不幸なる戦争(一六八五—一六九〇年)を開かしむることになつた。當時英國が海上に於て覇權を握つてゐなかつたならば、印度に於て折角築き上げられた英人の勢力は全然一掃せられたであらう。印度に於ける災難が落付くか落付かない内に、一六八八年に於ける革命後、互ひに脱合へる二つの東印度會社の間に於ける騷擾の結果として、英國は單に政治上の權力を印度に於て主張し得ざるのみならず、商業上の關係すら斷絶せられんとするに至つたのである。前記二箇の東印度會社は一七〇八年漸く合併することになつた。

偉大なるモーガル皇帝の最後の者である前記オランゼブは一七〇七年死歿した。オランゼブの死後、モーガル帝國は四分五裂し、印度の形勢轉た混沌たるものがあつた。此時に際し、佛國は埃國の王位繼承戦を印度に持込み、一七四六年マドゥラスを奪取した。併し、マドゥラスは、エクス・ラ・シャペルに於ける媾和條約の結果ルイスブルグと交換する條件で再び會社の手に返還せられた。然るに、一七五六年、年少なるベンゴル王シラヂ・アッ・ド・ラ(Siraj-ud-Daula)は、一七五六年中某人に對して

戰を宣し、甲谷陀より彼等を驅逐した。領土的野心を離れた百五十年に亘る商業的活動の後、印度に於ける英人は、自らの運命を決すべき場合に際會した。即ち、印度に於ける英國人は、ロバート・クライブ(Robert Clive)の果敢なる統率の下に領土權を握るか否かを決すべき破目に陥つた。斯くて彼等は、歐洲に於ける所謂七年戦争(一七五六—一七六三年)が尙未だ開始せられざる時に於て、印度南部に於ては佛蘭西人を屈服する程の勢にあつた。彼等は佛蘭西人が擁立しやうとした者を排斥し、一七五二年彼等自ら指名せる者をカーナティック(Carnatic)の王とした。一時名聲噴々たりし佛總督デュプレクス(Dupleix)は、二年の後不名譽を荷ひ印度を去るの止むなきに立至つた。クライブは、一七五七年一月甲谷陀を恢復した。而して其年の六月にはブラッシー(Plassey)に於て乾坤一擲の勝利を得た。此一戦に依り、クライブは印度に於て最も富裕なりとの稱あるベンゴルの形勢を支配することゝなつた。

併し、ベンゴルに於ける形勢は尙ほ混沌たるものがなつた。其れは會社がベンゴルの主人公たるに至つてからも、自らは政治を行ふことを欲せず、さればと言て、ベンゴル王には政治の實權を與へず傀儡同様のものとするなど中途半端な態度を取た事に基因する。會社が久しき躊躇の後、即ち一七六五年モーガル皇帝の提議に基き、ベンゴル、ビハル(Bihar)、オリッサ(Oriasa)に於ける民事行政(主として財政事務)を引受るやうになつてからも、混沌たる形勢は奈何ともすること出来なかつた。

モーガル皇帝の治下に於ては、地方行政が二つに分れてゐた、故意に二分せられてゐた。即ちディワン(Divān = Dewan)と稱する官吏がゐる民事行政を司り、ネーポブ・ナナム(Nawab-Nazim)といふものがゐる刑事行政を司つてゐた(但し、ベンゴルのネーポブは民事刑事兩行政を兼掌してゐたこともある)。東印度會社が、民事行政(重に財務行政)を引受けてから、久しく二重行政の制を採用せるは自然でもあり、止むを得ないことでもあつたのである。併し、此制度は實際上の見地よりすれば誠に不都合であつた。即ち、此制度に依れば、ネーポブは、依然刑事行政に對して責任を負ふことになるが、元々會社の傀儡たるに過ぎぬから、秩序を紊し法を破るやうなことがあつても適當なる取締りを爲し得ない。然るに、表面上民事行政の衝に當れる會社は、多くの場合土著人民をして其義務を代行せしめたから成績が舉らない。斯くて、一七五七年(甲谷陀の恢復)から一七七二年(ヘースティングスが始めてベンゴルの知事となりし年)に至る間は一の過渡期をなし、其間會社は印度の領有といふ道程に於て暗中を摸索してゐることになる。

一七七二年、東印度會社は、「自らディワンたるべく決意した」。即ち、其年有名なるウォレン・ヘースティングス(Warren Hastings)をベンゴルの知事に任じ、土人をして會社の行政を代行せしむる従前の制を止め、英人自らをして行政の衝に當らしむることに就て適當の制度を設くるやう訓令を彼に與へた。會社は又、社員任用規則を改正し、同時に此等社員が財務及裁判(民事?)を遂行する

上に於て規範たり準繩たるべき規則を新に設けた。新任せられたヘースティングスに取ては、嘗てクライブを苦めた「假面を脱する」といふ問題は問題ではなかつた。即ち、彼は當時尙は表面上の主権者であつたモーガル皇帝に對し貢納することを止めた。而して新制度を確立するや否や、當時警察事務を掌り刑事行政を行つてゐたネーポブに、然るべき年金を與へて職務より退かしむることにした。斯くて、今や名實共に英人がベンゴルの支配者であることを天下に表明するに至つた。當時英人の掌中に歸したベンゴルは、ビハルを入れて、面積に於ては大貌利嶺及愛蘭に匹敵し、一七七〇年に於ける夫の不幸なる饑饉の前の人口を以てしたならば、大貌利嶺及愛蘭の人口の二倍程の人口を包有したのである。一七七三年英本國議會は、會社が印度に於て行つた此等の改革革命を既定の事實として認め、會社が革命を成就するに就てなした如上の處置をば、法令に依て合法化したのである。其是れを爲すに當り、議會は、會社の此等の處置は、一方にて英國皇帝の權力を顧慮してなさるべきのみならず、モーガル皇帝の權力に依ても制限を受けるべきものではないか、換言すれば會社は一方に於て、英國皇帝の權力を侵犯するのみならず影は薄いがモーガル皇帝の權力をも無視するものではないかといふ、單に理論的興味を有するに過ぎざる問題には一切頓著しなかつた。此議會の法令を統治法(Regulating Act)とす。ノース卿が首相の位置にあつた時分議會を通過したものである。該法は、印度に於ける新領土の統治の爲めに、一名の總督(ウォレン・ヘースティングス)と四名の議員

よりなる行政會議を設置することを規定してゐる。今一七七三年の統治法が施行せられた以前と、其れ以後に於ける相異の點を述ぶるならば、同年以前英國は、一六九八年以後の成文法と、其成文法の範圍内に於て設けられた特許狀とに依て會社に與へられた文權武權を以て、會社をして印度の彼方此方に散在する居留地を統治せしめたのに過ぎないに反し、同年以後は英領印度といふ、全く新にして且大なる範圍に亘る領土を支配することゝなつた。其處に兩者の間に大なる相異がある（會社を通じて支配したといふ點に於ては、一七七三年の法律實施前も其後も變りはないが）。一七七三年の統治權は翌一七七四年より實施せらるゝことゝなつた。英領印度に於ける立憲政治は、此年を以て始まると言て差支へない。

第二節 英領印度の政治地理的區分

ベンガルに於てモトガル家が勢力を失墜してより、英人が如何なる紆餘曲折を経て、今日印度半島の三分の二に對して直接支配權を行ひ、他の三分の一に對して宗主權を確立するやうになつたかを詳細に述ぶるといふことは余の目的ではない。左様な問題に就て管々しく述ぶることよりは、英領印度の政治地理的區分に就て或觀念を讀者に與ふるやうに力むることを以て必要なりと信する。此

政治地理的區分は、一方蕃邦(Native States)と稱する補綴せられながら而も永久的の形を備へたる地理學的區分を作り、他方英領諸州といふ直接統治の地域を作る、言はゞ二重の歴史的作用から自然に派生したものである。卷末に於て見る英領印度帝國の政治地圖と、次に掲ぐる表とは、此處に所謂直接統治の地方と間接に統治せらるゝ蕃邦とに關し大體の觀念を與ふることに信する。

州名	一九二一年の人口	今日の如き形態を取るに至りし政治行政史上の事實
インドウラス (Madras)	81,000,000	十八世紀の中葉行はれたる佛蘭人との戦争の結果、東印度會社はマドゥラス州の東北地方を獲得し、同じく十八世紀の末葉に於て行はれたるマイソア戦役の結果、其中部西部を英國の領土とするに至つた。
ベンガル (Bengal)	84,400,000	一七六五年デイルンの民事行政を掌中に收めたる際に於て得たるベンガル、ビハル、オリッサの區域に、一七七五年には更に前記アワドよりマナレス(Banar)州を割與せられた。
オリッサ (Orissa)	21,000,000	今日政治地理上アグラ州と稱せられ、歴史上の因縁よりして「割與征服されたる諸州」と呼ばるゝ直接統治の部分は、一部はアワドのワラン(War)王より一八〇一年割與せられ、一部は第二回マラタ(Maratha, Malharis)戦争の結果、一八〇三年中併合せられたるものよりなる。一八〇三年には、オリッサ本部に屬する多くの地方は、マラタ諸侯より取り再びベンガルに合一せられた。アワドは、不斷暴政を繼續したる結果、一八五六年英領土の一部として併合せられた。
アグラ (United Provinces of Agra and Oudh)	84,000,000	次に行政上の變化を述べれば、「割與征服されたる諸州」(即ち今日のアグラ)は、元ベンガルの一部として總督に直轄せられたが、一八三五年中北西聯合州(N. W. Provinces)なる

州名	一九二二年人口	今日の如き形態を取るに至りし政治行政史上の事實
孟買 (Bombay)	14,400,000	<p>此管區の地域は、大部分第三回マラタ戦争の結果、一八一九年中併合されたマラタ侯 (Maharaja of Satara) の領土よりなる。シンド分州 (Sindh) (人口三、三〇〇、〇〇〇) は、一八四三年中征服され孟買管區中に編入された。</p> <p>孟買管區内に於ける行政上の變動としては、一八三九年以後英國の領土となるアムベ (Amber) の居留地は、最近まで孟買政府の管轄に属した。然るに一九一八年中英領外務省の管轄に移り、今日には是れを植民省内の中央亞細亞局の監督に移さんとする者がある。</p> <p>緬甸戦争の結果英領印度に併合されたものである。行政上の變動としては、一八二六年から同五四年まで印度總督の管轄下に在り、一八五四年から同七四年までベンゴール知事の監督を受けた。一八七四年から一九〇五年まで獨立の州として統治委員長の支配を受け、一九〇五年より同十二年までは東部ベンゴール及アッサムの副知事の監督を受けた。一九一二年以後は再び獨立の州となり統治委員長 (今は知事と稱す) の行政下に立つた。</p>
アッサム (Assam)	4,800,000	

州名	一九二二年人口	今日の如き形態を取るに至りし政治行政史上の事實
パンジャブ (Punjab)	11,700,000	<p>このことになった。</p> <p>ガンマナ (Gujana) サトワ (Sind) 兩河の中間にある此地方は、一八〇九年ラングト・シン (Ranjit Singh) に依り割譲せられたものである。然るに、第二回シク戦争の結果、サトワ河とスプタ河 (Sutlej) の中間に在るガランダー (Gulistan Doab) が是れに併合せられた。第二回シク戦争の結果、全州が一八四九年中併合せられた。一九〇一年には、インダス河向岸の國境地方は、北西國境州 (前出) なる獨立せる行政區に改造され統治委員長の下に置かることになった。行政上、此地方は、一八四九年から一八五三年までは三名の統治委員よりなる統治委員會に依り統治せられ、一八五三年より同五九年までは統治委員長の監督を受けた。一八五九年以後は副知事に依り統轄せられた。副知事は後昇格して知事となった。</p>
セントラル・プロビンス州 (Central Provinces)	11,400,000	<p>一八一七—一八一九年に於ける第三回マラタ戦争の結果併合せられた北部地方は、合一してソークハ及びナルバガ地方 (Saugor and Narbada Ter) となり總督代官 (Agent of the G. G.) の管轄を受けることになった。然るに、此等の地方は其後北西聯合州に合一せられ、一八六一年にはナグプア (Nagpur) 地方—是れは一八五三年中自然消滅 (Doctrine of Lapse) 後編成することになった。マラー (Bihar) 人口三、一〇〇、〇〇〇) は、一九〇二年セントラル・プロビンス州統治委員長管轄の下に置かることになった。其れは、其年に於て其地がハイデラバド (Hyderabad) 王に依り永久に英國に貸與せらるることになったからである。セントラル・プロビンス州は今は一知事の管下に在り。</p>
ベンガル (Bengal)	11,100,000	<p>一八二六年と一八五二年とに行はれた第一回及第二回緬甸戦争の結果、海岸沿にベガ</p>

州名	一九二一年の人口	今日の如き形態を取るに至りし政治行政史上の事實
		(Cooch)を包括し、英領緬甸(下部緬甸といふ)として知らるゝ部分が英國の領土として編入せられた。緬甸獨立王國(上部緬甸として知らるゝ)は第三回緬甸戰役後一八八六年中英國に併合せられた。 行政上の變動としては、下部緬甸は始め總督代官に依て統治せられたのであるが、一八六〇年統治委員長の手に移り、一八九七年には一副知事の管轄内に置かるゝことになつた。

上記の外、英國直轄の領土中に區域大ならざる左記の諸州がある。此等の小州は統治委員長(Chief Commissioner)に依て統治せられてゐる。但し、該統治委員長は、アングマン、ニコバル諸島州の場合に於ては、ポート・ブレリア(Port Blair)に於ける重罪人收容所長を兼ね、コージ(Coorg)州の場合に於ては、マイソアの理事官を兼ね、英領バルチスタン(Baluchistan)及アヂュミア・メルワラ(Ajmere-Merwara)の場合に於ては、印度總督の代官を兼ねてゐる。  
英國直轄の諸州にして區域小なるもの。

州名	一九二一年の人口	今日の如き形態を取るに至りし政治行政史上の事實
北西風境州(N.W. Frontier or Province)	11,160,000	一九〇一年中パンジャブから分離したものである。

英領バルチスタン(Baluchistan)	2,117,000	首府クエッタ(Quetta)は、一八八六(一八八七?)年創設された。今日の英領バルチスタン州は、一八八七年中英領印度と合併せられた。
アヂュミア・メルワラ州(Ajmere-Merwara)	2,820,000	此地は、一八一八年中ケッリアー(Cheelar)より割與された。
コージ州(Coorg)	1,270,000	稅政相繼げる結果一八三四年中併合せられた。
アングマン諸島(Andaman and Nicobar Islands)	117,000	アングマン諸島は一七八九年中、ニコバル諸島は一八六九年中何れも占領せられた。二群の諸島は一八七二年中合併せられ、一名の統治委員長に依て統治さるゝことになつた。
チェット(Chitli)	2,820,000	一九二二年英領印度の政廳が甲谷陀よりテリに移轉したとき、此地は「行政上の被包領」になつた。而して統治委員長の下に統治さるゝことになつた。

右の二表を基として計算して見ると、第一表に記載した九大州の人口は二四三、〇〇〇、〇〇〇となり、第二表に記載した六小州の人口は四、〇〇〇、〇〇〇となる。即ち直轄領の人口は、双方合せて二四七、〇〇〇、〇〇〇となる。是れに次に記載ある蕃邦(間接領土)の人口七二、〇〇〇、〇〇〇を加へると英領印度の人口總數は三一九、〇〇〇、〇〇〇となる計算である。

印度の蕃邦とは、理論上英國皇帝陛下の宗主權下に立つ土侯の領域を意味するものである。英國皇帝の宗主權は、英領印度總督及び其部下を通じて行はるゝものである。此點より考ふれば、此等の蕃邦は西藏、亞富汗斯坦は無論のこと、ネパル(Nepal)、ブタン(Bhutan)等の土侯領とも政治上の立場



を異にするものである。此等侯領と英國との間に條約は存するが、英國は此等の國々に對して宗主權を行はない。それで、此處にいふ蕃邦は、勿論獨立國ではない。獨立といふ概念には、外部に對して自由行動を執り得る權利を含んでゐる。然るに、此處にいふ蕃邦は、外國關係の事務を單獨にて行ひ得ぬのみか、蕃邦相互の關係に於てすら、印度政府の拘束と指導を受くるにあらずんば行動すること出来ぬやうになつてゐる。斯く外部關係の事務に就て指導拘束を受くることになつてゐるため、當然の權利として、外交と軍事とに於て印度の直轄領と全く同等の保護を享受することになつてゐるのである。一方此等の蕃邦は、領土を保有し、其保有權は無上權の承認する所であるから、内政上の問題に就ては或程度の自由を有てゐる。但し其權利自由は「或程度」のものであつて、(一)此等蕃邦の領主は其此處に居住する英國臣民に對して支配權を行ふこと出来ない。(二)英兵の駐屯せる兵舎町に對しては管轄權を持たない。(三)蕃邦の有する兵力は、各蕃邦と英國政府との協定以上に出で得ないこと等を條件としてゐるのである。各蕃邦が内政上の問題に就て有する權力は夫々異なるが、イルバート(註一)は、其著述に於て、印度蕃邦の諸侯と英國の無上權との權力の割合は

「大體各蕃邦の歴史上の因縁と重要程度(實力)とに依て定まり、條約に依て定められてゐるのもあれば、條約の如く形式的でない協約で定められてゐるものもある。特許狀(Sanads)で定められてゐるものもあれば地方的舊慣に依て定められてゐるものもある。蕃邦君主の有する統治權の最高標準は

ハイデラバド王(Nizamといふ)是れを示し、同王は貨幣鑄造の權、臣民に對する租稅賦課の權、最終審として死刑を課するの權を有てゐる。統治權の最低標準はカニアワール(Kashawar)に於て、僅々數英町を有する王に依て代表せらるゝ。同王は英國政府より租稅を賦課されないと云ふ特權と、有名無實に近き裁判權とを有てゐる』云々と謂てゐる。

註一。イルバート著印度の政治第一六五頁を見よ。

吾人の所謂蕃邦は其數七百内外である。其中稍々實力ありと思はるゝは六七十以下に過ぎない。蕃邦の多數——小蕃邦の半數以上は孟買管區に發見せらるゝが——は、酋長又は陪臣と稱せらるゝ程度に依て代表せられてゐる。マイソアとトラヴァンコア(Travancore)とに於ける古いヒンドゥ族の王朝は、十八世紀の末、英人に依て保存せらるゝことになつた。十九世紀の始め、英人は保護領の範圍をラヂェプタナ(Rajpootana)の諸邦に擴げた。ラヂェプタナ諸邦の王家は、何れも古い歴史を持つてゐるものである。然るに、今日有力なる土侯國と見られてゐるハイデラバド、カシムミヤー(Kashmir)、グジャラー(Gujarat)、バラダ(Baroda)、インドア(Indore)は、何れも比較的新しい國であつて、其是れに君臨する王家は何れも外來者である。ハイデラバドに於て住民の大部分はヒンドゥ族である。然るに國王は回教徒である。反是、カシムミヤーに於ては、住民の三分の二は回教徒である。然

るに其王家はヒンドゥ教徒である。最初英人に依て藩邦の一と認められ、後英國の領土に編入せられたるもの、中、最も著名なるもの、一はナグプアであつて、ナグプアは自然消滅(王室に後継者なきことを意味す)の結果一八三五年中英領土内に編入されたものである。今一の例はアウドである。是れは悪政相繼いだ、ゆゑ一八五六年英領土中に編入せられた。左に表示する所は、現下印度に於て稍々重きをなせる藩邦に就き、其名稱、人口、政治史の大略を示せるものである。此等十個の藩邦は、面積に於ては全藩邦の五分の二、人口に於ては其過半数を占めてゐるのである。

邦名	一九二一年人口	君主			政治史概要
		名稱	種族	宗教	
ハイデラバド (Hydrabad)	11,000,000	ニザム	中亞土耳其人	同	オランセブ(前出)皇帝の下にデッカ(Dekan)地方に副王たりしアサフ・ジャハール(Asaf Jah)と稱するもの、オランセブに對し獨立を宣し、一七二四年現ハイデラバド王朝の基を開いた。英人がマイソアのタイプー(Tippe)と屢々戦を交へたる時、ハイデラバド王は英人と同盟し彼等を援助せり。王がマラータ諸侯と争へるときは英人は王を保護せり。
マイソア (Mysore)	5,000,000	ハリヤヤ	ヒンドゥ	ヒンドゥ	マイソアの王家なるウヂヤヤル(Wodeyars)は、十四五世紀の末此地を支配した。併し、一時此地を去つた彼等は、一七九九年タイプー(Tippe)の没落後、再び現今のマイソアに據えられた。内争相繼げる爲め、英國は一八三一年一時マイソアを直轄領としたが、一八八一年にはマイソア以前の王家を復興して藩邦の一とした。此處のハリヤヤは、印度最南部の三つの古きケミル人(Kemil)族の中の一を支配せるチエラ王家(Cheera dynasty)の末裔であると稱してゐる。トゥラヴァンコープとの攻守同盟の條項を守る爲めに同國の防禦を援けたことが、一七九〇—一八二一年に於ける第三次マイソア戦の直接の原因であつた。

トウラヴァン (Travancore)	2,000,000	ハリヤヤ	ヒンドゥ	ヒンドゥ	カシュミアールは、ランガト・シンガ(Rangit Singh)に依て征服されパンジャブに附加せられた。併し、第一次シク戦役後、即ち一八四六年に英人に依てクラブ・シンガ(Crabb Singh)に割與せられた。其れは、彼がシク戦争中、英人に對して好意の中立を保つたばかりでなく、シク教徒に對して要求せる賠償金の大部分を仕拂ふ責任を負ふたからである。カシュミアールが彼に與へられてゐた時には、彼は前記ランガト・シンガに依て既にガムムーの王とせられてゐたのである(一八
カシュミアール (Kashmir and Jammu)	5,500,000	ハリヤヤ	ラヤプット	ヒンドゥ	

邦名	一九二一年人口	君主		政治史概要
		名	種族	
パロダ (Baroda)	111,100	ガイクワリー	マラタ	二〇年。上に記載する三個の藩邦は、マラタ族の酋長なりし其君主等が、十八世紀の始め、各自の實力を以て築き上げたものである。英人はガイクワリーは一七九九年既に同盟を締結し、共同盟條約は其後ガイクワリーに依り確保された。シンディヤ、ホルカールの最後の政治上の協定は一八一七―一八一九年に於ける第三次マラタ戦争後に於てなされた。 此處に記載する二つのラヂヤプタナの王家は、此地に於ける古い王家中、最も有力なるものに屬する。ウダイプアは第七世紀に於て此地に君臨し、ガイプア家は十二世の交ラヂヤプタナの一部を支配したものである。英國は、一八一八年の同盟の條項に依り保護の範圍をラヂヤプタナの諸邦に擴げた。 同族國中ハイテラバドに亞ぎ最も有力なのは、ポールであつて、ポールはオランゼア皇帝に屬する阿富汗人將校ムハムド・カーン (Dost Mahomed Khan) が一七二三年中獨立の
ウダイプア (Udaipur)	111,100	マハラジャ	ラヂヤプト	
ガイプア (Gaipur)	111,100	マハラジャ	ラヂヤプト	
インドア (Indore)	111,100	マハラジャ (ホルカール)	マラタ	
ポール (Poona)	111,100	ガム	阿富汗	

英領印度の政治地圖に就て完全なる觀念を與へんが爲めには、どうしても印度に於ける葡萄牙人、佛蘭西人の所領に就て一言せねばならぬ。ゴア (Goa) に於ける葡國の領土は、一五一〇年の昔アルブタマク (Albuquerque) が同地を征服したことに源を發してゐる。目下同地の人口は五十萬近くである。佛國植民地の重なるものはポンディセリ (Pondicherry) であつて、一六七四年樹立された。目下の人口は二十五萬餘である。

第三節 人種言語宗教其他社會的背景

以上の説明に依り、今日の印度なるものは、一方英國直轄の諸州と諸藩邦の二要素よりなること、此等の直轄地並びに藩邦なるものは、一々首肯される歴史的經過を辿つて今日の如き形態―其形態は行政の必要上此處彼處に於て多少の變化を受けてはゐるが―を取るに至つたことが明かになつた

こと、信ずる。吾人は、本節に於て、更に進んで政治的分界よりは更に一層根本的で、寧ろ其背景をなせりと思はるゝ區分に就て暫らく述べて見たい。政治的區分よりも更に根本的の區分とは、人種、言語、階級、宗教上の相異區分を指していふのである。

先づ印度に於ける言語の異同より論ずる。言語の異同は人種の異同を論證するに當て有力なる理由となるものである。北部印度、中部印度、西部デッカに住する諸民族は、少數の例外を除き、往古のインド・ヨーロッパ言語たるサンスクリットに類似せる言語の轉訛せるものを使用してゐる。余は此等の言語を總稱してサンスクリットの言語と稱へるのであるが、此サンスクリットの言語は、使用せられてゐる區域の相異に依て、明かに三類に分つことが出来る。外郭に用ひられてゐる言語と、内側に用ひられてゐるものと、外郭内側の中間に用ひられてゐる言語とに。内側に用ひられてゐるのはヒンディ語(Hindi)で、主として印度の中央に於て多くの方言として用ひられ、全人口の約三分の一は此ヒンディ語を使用してゐる。ヒンディ語と密接なる關係を有し、其ヒンディ語の使用さるゝ區域の北方に當てパンチャビ語が用ひらるゝ。是れは印度人の五バセントに依て使用されてゐる(註一)。ヒンディ語の西方に、ラヂャスタニ及び其接續地方に於て使用せらるゝラヂャスタニ語と、グヂャラト(Gujarat)及び孟買市に於て使用せらるゝグヂャラティ語がある。此二言語は互に多少混交し合はるのであるが、二者合して印度人の八バセントに依て使用されてゐる。パンチャビ、ラヂャスタニ、グ

ヂャラティの三言語は、吾人の所謂中間言語である。所謂外郭の言語と稱するものの中にはマラティ語がある。此言語は一種特有の言語學的特性を有し、主として西部デッカに使用さるゝ。全人口の六バセント餘の語である。次に東マラティ語の東(Orissa)がある。是れは全人口の三バセントの語である。次にオリッサの語たるオリヤ語(Odia)がある。是れは全人口の三バセントの語である。次に北西マラティ語の北西(譯者)にシンディ語(Sindhi)とラーンダ語(Lahnda一名西パンチャビ語といふ)とがある。ラーンダ語はパンチャビ語と混交してゐる。此シンディ語とラーンダ語とは元密接なる關係を有する言語で全人口の約三バセントに依て使用されてゐる。

註一。此處に擧ぐる國語使用の割合は一九二二年の國勢調査報告に依る。一九二二年の國勢調査に就ては詳しい數字がまだ分らない。

史家の想像する所に依れば、此等三種(外、内、中)の言語は、數世紀に亘つて行はれたヨーロッパ種族の二大移住(印度への)の結果發生したものである。後で這入つて來た移民が中部印度(グヂャラトへも亦)を占領し、始めに這入つて來た移民を外に押出した。此説の眞偽は暫く措き、事實に就て見るに、ヒンディ語が三種の言語のうち中心となつて、其れに類似したパンチャビ語、ラヂャスタニ語、グヂャラティ語が其れを取巻き、シンディ語、マラティ語、ベンガリ語(オリヤ語とアサム語とは此ベンガリ語に關係がある)が更に其外側を取巻いてゐる形になつてゐる。一の輪郭内に於ける言語は他の輪郭内に於けるものとは格段の相異があり、同一輪郭内に於ける一の言語は他の言語から異

なつてゐる。

印度全人口の約四分の三に依て使用されてゐる印度歐羅巴地方語(Indo-European Vernaculars)中には、右に擧げたる三大種類の外に、サンスクリットより轉訛せる一二の地方語がある。此等の地方語は、ヒマラヤ山の傾斜地帯に棲息する山民に依て使用されてゐるものである。カシュミリ語は其一例である。カシュミリ語は、サンスクリット系ではないが、印度歐羅巴語の一として取扱ふべきものである。バルク(Baluch)語、パシュトゥ(Pashtu)語等の所謂イラニアン語も其實例である。此等イラニアン語は印度の北西境に於て使用されてゐる。

吾等は、以上記載せる印度のサンスクリット系の諸語と、新拉典語として知らるゝ歐羅巴のロマンス諸語と比較して、其雑多性が偶然でないことを理解することが出来る。歐羅巴のロマンス語は、何れも新拉典系であるといふ點に於ては變りないが、今日羅馬尼亞語、西班牙語に於て見るが如き多大の相異がある。一方西班牙と葡萄牙とに於て使用せられてゐるロマンス語には三つの種類がある。此等三つは、系統上同一であるが、今日では一を他に還元すること出来ない程獨立した言語となつてゐる。此等の點も印度に於けるサンスクリット系の地方語と似てゐる。印度歐羅巴系の地方語に關する記事を終る前に注意せねばならぬのは、前記ヒンディ語(ヒンディ語を波斯化するものをヒンダスタニといふ)は、モーガル皇室が印度を支配した時より以來、南部印度の大部分を含める印度、換言す

れば全印度の共通語であつたのである。尤も是れは多少條件を附して理會せられねばならぬ。即ち、リングア・フランカと言へども、インド・ヨーロッパ文明の中心たる中部印度を多く離るれば離るゝ程、ヒンディ語を理解する者の數が少なくなることは是である(註一)。

註一。言語と種族の關係が文字(アルファベット)と書體に於ても現はれてゐる。印度の多くの部分に居住するインド人は、サンスクリット系のナガリ(Devanagari)文字を熟知してゐる。然るにヒンダスタニ語(Hindustani)は普通回教徒の使用する波斯文字で書かるゝのを例とする。一般に用ひられてゐるナガリ文字の走書體は、(一)ベンガル(Bengal)からグジャラト(Gujarat)に至る中央印度の全部に對して行き亘つてゐるカイチ(Kaithi)。(二)ラサユブナ(北印度)に於けるマルワリ(金貨に依て使用されてゐる)マハラシュトラ(Maharashtra)である。ナガリ文字を根本とするが、今日全く別の書體として認められてゐるものに、パンジャブのグルムキ(Gurmukhi)、ベンガリ及びオリサ等がある。由是觀るに印度に於ては、言語の相異の外に、印刷又は手書に於て使用されてゐる文字の相異があることが明かである。

印度の南方に至り、吾人は其の他の地方に於ける言語と全く系統を異にし、背景とせる文明を異にせる言語の一群に出會する。全く異なる言語の一群とはドラヴィダ(Dravid)諸語を指していふ。歐羅巴に於けるマゲヤー語(Magyar)例へば匈牙利語)が西部歐羅巴の言語と根本的に違つてゐるのは事實である。併し、其相異は、南部のドラヴィダ語が、英領印度の他の部分に於けるサンスクリット系統の諸語と異なる程ではない。タミール(Tamil)語は、昔ドラヴィダと稱せられた印度最南部の言語である。ドラヴィダ系統の語で、タミール語と密接な關係を有するものにマラヤラ

ム(Malayalam)語がある。是れはトゥラヴァンコアを含めるマラバー海岸の通用語である。タミール語とマラーラム語との使用範囲は、全人口の八バセントである。タミール人の棲息せる地域の北西に當て、マイソア藩邦の大部分を含み、且つ孟買管區まで擴延せる區域に於てカナリズ(Kanare)語を使用せる人民(嚴密にはカーナタイク人と呼ばれるべきもの)がある。タミール人の住地の北東にテルグ(Telugu)語を使用する人民が住んでゐる。其範圍は、マドラスの中部北部に亘る一帯の地域とハイデラバド王ニザムの領域の大部分を含んでゐる(テルグ語を使用するものをテリリングガベリ人といひ、往昔此地にあつたヒンドゥ王國の名を取て、アンドラAndhra人ともいふ)。テルグ語は、語彙も文字も、タミール語とは根本的に相違してゐるが、印度土人の七・五バセントは此語を使用してゐる。前記カナリズ語は、語彙の上ではタミール語と關係あるが、文字書體は寧ろテルグ語に似てゐる。而して印度人の三・四バセントが是れを使用してゐる。上記數種類の語程重要でないドゥラヴィダ語に、ゴンド(Gond)トゥル(Thul)等があるが、ドゥラヴィダ系統の語を全部加へると、印度土人の五分の一が此系統の語を使用してゐる。

サンスクリット系の地方語とドゥラヴィダ系の地方語とを取除くと、印度には僅かの他系語が残るのみである。他系語の中特筆すべきは、主としてチュイタ・ナグプア(Chaita Nagpur)の蕃族に依て使用せられ、印度土人の一・二五バセントの用語たるムンダ(Munda)諸語、主として緬甸人に依て使用せ

られ四・〇バセントの印度人の用語たる西藏支那語である。序に言て置かねばならぬのは緬甸のことである。緬甸は政治上英領印度帝國の一部ではあるが、地理上其他の見地よりすれば英領印度本部とは全く別の國である。其住民は印度支那人で、英領印度本部の其れとは種族上異なつてゐるし、宗教も違へば、文明其物が印度本部の其れとは別である。印度本部には、今日佛教徒は住んでゐないと見て宜しい。然るに緬甸は佛敎國である。印度本部に於けるヒンドゥ教徒社會の病根たる姓閥(○)などいふものは緬甸人の社會に於ては見られない。

言語なるものが人種上の差別を定むる上に於て有力なる一の手掛りとなることは前既に述べた通りである。勿論同一の言語を使用してゐる者、必ずしも同一種族に屬さない。併し、同一の言語を話す者は同一種族に屬するのが通則である。現に、以上吾人の示した言語上の異同は、尠くとも印度に於ては、人種國民の差別を説明するものである。

兎に角、印度半島に西から東に向けて、不定形に連亘してゐる小岳とチャングルとに遮蔽せられて、高加索人種の色黒い分れであるドゥラヴィダ種族が、太古の時代よりインド・ヨーロッパ種族とは全く別なる生活を續いたのであつた。それで、ヴィンドゥヤ山脈(Vindhya Ranges)の北に於ける印度の部分(即ちドゥラヴィダ種族の棲める中央高原以北の地)に於ては、インド・ヨーロッパ種族が、其此處に棲める住民の身體的特色の上に於ても、言語の上に於ても、將亦文明の上に於ても拭

ふべからざる感化影響を印してゐる(註一)。勿論、今日印度に於て、身體的特色から言へば、如何に見てもドゥラヴィダ種族に屬すと考へらるゝ人民が、インド・ヨーロッパ語を話したり、元ドゥラヴィダ文明であつたものも、有史以後間もなくインド・ヨーロッパ文明の勢力の下にヒンドゥー化せられたり、ヒンドゥー思想(Hinduism)其物が、ドゥラヴィダ文明に源を發する各種の要素に依て本來の特色を失つたりしてゐることは此處彼處に於て認めらるゝ。併し、言語其他の社會的要素が、ヴィンドゥヤ山脈の北と南とに於て大に異なつてゐるといふ大體の事實は動かすこと出来ない。即ち、一方が大體に於て、インド・ヨーロッパ的であり、他の一方がドゥラヴィダ的であるといふことは動かすこと出来ない。

註一。併し、是れは大體の觀察を述べたもので、細かに觀察すれば、文明二分説に矛盾した事實が澤山出て来る。例

へば、チユイタ・ナゲアの蕃民は、其身體的特色からいふとドゥラヴィダ種族に似てゐるが、ドゥラヴィダ系と何等關係ないムンダ語を話してゐる。又北部印度に於て代表的體型を有すと思はれてゐる人民の中にも、同族を印度に屬した民族と同じく、有史以後北西地方から印度の北部に遷々移住して來た人民に依て色々な意味に於て影響を受けてゐるものが餘くないであらう。

北にはインド・ヨーロッパ系の言語、南にはドゥラヴィダ系の言語、吾人は顯著なる此二つの事實を頭に置いて印度に於ける人種分布の狀況を一瞥して見たい。遙か北方に於て、吾人はヨーロッパの要素濃厚にして、特種の言語、文學、文明を有するカシュミアー人を見る。次にパンチャブに來る

と、吾人は一見して純粹なインド・ヨーロッパ種族なりと分る人種に出會する。ラヂェプタナに來ると、此處では純粹なラヂェプタナ人は少數の統治者階級を形成するに過ぎないが、パンチャブ人と同じく純粹なインド・ヨーロッパ種族に屬する。シンドは、一種獨特の言語と歴史とを有する國で、其人民はカシュミアーと同じく、大體同教の信者である。パンチャブの南には廣漠たる中間區域がある。其住民の基礎はヨーロッパであるが、ドゥラヴィダ人其他諸々の蕃人と混合してゐる。最も勢力ある言語はヒンディ語の種々變化せるものである。ビハル(古へのマガドゥア Magadha)とアウド(古へのアヨドゥヤ Ajodhya)とは、何れも永い歴史を物語る國民性を持つてゐる。ベンガルに來ると、吾々は印度の他の種族に於ては到底見ること出來ぬ、一種獨特の身體的特色を有する人民に出會する。ベンガル人の基礎はドゥラヴィダ種族であるらしく、其れが吾人に感知出來る程度に外來者(多分印度支那人)に依て影響されてゐる。此説の眞偽は別とし、吾人は此處に、ベンガル人は、今日印度に於て最も能く外間を理解せられた種族的形態を有する人民だと言へば充分である。其人種的特質と民族の傳説との特異なことをに於て、ベンガル人に勝るとも劣らない特色を持つてゐるものは、印度の西部に住するマラタ人である。マラタ人の基礎は多分ドゥラヴィダ種族で、一説に依ると其れがシシアン人(蒙古種族)の影響を受けてゐる。又一説―此方が新説―に依るとドゥラヴィダ族でアルバイン種族の影響を受けたものが今日のマラタ人だといふ。マラタ人と同じく、特記すべき文學と歴史とを

有する印度西部の人民はグヂャラト人である。最後に吾人は印度の南部及び東南部に純粹なドゥラグイダ人が居ることを注意せねばならぬ。此純ドゥラグイダ族中には、各々特種の國民性種族性歴史文學を有するカナリブ人タミール人がある。更にテルグ語を使用するアンドゥラオリア人が含まれてゐる。アンドゥラ族オリア族の各々は、彼等の領域を整理改正すること、整理した地域を副分州の形式に改め、獨立國家に見ると同様の行政制度を是れに施行すること、換言すれば獨立せる國民的單位として彼等の生活を認むることを過去數年間に互り印度政府に要求してゐるのである。

以上述べた通り、英領印度といふ<sup>サブ・コンチネンツ</sup>亞大陸は、今日可成り輪郭の明瞭な舊來の國民性に依て複雑に區分されてゐる。言語と傳説と種族とに依て分たれてゐる。併し是れは一面の見方で、觀察の仕方一つでは、印度各部の根本的一致程證明し易いものはない。吾人は根本的一致といふことに依て國民性が互ひに符合することを意味するものでない。印度各部族の國民性は、前述の如く全く符合しない。吾人は、根本的一致といふことに依て、印度人の精神生活の本源が同一であること、彼等の文化が共通であることを意味するのである。即ちヒンドゥ思想(Hinduism)は印度を不可分のものとした。國民的種族的相異を超越した一結合體とした。姓閥の制、僧侶の姓閥にして兼て最高の姓閥たる婆羅門の崇拜、畜牛に對する神仕、偉大なるヒンドゥの叙事詩、印度七大河の崇拜、印度七聖市に對する順禮、此等は印度人が共通に有てゐる精神的の財産である。

次に印度の宗教に就て略述する。今述べたやうに、印度には國民的人種的差別を超越し、印度の國民性に向て統一を加ふべき精神的理由も多々存在するが、印度の實際は、言語種族上の相異を有するのみならず、宗教に依て多くの集團に分離せられてゐる。印度の回教徒が、ヒンドゥ教徒の社會的習慣を一見如何に尊重するが如くに見えても、ヒンドゥ教徒中の首領が政治的の意味合に於て回教徒の首領に接近し、彼等の了解を得ることに如何に努力しても、兩教徒の中には到底調和すべからざる思想感情の相違がある。其状恰も愛蘭に於けるアルスターの新教徒とアルスター以外の舊教徒との關係の如くである。シンドとカシミアとに於ける人民は大部分回教に歸依してゐる。バルチスタン及北西國境州も其通りである。パンヂャブとベンゴルの住民の半數は回教徒である。他の諸州に於ける回教徒は數も少なく、其勢力も前記諸州に比し微弱である。併し、印度北部全體を通じ、彼等は市邑に於ては悔るべからざる勢力を持てゐる。印度全體に於ける回教徒の數は、全人口の五分の一に當る。

印度に行はるゝ他の宗教で、印人の政治的生活に重大なる影響を及ぼすものは、パンヂャブの人口の二・〇パーセントを代表するシク人の宗教である。シク人は、唯一神的信仰の上に立ち、軍規に近き規律の下に生活せる人民である。彼等の中には姓閥の制が認められない。最近彼等は印度人、殊に壓迫せられたる階級の中に於てシク教の信者を作ること力めてゐる。次はパーシ人(Parsi)で



ある。パーシ人は元波斯から出たものである。紀元八世紀以後西部印度——殊にグジャラト——に居住してゐる。彼等の社會は、數に於ては決して誇るべきものを持たないが活氣に充ちてゐる。宗教はゾロアスタ教である。パーシ族の數は約十萬と號せられてゐる。印度の商工業界に於ては、侮るべからざる勢力を有してゐる。

最後に基督教徒に就て一言する。印度に於ける基督教徒の數は約四百萬で、全人口の一・二五パーセントを占めてゐる。此中二〇〇、〇〇〇人は、英國の守備兵七〇、〇〇〇人を含める歐羅巴人である。二〇〇、〇〇〇人は歐亞混血種に屬する。此兩者以外が土人信者である。而して此等基督教徒の政治的色彩に就て見ると、英印混血種(歐亞雜種)中の基督教徒は歐洲人の統治を歓迎する方で、土人基督教徒は印度人の獨立を主張する方である。

次に社會的階級に就ていふと、ヒンドゥ人の社會的差別の根底は姓閥にある。此姓閥なるものは印度の全般に擴まつてゐると言て差支へない。其處には數種の姓閥がある。併し、其姓閥の内譯(所謂 *Gotras*)に至ては無數と言て不可ない。此等姓閥副姓閥の中には、一地方に限るものあり、印度の全般に亘るものあり其及ぶ範圍は一樣ではない。婆羅門教徒の中には二千以上の副姓閥があると首はれてゐる。姓閥とは何か。吾人は是れを歐米に於ける職業組合と共濟組合(*Fraternity*)との合併したものと短評すること出来る。併し、姓閥の組合と異なる所は、古來或姓閥中に生れなかつた者は

如何なる場合にも該姓閥に屬すること出来ないこと、姓閥(又は副姓閥)以外の者と結婚することを許されないことにある。諸人種間の雜婚を増進(*Mulattoes*)に例へ、各種の金屬が坩堝の中に於て合金となる如く、諸々の人種も雜婚に依て複雑性を増加するに至ることは人の能くいふ所であるが、吾々は姓閥の制度なるものは、人間が持て生れた要素に増減を加へず、益々是れを硬化し單轉化するものと謂ひ得る。數百年數千年に亘る此硬化作用は、一方に於て、頗る鞏固なる社會的結合力を同姓閥者間に作ることになつた。今日ヒンドゥ人社會に於ける一の美點は、一のヒンドゥ人を同一姓閥内の他のヒンドゥ人に結付くる岩の如き結合力にありと言へる。併し、此種の結合力は繼の結合力を不可能とした。社會的種族的結合といふものが其爲め不可能になつた。此不思議なる社會的構造が、今布かれつゝある民本制的制度に如何に障礙となるか、民本主義的制度にどんな影響變化を及ぼすかは遽かに確言すること出来ない。其真相は歴史上の事實に依り始めて明かになるであらう。但し、姓閥の制が、階級觀念を除き激しく煽立てる印度の部分に於ては、政治上の困難が起り易い。例へば、マドゥラス管區に於ては、數の上からは問題にならぬ程少數の婆羅門が、幾多社會的特權を擅にしてゐる。當局者は、少數婆羅門の政治的壓力に對し、パリア(*Pariahs*)と稱する非姓閥者、ヒンドゥ社會の中堅階級に屬するが、併し婆羅門に屬せぬ姓閥者を保護することの必要を認めたこと一再に止まらない。是れと同様の問題は他の民族(例へばマラタ族)間にも騰々起つた。概言すれば、今日

では社會的產業的階級が姓閥の差別を標準として定められてゐる所に於て、階級間の衝突軋轢が最も少いやうである。

註一。米國に於ける人種間の軋轢を増進に例ふることは、能く學者者述家の行ふ所であつて、著者が此處に特に此語を用ひたのは、米國の學生を前に控へて講演をなしたからである。

經濟的にのみ觀察すれば、印度の姓閥制度は、或程度迄個人の發案力發動力を抑壓するのみならず、勞働動員に支障を起さしむるに違ひない。併し、經濟上結局の結果が如何なるものであるかといふことに就て斷案を下すには、先づ以て目下行はれてゐる制度の改革、並びに産業上の革命が或程度まで進捗するのを見ること必要である。

經濟問題に言及した序でを以て、吾人は、今日の印度は、過去幾世紀に於ける印度と同じく、自作農業者の國であることを充分に讀者の腦裏に印象せねばならぬ。印度の自作農業者は平均約五英反の土地を持つてゐる。印度に於ける總人口の三分の一は、五百名以下の住民を有する村落に棲んでゐる。其十分の九は五千名若しくは其以下の住民を有する村落に任んでゐる。ラングーン(緬甸)を印度の都市より除外し、ハウラー(Hoyle)を獨立の市街とせず甲谷陀の一部と見るときは、印度には、十五萬以上の人口を有する市が、僅かに十五あるのみとなる。而して、其十五都市の中、近代の意味に於て工業中心地と呼ばれ得るものは、甲谷陀、孟買、マドラス、アーメダバド(Ahmedabad)、ブーンブア(Bombay)の五市あるに過ぎぬ。既に述べた通り、印度人一千名中九百名は田園生活者である

が、吾人の所謂田園生活者中には、自作農業者、小作人、全く土地を所有せずして勞働に従事する多數の印度人等、純粹農業者の部類に入るべきもの、外に、宏大なる土地を所有し地代に依つて生活する少數の貴紳的地主、村落に於ける店舗の主人、金貸業者、村落に於て普通に會垣する職人(例へば鍛冶職、大工職、理髮業者、チョウキダと稱する村巡査)、下婢下男等を含んでゐる。一千人の印度人中百名は市街生活者であるが、其百名の都市生活者中、五名は商業又は専門的職業に従事し、所得税を仕拂ふ知識階級に屬し、十五名は機械工業(此中には石炭坑、鐵道従業者をも含む)に依て渡世し、殘りの八十名は土地固有の工業其他の事業に従事してゐる(註一)。

註一。吾人の此説明は、モシタギュー、チムズフォードの聯合報告第一三三節(Joint Committee Chairman's Report)

[Part III]の記述と多少矛盾してゐる。併し右聯合報告中に、千人の人口中十五名は、専門的職業に従事し、他の十五名は政府又は軍隊に置籍せりとある場合には、此兩方の數字は市街地又は田舎に生活せる人民全體に關係を有するものと心得、且つ商業者又は専門的職業者として余の公表した數字は、所得税を納付するもののみ關係するものとして計算したならば矛盾衝突はないことなる。

以上の如く、印度は産業上尙ほ未だ頗る幼稚なる状態に在り、且つ相當の教育と時間と金錢の餘裕とを有する者が非常に少數であるから、最近輸入された代議政治の下に於て、其れが指導者となり首領となる者は、自然次に述ぶる二つの方面から物色せらるることになる。二方面の人民とは、都市中流階級者中に於て政治的勢力の中樞となつてゐる辯護士と、田舎に於ける貴紳的大地主とを指して

いふのである。来るべき數年間、數十年間、印度人民の代表者立法者は、此等の二階級から引出されることになるであらう。是れは、印度の政治に注意するもの、記憶せざるべからざる點である。

#### 第四節 世界戦争前と其後に於ける英國對印政策の變化

——モンタギューの聲明

一九一七年八月三十日、時の印度事務省大臣モンタギュー氏(H. S. Montague)は、英國下院に於て次の如く宣言した。

「英國皇帝陛下政府の政策——其政策に印度政府は全然一致するものであるが——は、印度に於ける行政の各部門に印度人をして漸増的に關係せしむること、自治の制度を漸次擴張することに存する。是れは、英帝國に取て不可缺の部分たる印度に於て、責任政治を日一日と多く實現せんが爲めである……」

余は併し乍ら、前述の政策は、一段と漸を逐ふて實行せらるべきものであることを附言したい。印度に於ける諸民族の進歩と幸福とを圖ることは、英國政府と印度政府との責任であるが、前述の政策をばいづゞだけの程度に於て實行すべきかといふことは英印兩政府に依て決定されねばならぬ。

然る。但し、此の如き決定を爲す際に當ては、英印兩政府は、新に活動(立法行政方面に)の餘地を與へられた印度人の援助の狀況を注意すると同時に、次第に責任の位置に置かれつゝある印度人の責任觀念なるものに、一體どれ程の信用が置けるかを見ねばならぬ云々。

印度に對する英國統治權の基礎根據が那邊にあるかを闡明することに就て、從來何等の試みもなされざりしと同様、英國當局者は今日まで英國の對印政策の目的の何なるかに就て何等公然聲明する所がなかつた。其れが英國の政治に於て常用せらるゝ英國特有の手段である。モンタギュー氏宣言の内容は、細心の注意と數箇月に亘る熟慮の結果出来上つたものに相違ないが、是れが發表は寧ろ極めて不用意になされたものである。即ち、モンタギュー氏は、下院の一議員が偶然の機會に於てなせる質問に對し、英國政府の對印政策を聲明するといふが如き業々しき意味合ひではなく、寧ろ頗る不用意に右の如き宣言をなしたのである。

不用意であるにせよ、印度事務大臣のなせる右の聲明は、英領印度の歴史に一新時期を劃するものである。之は、一方から見ると驚くべき時勢の變化と言はねばならぬ。偉大なる自由黨の政治家で、今日迄印度事務省大臣の位置に坐つたもので、又とない人格の所有者であると言はれたモーレー卿(Lord Morley)が、一時大問題となつた印度統治に對する改革案を一九〇九年議會に提出せるときに於て、すなわち、卿は自治を目標とする代議政治の基を印度に於て築くことには斷乎として反對したの

である。又ハーディング卿が印度總督に任命せられてより間もなく、即ち一九一一年中印度事務大臣に宛てたる卿の公文書中に於て、印度に於て行ふべき英國の政策の唯一の目標は

『上に印度政府を戴くも、州内に於ける總ての事件に就ては全く自裁することを許す所の行政々府を各州に置くに至るまで、層一層自治の分量を多く此等の州に與ふるにあり』

と言つた時には、卿は州の自治を主張することに依て印度諸州に「ホーム・ルール」の制を布かんとするものであると言て非難するものがあつた。政府は是れに對し、吾人は「ホーム・ルール」を豫想してゐるものでないとい時取消しに忙殺せられた程であつた。然るに、責任を重する英國政治家よりは、忍み嫌ふべきものとは考へられないにしても、實際政治の立場より見て容易に實現出來ないと思はれた事件が、數年後の一九一七年には、英國議會が熱慮の後決定した政策となつたのである。

\* \* \* \* \*

併し、モンタギューの聲明せる英國の對印度統治政策には歴史的背景がないではない。遠見の明ある人で、英國皇帝の下に於て印度を如何に統治して行くべきかの問題、即ち印度の政治的運命の問題を正視せる者が相當にある。問題に直面することを恐れず、大膽に解決しやうとした最初の一人は、サー・トーマス・ムンロー(Sir Thomas Munro)此人は一八二〇年から同二七年迄マドラス州の知事を勤めたのである。英印歴史中の一大人物たる彼は(註一)

『あらゆる處置を爲す際に當て吾等の注意すべき問題は、此等處置行爲の結果が、人民の性格の上に結局如何なる影響を及ぼすに至るべきかを考ふることである。彼等の性格は向上せしむべきものであるか、將又低下せしむべきか、吾等は權勢を増長することを以て能事とし、彼等に對しては只名目上の保護を加ふるのみにして、現在以下に其品性を墮落するも敢て異とせずあるべきか。抑も亦彼等の品性を向上せしめ、彼等をして今日よりは一層高き位地に於て行政に參與せしめ、其改革を考案するが如き位置に上らしむべきか』と謂つた。

註一。同一公文書に於てムンローは吾人は印度に於ける英國臣民——印度人——の性質を改善し、遠からざる中に彼等自らを治め彼等自らを保護するを得しむるに至るであらうと言てある(サー・ヴァレンティン・ナロル著新書印度 Valantine Chrol, India Old and New 第七頁に右の文句を引用しあり)。

人民の品性を高め、彼等をして層一層高き位置に於て自國の行政に參與せしむることは、一八三三年の特許法(Charter Act 註一)以後、少くとも表面上英國議會の裏書せる政策であつた。特許法は、印度に於ける政府の收入より

『文學を復興改良すること、學識ある印度人を獎勵すること、印度に於ける英國領土の住民中に科學的智識を紹介普及することのために』

十萬留比(一萬封度)を支出することを規定してゐた。一八三三年の特許法(註二)は又

「上記の地域内に在る土人は、何人とも雖、宗教、出生地、祖先、膚色其の他を異にするが爲めに、東印度會社に於て位置、職務、職業を維持することを拒否せらるべきにあらず」といふ有名な宣言を其條項中に含んでゐた。

註一二。東印度會社に對する特許期間を延長し、新しい條件の下に各種の特權を會社に許與する修正特許法は、一七九三年、一八一三年、一八三三年、一八五三年に議會を通過した。

印度の憲政發達史上に於ける他の進歩の目標は、印度政府の行政會議に於て法律關係事務を擔任せるマコーレー卿(Lord Thomas B. Macaulay)が一八三五年發表した印度人教育必要論、竝に英國印度事務省監督局長サー・チャールズ・ウッド(Sir Charles Wood)の一八五四年に於ける教育制度に關する公信である。此公信の結果、文字を解する印度中流階級者中に、英語を以て教授する歐式の中學大學を設立し、文字を解せざる一般人民の間に、當時頗る逼迫せる財政の許す範圍内に於て、土語を以て初等教育を施すの制度が設けらるゝやうになつたのである。

東印度會社が統治權を奉還し、議會が自ら印度の統治に任じてより後三年、即ち一八六一年に於て、始めて代議制の原則が英領印度に於て承認せらるゝことになつた。即ち、此年總督と協同して英領印度の爲めに法律を設くべき立法參事會中に、始めて非官吏議員を採用し、其非官吏議員中には印度土人をすら含むことになつた。マドゥラス州、孟買州、ベンガル副州に於ても州法制定に際し同一の措置がなされた。中央地方に於ける此等立法會議(Legislative Council)の發達は、取りも直さず英

領印度に於ける代議制度の發達を示すもので、吾人が深く注意すべきものに屬する。一七九三年、一八一三年、一八三三年、一八五三年に於ける特許法が、印度に於ける英人統治の確立進歩を表示するものであるとするならば、一八六一年成立し、一八九二年、一九〇九年更新された印度會議法(Total Council Act)は、一八九九年に於ける印度統治法(Government of India Reform Act)は、一層明かに印度人自らの國民的政治的進歩を表現するものと謂はねばならぬ。非官吏議員、換言すれば立法會議に於ける人民側の代表者が、如何なる状況の下に其數を増加せられ、其議員が如何なる事情の下に官選より民選に移つたか、立法會議の議員が如何にして行政上の職能をも果すやうになつたかに就ては、吾人はこれを第二章に於て説明する。

政治上の進歩を象徴する今一つの目標は、印度總督(一八八〇—一八八四年)として各名ありしリボン卿(G. F. Robinson)の樹立せる印度自治制である。此自治制の結果、大體に於て英國の制に則り且つ頗る近代的な地方參事會が總ての地方(註一)と市とに出來、道路、小學校、療養所等の開設維持の爲め豫算を有し、其の他色々の義務を負擔することとなつた。リボン卿の政府が、一八八二年地方自治制に關して發表した紀念すべき決議書中には、政府が地方自治制を布くのは、行政上に起る諸般の義務を地方自治體に委任する方が政府の手に依て行はるゝよりも一層完全に施行せらるゝのを庶幾するからではない、印度の如き國柄に於て自治制が始めから成功的に行はるゝが如きは到底望まれない

ことである。政府が是れを施行するのは、一般人民に對して政治上の教育を施さんが爲めであることが公然認められてゐる。一般人民を教育するが爲めに多少犠牲を忍ぶといふ點よりのみ見ても、自治制の結果は決して香ばしいものではなかつた。元來、地方政治(Parish-pump politics)なるものは、印度に於ては一般人民の興味を唆らない。同時に、當時の市及び地方の參事會は、政府筋の壓迫干渉を餘りに多く受けてゐて、自らの意見を實行することは出来なかつたのである。

註一。印度は大體に於て州に分たれ、州は更に地方(District)に分たる。Districtなる語を郡と譯せる人もあり。

一般人民の中より、或程度まで選舉に依て參事會員を決定せんとする前記の制度は、警え運用上幾多の缺陷を暴露せりとするも、市郡に於て其代表者に市郡の政治を一任すとすれば、州に於ても是れを施行することに於て何の不可がある、結果の善惡に拘はらず、印度人が自ら政治を行ふことに依て自らを教育することが推奨すべきことであるとしたならば、何故に其自治の範圍を市郡に止め、州にまで是れを擴張しないか、政治に容喙する範圍が大きくなれば、其れに依て生ずる過誤失態も多しには違ひない、併し範圍が擴大し問題が大きくなるといふことは、要するに大きな能力を必要とするといふことに過ぎないではないか、今小さな區域に於て自治を行ふことに依て次第に自治の能力が養ひ得らるゝとするならば、大なる區域に於ても、自治の權力をさへ與へられたならば、是れを統治する能力が次第に出來て來はしないかといふやうな議論が、リボン卿の地方制度改革後弗々人の口

に上るやうになり、郡市自治の骨子たる選舉の原則の如き、一八九二年の行政會議の組織改革の際に於ては、到底免れ難き問題となつたのである。

一體、一八八〇年より九〇年に至る時代は、印度に於て政治的改革熱が勃興したときである。即ち、一八五四年のサー・チャールズ・ウッドの公信、一八五七年に於ける甲谷陀、アドヴァス、孟買に於ける大學の設立、一八六一年立法會議に非官吏議員士人を議員として参加せしめたこと、總て此等が一八八〇年代には眼に見ゆるやうな結果を生み出した。印度の中流階級中には、歐洲式教育を受けた者が多數に輩出した。中流階級に於ける教育の普及は、此等階級者の嗜好に投ずるが如き新聞の勃興を促し、其結果として一般に智識慾の醗酵の促した。パーク、ライトの雄辯に心酔し、マヂニの愛國心に感激せる新時代の印度人は、互ひに新しい政治上の配劑を希求した。彼等が政治上金科玉條とせるものは、ヴェクトリア女皇治世の中期に於て一時勢力あつた理論的自由主義であつた。此等の政治思想は何れも未熟なもので、而も其れが充分に消化せられてゐたとは言へないけれども直ちに具體化せられた。即ち、以前印度政府の顯官たりしアラン・ホーム氏(Allan Octavian Hume)は、一八八五年中自ら主唱者となつて印度國民黨(Indian National Congress)なるものを組織し、新しき政治的信仰の下に立てる者の爲めに一種の息拔場を作つた。此時以後、印度國民黨は、其州郡に於ける支部を通じ、毎年行ふ所の全印度大會に於て、此等大會に於て爲す多數の決議に依て、其週刊機關紙「印

度」に依て、英國皇帝の陛下に於て自治を行ふべきことを極力主張したのであつた。此政黨の遺言は、何處までも立憲的である。而して、一方印度に於ては獨裁政治の缺陷を指摘すると同時に、他方英國に於ては、印度に於ける政治的改革に都合の善い空氣を作ること努力してゐる。

以上は、簡單ながら、モンタギュー氏の偶然の答辯中に含まれ居る、英國の全く新しい對印度政策の歴史的背景を叙述したものである。併し讀者が一見した所でも解る通り、以上の歴史的背景は、モンタギュー氏の大膽なる宣言と釣合はない、モンタギューの有名な宣言に對しては餘りに貧弱である。モ氏が、あの宣言を爲すに就ては、以上述べた背景の外に、重大なる理由がなくてはならぬ。一九一一年、バーディング卿が、印度自治問題に就て腹藏なく意見を吐露したときには、政府は其れが政府の意志でないことを闡明するために忙殺されたではなかつたか。僅か數年後の一九一七年に、モンタギュー氏が、あの思切つた宣言を爲し得たに就ては、何等か別に理由が伏在せねばならぬ。其理由といふは、歐州大戰と、大戰の際印度が英國に與へた大なる援助である。

個人の記憶は短かいかも知れない。併し、國民の記憶は永い。共通の危險が眼前に逼つた時に、印度が英帝國の他の部分と協同して英國に對して與へた斷乎たる援助を、印度は記憶し英國は永く忘却しないであらう。歐州大戰の初期に於ける印度の價值は、戦局の前途が逆轉すべからざるに盡つ

一九一八年の春には益々明瞭になつて來た。一九一八年の危急存亡の秋に於て、印度は英帝國の懇願に應じ、官民聯合して最大限度の援助を與ふるに至つた。

印度が戰爭の初期英本國に對して與へた援助の如何なるものなりしかに就ては、前印度太守ハイディング卿が、一九一七年七月上院に於て爲せる演説是れを説明する。卿は曰く

「一九一六年、譯者）の八月と九月の始とに於て、二箇師團を以て組織する印度の遠征軍團が佛國に到着し……該軍團にあらざれば到底填め得なかつた空隙を充すこととなり、其處で彼等の血を以て印度と英帝國との一致を聖めた。

印度に於ける常備軍と、遠征隊として數々歐州戰場に送られた兵團とを比較すると、印度が危急存亡の際英帝國を援助せんが爲めに如何に多くの犠牲を拂つたか、分る。先づ印度に於ける英人兵團に就て見るに、英騎兵聯隊九箇の中七箇聯隊は歐州戰場に送られた、又歩兵五十二大隊の中四十四大隊、五十六近衛砲兵中隊の中四十三中隊は出征軍として歐州に派遣された。印度土人兵團に就て見ると、三十九箇騎兵聯隊の中二十箇聯隊、百三十八箇歩兵中隊の中九十八箇中隊は出征した。出征兵員が此の如く多かつたに對し、印度は二十九箇領土砲兵中隊と、三十四箇領土歩工兵大隊の補充を受けたのみである。而も其補充は、歐州戰爭が始まり、前記印度の部隊が出征してから久しく後のことであつた……此等領土歩工砲兵が印度に到着する以前數週間に於ける印度の守

備兵は僅か一萬五千となつてゐた。即ち印度の安全は、英帝國全體の利益のために犠牲に供せられた譯である。場合が場合であるから、余（ハーディング）は一九一〇年から同十六年まで印度總督であつた——譯者）は勿論危険を冒すことを豫期した。否、余は欣然危険を冒した。其れは余が印度人を信用したからに外ならない。余は此處に余の印度人に對する信認が裏切られなかつたことを公言し得ることを誇りとす。」

云々と。ハーディング卿は、右の演説中、印度より歐洲に送られた將士の數は二十一萬と言つてゐるが、其れは戰爭中葉のことであつて、戰爭が終結する迄には印度は倍數以上の兵員を歐洲に送つてゐる。人力（物力）に對していふの方面に於て印度が戰爭中英帝國になせる貢獻は、戦闘員五五二、〇〇〇、非戦闘員（所謂 Labour Corps を入れて）三九一、〇〇〇、合計一、四五七、〇〇〇人である。

物力の方面を見ると、印度は多種多様の軍需品を以て英帝國に對し多大の貢獻をなしてゐる。而して、印度が英國に與へた金銭上の援助は、其財政状態から見て寧ろ非常に寛大であつたと言へるであらう。戦前の標準から言へば、印度が通常其陸軍に費す所は一年二〇、〇〇〇、〇〇〇磅である。歐洲大戰が開始せらるゝや、印度は右の金額を支出する外、出征印度軍に附帯する經常の費用をも仕拂つた。戦線の各部に於て必要とせらるゝ他の費用は英國大藏省の受持であつた。英國大藏省は、右の外、戦時中、印度に於て断えず新に餘分の兵員を募り是れを維持する責任を有した。出征軍隊を

維持する爲め、印度が後に至つて支出した金銭の總額は一四、〇〇〇、〇〇〇磅であつて、是れは一九一八年の立法會議に於ける官吏議員は勿論、非官吏議員の賛成を得て出来たものである。今是れを戰爭の初期に於て支出した臨時の支出に加算すると、印度が歐洲戰爭の爲めに餘分に支出した金銭の總額は實に四〇、〇〇〇、〇〇〇磅に達する。併し、印度が英國の爲めに負ふた財政上の重荷は是れに止まらない。即ち印度政府は、一九一七年中英國の戰爭負債中一〇〇、〇〇〇、〇〇〇磅を引受くることとした。此金額の大部分は、印度に於て戦時公債を賣出すことに依つて得られたものである。一年六百萬磅に上る利子の全部並に減債資金は、印度政府の収入より得られてゐる。

印度が歐洲戰爭に關聯して作つた記録は先づ斯の如きものである。此記録に對しては、英本國が滿腔の謝意を表明せねばならぬのは勿論、英帝國としても衷心感謝せねばならぬ。併し、同時に吾人は印度が戰爭に参加することに依つて得た道徳的自尊心を見通してはならぬ。印度人は、英帝國の他の部分より出征した軍隊と肩を並べて戦場に馳騁したため自尊心を高めた。一方印度に於て多年印度の自治を主張してゐた政界の有力者は、戰爭の結果、彼等が實力の伴はない要求をば、只徒らに繰返してゐるものでないといふ確信を得た。歐洲戰爭の原因其物も大に彼等の主張を強むることになつた。何となれば、歐洲戰爭は帝國主義的侵略に對する國民的自由の反撥、獨裁政治に對する民主主義（及此主義と連絡を有する各種の理想）の反抗から起つたものであるからである。換言すれ



ば、歐洲諸國も、印度の自由主義者等が戦つたと同一の原因の爲め戦つてゐたからである。

右の消息は、印度に於ける改革黨 (Radical Party) の領袖が、一九一六年九月中發表した宣言書註一)中に於ける文章中に能く説明せられてゐる。其言に曰く、

「戦争終結の曉、全文明世界、殊に英帝國の政治的理想の上に一大進歩が現前することは疑はれない。英帝國は今や弱小國民の爲めに戦争に参加し、國際關係に於て正義と人道の觀念を確立せんが爲めに、其最も貴重なる血と財とを傾けてゐるのである。

眼前に横はる危急の爲め、印度の人民は、日頃彼等と印度政府との間に横つてゐた紛糾を一時黙殺し、今や忠實に熱心に英帝國の爲めに戦つてゐる。印度の兵士は、傭兵の如き氣持を持ってはななく、英帝國の自由民として歐洲戰場に向はんとすることを熱望してゐる。而して、一般人民は、危急存亡の時に於て、他迄英國の爲めに盡さねばならぬといふ單一の氣持を持つてゐる。現に印度に於ては、英人兵も印度兵も總て出征してゐるに拘らず、國內の平和は決して擾亂せられないではないか。印度は、英帝國に盡した貢獻に對し決して代償を求むるものではない。印度は、英帝國の他の部分に對して一段以下に在るのではなく、同等の位置に在ることを要請すべき當然の權利を主張せんとするものである。

印度人の要求する政治は、所謂善政ではない。基礎を印度人民の上に置き、彼等に對して責任を負

ふといふ意味に於て印度人に認容せらるゝ所の政治である」

と。

註一。印度立法議會に屬する十九名の非官吏議員が、戦後に於て行はるべき政治上の改革に就て印度議會に轉呈せる意見書ないふ(第三卷の初めの部分を見よ)。

歐洲大戰の結果、英帝國內に於て作り得た印度の新位置が、公然始めて認識せられたるは、印度の代表者が英帝國內の自治領土(加奈陀、澤洲聯邦等)の代表者と全く同等の資格にて英帝國會議 (Imperial Conference) に列席するやうになつたことである。以前開催されたる植民地會議(最初の會議は一八八七年中開かれた)及英帝國會議には、印度事務大臣、印度事務省の或代表者が参加したこともあれば参加しなかつたこともある。一九〇七、一九一一年の會議に於ては會議に出席し議事に参加した。併し、印度其物は此等會議に於て代表せられてゐなかつた。然るに、一九一七年開催された戦時英帝國會議には、印度の代表者が都合四名参加したことになる。四名の中二名は官吏代表たる印度事務大臣、及サー・デームス・メストン (Sir James Meeson) で、一名は英領印度の非官吏代表たるサー・サチェンドラナス・シンン (Sir Satyendranath Sinha) 即ち今のシンン卿、一名は印度聯邦の代表者たるピカナー王 (Maharaja of Bikaner) である。此等の人々は、當時英帝國最高國防會議の役目を勤めてゐた帝國戦時内閣 (Imperial War Cabinet) の閣員であつたのである。翌即ち一九一八年の帝國戦時内閣に於ても、戦時英帝國會議に於ても、印度は前年同様代表せられてゐた。巴里の平和會議に於て

は、印度の代表者も、他の英國の自治領土の代表者同様出席し、ベルサイユ條約及國際聯盟條約に調印したのである。爾後ゼネバに開かるゝ國際聯盟會の諸會合には、印度の代表者はいつも出席してゐる。最近華盛頓で開催された華盛頓會議には、スリニバサ・サメトリ氏(Rt. Hon. Srinivas Sastry)が代表として出席した。

歐洲戰爭に於てなせる印度の貢獻を考ふるときに、吾人は印度蕃邦の君主が示したる熱心と援助とを回想せねばならぬ。尤も此事實は、今や形式的に認められてゐる。即ち、今日英領印度内の蕃邦は英領印度内に於ては勿論、英帝國内に於ても政治上特別の意義あるものとして適當に認められてゐる。英帝國會議は、戦後一九二一年に於て始めて開催されたが、戰爭中開催された時と同じく、一蕃邦の君主に對し英領印度の代表者仲間に座席が與へられた。斯く、蕃邦は今や英帝國會議に於て政治上特別な立場にあるものとして承認されてゐる。又印度内部に於ては、一九二一年の始め、コンノート公(Duke of Connaught)は英國皇帝の名に於て蕃邦君主會議所(Chamber of Princes)なるものを開き、特に蕃邦に關係ある問題に就て諮問することにした。君主會議の目的とする所は、在印の諸蕃邦をして互ひに和親を圖らしむること、蕃邦君主をして印度中央政府と密接なる關係を保たしむることにある。會議所開設の當時コンノート公は一場の演説をなし、其の中に

「君王諸氏。余は、最近數年、大英帝國の全部に亘る諸會議に於て、諸氏が一體として贏得されたる

位置に就て衷心愉快に感ずるものである。諸氏の代表者は帝國戰時内閣の一員であつた。英帝國會議に於ても諸氏の代表者は出席せられた。諸氏の中一人は一九一九年に於ける平和會議に列席參加し、ベルサイユの條約に署名してゐる。最近に於て、他の一名は、ゼネバに於ける國際聯盟會の會合に出席せられた」

云々と述べた。蕃邦諸王の軍隊に對し、編成換へをしたいといふ希望は前よりあつたのであるが、本年(即ち一九二二年)其の希望が達成され、印度内部の安寧を保障する爲めに置かれた軍隊と、外戰の爲めに備へられた Imperial Service Troops が合一して Indian State Forces なるものを形成することゝなつた。此「の」なるものは、印度帝國の軍隊中、蕃邦諸王の維持するものに對して與へられた新名稱である。此の如き軍隊の新編成は、過去に於て、殊に歐洲大戰の時に於て蕃邦諸王が現はした軍事功勞を認めんとする旨意に外ならないのである。

以上の如く、歐洲戰爭といふ特別の事件を中に挿んで考へて見ると、何故にハーディング卿が一九一一年に主張して評判悪かつた自治案が、六年後の一九一七年にモンタギュー氏の聲明として喝采を以て迎へらるゝに至つたか、了解せらるゝのである。歐洲戰爭が開始され未だ幾月も経過せざる中、英印兩國に於ける遠眼の士は、印度の政治的位置の變更は到底免れ難い事と信ずるに至つた。余は第三章に於て政治的改革的氣運を述べ、其れが一九一九年の印度統治法といふ形になつて現はる



以上はモンタギュー氏がなせる聲明の要點であるが、此等の要點が一九一九年の印度統治法の要項に依て何程の程度まで實現されてゐるかを叙述する前に、吾人は一言モンタギュー氏の聲明せる主義を英國議會が如何なる條件の下に實行しやうとしてゐるかに就て述べたい。英國議會は、モ氏が發表したるが如き主義を直ちに實行しやうとするものでない。而して此等の條件——此條件は憲法上甚だ重要なものであるが爲め、最も注意深く且つ最も明瞭に記載されてゐる——は印度統治法の前文に登載せられてゐる。該前文には、印度に於ける責任自治政府の發達進歩は順序階段を踏むことに依て始めて實現せらるべきものなること、換言すれば「ホーム・ルール」は月賦拂年賦拂等賦拂込の形式に於て印度に許與さるべきものなることが明記してある。次に該前文は、印度に於ける諸民族の幸福と進歩とに對して責任を負ふものは英國議會であること、故に印度人が憲法上何時何程の權利が與へらるゝかを決定するのは英國議會であつて他の何人でもないことを明記してゐる（註一）。更に前文は、英國議會は、右の如き決定をなすに就ては、先づ第一に印度に於ける政治的進歩の程度を参照し、次に立法に行政に新に活動の餘地を與へられた印度人の援助を求め、最後に次第に責任ある地位に置かれつゝある印度人の責任觀念に、何程の信用が置けるかを參考とするものであると述べてゐる。是れは印度統治法の前文の文面に現はれてゐるのではないが、該前文中に豫想

してゐる自治の英領印度は、英帝國とは不可分不可缺の關係に在る印度であつて、英國より全く獨立せる印度ではない、即ち加奈陀濠洲聯邦等に於て見るが如き Dominion Home Rule の制を有する印度であるといふことである。

註一。モンタギュー氏が、一九一七年八月二十日例の聲明をなせるときは、英國議會のみを決定の主體とせず、印度政府をも仲間に入れることを考へてゐたやうである。然るに其の後續條換えとなり、印度人に與へらるべき憲法上の特權の程度は英國議會のみが決定することとなつた。

モンタギュー氏は、下院に於て例の陳述をなしてから三月後に印度に出張した。モ氏は、印度來着後、當時印度總督たりしチェムズフォード卿と相携へ現場に於て問題の研究をなし報告書を提出した。此報告書は、國務書類としては、ダラム卿 (Earl of Durham) の英領北米 (加奈陀) に關する報告に匹敵するもので、一九一八年五月に完成し同年七月に發表せられた。

其の後十二箇月間は、實行政案を作るに必要なる準備作業に忙殺された。即ち、サウスボロー卿 (Lord Southborough) を推戴せる二委員會は、涼冷期を利用して選舉人資格決定の基礎となるべき條件、中央政府と州政府との關係に關する複雑なる問題、是に伴ひて生ずる權限移讓の問題等を印度の實際に就て研究した。第三の委員會——是れはクリュー卿 (Lord Crewe) の主宰せるもの——は、英國の内部に於ける印度統治事務の問題、例へば印度事務大臣と印度政府との關係、印度事務大臣と印度

評議會(Council of India)是れは印度事務省内にあるもの——譯者)との關係を如何にすべきか、印度事務省を如何に改造すべきかを考究した。同時に印度に於ける中央地方政府當局者は、實務家の見地より、印度統治改革案に就て各方面より提出されたる提案を考究し意見を纏むることにした。

斯くて、一九一九年五月二十九日、諸般の調査を具體化する印度統治改革法案が、モンタギュー氏に依て議會に提出された。而して間もなく(即ち七月の始め)各政派は勿論、上下兩院の重立てる者を以て組織し、セムボーン卿(Lord Seaborne)を委員長とする頗る有力なる委員の手に附託せられた。此上下兩院聯合委員(Joint Select Committee)は、關係官衙の提出せる責任ある意見書をば、悉く机上に集めたるのみならず、印度統治の問題に就て意見を有する人は、其の懷抱する意見の何たるを問はず、悉く參考とすることとした。參考人として委員の面前に招集されたる者の中には印度に於ける諸々の社會の代表者もあつた。聯合委員會は、斯の如くにしてモンタギュー案を訂正補足し、訂正されたる法案は程なく上下兩院を通過し、英國皇帝は一九一九年十二月二十三日附を以て是れを裁可した。

翌一九二〇年の大部分は、印度統治法施行細則の要項を決定すること、選舉人名簿を作製することの爲めに費された。此事業も秋には略ぼ完成したので、其年の十一月には第一回の選舉を行ふを得ることになつた。改正統治法は、一九二一年一月より愈々實施せらるることになつた。余は、第四章

に於て、改正印度統治法を詳細に紹介する積りである。此處では、モンタギュー氏聲明の要點が、何程まで印度統治法に實現されてゐるかを見る爲めに該法の要項を指摘論評するに過ぎない。

印度統治法の要領を述ぶるに當て、吾人は該法中永久的性質を有する規定と一時的性質を有するものとを區別することを要する。印度統治法中には、完全なる代議的自治の樹立を可能ならしむべき永久的基礎工事がある。茲に永久的基礎工事とは聯邦制の政治組織をいふ。而して此聯邦制の政治組織を一貫せる原則は、各州の問題は各州自ら決定を爲すといふにある。即ち州の自治にある。此の如き原則の必要は、統治法前文の末節に明記されてゐる。曰く

『印度の各州に於ける自治制の自然的發達と共に、州内に於ける事件の處理に就ては、可及的多くの獨立を州に附與するを以て適當と認むる。但し此獨立は、印度政府が其責任を適當に遂行すること、兩立するものでなければならぬ』と。

斯くて最初に必要ななつて來る改革——其改革に依て總ての改革が出来て來る——は、中央政府の職能及財政上の責任を法の明文に依て分離することである。財、行政上の權力を州に分與することである。此の如きは、財、行政上の權利を印度中央政府の集中せんとする一八三三年の政策を正面より覆すものである。尤も此一八三三年の政策は、實際に於ては多大の變更を蒙り、最近に於

ては次第に有名無實の觀を呈してゐたものである。

改正統治法中、今一つ根本的な點は、新代議制の基礎たる選舉法である。改正法には、統治の大機關として、第一に州立法會議(Governor's Legislative Council)、次に全印度立法議會の下院たる立法議會(Legislative Assembly)、最後に全印度立法議會の上院たる國務會議(Council of State)を認めてゐる。此等議會の議員は、何れも直接選舉の制に立脚するもので、此制度の採用と共にモーレー卿の發案に依て、一九〇九年採用された間接選舉法は放棄せられたことになる。モーレー案に依る立法會議に於ては、議員の大多数は部分的利益を代表せるに過ぎない。新議會に於ても、少數部分的利益を代表する者を包含しないではないが、大多数は一般人民を代表してゐる。即ち全印度立法會議に於ける議員總數の七分の五、國務會議に於ける議員總數の五分の三は人民より選舉されたものである。然るに、モーレー案に依る議會に於ては、ベンガル州に於けるものを除き、少數の議員が選舉せられたものたるに過ぎない。又モーレー案議會に於て多數を占めた官吏議員は、新議會に於ては何れも極めて少數である。約言すれば、新統治法に依る議會は、未だ完全に人民を代表するものとは言はれないが、大體に於て代議機關たるの特質を備へてゐる。

中央に上下兩院、地方に一院、合せて三院あるに對し、新統治法は、各州に於て三種の選舉人を認め得る。選舉人の種類は、選舉人たるべき人の財力を標準として決定せらるゝ。選舉人中最低の財力を有する者は、州立法會議の議員を選舉する。州立法會議各員を選舉する者の財力の標準は頗る低いのであるから、多少の土地を持て農業を營んでゐる農夫、中流の下の部に位する都會生活者の大部分は選舉資格を有することになる。併し、右の標準は相當に高くしてゐるから、選舉制度施行の始めから、選舉事務多端の爲め選舉其の物を不可能とする程多くの人に選舉權を與へることにはならない。即ち、新統治法の結果、州立法會議各員選舉の特權を得た者が、今日五、三四五、八七〇名ある(註一)。勿論、州議員選舉資格の標準即ち財産は、選舉制度施行の結果が良好であれば次第に低下せられ、其れと共に選舉人の數は自然増加すべき趨勢にあるが、選舉人の數は印度土人の物質的進歩と共に次第に増加することになる。併し、現在に於てはすら印度(直轄領)の人口(二三〇、〇〇〇、〇〇〇註二)の約二・五「パセント」が選舉權を得たことになる。現在の選舉權所有者を成年男子の數に比較し、其の割合を見ると約一〇・〇「パセント」に當る。新統治法は教育の有無を選舉資格の一としてゐない。其れ故に選舉人の中には眼に一丁字なきものも多い。其れで、投票場裡に色彩を異にする多くの投票箱を用意する等特別の準備が必要である。印度の農夫中には無學輕信な者も多い。併し物質上の利害問題に關しては異常の判斷力を示すを常とする。彼等農民が州議會に於て忠實に彼等の利益を代表する者と然らざる者とを判別し投票を行ふことになれば、根底ある代議政治が印度に布かるゝことにならう。

註一。中央立法議會議員並に國務會議議員の選舉人として今日登録されてあるものは夫々九〇九、八七四、名一七、三六四名である。

註二。本章第二節中に直轄領の人口は、二四七、〇〇〇、〇〇〇あり。如何にして二三〇、〇〇〇、〇〇〇なる數字が出たか不明——譯者。

第二種の選舉人は中央立法議會議の議員を選舉するものである。此種選舉人に對する財産上の資格は、第一種に對するものより標準が高い。併し、選舉權は相當の範圍に及んでゐるから、此種選舉人に依て選出さるゝ議員の組織する議會は相當民意を代表するものと言へる。國務會議は、印度中央議會に對しては上院又は修正院を形成し、議員中には、嘗て中央議會州議會の議員であつた者、市會地方參事會の議長副議長であつた者、一言以て是を覆へば立法行政に多年經驗を有する者、金満家大地主等を含む。國務會議議員選舉人に對する財産資格の標準が第一種第二種選舉人に對するものよりも非常に高いといふことは素より説明を要しない。

最後に吾人は行政組織の最上層(州行政に就ていふ)に就て一言する。行政組織の最上層中、一部は民主主義的基礎の上に出來てゐる。此民主主義は、今回に於ける改正統治制度の基礎をなせるものである。他の部分は限定的獨裁主義の上に立てゐる。前の部分が漸次擴張せられ永久的性質を有するに對し、後の部分は次第に縮小され一時的性質を有するものたるに過ぎない。

既述せる如く、改正統治法は、行政に關する事項を、中央政府に屬するものと州政府に屬するもの

とに分ち、兩者の間に截然たる區別を設けてゐる。其れと同様に州政府の中に保留部(Reserved Department)と移讓部(Transferred Department)の二大部が設けらるゝことになつた。新統治法に依れる州の行政は畢竟するに南主政治(Dynasty註一)である。移讓部の諸長官は印度人であつて、此等長官は徹頭徹尾議會に對して責任を持つてゐる。

註一。二人協同して統治權を行ふ制度を Dynasty といふ。尙ほ印度諸州に行はれ居る南主政治に就ては本書第四章を見よ——譯者。

移讓部の管轄に屬すべきものとして左の事項がある。

- 一 教育。
- 二 消費税。
- 三 防疫衛生。
- 四 農工業獎勵。
- 五 道路築設。
- 六 地方自治行政。

此等移讓部の管轄事項に對し、中央政府は處理權を州に移讓したので、州は此等の事項に對しては「ホーム・ルール」を行つてゐると言つて差支へない。各州に於て此等の事項を掌る諸々の部に對しては、印度政府は今日干渉すべき何等の權限も憲法上與へられてゐない。更に詳しく説明すれば印度政府

は勿論、英國議會も亦、州政府の諸部に、前記事項の處理權を完全に移轉したのである。是れは、今回の改正統治法中に於ける重要な改革の點である。統治法施行の結果、施行前移讓部の長官として在職せる英人は職を退き、州議會に對して責任を負ふ印度土人が其の後を襲ふことになつた。今日印度人の部長官の管下に失態があつた場合、彼に對して責任を問ふものは、英國人官吏ではなく、彼を監督する位置にある印度人部長官と、彼が行政權の根本をなす所の州議會である。監督長官と議會とが彼の失態を矯正する任に當る。印度人の部長官に、職務上功績があつた場合、其の功績を頌つものは矢張り監督長官と州議會とである(註一)。

註一。併し、州知事は、彼の介入干渉を必要とする事情出來せる場合に、部長官の處置を取消す憲法上の權力を有する。此點に就て讀者は本書第四章を參考せられよ。

兩主政治の他の一方に對し、保留部に屬する行政事務が委嘱せられてゐる。保留部の主管に屬する事項中、最も重要なものは、州内に於ける秩序法律の維持、換言すれば裁判所及警察に屬する行政事務である。保留部も、多數の印度人官吏を使用するが、全體として是れを支配するものは英人官吏である。州政府の保留部は移讓部と異なり、一方印度中央政府の監督を受くるのみならず、場合に依ては英國政府の指揮を仰ぐ場合もある。但し、前にも述べた通り、此保留部を永久に保存するといふことは漸統治法の精神ではない。新統治法の如きものを印度の如き國柄に施行するといふことは、一の大なる憲法上の試みに違ひない。幸ひ此試みが成功し、且つ此試驗見習の時期に於て移讓部に

屬する諸長官が大に行政上の能力を發揮し、且つ立法部に充分の責任が持てることになれば、所謂「ホーム・ルール」の範圍は益々擴張せられて、今日保留部の主管になつてゐる事項は、自然移讓部に移管されることになる。果して然らんに、移讓部保留部といふが如き複雑なる州政府現在の組織は全然無くなる、換言すれば、州行政部なるものが自治主義で一貫し、州議會に對してのみ責任を負ふ所の渾然たる一機關となるのである。

以上紹介せるが如き制度は、中途半端に見ゆるに相違ない。併し、是れ、英國政府が、今日の場合成功の見込と安全に對する確信とを以て行ひ得る所の憲法上に於ける實驗の最大限度である。過渡期に在る印度に於て、生活進歩の根本要件たる秩序安寧を危くするが如き、統治權の基礎を動搖せしむるが如き權力の移讓々歩は、印度に取て寧ろ大なる災害であるであらう。併し、其れと同時に、自治を許しても差支へない印度の諸州に於て、今日以上の留保を爲すといふことは決して策の得たるものではない。

移讓部と州立法會議との關係に就き屢々説き及んだから、此處に序でを以て州行政部と州議會との一般的關係に就て一言説明することとする。移讓部の長官は何れも皆州立法會議の議員である。此の如き者を以て組織する移讓部に對しは、州立法會議は一の主權的議會にのみ存する權力と同等の權力を以て添んでゐる。保留部の財政、保留部に關する立法等に對しても、州立法會議は移讓部に



對すると同一の監督権を行使し得るが、此方面に於ける議會の權力は知事の權力に依て限定されてゐるのである。即ち、知事は、保留部の全部を統轄する機關として、自己の裁量と、印度政府並に英國議會を代表する印度事務大臣の權力とに依り、保留部に對する議會の處置を取消することが出来る。但し、其場合知事は、彼の爲す財政立法上の取消が保留部の最高長官として職務を遂行する上に於て絶対に必要なことを書類の形式にて説明するを要する。何れにしても、今日州立法部は行政府に對して完全に監督権を行ひ、行政府をして立法部に對し全責任を負はしむること出来ない。議會が行政部に對して一の主權的團體として溢み得る前には、現今保留部に保留されてゐる行政上の事項が全部移讓部に移り、保留部なるものが行政府に於て消滅すること、換言すれば法律の維持に關する事項、秩序安寧の維持に關する事項等が全部移讓部に移管せらるゝことを必要とする。行政上の事務が全部移讓部に移ることを必要とする。

最後に印度中央政府に就て見ると、其の行政部には、モンタギュー氏等の聲明に依り行政の各部門に成るべく多くの印度人を關係せしむることになつた結果、以前よりは多數の印度人を使用してゐるが、勿論有力な位置は英國人に依て占められてゐる。立法議會と國務會議とを以て組織する立法府は如何にと見れば、軍事外交蕃邦との關係に關する立法上の行爲に就ては法律上の制限が是れに對して加へられてゐるが、印度の財政立法上の事項に就ては州議會と同様の權限が是れに與へられ

てゐる。但し立法部の權力は、州立法府の權力が保留部の主管する事項に及ぶこと出来ない場合ありと同一く、印度總督に依て制限されてゐる。即ち、印度總督は、立法府の措置に依り緊切なる利益が害せらるゝと信せらるゝ場合は、其旨を書類に依て認證すると同時に、彼の裁量(彼の裁量は、印度事務大臣と英國議會の權力に依り制限さるゝが)に依り立法府の處置を取消することが出来る。

以上の如き體裁で全印度に對し代議政治の基礎が置かれてゐるのであるが、今日は只基礎が置かれたままで、現在の全印度議會は、英帝國の利害問題に就ては勿論、既述せる如く印度の内政上の問題に對してすら或制限下に置かれてゐる。代議政治の理想が充分に實現さるゝ迄には——結局實現さるゝには相違ないが——印度政府行政部の制度が改正され、各部の長官が立法部の監督を受け、立法部に對してのみ責任を有するやうになることが前提として必要だ。併し、斯の如き制度の改正は難事中の難事である。何となれば、今日印度政府の行政部が立法部に對し必ずしも責任を負はないのは、要するに州に保留部なるものがあつて、是れを監督指導するの責任が中央に在るからである。換言すれば、中央に於て完全な代議政治が行はれないのは、州に於て「ホーム・ルール」が完全に行はれてゐないからである。即ち、州に於ける「ホーム・ルール」といふことが中央に於ける代議政治的自治制の前提である。此等幾多の困難が排除せられて、茲に始めて中央政府の改造、責任政治が實現することになる。即ち印度が英帝國の一部として「ホーム・ルール」を享受することになる。

## 第二章 一七七三—一九二二年に於ける政治上

### 憲法上の沿革

#### 第一節 一七七三年前に於ける印度の統治(註一)

註一。原書には節の區別が設けてない。節と節との區別は、讀者をして本文の意味を理解し易からしめんが爲め譯者が勝手に設けたものである。其れが爲めに長短區々々な節が出来たのは止むを得ない。譯者。

一七七二年ウォーレン・ヘースティングスがベンガル州の知事に任命され、一七七三年ノース卿の有名なる統治法が印度に施行さるゝやうになつてから、印度に於ける英領土の政治行政上の位置が一變したことは第一章第一節の終りに於て述べた通りである。

一七七三年、即ちノース卿の統治法が施行せられた年以前に於ける英領印度の統治形式は、ステュアート朝の時代に交附された勅許狀に依て保障され、革命後英國議會に依て確認された権限下に東印度會社が定めたものである。即ち、一七七三年前「プレジデンシー」と呼ばれたる會社の居留地に於ける統治は、商業を目的として行はれ、其の機關として理事團とも稱すべき評議會(Council)があつた。理事は各居留地に於ける先任商人を以て是に任じ、別に知事(Governor)又は總裁(President)と稱する團長がゐた。諸々の居留地に於ける此等の評議會は、倫敦の本社内<sup>に於ける</sup>執行委員會(Court

of Directors)の指揮を仰いだこと勿論である。諸々の居留地に於ける評議會相互の間には何等關係がなかつた。此等評議會は、會社の目的とする商業を行へる外、會社に與へられたる特許狀の範圍内に於て行政立法司法の事務を行つた。裁判權を直接英王より與へられ、評議會の干渉より半ば獨立せる裁判所が、一六八三年中ストラトに設けられ、後マドラスにも設けられたが、會社の役員と間斷なく衝突した結果遂に廢止せらるゝに至つた。併し、一六八七年から一七二六年に至る迄に於て、市長裁判所(Mayor's Court)なるものが「プレジデンシー」と稱する管區に在る都會に設立された。市長裁判所は、英國の市裁判所に型取つて作つたもので民事に對し裁判權を持てゐた。此裁判所の判決に不服なるものは、知事(又は總裁)及評議會に控訴することが出来、重大なる民事上の事件に就て知事(又は總裁)及評議會の判決に不服なるものは樞密院に上告することが出来た。

#### 第二節 一七七三年の統治法(Regulating Act of 1773)

ノース内閣の發案になれる一七七三年の統治法は、ベンガルに於て新に獲得せる領土を東印度會社の下に適當に管理する目的を以て新制を設定した。此法律は、英領印度を統治する目的で、議會が屢々制定した成文法——憲法に關する——の最初のものである。一七七三年前の評議會は、會員の

數のみ多く、而も其の此處に會議さるゝ事項は大半商業上の事に限られ、統治機關としては不便此上なく、以前とは全然異なる事情の下に立てるベンゴールを治むるには全く不適當であつたのである。然るに一七七三年の新法は、ベンゴールの所領を一總督と四名の評議員を以て組織する行政會議の管下に置いた。而して新に評議員たるべき者の姓名を法の明文中に掲げ其の任期を五年とした。中央政府及州政府に屬する總ての官吏(知事評議員をのみ指す——譯者)の任期が五年と定まつたのは此時に始まるのである。前記四名の評議員の後繼者は倫敦に於ける理事團に依て任命さるゝといふ規定であつた。

新法に依て最初の總督として任命されたるものはウォーレン・ヘースティングスである。行政會議々員の一人として任命されたのは、彼と共に會社の要務にあつた文官であつた。他の三名は英本國より派遣されたものである。ヘースティングスが此等三名の議員と二年の間斷斷なく衝突し、統治上行詰りの状態に陥つたことは有名な話で、史家の能く傳ふる所である。一七八六年ヘースティングスの後繼者としてベンゴールに赴任したコーンウォリス卿(Lord Cornwallis)一七八一年ヨークタウンで、チャーチ・ウォシントンに降服した人が、赴任に先ちて行政會議の所置を取消す權利を彼に與ふることを頑強に主張したのは、前任者の苦い經驗を繰返したくなかつたが爲めである。コ卿が主張せる結果、新規の改正案が議會を通過し、其の規定に依り、總督は「會社の緊切なる利益又は印度に於ける

英國領土の安全平和が阻害せらるゝ場合には」行政會議に於ける彼の同僚の處置を取消すことを得るに至つた。但し、改正法は總督の越權行爲を掣肘し責任の所在を明かにする目的にて、反對せる多數議員の意見を明瞭に議事録に止め置くことを規定してゐる。一七八四年に於けるピットの印度統治改正法に依りベンゴール政府を模倣して樹立された孟買マドラス兩政府に對しても、是れと同様の規定が一七九三年の勅許法に依て適用せらるゝことになつた。總督が行政會議の決議を否認する權利を應用した實例の中、特に歴史的記載の價值ありとせらるゝはリットン卿(Lord Lytton)の場合のみ。即ち、リットン總督は、一八七九年本國政府の壓迫に基き、行政會議の決議案たる、英國より輸入せらるゝ綿製品に輸入税を賦課することを一部廢止するに至つた。最高行政官たる總督に否認權を有せしむることは總督の位置をして甚だ權威あらしむることになる。斯く總督と行政會議との位置に輕重の差が出来たため中央政府の「C」をGovernor-General in Councilと「G」をGovernor-General and Councilと言はなくなつた。州知事のことも中央の例に倣つてGovernor in Councilと言ひGovernor and Councilと言はなくなつた。此會議政治こそは、ジョン・ステュアート・ミル(ミルの著代議政治第十四章)が歎賞して息まなかつたもので、一朝有事の際に必要な命令權の統一と公事を處理するに必要な公平なる判斷とを具有してゐた(註一)。

註一。和蘭東印度會社が、和蘭聯邦議會に代つて今日の和蘭東印度を統治してゐたときも、會社は總督の外に、印度

評議會(Revenue Inland)なるものを置いた。而して英領印度に於けると同じく總督と評議員とが権限上の争ひをなし、實際に於ては總督の優越的地位が認めらるゝこととなつた。併し形式の上に於て、會社はごん迄し總督と印度評議會とを同等の地位に置いた。其の故に會社が東印度政府に宛てた訓令書簡は、常に總督及印度評議員とありてある。

一七七四年、ベンゴールに於て新制が施行さるゝと共に、民事行政軍事行政に何等關係なき、單なる商業上の事務は、印度政府内に新設された商務局(Board of Trade)の手に移さるゝことになつた。一七七三年のノース法を立案した人は、又ベンゴールに於て新設さるべき政府の手から或程度まで立法上司法上の権能を取去ることを目的としてゐたらしい。即ち該法は、英王に依りて任命さるゝ、法院長と三名の判事とを以て組織する終審法院をば、勅許狀を以てベンゴールに樹立せしむる權限を英王に與へてゐる。此終審法院は、一七七四年ベンゴールに設置されたが、頗る弘汎なる範圍に亘り裁判權を行使することを得たのみならず、或程度の立法權を持てゐた。即ち、總督と行政會議とは「ベンゴールに於て秩序を維持し民政を行ふに必要な規定規則命令を制定すること」を一七七三年の統治法で許されてゐるが、此等の法令は終審法院が是れに同意認可を與へ、法令書に登録し官報を以て公表するにあらざれば效力を有さないことになつてゐた。併し、其の爲め法院とヘースティングス總督との間に激烈なる衝突が起つた。併し、是れは、一には一七七三年の法律中不明な點があつたからで、一七八一年の改正法(Declaratory Act)を稱す。ローンウォツスの請求に依て出來た改正法の前に出來た

ものである(は、ヘースティングスと法院との争論をば大體ヘースティングスに有利なやうに解決してゐる。同改正法は、總督行政會議の監督を受ける裁判所控訴院に對し獨立の裁判權を認めてゐるが、終審法院の裁判權に對しては大なる制限を加へてゐるのみならず、各々の權限に對して一々明瞭なる定義を加へてゐる。而して總督と行政會議とは依然法律規則を制定することが出來、其の法律規則は法院の認可を受くる必要がないこととした。其の代りに英王の裁可を得る必要があると定めた。併し、兎に角、前記の如く一七七四年中甲谷陀に設立された終審法院と後甲谷陀の例を模倣して出來た法院とは、一八六一年の勅許狀の結果英領印度に實現した高等法院(High Courts of Judicature)の基をなすものである。而して該勅許狀中にはウォーレン・ヘースティングスの時以來引續き東印度會社に依て維持された控訴院の制度に關する規定も含んでゐる。

ベンゴールに於ける行政會議の組織は、一七八四年の印度統治改正法の結果改正され、四名の議員は三名に減員され、ベンゴール州の司令長官を是れに加へることになつた。他の二名は宣誓せる東印度會社の社員を是れに任命することになつた。ベンゴールに於けるものと同様の行政會議がマドワラス孟買にも設立さるゝことになつた。其の後久しく印度評議員會の組織には變更がなかつた。其の是れを行つたのは一八三三年である。同年會社に對する特許更新の問題が起り、特許更新を可能ならしむる法律の制定を見、其の結果として會社に關係なき者の中より一名の議員を附加することにな

つた。此議員は専ら法律上の事件を取扱ふ所より法律議員と稱呼せられた。マコーレー卿は最初の法律議員となつた。此一八三三年の特許法中には「上記の地域内に在る土人は、何人と雖、宗教出生地祖先膚色其の他を異にするが爲めに、東印度會社に於て位置職業職務を維持することを拒否せらるべきにあらず」といふ有名な文句を含んでゐる。

### 第三節 一八三三年の特許法

一八三三年の特許法の特色は、其れが法律議員を設置したことに存するのではない。其の一大特色とする所は、印度に於ける統治を集中統一せんとした點に存する。制度の形式には、其の後幾變遷あつたとしても、集中統一といふ主義は、今日に至るまで印度統治政策の根本として株守せられてゐる。一八三三年までは、一七八四年のピット改正統治法の語を其の借借用すれば、ベンゴール總督は、マドゥラス、孟買兩管區に對して「印度の内部に在る諸國と交渉をなし、宣戰をなし、平和を締結し、此等管區の軍隊收入を戰爭の爲めに使用する」とに於てのみ監督を行ふ權利を有した。一八三三年の法律は、此の如き徹底的關係に一大變化を與へ、先づ第一に財政を中央政府の手に收めた。州政府が此の如き過激な中央集權主義の束縛を免れ、財政上或程度の獨立を享受するやうになつたの

は、マイコー卿(Lord Mayo)の政府が行つた改革の結果である。マドゥラス、孟買兩政府が以前所有した立法權は、一八三三年法の結果中央政府の手に取上げられ、一八六一年までは返還されなかつた。一體、會議に依る政治を孟買マドゥラスに於て廢止するのが一八三三年の立案者の本意であつたのである。併し、實際に於ては、會議其の物は廢止されなかつた。其の代り此等地方に於ける議員の數を減少する權利は法律に依て與へられてゐたから三名の議員は二名に減せられた。斯くて、ベンゴールの總督は、始めて印度總督と命名され、彼の政府は爾後印度政府と稱せらるゝに至つた。

諸州に許與した立法上の權能を中央政府に集め、全印度に對し同一法律を施行するの舉に出たのに就ては種々理由あるが、重なる理由の一は、宣教師、個人商人、栽培業者が歐洲諸國から陸續印度に渡來するに就て、適當に是れを取締るの必要を生じたことにある。會社の商業上の獨占は一八一三年破れたが、政府は印度に入國せんとする歐洲人に對し容易に入國許可證を發給しなかつたため、其の當時は餘り弊害がなかつた。併し、一八三三年會社が商業を全然廢止してしまつた時、入國手續が簡易になつた。其結果多數の歐洲人が諸方より印度に侵入することになり、政府が是れに對し適當の取締りを爲さなかつたならば、災害を招くの虞れがあつた。一八三三年の法律が中央集權主義を採用し、立法權をベンゴールに集め有力なる政府を作らんとしたのは是れが爲めである。

一八三三年の特許法に依て、行政會議に新に一名の法律議員が附加されたことは、行政會議が愈々

立法會議として立つことの必要を自覺せることを示すものである。マコーレー卿は、前述せる如く最初の法律議員である。但し、法律議員が行政會議に列席し投票を爲すことを許さるゝやうになつたのは、立法會議が表向きに組織された一八五三年以後のことである。法律議員が出来た當時、彼は一の「追加議員 additional member」で立法上の事件に就てのみ會議に提言することを許されたに過ぎなかつた。此特許法に依て總督の立法權も明確に規定され、以前規則 (Regulations) と呼ばれた總督の作成した法令は爾後法律 (Acts) と稱せらるゝことになつた。

#### 第四節 一八五三年の特許法及一八六一、一八九二、一九〇九年に於ける印度會議法

立法會議なるものが公然印度に設置されたのは一八五三年の特許法に依る。併し、此立法會議なるものは、行政會議なる名目の下に、總督及會議が以前より行ひ來つた職務を、表向きに認められたものに過ぎぬ。立法會議は、總督、行政會議々員 (司令長官、及四名の通常議員)、の外、次記の立法會議々員を以て組織する。

##### ベンガル終審法院々長

##### ベンガル終審法院判事

ベンガル、マドワラス、孟買、北西諸州の各々を代表する四名の宣誓せる會社文官。此等四名の立法會議々員の職とする所は「總督と行政會議々員とに行政官としての資格に於て知識を供給すること」にあつた。

立法會議は公開され、議事録は公表されねばならなかつた。其の全體の様子は議會を縮圖にしたやうなものである。總督は會議の決議案を否認するの權を有した。

一八五三年の特許法に依る立法會議は、以上の如く、只單に非官吏英人を包含せざるのみならず、印度土人は一名も入れてゐない。其れは無理もない。即ち、當時印度事務省の監督局長の位置にあつたサー・チャールズ・ウッド (Sir Charles Wood) は、特許法案を提出した時下院に於て「印度土人を立法會議員として採用することは望ましくないと述べた。併し、此の如き英人の態度には、一八五七年に於けるシボイ (Siboy) の叛亂の結果、一大變化を生じた。即ち、東印度會社が印度を英王に奉還してから後三年、即ち一八六一年に印度會議法が制定せられた時には、立法會議中、數箇の椅子が非官吏議員に分與せられ、其の非官吏議員中には印度の土人を包含してゐた。此の如き處置を英本國議會になさしめたのはキャンニング卿 (Lord Canning) である。卿は叛亂中印度に在りて恐るべき大亂より英國を救ひ、悲劇の後反目嫉視あらしめざらんことに渾身の努力に拂ひ印度の平和に貢獻す

る所大なりし爲め、印度に於ては卿を稱して「仁慈なるセマンニング(Clemency)」<sup>セマンニング</sup>に至つた。印度土人が彼の盡力に依り始めて印度立法議會に参加せしめられたといふ意味に於て、彼は英領印度に於て代議政治の最初の種子を蒔いたものであると言へるであらう。

一八六一年の印度會議法は、總督の立法會議中に於ける立法會議々員<sup>インディアン・メンバー</sup>、是れを追加議員といふ。其の理由は、立法會議々員の中樞は行政會議々員であつて、他は立法會議の爲めに單に附加されたものに過ぎぬからである——譯者)の数を倍加した。而して其の半数は非官吏議員である。同會議法は又、此中央に於けるものと同様の立法會議をマドゥラスと孟買に於て設けることに依て、此等の州の爲めに、一時失はれたる立法權を恢復した。該法の規定に依り、總督は又ベンゴール州に州立法會議を組織することを命ぜられてゐる。然るに、一八八六年には立法會議がノース・ウェスタン・プロビンス州に設けられ、一八九七年にはバンチャブにも設けられた。此等州立法會議で可決された法案は、州知事又は副知事(副州知事が州を管轄する場合)の同意<sup>アソセント</sup>を得、更に印度總督の同意を得る必要がある。知事總督の同意を得たる法令と雖も、英國皇帝は、印度事務大臣印度評議會の注意に基き、是れを取消すことが出来る。總督が立法會議と協同して制定せる法律も亦是れと同斷である。中央地方の立法會議は、共に略ぼ同様な事項に就て、而も非常に弘汎なる立法上の權限を持てゐた。但し、中央地方の立法會議に提出せらるゝ法案中には、前以て總督の許可を得て置かねばなら

ぬものがある(是れは立法會議に對する異常且つ峻嚴なる立法權の制限と言はねばならぬ)。立法會議は中央に於けるものも地方に於けるものも、其の行動は共に立法上の事項に限られてゐた。イルバート(印度の政治第一〇〇頁)の言ふ所に依れば、一八五三年の特許法に依て設けられた最初の印度立法會議は、「議事の方法を英國議會の其れに則れる爲め、議員の側に於て不相應なる獨立的態度を示し、行政府の提出せる法案が果して議場に提出され得べき性質のものなりや否や等の問題に就き多くの駁問を發し駁辯を弄するの不便を示した」といふことである。是を以て、一八六一年の印度會議法案が英國議會に提出せらるゝや、時の印度事務大臣サー・チャールズ・ウッドは、政府は立法會議をして「二の討論會に了らしめやうとする意圖を有たぬ」と聲明するに至つた。

一八六一年の印度會議法は、總督は危急存亡の場合、六箇月以上效力を有せざる、併し法律と同等の效力を有する總督令を制定することが出来ると規定してゐる。一八七〇年英國議會に於て制定されたる法律は、印度事務大臣が文化の度に於て遅れたりと言言せる印度の地方に對し、該地方の行政官廳に於て作れる草案に基き規則を制定する權限を總督に附與してゐる。一八六一年の法律に依て、印度に於ける立法會議の骨組は出來てゐるのであるから、右の如き法律は一八六一年の印度會議法の追加と見做さるべきものである。

一八九二年の印度會議法は、從來の取極めに對し、注意に値する少數の變更を加へた。例へば印度

立法議會の組織は次の如く改正せられた。

一、總督

一、六(又は七)名の行政會議々員

一、六名の官選官吏立法會議員(ベンガルの副知事は官職上當然官選立法會議員たり)

一、六名の官選非官吏立法會議員

一、五名の推薦非官吏立法會議員(此中四名は四箇の州議會に於ける非官吏に依て選舉推薦されたる各一名の議員よりなり、他の一名は甲谷陀商業會議所より選舉推薦されたるものである。

右の表を見ると、一八九二年法に於ては、非官吏の要素が以前よりは餘程増加してゐること、甚だ廻りくどい方法ではあるが、非官吏議員の或者が、始めて選舉に依て推選任命さるゝやうになつたことが直ちに眼につくであらう。加是、立法會議全體としても、其の權限の範圍を擴張されてゐる。即ち、以前は立法上の事項のみ議題とすること出來たのに對し、今回は豫算案、詳言すれば翌年度に於ける政府の收入支出に關する案に就て討議し、印度政府の閣員に對し質問をなすこと出來るやうになつた。中央の立法會議に於けると同様の變更が、州立法會議の組織職能等に對しても一八九二年法の結果行はれた。

右改革の發案者はダフエリン卿(Lord Dufferin)である。卿は、總督としての任を終る少し前、立法

會議を改革變更する目的で、卿の閣員を以て有力なる一委員會を組織した。右の改革は、該委員會が作製せる案を基として行はれたものであるが、ダフエリン卿は委員會の改革案が未だ充分に具體化しない以前に印度を去つた(モンタギュー・チェムズフォード聯合報告第六六八パラグラフを見よ)。

印度に於ける代議政治組織發達史上に於ける重要な階段が一九〇九年に於て達せられた。一九〇九年中行はれ印度代議政史上の大改革はモーレー卿(ブラクバインのモーレー)に依て行はれたものである。モーレー卿は、當時、一九〇五年十二月政權にありつた自由黨内閣の印度事務大臣たりしものである。卿の印度會議法は、一九〇九年五月二十五日英國皇帝の批准を得たが、實は三年越し印度政府と意見の交換をなし、内に在ては互ひに意見を戦はした結果出來上つたものである。印度方面の輿論を知る爲めには、地方政府當局者の意見、各種階級、各方面の印度人の意見を斟酌したと勿論である(前顯イルバートの著第一〇八一—一〇頁)。一九〇九年の會議法が議案として議會に提出せらるゝ前議論されたることは、政府と印度の中堅社會との間に密接なる連絡を作る爲め中央政府地方政府の所在地に名士會議(Councils of Notables)なるものを設置し政府の諮問に應せしめたらばどうかといふことであつた。併し、此議は沙汰止みとなり、以前からの立法會議の組織に變更を加へ、其の權限を擴張することになつた。其の結果一九〇九年の會議法には被選議員の數が著しく



増加せられ、同時に政府は此種議員の数を漸次増加することを認めてゐる。該會議法の細則並に一九二二年に於ける改正細則に依ると、中央政府の立法會議は次の如き組織を有てゐる。

官吏議員三十七名

七名は印度行政會議々員  
二十八名は指名されたる官吏立法會議々員。其の中九名は九個の州政府の各々より推薦せるものを指名し、一名はテリ州統治委員長又はパンナチア州の副知事官職上是れを兼ね。

非官吏議員三十二名

五名は指名されたる非官吏立法會議々員  
二十七名は選挙されたる非官吏立法會議々員

右に記載せる二十七名の選挙に依れる非官吏議員の選挙團體は次の如きものである。

(イ) 州立法會議内に於ける非官吏議員。此等は二十七名中十三名を選挙す。

(ロ) 六大州に於ける大地主。一州に就き一名都合六名を選挙す。

(ハ) 六大州に住し相當地位ある回教徒。是れも一州に就き一名、都合六名を選挙す。

(ニ) 甲谷陀及孟買に於ける歐洲人商業會議所。各商業會議所より一名の議員を選挙す。

中央に於ける立法會議の組織が變更せられたと同じく、州に於けるものも、同時に同様の目的を以て改造せらるゝことになつた。而して一九二二年には、アッサム、セントラル・プロビンスの二州に新に立法會議を設置することになつた。印度の諸州に於ける立法會議は悉く其の大きを異にしてゐる。組織の大なるものは四十五乃至五十四名の議員を包括し、小なるものは二十六乃至二十七名の

議員を有するに過ぎない。概言すれば、面積少なく文化の度低き州に於ける議員は少数である。被選挙議員の數も少ない。一八九七年中設立を見た緬甸立法會議の議員數は十八名に過ぎなかつた。而も其の全部が指名議員である。中央立法會議に於ては、政府の提出する重要法案が必ず會議を通過するやうに、官吏議員の數を多くしてゐる。モレー卿は、此點に就て、總督の會議(Council)は「其れが英國皇帝陛下の政府並に英帝國議會に負ふ所の憲法上の責任をば不斷に遲滞なく全ふすることを得る爲めに便利なる組織を其の立法的方面行政的方面に於て持て居らねばならぬ」と言て居る。地方に於ては、會議に提出さるゝ事柄の性質上、中央に於けるもの程重大でないから、必ずしも官吏議員の數を多くして置く必要がない。其れが爲め、緬甸以外の英領印度の諸州に於ては、指名されたるものと選挙されたるものと兩方を加へると、非官吏議員の數が官吏議員の數より稍々多くなつてゐる。ベンゴール州に於ては、被選挙議員だけでも、數に於て官吏議員を超過してゐる。併し、社會的地位其他の關係あるがため立法會議に於て官吏議員を屈服することは、他の諸州に於ては勿論、ベンゴールに於ては、出来ぬ。

立法會議は、前述の如く州に依て其の組織を異にしてゐる。併し、吾人は試みにベンゴール州に於ける立法會議の組織を左に紹介する。讀者は是に依て印度に於ける州立法會議の大體の組織を知ることが出来るであらう。

官吏議員

一名は知事  
三名は行政會議々員  
十六乃至十八名は、政府に依て指名されたる立法會議々員

四乃至六名は指名されたる非官吏立法會議々員

二十八名は、非官吏にして各種の選舉團體に依て選舉されたるもの。其の内譯は左の通りである。

十三乃至十四名は、或地方團體(例へばMunicipal Council) 譯者)の非官吏議員に依て選舉せられ

四乃至五名は、ベンガル州内に於ける大地主に依て選舉せられ

五名は、州内に於て相當の位置にある回教徒に依て選舉せられ

四名は各種の商業會議所に依て選舉せられ

一名は甲谷陀大學に依て選舉せられ。

非官吏議員

議員總數五十四名

右の如き表を見ると、可成り多數の被選舉議員が、中央地方の立法會議に席を占めてゐることが分る。但し、同時に注意せねばならぬことは、回教徒選出議員の外、一般人民より直接選舉された被選舉議員がないことである。即ち、先づ始めに各種の利益を代表する選舉團體なるものが法律に依て定められ、其の團體に屬するものが其の團體を通じて間接に議員を選舉するといふ仕組みである。市會、地方參事會、及び是れと同様の地方的團體に屬する非官吏議員が州立法會議の議員を選舉し、州立法會議中の非官吏議員が中央立法會議中の非官吏議員を選舉するといふ仕組みである。換言すれば、此等の議員は人民が直接に選舉したのではない。如何に最負目に見ても、モーレー案に依る立法會議は間接代表——而も社會一部の——の性質しか有さない。

但し、回教徒のみは例外である。印度に於ける回教徒の位置は、爲政者を苦むる所の問題である。モーレー卿の如き、回教徒を獨立の選舉團體とし、是れに對し直接選舉の權利を與ふことは最も好まない所であつた。其れは、回教徒を特別扱ひにするといふやうな處置は、ヒन्दウ教徒と回教徒との間に現に存在する確執を益々助長するからである。併し、印度の回教徒が、新に成立すべき立法會議に對し、何等かの形式に於て代表者を出すことを要請する權利を有することは疑はれない。茲に於て遂に彼等に對して代表權を與ふることになつた。但し、一九〇九年の法律中に於ける斯の如き處置は、印度代議制の將來に對し憂ふべき原因を作るものと言はねばならぬ。

以上は組織に關する觀察であるが、一九〇九年の會議法に依る立法會議の權限はどうかであるか。吾人の見る所では、立法會議の權限は同法に依て次の諸點に於て擴張せられた。一八九二年の會議法は、普通立法事項の外豫算案を討議する權利を持てゐたのみである。併し一九〇九年のモーレー法は、豫算案が未だ草案の時機にある間に變更に關する決議案を提出し、變更案に就て決を採るの權利を立法會議に許與してゐる。一八九二年の會議法は、議場に於ては、前以て質問をなすことを通告してゐる場合に於てのみ質問をなすことを許されたのである。然るにモーレー法、否モーレー法に

依て出来た該法の施行細則は、最初の質問を爲せる者は、最初質問せると同一の事項に就て、前質問の意味を追補する意味に於て更に質問を繰返すことを許すこととした。是れは、一見何でもないやうで、實は非常に重大なるものである。一九〇九年法は又、非官吏議員に對し、一般社會に利害關係を有する重大なる問題に就て議場に於て決議案を提出し決を採るの權利を彼等に與へた。

立法上の權限を擴張したと同一の方向に、立法會議の行政上の監督權を擴張することとなつたが——モレー會議法に依り——是れは大なる誤りであつた。立法會議の有する立法上の權限は、確實に存在性を持つてゐるものである。然るに其の有する行政上の權利は質問をなし意見を述べるといふに止まり頗る影薄きものである。此兩者を結合するといふことは元々無理な話である。立法會議に於ける行政上の決議案は、會議に於て採擇せられたりとするも、實際行政の任に當る者の眼より見れば、行政府に對する一の勸告たるに止まる。政府が其の勸告を嘉納すれば、其れが具體化せらるゝこともある。行政府が決議案中に含まるゝ勸告を好まない場合には、立法會議内に於ける官吏團が同身一體となつて其の決議案を否決することが出来る。ベンゴール州立法議會で、政府の好まざる案に就て採決し、政府側が破れた例が一二記録されてゐる。併し、此の如きは全く稀にのみ見る例外である。一體、立法會議中に官吏團 (Official Bloc) の存在するといふことは、時には、立法會議の議事は一の芝居に過ぎぬといふ感じを抱かしめるのである。斯の如き組織上の缺陷があるのか、モレー

法に依る立法會議成立の始めよりして政府當局者と議員の或者との間に屢々面白くない感情が胚胎した。即ち、政府は、會議中に於ける非官吏派の爲す種々の質問を甚だうるさきことやうに思つた。是れに對し、非官吏側議員は、彼等が政府の所爲を有効に監督し得ることに内心不平に思つた。政府に對し行政上の監督を爲さしむるといふことが、改正立法案者の意志でなかつたことは、立案者たるモレー卿の言に徴するも明かである。即ちモレー卿は「此改革の一幕が印度に於て議會政治の前提となると思はば、余は斷然此改革に反對せざるを得ない」といふが如き意味の言をなしてゐる。併し吾人を以て見れば、行政府に對し有效なる取締りをなし得ない議會なるものは、單に一の諮問機關なりとするも餘り存在の價值を有さないものである。會議法に規定されてゐる會議の職能其の物に大なる矛盾がある。眞面目にして用意周到なる建設的忠告は、其の忠告を採用した結果其れに對して責任を負ふ所の者に依て始めて發せらるゝのである。結果に對して責任を負はない者の批評忠告は兎角無責任に陥り易い。適當なる責任觀念を伴はずして爲さるゝ批評忠告は、輒々もすれば只徒らに當局者を困惑させ其の缺點を指摘することになる。缺陷を改め行政上彼等を援助することにならない。モレー法の結果出来た會議に於て提出された決議案、行はれた討論には往々にして此の如きものがある。故に一面から見ると、法律に依て立法會議の行政上の權能を増加したといふことは、非常なる失策であつたと言はねばならぬ。兎に角、印度に於て次に來るべき政治的進歩

の階段に於ては、全然新なる基礎の上に會議の改造が行はれなければならぬ。即ちモーレー卿が排斥した議會制度の上に基礎を置かなければならぬ。吾人が後章叙述する所に依て明かなる如く、實際の形勢は左様變化したのである。

一九〇九年の法律の結果出來た會議に就ては、長所短所多く數へ擧げらるゝが中に、吾人の忘れてならぬことは、過去十年に於ける其の存在中、同會議は英國人官吏と印度に於ける政界の有力者との間に、議會政治を行ふに當て當然起つて來る議政壇上の習慣、議政壇上に於ける物の見方に就て或考へを普及したといふことである。此點のみより見るも、該會議は充分存在の理由を持てゐたものと云はなければならぬ。

#### 第五節 一八三三年の特許法施行以後に於ける行政上の變革

以上立法會議の最近に至るまでの消息を傳へたから、本章を終る前に印度に於ける行政上の變革に就て一言する。印度に於ける行政會議(別言すれば印度總督の内閣)の議員は都合四名であつた(本書第七頁参照)ものが、一八六一年の印度會議法の結果五名となつた。然るに英國議會は、一八七四年六名に増員するの權限を印度總督に附與した。併し、此第六番目の議員は、一九一〇年教育部長

官の職が新設された時に至て、始めて行政會議に於ける永久議員の一人となつた。此六名の議員中、一名は依然 Extraordinary member といふ名目の下に職務を遂行する司令長官を占め、他の三名は任用令に依る最先任文官を占むることになつた。他二名の中、一名は少くとも六年間辯護士の實務に従事した(印度に於て?——譯者)もので法律議員の名を膺した。印度總督の内閣たる此行政會議に於て、始めて印度人を採用したのは、一九〇九年三月で、其月ビハル、オリッサの最初の知事として任命されたことあり、昔シンハ氏と呼ばれ今日シンハ卿(Singh)と呼ばれる、人がモーレー卿の推薦に依り行政會議の法律議員として任命された。其れは、一九〇九年の會議法が實施さるゝ少し以前のことである。爾後會議中には絶えず一名の印度土人が議員として置かれてゐる(最近の改正法に依り、印度人行政會議員は増員されて三名となつた)。

一九〇九年の印度會議法は、マドゥラス孟買兩州に對しては、最大限度の數として四名の行政會議員あることを許した。四名中、二名は文武任用令に依る先任文官でなければならぬ。残り一乃至二名の議員中、一名は一九〇九年始めて印度土人に依て占めらるゝことゝなつた。是れと同様の習慣が、爾後行政會議制に依る内閣を有する他の州に於ても行はるゝことになつた。一九〇九年法は、ベンガル州に行政會議を設置することを許容すると共に、英國に於ける上下兩院の賛成ある場合何れの州にも是れを設置するを得ることとした。ベンガル州の行政會議は翌一九一〇年其成立を見た。

一九二二年には、重大なる行政上の改革が行はれた。先づ第一に多年の懸案たりし遷都案が實現し、印度政府は其の所在地を甲谷陀よりデリーに移した。同時に、一九〇五年カーゾン卿(Lord Curzon)が行つた區劃整理を更に整理し直すことになり、ベンゴル・ビハル・オリッサといふ龐大なる行政區域が適當に區分せらるゝことゝなつた。カーゾン卿は、アッサムを包括せる東部ベンゴル州を新設し、是れを一副知事の管下に置いた。一九二二年には、是れをベンゴルに合併し、副知事を廢し、知事を配置することゝなつた。而して前に東部ベンゴル州に合併したアッサムを獨立の行政區劃とし、此處に行政委員長を置くことゝした。而してビハルとオリッサをば合一して一州となし副知事を置き補佐するに行政會議を以てすることゝした。ユナイテッド・プロビンセス州に行政會議を設置しやうとする一九一五年の案は上院に於て否決された。是れは上院の多數黨が同州に於て有效なる行政を實現せんが爲めには、一行政家をして思ふ儘に振舞はしむる方が可いと考へたからである。

印度の行政機關を論ずるに當りは、其英國に於ける半分たる所謂 Home Government の憲法上の發展に就て論せなければならぬ。一七七三年のノース卿の統治法にては、東印度に於ける會社事業監督の全權は執行委員會(Court of Directors 東印度會社本部に於ける)に在りと規定せられてゐる。該委員會は二十四名を以て組織し、各委員は東印度會社の大株主を以て組織する所有者會(Court of Proprietors)に依りて選舉され或程度まで其監督を受けてゐるものである。一七八四年に於けるビッ

ト法は、右の如き組織に一大改革を加へ、所有者會の行へる監督權をば新に組織せる監督局(Board of Control)の手に移した。監督局は、表向の名稱を印度事務委員(Commissioners for the Affairs of India)と稱し、一名の總裁と五名の樞密院議員を以て組織せられ、英國議會を代表し、英國議會に對し責任を負へるものであつた。五名の議員は只員に備はるのみで、監督局に於ける實權は總裁の手中にあつた。監督局は、以前の所有者會と異なり、委員會の所有する記録通信一切を何時にても檢閲するの權、委員會の爲さんとする處置を改廢するの權、委員會の發する命令とは全く別の命令を委員會又は委員會中に於ける一小秘密委員會を通じ、印度に發するの權を持てゐた。一八五三年の特許法は更に委員會の權限を制限し英國皇帝の權力を擴大した。即ち、該法の結果、委員會の「メンバー」以前は二十四名なりしものが十八名に減せられたのみならず、其の三分の一は皇帝に依て指名さるゝことになつた。併し、兎も角も、此の如くにして、二重政府(Double Government 印度政府と倫敦の委員會を指していふ)なるものが一五五八年まで繼續した。

一八五八年印度が皇帝に奉還さるゝと共に(註一)、英國に於ける印度統治機關は現今に於けるが如くに改正された。即ち、以前監督局總裁と言はれたものは是れを廢し、印度事務大臣(Secretary of State for India)なるものを置くことになつた。而して該大臣の主務官廳たる印度事務省(India Office)に印度評議會(Council of India)なるものを置き、東印度會社時代に於ける執行委員會に代らしむる

ことゝなつた。印度評議會の議員は十五名で、其のうち七名は難に監督局に於て委員の職にあつたものを以て是れに充つることになつた。斯く始め十五名であつた定員は後十乃至十四名といふことに改まり最近(即ち一九一九年印度統治法が施行さるゝ前)までは其の通りであつた。又以前終身官であつたものは、今日は任期七年といふことに改まつた。印度評議員中、少くとも九名は十年以上印度に在留し、且つ印度を去つてから十年以内なる者に限り任命さるゝことになつてゐる。モーレー卿が印度事務大臣たりし時(一九〇七年)、印度人二名を評議員として任命することになつたが最近には三名に變更せられた。印度評議員は、英國上下兩院の請求に依て辭職せしむることが出来る。印度に於ける官吏の任免、印度に於ける歳入の中より行ふ所の支出に關する總ての事件に關し、印度事務大臣は憲法上印度評議員多數の意見に束縛せらるゝ。其の意味に於て、印度の事件を處理するに就て、印度事務大臣を以て其の代表者とする英國議會の權力は憲法上束縛されてゐると言はれる。併し其れは理論上の話で、實際に於ては、印度に於ける事件の處理權が英國議會に在ることは何人も疑はない。上記載せる二種の事項以外の事項に關し、評議會は只諮問に答ふるの權利を持てゐるだけである。但し、印度事務大臣が評議會の意見勸告を拒斥する場合は、拒斥の理由を詳細に記録に止めて置かねばならぬ。

註一。東印度會社が統治權を奉還せるは一八五八年であるが、會社が表向き解散されたのは一八七四年六月一日である。

### 第三章 一九一四—一九二一年に於ける改革の

#### 氣運—改革案の簇生

##### 第一節 モーレー法の失敗(註)

註。原書には、本章に於ても節の區別が設けてない。節と節との間の區別は、意味の切れ目を取て譯者が勝手に設けたものである。其の結果として長短相同じからざる多くの節が出来た(譯者)。

吾人は、前章に於て一九〇九年成立を見たモーレー卿の立法會議改正法に就て述ぶる所があつた。此改正法は、其の際述べた通り、實施後間もなく多くの人に多大の失望を與へた。改正法が實施されたとき、在印英人官吏は、新制に依る立法會議に於て印度人中の保守的分子を見ることを豫期した。英人官吏は又、新立法會議の權限は、以前よりは遙かに擴張せられてゐるから、議員連は行政府に對し一層多く好感を持つことを豫期した。彼等は議員連が價値ある勸告を與へるであらうと考へた。彼等は立法府の援助に依り行政府の基礎が益々固くなるであらうと考へた(モンタギュー・チェムズブールド聯合報告パラグラフ第七三參照)。併し、總て此等の豫想は外れてしまつた。然らば印度人政治家はどうであつたか。彼等も英人官吏と同じく失望した。彼等——穩和なる者急進的なる者——は、立法會議に依り間接乍ら有效なる監督を行政府に對して行ふことを豫期した。併し、モーレー會議

法は、立法會議を諮問機關とせんとするもので、議會(Parlament註一)とせんとするものでない。諮問機關としてならば、モーレー立法會議は圓滿に職能を果したかも知れない。是れを議會として利用せんとすれば必ず衝突が起る。然るに印度人政治家は、立法會議を一の議會として見やうとした。故にモーレー立法會議成立の始めよりして、非官吏議員は、彼等自らを反政府黨とし、官吏議員を自するに政府黨を以てした。此の如くであるから、官吏派議員も勢ひ彼等自らを政府黨と見做さざるを得なくなつた。當時ゴケール氏(Mr. Gokhale)が、印度人社會中の最大人物として印度中央立法會議中に席を有したが、氏は立法會議中に於ける「反對派の首領」であると誰れがいふともなく言做された。併し、立法會議の構成並に目的の上から言て、議會に於けるが如き意味にて反對派の意志が貫徹されることは到底不可能であるから、彼等が政府の政策處置に對する批評は次第に險惡となり無責任になつた。其の結果として、政府當路者の位置は頗る香ばしからざるものになつた。政府の當路者は、新立法議會に對し善意の忠告と建設的批評——此等が得られたならば政府の行政上のエフィシエンシーは大に増加したに相違ない——とを豫期した。然るに彼等が立法會議より得たる所のものは反對と妨害とに過ぎなかつた。反對派が事毎に政府に對し鼎の輕重を問ふが如き舉に出るが爲め、政府は權威を保つこと能はず、其の能率はいたく害されたのである。一方、政府側に於ては、成るべく政府批評家の言に聽從したいといふ意志があつたので、其の爲す所の、否爲さねばならぬの決定

は鈍り勝ちであつた(註二)。

註一。英國政府は議會に對して責任を有し議會の監督を受く。

註二。モントギューチエムズフォード聯合報告パラグラフ第八一を参照せよ。

余が此處にモーレー改正會議法施行の結果、却て香ばしからざる現象が續出したことを述べたのは、總て改革進歩といふことは社會的缺陷が見付つて始めて起るものであるからである、換言すれば、缺陷は改良の出發點であるからである。モーレー改正法は、種々缺點あつたにも拘はらず、大方の識者は是れを以て印度憲政發達の基礎だと考へてゐる。又事實其の通りである。然りとすれば、其れが如何に改正されるかを見んとするには、先づ其の缺點を見て置く必要がある。是れも吾人がモーレー法の結果に就て一言した所以である。一九一九年の印度統治法が出来るに就ては、右の如き立法制度の缺陷の外に歐洲戰爭なる非常の場合、此非常の秋に際し印度が世界諸國民、否英領諸國民の間に於て作り出した新位置なるものを考慮の中に入れねばならぬ。併し、其れは第一章第四節に於て既に充分に述べた所であるから此處には繰返さない。本章に於ては、専ら前述の如き缺陷、歐洲戰爭に依て激成された政治的改革の氣運、各種の改革案に就て論ずることとする。

## 第二節 ゴケール氏の改革意見

歐洲戦争勃發後印度に簇生した改革意見中、最も早く世上に發表されたものは、名聲噴々たる印度政治家ゴケール氏が、戦亂勃發數箇月後、孟買の知事ウヰリントン卿(Lord Willingdon)の注意に基き纏めたものである。ゴ氏は不幸にして一九一五年の始めに死んだ。斯くて印度は、ゴ氏特有の賢明なる判断と冷静なる忠告とを最も必要とする時に於て氏を失つた譯である。併し、氏の改革案は、一九一七年八月公表された。ゴケール氏は、その意見書の劈頭に於て、次に引照するが如き言をなしてゐる。氏の此言は物の順序から言ても時勢の要求から言ても極めて適切なるものである。氏は曰く

『デリーから發した公文書——本書第三八頁に在り(譯者)——中に暗示してあるやうに、自治を各州に許與するといふことは、大戦後印度人民に對してなされるべき最適當の讓歩であるであらう。此讓歩は、州政府をば、兩様の意味に於て解放することを意味するものである。即ち、先づ第一に、印度國內の統治に就て現在印度中央政府並に印度事務大臣の有する統制力から州政府を解放すること、次に斯の如くにして取去られたる統制力に代ふるに租稅納付者の統制力——其れは州立法議會を通じて使用する、所の——を以てすることを意味するものである』云々と。州の自治といふことは、ゴケール氏の解釋に依るも、一州内に起る一切の事件を其の州の議會が處理することを意味するのである。而して、其れは正當な解釋に違ひない。然るに、ゴ氏は此の如き

事件の處理は、必ずしも氏が生存當時に存在せる制度を破壊しないでも出來ると考へた。氏は、此の當時存在した立法行政會議に僅少の改正を加ふることに依て、自治の目的を達し得ると考へたのである。即ち氏はモーレー案に一步を進めて州立法會議議員總數の五分の四を選舉に依ることとした。然し、選舉の方法に就ては従前の例に依らんとした。即ち、氏は選舉權の擴張——換言すれば選舉人團の民衆化——を必要としなかつた。然るに、氏が豫想してゐたやうな權力を立法會議に與へやうとするならば、選舉の範圍を擴張し、選舉權を民衆的基礎の上に置くこと必要なのである。即ち選舉人團に變更を加ふる必要があるのである。ゴ氏は當時の行政會議に對しても根本的改造を加へやうとしなかつた。氏が爲さんとした所は、該會議を擴大し議員の數を六名とし、其の中三名を印度人とせんとするに過ぎない。氏は州行政會議の或部分を州立法會議の監督下に置き、州立法會議に對して責任を負ふものとしやうとはしなかつた。氏に従へば、行政會議員は英國皇帝に依て任命され立法會議の力に依ては動かすこと出來ぬものである。氏は曰く『行政々府は、個々の政府員として、將又團體としても、政府員として位置を保つ上に於て立法會議員の多數に依據するものでない』と。然し、是れは思はざるの甚だしきもので、州内に於て眞に自治の制を布かんとするならば、立法會議は勿論、行政會議(州内閣たる)も亦一般人民の意志を反映するが如き制度にせねばならぬ。ゴ氏が思ひを此處に致さなかつたのは、恐らくは、氏が余が此處に主張せるが如き制度は、印度に於て



は餘りに危険なる試みであつて、政府の權力を弱め、行政の鍵を無經驗者に渡すの虞れありと信じたからであらう。茲に於て乎、ゴケール氏は、既にモーレー卿に依て相當の變更を加へられた制度に、更に多くの印度人の要素を加味することに依て多少の變更を加ふることを以て満足したのである。氏自身も、其の主張せる制度が甚だ異式であることを認め、此の如き異式の制度は併し、獨り印度にのみ存在するにあらずとなし、帝政時代の獨逸の政體を例としてゐる。曰く「行政々府と立法會議との關係は、獨逸帝國政府と獨逸帝國議會の關係の如くでなくてはならぬ」と(註一)。獨逸の政體よりも氏の想像に近いものは、或英領植民地の例である。其處では「代議政治」といふ名目の下に、立法と財政に對して全權を有する立法議會が皇帝に依て任命され、皇帝の力に依るにあらずんば動かすを得ない行政官と結合してゐる。併し、是れは非常なる惡制度である。ハーバード大學總長ロウエル氏(Prof. Lowell)は、其の著「英國の政治」[The Government of England] 第二卷第五十五章に於て「遠方の國家に依て任命された知事と結付ける民選立法府なるものは、不和を醸生するのみならず、其の不和軋轢を永久的ならしむる一種の算段である」と言てゐるのである(註二)。

註一。モンタギュー・チエムズフォードの聯合報告第一六六ページに於て、報告者等は、議會の力に依て動かす能はざる行政官と被選議會とを結合せる制度が獨逸に於て可能なるは、吾人の見を以てすれば、獨逸の政治生活を

一貫せる主義は、政治的本能にあらずして、只軍隊的服従であるからである」と言てゐる。讀者は又カーティス著兩

主政治(Lionel Curtis, Dyanthy)第三九〇頁を参照されよ。

註二。ハーバード大學總長の言を殊更に此處に引用したのは、著者が本書中にある講演をハーバードに於てなしたからである。

ゴケール氏は、氏が提唱せる制度の下に於ては、一朝有事の場合に備ふる爲め、州政治を左右する實力を印度中央政府の手に收め置くことが必要であると信じた。是を以て、氏は其意見書中に、中央立法會議に於て官吏議員をして多數を制せしむること、中央立法府も州立法府同様、州法制定の權を有することを主張した。氏の言に曰く「斯くて、州の緊切なる利益を擁護する爲めに必要なりと中央政府の信する法律をば、州立法府に於て通過することを拒否する場合には、中央政府は州の意見を顧慮する所なく法律を制定することが出来る」と。

右は、ゴ氏が議論の出發點を是認すれば、又同時に是認せねばならぬものであるが、氏は同時に非常に危険なる憲法上の新原則を提唱してゐる。新原則とは、州議會の豫算案に就て爲せる決議は勿論、一般政治上の問題に就て爲せる決議は、知事に依て否認されざる限り行政々府に對して拘束力を有すといふ氏の主張である。此の如き主張は、政府當局は、立法府の嘉納する期間だけ其位置に止まるといふ習慣を有する國に於てすら認められないものである。何となれば、ゴ氏の主張は、立法府をして政府當局者の爲すあらゆる所置に干渉せしむるの端を開くもので、譬へ政府が如何なる政治上の原則に依て成立するとするも、苟くも體面を重んずる政府の堪え得る所でないからである。併し、ゴケール氏は、右の如き意見をモーレー改革案から借用したのである。モーレー改革法の特異する點

の一は、立法會議は行政事項に關しては、一諮詢機關たるにも拘はらず、社會一般に利害關係を有する問題に就ては決議案を提出することを得といふことになつてゐた。併し立法會議々員は、其れを實行し得る立場にゐないから、議員中の非官吏派は是れが爲に焦燥し憤激し政府に對して反抗的態度を示すやうになつた。ゴケール氏は、其救治方法として、議員の決議を以て行政府に對し拘束力を有するものとせんとしたのである。

### 第三節 サークリアム・デュークの改革意見

年代上ゴケール氏の改革意見に次で出たのは、一九一五年末にサー・ウキリアム・デューク(Sir William Duke)の發表せる所謂デューク意見書(Duke Memorandum)なるものである。デュークは、嘗てベンゴール州の副知事たりしことあり、意見書發表の當時印度事務省内印度評議會の議員の職にあつた。意見書は「ラウンド・テーブル」といふ團體の幹事たるライオネル・カーティスの徳意に依て書かれたものである。「ラウンド・テーブル」といふ團體は、カーティス氏が英帝國の諸部分をして組織的に意見の交換をなさしむること、印度其他の英領土に研究會を組織せしめ相互の事情を研究せしむること、英帝國全般に亘る問題を取扱ふ三箇月一回の雜誌を發行すること、に依て帝國の諸部分を

して意志の疏通を圖り團結を鞏固ならしむる爲めに設立せるものである。カーティス氏は、前に屢々掲記した「兩主政治」といふ著述中に於て、印度の憲政改革上最も重要な事とせらるゝデューク意見書なるものが如何にして出來たか、始めに出來たデュークの意見が、問題に對する研究を友人間に於て進めて行く中に如何に改正されて現在吾人の見るが如きものになつたかに就て詳しく説明してゐる。カーティス氏の右の書籍中には、印度統治改革問題に關係ある種々の論文を登載してあるが中に、デューク意見書が改正されて最後に纏つたものを掲載してゐる。其意見書の題名を「ベンゴール州の政治に兩主政治の原則を應用する實驗」といふ。

デューク意見書に附加された此二度目の名目は、意見書の眞性質を明かにするものである。該意見書の要領は、余が次に引用せる二下りの文章が能く是れを説明する。最初に引用せる文章は、ゴケール氏がなせるが如き提案の弱點を最も明瞭に指摘してゐる。次に引用せる文章は、昨一九二一年中印度に於て實行せられた憲法上の改革の原因をなせるものである。事實、デュークの意見書は、カーティスが其著述第二十七頁に於て言へるが如く「現行印度憲法の根底に横はつてゐる原則を具體的に説示せる最初の論文」であつたのである。

#### 引用文第一。

「現行統治組織中に如何なる變革が行はれ得るかを考慮することは重要なことである。余の信ず

る所に依れば、其處には殆んど變革を加ふべき餘地なし。何となれば、其處に幾分の變革を加へば、其れが懸て州に關する事件全體に對する處理權を、州知事及知事の常置せる官吏の手から立法會議中の被選議員の手に移すことになる、換言すれば革命に結果することになる」

引用文第二。

『其對案として提示されたものはかうである。(一)州政府の各部(Department)にして、單なる代議制でなく、或形式の責任政治を應用しても何等危険なものに對しては、直に責任政治を施行すること。(二)右の如き部以外の部に對しては現制を繼續すること。而して知事は、前者に對しては立憲的君主の位置に立ち、後者に對しては實際行政家の職分を行ひ、兩種の機能を一身に收むること。』

……州議會に引渡されたる州政の各部に對しては、議會は絕對權を持ち、其部は立法會議員中より選まれたるもの、管理の下に置き議會に對して責任を持たしむること。』

一九一六年四月印度總督としてハーディングの後を繼いだチェムズフォード卿は、『ラウンド・テーブル』一味の人々が、印度に於ける制度改革の問題に就き如何なる結論に達してゐたかを知ることが希望したので『デューク意見書』が早速(五月中)卿の手に送られた。併し、カーライス氏の語る所(兩主政治第二十六頁)に依れば、チェムズフォード卿は、印度に赴任する前に於て、印度の憲政進歩の上に於て可能なるべき唯一の目標は、英國の自治領に見るが如き責任政治を實現すること、而して其事

實を有りの儘に天下に告白することは英國政府の責任とする所であることを固く信じてゐたこととである。デュークの意見書は、卿の此の如き確信を更に強めたのみならず、卿の信せるが如き目標に達する階梯として實際政治の立場から出來得べき改革を指示したに相違ない。デュークは、實際政治家として印度に於て樞要なる地位にあつた人であるから、其説く所には大なる重味があるのである。一九一七年の秋英國政府が公然其對印度策を公表し、モンタギュー氏を印度に派遣することを聲明した時、印度政府は地方廳其他團體に改革意見を述べることとを要求した。其際此等團體の參考材料として色々な文書が供給されたが、デューク意見書は其最も重なるもの、一であつた。

第四節 中央立法會議非官吏印度人議員の意見其他

改革案として提出されたもので、次に吾人の注意を呼ぶものは、所謂十九名意見書(Memorandum of Nineteen)である。これは、印度中央立法會議に屬する十九名の印度人非官吏議員が、一九一六年九月印度總督に提出したものである。該意見書は、政界の首領と目せらるゝ印度人の宣言書ともいふべき性質のものである。何故、此の如き宣言書が發表されたかといふに、其れは此等首領連が政府側に於て制度改革の問題を秘密裡に調査してゐたことを知つてゐたが爲めである。その人々の言に『吾

等は政府が時勢の推移に注意し、印度の統治に對し或種の改革をなさんとして居ることを確信する。故に吾等は此際改革が如何なる方針で行はねばならぬかに就て吾等の意見を細め政府に建言することを以て吾等の義務なりと信する』とある。此十九名の意見書が發表されたと同時に、印度ホーム・ルーラー團 (Indian Home Rule League) なるものがマドラスに設立された。該團は、有名なセオソフイストで、印度自治問題の爲めに盡瘁し一九一七年十二月甲谷陀で開催された印度國民黨の集會に於ては其總裁に選舉されたアンニー・ベサント (Annie Besant) の主唱設立せるものである。今記載した印度國民黨及び是れと大同小異の性質を有する全印度回教徒團 (All-India Muslim League) は、一九一六年十二月中ラックナツ (Lucknow) に會議を開き兩者の聯合改革案なるものを作つた。是れは、時代の點からいふと十九名意見書の少し後に出たものである。此聯合改革案を稱して Congress League 案とす。

此 Congress League 改革案は、或點から觀察するとゴケール氏の案に一步を進めたものである。即ち該案に依れば、州議會の議員は「出來得る廣き範圍に與へられたる選舉權の下に直接人民に依て選舉せられたものでなければならぬ」。由是觀是、該案の創始者は、彼等が議會としての權力を充分に與へようとする立法府は、又同時に民衆的基礎の上に立てねばならぬことを認めてゐること明瞭である。併し、他の一方に於て、此 Congress League 案は、議會政治と、議會政治と何等内面的關係を有せざ

る政治組織とを無理に糺合せようとしてゐる點に於て、從來此種の企てをなして失敗した人の例を繰返すもの、否其弊害を益々助長するものである。現にモレー案は此兩者を糺合せようとして失敗したのである。ゴケール氏が一般社會上の問題に就て立法會議のなせる決議を以て行政府に對し拘束力を有するものとせること、但し知事は此種決議を否認するを得とせることは既に述べた通りである。然るに Congress League 案は、ゴ氏の案に一步を進め、知事の否認せる決議と雖も、決議後一年以内に議會が是れを再認するときは、該決議は行政府に對し絶對的拘束力を有するものとした。ゴケール氏の提案に於ても、知事が州議會の決議案を非認すれば、非認したと言て惡まれねばならぬ。併し、ゴ氏の案では、知事は惡まれても自分の意見を實行することが出来る。然るに Congress League 案では知事は惡まれた上に自らの意見を實行することが出来ぬ。此の如き決議の仕方は立法だとは言へない、立法の圏内を通り越してゐる。何となれば、立法の場合ならば、知事は英國皇帝の代表者として是れに参加する權利がある筈である。加是、右の如き立法府の權限は行政長官の立場を全然不可能にするものである。モンタギュー・チェムズフォードの報告に於ても批評されてゐるやうに (報告パラグラフ第一七〇を見よ)、尙も體面を重んずる行政官は、一度自分が否認した決議命令を唯々諾々として實行するが如きことをなし得ない。議會の權力に依て、行政長官が其位置を左右さるゝといふことは有り得べからざることでない。左様な制度は現に世界の先進國に存在する。併し

し、上に法制上動かすべからざる行政長官を置き、其行政長官をして、善惡に拘はらず議會の命令を實行させるといふことは到底考へられざることである。

ゴケール氏は吾人の既述せる通り、州立法議會の専横を抑制する意味に於て、中央立法議會に於て官吏議員をして多数を制せしめ、次に中央立法議會にも、州議會同様、州法制定の權力あるものとせんとした。然るにCongress League報告は、總て此等の抑制力を撤去し、中央議會に於ける議員總數の五分の四は被選議員でなければならぬとせるのみならず、其立法權の範圍を全印度に關する事項にのみ止めんとした。該報告は又、國防と外交以外、立法と財政に關する事項を悉く中央立法議會の權内に屬せしめた。其ればかりでなく、該報告に依れば、印度全體の行政に關してなす中央立法議會の決議は、只單に印度中央政府を拘束するのみならず、多分地方政府をも拘束するものである。

Congress League報告の不合理な點は是れに止まらない。該報告は、州又は中央の行政會議々員即ち閣員の半數は印度人でなければならぬこと、及び此等印度人議員は、立法議會(州行政會議員の場合には州立法會議、中央政府行政會議員の場合には中央立法議會)に於ける被選議員に依て選舉されたものでなければならぬことを主張してゐる。行政官を立法府で選舉することは、理論上餘り面白くないことである(註一)が、そんな實例はある。現に瑞西に於ては、其制度が見事に行はれてゐる。併し、行政府員の半數を皇帝が任命し、他の半數を人民が選舉するといふのは、ごつちともつかぬ雜種

を作ることの意味することを意味するものである。成程ブエーク案に依る兩主制州政府も雜種には違ひない。併し、其れは只表面の話であつて、實際に於ては兩主制政府は同一性質のものである。何となれば、行政府の半分は議會に責任を負ひ、他の半分は議會に依て動かすべからざるものであるから(註二)、半分づつを比較すれば勿論性質の相異があるが、各半分の範圍内に於ては全く同一性質のものであるからである。立法議會に依て左右すること出來ぬ位置にある行政官と、いくらでも彼を窘めること出來る議會とを對立せしむること既に甚だ妙である。然るに、Congress League案にあるやうに、行政々府を雜種にし、仲間割れにするといふことは更に妙であると謂はねばならぬ。併し、印度國民黨等が、斯の如き不合理の提案をなすに至つたのも、元を辿ればモレー法があるからである。但し、モレー法は仲間割れさせる目的で印度人を行政會議中に入れたのではない。モレート卿が、印度人の要素を行政會議中に入れたのは、此等印度人の意見が立法會議中に重要であるばかりでなく、行政會議に於ても大に參考となるからである。然るに、Congress League案は、印度人會議員の数を増加したから、彼等の與ふる勸告は單なる勸告でなく強制力を持つこととなる。併し、案の開始者は、其れでも満足しない。彼等は、印度人行政會議員の有する強制力に民意を加味する意味で、總督又は知事をして是れを選ましめず、立法會議中の被選議員をして是れを選舉せしむることとした(註三)。

註一。ゴロン・スチュアート・ミルの代議政治(Representative Government)第一四章を看よ。

註二。ゴケール氏は、州政府行政會議に於ては、議員總數の半分を印度人とし、中央行政會議に於ては、印度人の要素を其三分の一とするに於てした。

註三。Congress League意見書は、カーティス著兩主政治九〇—九五頁中に全部登載しあり。

モンタギュー氏の議會に於ける有名な聲明は、右國民黨全印度回教徒團案が公表されてから八箇月後になされたし、憲法改正問題に對する提議も他になかつたから、國民黨等の提案は一時全印度を風靡するの概があつた。モンタギュー氏の聲明中には、國民黨回教徒の案に於けると同じく責任政府(人民に對して責任を有する政府)が力説してあるから、該聲明が Congress League案の成立前になされたならば、該案はあれ程世間に騒がれなかつたかも知れない。

#### 第五節 所謂聯合上書(Joint Address)中に含まるゝ制度改正案

一九一七年十一月、印度總督チェムズフォード卿並に實地調査の爲め將に印度に派遣されんとした印度事務大臣モンタギュー氏宛に一建議書が送附せられた(註一)。建議書は名を聯合上書といひ、甲谷陀在任歐洲人(實業家其他)の重なる者、及びベンガル國家主義派(Nationalist Party)と稱し、前に屢々記載せる Indian National Congressとは別物——譯者)中の穩健派に屬する有力者に依て署名さ

れてゐた。ベンガル國家主義派の或者は、聯合上書中に於ける改革案を採用することは、取りも直さず前節に述べた Congress League案を排斥することを意味するのであると言つたが、聯合上書署名者等は此上書を以て、人種別政黨派別を超越し、モンタギュー氏が八月二十日英國下院に於て爲せる聲明を以て英國政府の對印政策とし、該聲明に包含せらるゝ改革案の要旨に依て改革を企てんとする者は、何人も採用せざるを得ざる案を天下に公示するものと考へた。

聯合上書なるものは、署名者等が數次非公式の會合を開いて出來上つたものであるが、最初の會合は、一九一七年の秋(モンタギュー氏の聲明は其年の八月二十日)ダージリン(Darjeeling)に於けるシンハ卿の邸内に開かれたものである。タイジーン人は人も知る如く、夏期中に於けるベンガル政府の所在地で、シンハ卿は當時ベンガル政府の一員であつた。當時、印度に於ける政治問題を實際に就て研究せるライオネル・カーティス氏も右の會合に招待せられ會議に参加することになつた。數次の會合の後、聯合上書の署名人等が改革案の大綱(十二の要點)に就て決定してから、カーティス氏は立案を依頼せられた。斯様な次第であるから、上書中の微細なる點はカーティス氏の筆になつたものである(カ氏著兩主政治三二六—三五六頁參照)。今左に上書中に於ける改革案の要點を摘載する。

英領印度の面積大なる州は、是れを適當な大きさのステートに分割す。ステートには部長官を以て組織する政府を置く。此等の長官は各ステートの議會に於て多數を制する黨派より選舉されたも

のである。而して議會に對して責任を有する。議會の議員は、広い範圍に亘て與へられた選舉權の所有者に依て選舉されたものである。各ステートの憲法上の行政長官は行政委員長である（註一）。従來州政府で管轄してゐた教育、土木、農事、地方自治等は、其一部又は全部を新しく出來たステートの政府に移譲し、其處で管轄せしむることにする。此の如くして政治を行ふこと七年にして英國議會は、右の事項以外の事項を更にステートに移譲することを得るか否かに就て研究せしむる。各ステートは州より其收入の一部を頒つて貰ふ。州政府は、州内に於ける各ステートに對し、立法權並に租稅徵收の權利を附與する。然らば、現存する州政府は何をするか。州政府は、ステートに移管しない土地收入、司法、警察に關する事項を掌る。州立法議會は又、行政上の事項に對しては州政府の諮問機關としてのみ作用する。何となれば、ステートに於ては、ステートの議會はステート内に於ける財政立法は勿論、政府に對する監督をも充分に行ふことを得るからである。州の議會は、州内に於ける諸々のステートよりの派遣せらるゝ議員を以て組織せらるゝ。

註一。行政委員長に就ては何等説明がないが、多分是れも部長官等と同じく議會に依て選舉せらるゝのであらう。

ステートの政府が發達して、既に移譲されたる行政事務は勿論、司法警察に關する事務をも自ら行へるやうになれば、換言すれば以前州政府に於て執つてゐた事務が充分にステートに於て執れるやうになれば、其等の事務をもステートに渡してしまはねばならぬ。斯くて州は自然消滅に歸す

ることとなる。然るに州内のステートが統治を行ひ得ないことになる、かゝる場合に印度中央政府が蕃邦の内政に關涉すると同じく、州はステートの内政に關涉する。聯合上書には先づ此様な規定が含まれてゐる。

最後に該上書は、行政上の權力が全部ステートに移譲せられ、而も其れが印度の一地方に於てのみならず、殆んど全區域に亘つて行はるゝことになれば、全印度の選舉人に依て選まれたる議員を以て組織する議會と、是れに對して責任を有する印度政府とに就て規定する憲法を發布しても差支へないと言てゐる。

以上が聯合上書の要點とする所である。聯合上書に於てもデューク意見書に於けると同じく兩主制を説いてゐる。又事實同一の前提を頭に置いて改革案を考へるときには、どうしても同一結論に達せざるを得ないのである。吾人が諸々の改革論者が共通に持つてゐる前提とは、(一)人民に對して責任を負ふ所の政治が直ちに施行されねばならぬこと、(二)所謂責任政治なるものは先づ州に於て試みられねばならぬこと、(三)州に於て責任政治を實現する場合と雖も、政治の全局面に亘つて直ちに是れを實現することは不可能である、土人が安全に是れを行ひ得る部分に止めて置かねばならぬことを指していふ。兩主制といふ原則に於ては、デューク案も聯合上書案も變りはないが、其應用の方面に於ては兩者大に其趣きを異にしてゐる。デュークの方は、州政府の機能を兩分し、其一方に對して

のみ政府は責任を負ふといふ仕組であるが、上書の方は只單に機能を兩分するのみならず、一政府の管轄する區域をも新規に作り直さうといふのである。デューク案では、現存せる州政府を二分することを主張せるに過ぎざるに反し、上書の方は州政府とは全く別種の政府を作ることを必要としてゐる。

聯合上書に於ては、大州を適當に分割してステートを作ることを主張してゐるが、此主張には相當の理由がある。實際印度に於ける或州の如きは、其區域が餘りに尨大で統治上種々困難を提供してゐる。其れも、現今に於ては、何れの州を取て見ても其政治組織が簡單であるから我慢出来ぬことはない。併し、印度人の政治的生活が將來非常に複雑になり、政府の事業が十倍二十倍に膨脹した曉には、今日のやうな政治上の區劃では、政府は到底完全に其任務を遂行すること出来ない。加是、現在に於ける印度の政治地理には到底不可解なるものがある、早晩整理せられざるべからざるものがある。例へば、シンドと孟買州との合一せる如きは是れである。シンドは、人も知る如く、住民が大部分回教に歸依せるのみならず、一種特有の言語を有し、歴史傳説の如きも孟買地方の其れとは同一でない。オリッサとビハールを合一し、ベラルールをセントラル・プロビンセス州に合一したことなども甚しき無理算段である。是を以て、聯合上書の署名者等は、責任政府を設立するに當て差當りなきねばならぬことは、代議制の根據の上に完全なる自治を可能ならしむる所の區劃を決定することであ

ると言てゐる、換言すれば、共通の歴史を有し、出来得べくんば言語宗教種族を同じくする者の住んでゐる區域を他と區別することであると見てゐる。

此等署名者の議論中に眞理の存在することを否定することは不可能である。印度の政治的輪廓の不完全であることは何人も否むこと出来まい。故に、單に理論的根據より見るならば、聯合上書にある改革の提案は、諸提案中に於て最も優秀なるものと云へよう。併し、理論的長所は、雖て該案の非常なる缺點を物語るものである。該案は抽象的政治の原則には一致するかも知れない。併し、是を實際に行はんとするときには、直ちに非常なる無理を生ずることとなる。家を新築するには、古い家を取壊さねばならぬ。印度の如く保守思想の旺盛な國に於て、古い建築を取壊すとしたならば、實際上非常なる支障あることを免れない。假りに上書案の内容をベンゴールに應用するとせよ。果してどんな結果が出来するをであらうか。カーゾン卿がベンゴールを分割したときに起つた騒動、一地方(District)吾が郡に相當す—譯者)を分割するときには能く起る感情上の發作を自撃してゐる人は、上書案にあるが如き行政區劃の整理は、狂人の爲す沙汰とより思はないであらう。上書案の缺點は是れに止まらない。上書案は、新責任政治を布く前提として州を細分することを主張せるのみならず、現存せる州の政治機關をも結局は破壊することを主張してゐる。現存せる州立法會議は、未熟なものながら印度人は是を一の議會と見、二世代に亘り是に對し非常なる希望を繋いでゐた。殊にベンゴール州



に於ては、一九二二年以來被選議員の数が多数を制してゐる。而して州内に於て施行さる、法律の制定権は、此等多數被選議員の手中に在るといふも差支へない。然るに、若し上書案が成立することになれば、ベンガル立法會議は其權力を失し、州内の此處彼處に簇生するステートの立法議會中に其影を没し、其存在をすら疑はるゝに至るであらう。反對派が破壊なりと絶叫し非難せるカーゾン卿の甲谷院大學の改革が、如何に多くの反感を印度人の間に惹起したかを思ふときに、吾人はベンガル立法會議の權限を縮少し其神聖を冒瀆するが如きことを敢てし得ない。

モンタギュー・チェムズフォード報告の報告者は、聯合上書に對し實に細心の注意を拂つたのであるが、上に擧げたるが如き事情ある爲め上書案の大部分を否認するに至つた。併し、印度の政治區劃の亂雜なことに對する上書の批難は、充分に認めてゐるが爲めに、モンタギュー氏等は、其報告中に於て制度改革の後に於て州政府の先づ第一に爲さねばならぬことは、管内に於ける區劃上の問題を詳細に研究すること、區劃分合の場合に於て生ずべき一般州民の感情を研究すること、ベラールとオリッサの如く區劃明瞭なる所に於ては、双方に副州を設置することの可否に就て調査を進むることであると言てゐる(聯合報告パラグラフ第二四六)。政府の印度統治法案に就て攻究せる英國上下兩院聯合委員會も、統治法案第十五節の批評に於て同様の勸告をなしてゐる。其等の結果として一九一九年の印度統治法も、其第十五節に於て副州を設置すること、副州を設置した場合に附與せらるべ

き行政權に就て論及してゐる。同法同節は又、文化の度低き地方に對し、其れが「未開地 Backward Provinces」なることを宣言するの權利、此等の地方に特に適用さるべき行政組織を決定するの權利に就て規定してゐる。

#### 第六節

##### モンタギュー・チェムズフォード聯合報告、及是に對する 一般世人の批評

モンタギュー氏等の報告は、一九一九年の印度統治法の基礎となつたもので、其大部分は該統治法に具體化せられてゐるから、細目に亘る議論は是れを次章に譲らねばならぬ。此處には、モンタギュー・チェムズフォード案なるものが、以上數節に亘つて述べた改革案の中、何れの案と最も近邊せるか、彼此類似の點を明かにすれば足る。簡單に言へば、モンタギュー・チェムズフォード案は、本章第四節に説述した *Outrightly* 案の根本思想とモンタギュー氏の一九一七年八月二十日の聲明と責任政治の根本觀念とを結合せるものである。 *Outrightly* 案なるものは、廣汎なる選舉の上に立法會議を改正し、該會議をして絶対權を立法行政の上に揮はしむることを目的としてゐる。併し、此案の目的としてゐる所を實現すれば、必ずや憲法上の行詰を生ずるに違ひない。此の如き憲法上の行

語りを未然に防止するには、一方行政政府の責任者としての知事（全印度に關する場合は總督）をして特定の場合に限り立法會議の處置を否定せしむると共に、行政會議に於ける印度人議員を選擧に附さないといふ方法あるのみである。所謂五州知事案（Scheme of the Five Heads of Provinces）なるものは此の如き考へを具體化するものである。五州知事案とは、パンチャブの副知事、ユナイテッド・プロビンセス州の副知事、緬甸の副知事、セントラル・プロビンセス州の行政委員長、アッサムの行政委員長が、兩主制なるものは實行上甚だ危険なりとの確信の下に、總督の命に基き是れに代るべき案として提出したものである。五州知事案に依ると、州行政政府は知事と行政會議とよりなる。行政會議委員の半數は印度土人であるが、立法會議々員中より官選せるものである。立法會議は民本的基础の上に改造せらるゝも、其權力の及ぶ範圍は財政と立法に關する事項に止まる。財政立法に關する立法會議の決議案と雖も、責任ある行政政府の首長としての知事は或場合に於ては是を否定することが出来る。モンタギュー・チェムズフォード聯合報告は、五州知事案に於ける右の諸點を認容せる外、州立法會議は、或特定の事項並に所謂移讓部の所管に屬する事項に關しては絶対の權力を有すること、移讓部の諸長官は州政府中特別の部分を形成し、常に立法會議の被選議員中より選舉せられるゝのみならず、立法會議に對して全責任を完全なる議院政治の意味に於ける責任を有することを主張してゐる。是れ位の讓歩をした案でなければ、一九一七年八月二十日の聲明の主旨を誠意を以て

實行するものとは言はれないと聯合報告書は言てゐる。聯合報告案の主旨は、一九一七年八月二十日のモンタギュー氏の聲明を狹義に解釋せる者の立案と比較して見ると愈々明瞭になつて來る。狹義に解釋した者の筆頭は、第五節に紹介した聯合上書案である。聯合上書案に依れば、議會に依て組織され議會に對し全責任を有する行政政府を持つ議會のみが吾が議會に於て見るが如き權能を有する。換言すれば、上書にあるステートの議會のみが立法行政上の事柄に就て全權を有する。然るに上書案に於ては、州政府は保留部を監督するものであるから、其機能の性質上專制的でなければならぬといふことになつてゐる。此の事實は無理に作り飾る必要はない。州議會は只單に諮詢機關として機能を果たすに過ぎない（是れはモーレー卿が州議會に期待してゐた所でもある）。加是、上書案は、州議會に於ける官吏議員の數を有名無實のものにしてゐるから、州政府の監督圏内に於ける事項に對しては州議會は立法の實を擧げ得ぬ程無力になつてゐる。

要是、モンタギュー氏等の報告は、聯合上書案とは異なり、州政治組織の輪郭を改めやうとしてゐない、輪郭は何處迄も保存し乍ら印度國民黨等の意見（Congress League案）に聽従し危険を冒さざる程度に於てモーレー案に依る立法會議を眞の意味に於ける議會（政府を監督する）にせんとするものである。モンタギュー案は、又五州知事案とも異なり、矢張り現存せる輪郭の上に責任政府の

實を擧げんとするものである。即ち、印度人を以て組織する部を政府の一角に拵へ、此部分に屬するものは、徹頭徹尾州議會に對し責任を負はしめんとするものである。

是れはモーレー案の遺物であらうと思はるゝが、モンタギュー案には、保留部の利益のために絕對に必要とせらるゝ法案の通過を圖る爲め、七分の五の被選議員を以てなる州立法議會より大委員會 (Grand Committee) なるものを組織し、該委員會に於ては官選議員の數を多くすることゝしてゐる。併し該案は、大委員會と略ぼ同一の組織権限を有する國務會議をも設置することにしてゐる。英國上下兩院聯合委員會は、此モンタギュー・チェムズフォード案を審査したる際、大委員會なるものを全然削除し、國務會議のみを残し、是れを第二院即印度立法議會の修正院とした。立法會議議員よりなる大委員會は、表面民意に基くものゝ如くでも、官選議員を以て會員を多數とするから、無理に組織を複雑にして世間を欺瞞せんとする憲法上の細工であると見られた。斯く世間を瞞著するが如きことをなさないでも、必要な場合には、知事(全印度の場合は總督)の権限を公然利用して法案の通過を計ることが男らしいと考へられた。モーレー法にあるが如き忌むべき官吏團Official Circleを拵えて無理に法案の通過を計ることは全く望ましくないと考へられた。

英國上下聯合委員會は、州立法議會の位置権限を改善する爲め、モンタギュー案に對し一二改正を加へた。即ち委員會は、州立法會議の議長は、會議開設後四年を限り知事を以て是れに充つるも、其

れ以後は會議に於て選舉することゝした。是れは些細な訂正ではあるが重大なる意義を持つてゐるものである。聯合委員會の爲せる他の修正は、印度中央議會の下院に對し國庫金の支出に對し、尠からざる監督權を與へたことである。

最後に、吾人はモンタギュー・チェムズフォード案に對する印度人其他の批評に就て一言するの必要を思ふものである。歐羅巴人は、印度に住める者も歐羅巴にある者も、モンタギュー案が未だ嘗て試みられたことなき兩主制を印度に布かんとすることに就て非常なる疑懼の念を抱いた。而して、五州知事案を以て、最も印度の實狀に適するものであると考へた。併し、其れは此等批評家が案の内容を熟知しなかつたが爲めで、内容が周知せらるゝと共に、彼等の批評は大に緩和した。而して、遂には、歐洲人は官民共に、印度に於て責任政治を實現しやうと思ふならば、どうしてもモンタギュー案位に誠意を持ち實現の可能性を持つてゐるものではないと思ふやうになつた。

然るに國家主義派に屬する面々は、モンタギュー案に對して不満の意を公表した。彼等の不満は、印度中央政府及在英印度事務省に關するモンタギュー案の内容に就て殊に甚だしかつたやうである。即ち、彼等は州に於て或事項を印度人の管理に一任せると同じく、中央に於ても政府の管掌する或事項は印度人の手に移譲せられねばならぬ、印度事務省内に在る印度評議會は Congress League 案

の要求通り廢止されねばならぬ、一般印度人に何等關係ないホワイトホール街（倫敦の官衙街）から發せらるゝ獨裁的命令は印度人の贏得せる世界的位置政治的自負心と決して兩立するものでない主張した。

此等印度人の主張は頗る有力であり、首肯すべき點もあるので、モンタギュー・チェムズフォード案を審査した英國上下兩院聯合委員は、最後の決定をなす前、國家主義派の主張をも充分に聴取することにした。併し、印度中央政府に移讓部を新設する案は、第一章第五節の終りに詳述したやうな理由の下に委員會の採擇する所とならなかつた（國家主義派の代表者は、頗る緩和されたる形に於て、雄辯に委員に向て自案に就て主張したけれども）。又クリュー卿を委員長とする在英印度統治機關改正委員會は、印度評議會を廢止することに就て提言し、Constitution Case案も亦熱心にこれを主張したが、上下兩院聯合委員は下記の如き理由の下に評議會を廢止するの案を斥けた。曰く（註一）

「委員會は、印度評議會を廢止する案には賛成しない。委員會は、印度事務大臣が、尠くとも此處暫くの間、印度に於て經驗を積んだ人々に種々の問題に就て相談し會議することの必要を認むるのである。現在の如き公式の評議會がなければ、必要が尙ほ依然としてあるのであるから、非公式の相談會を開かねばならぬ。故に、歴史的に尊重せられ、且つ印度の問題に就ては相當權威ある現在の評議會を繼續維持することを以て適當と認むる……」云々と。

註一。印度統治法改正案第三十一節を見よ。

斯くて、印度急進派の主張は斥けられたが、印度評議會は、印度中央政府が責任政府として作り上げらるゝに連れ、次第に其の權力を縮少すべき運命を持つてゐるのである。

モンタギュー案の他の方面（印度中央政府に兩主制を布くことの可否、在英印度評議會を廢止することの可否以外の方面）に關する印度人有識者の批評は頗るまち／＼であつた。モンタギュー案に指示してある様式で印度の立憲政治を指導して行きたいといふ人と、英國人輔導の必要は最早全然なくなつた、印度人は一日も早く英國の聯邦を脱すべきであるといふ人とは互ひに乖離するやうになつた。而して印度全體からいふと、過激的國家主義者は國內を風靡し彼等の要求は日一日と増大するに至つた。昨一九二一年に於ては、此等過激國家主義者の運動は革命的色彩を帯ぶるに至つた。此消息は本書第七章に於て詳しく物語られてゐる。其れは兎もあれ、印度國民黨は、一九一八年八月孟買に於て大會を開き、モンタギュー・チェムズフォード報告を議題とし、報告中にある主要提案を斥け、（一）十五年以内に中央に完全なる責任政府を樹立すること（二）司法警察に關する事務は六年間保留部の手に留保し、其れ以後は中央に於けると同じく州に於ても完全なる責任政治を布くことを要求した。四箇月後即ち其の年の十二月開催せる印度國民黨の年會に於ては、右の提案を一蹴し、印度の諸州に於て即刻責任政府を樹立することを要求した。

十二月に開催せる——デリーに於て——右の年會に於て、國民黨は一種特別の決議をなし、其れが印度の新統治法の明文として記入さるゝことを要求した。一種特別の決議とは「權利の宣言」と稱するもので左に記するが如き條項を其の中に包含してゐる。此「權利の宣言」は、國民黨が上下兩院聯合委員に代議員を派遣せる際、特に委員會の注意を喚起せんとせるものである。

【ロ】印度人に屬する陛下の臣民は、普通裁判所に於て適法且つ公開裁判に依て處罰せらるゝ外、其自由、生命、財産、言論、集會の自由に就て處罰さるべからざること】

【ニ】新聞の發行は自由なるべきこと、新聞發行の登録を爲す際に當ては許可證を取得し擔保を提供することを必要とせざること】

印度國民黨が右の如き條項を包含する「權利の宣言」を、突如新憲法中に挿入することを主張せるに就ては少しく説明を要する。經驗の示す所に依れば、一九〇五年カーゾン卿がベンガル州の分割を行つた時に起つた騒動に關係せるが如き無政府主義的騒動を處罰するには普通の裁判所では到底不十分である。第一裁判が永く掛る。次に證據人として出廷するものが連累者に感嚇さるゝが爲めに正確なる證據を得ること困難である。其れで、一九一五年には、頻發する無政府主義的暴動、並に是れに伴ひて生ずる暗殺其の他の犯罪を有効に防壁し、大戦中後顧の憂なからんが爲め戰時特別法として印度防禦法 (Defence of India Act) なるものを印度に施行することゝなつた。該法に依て在

印英國官憲の與へられたる特別な權力は (一) 危険なる政治犯人を、該犯人の家宅又は家宅以外に幽閉するの權 (二) 重大なる政治上の犯罪者をば特別裁判所に於て裁判に附するの權等である。但し、特別裁判所の判事たる者は印度の裁判所に於て最高の位置に在るものでなければならぬ。其代りに裁判は簡單に且つ秘密に行はるゝの缺點がある。併し、印度防禦法は戰時中施行さるゝ爲めに設けられた法律に過ぎぬ。政府は戰後に於ても依然相當發生すべき無政府主義的犯罪に對し防壁の法を講じて置かねばならぬ。茲に於て、政府は一九一八年サー・シドニー・ローラト (Sir Sidney Rowland) を委員長とする法律審議會を組織し、印度に於ける無政府主義的運動の歴史、戰爭終結の後に於て取るべき運動の傾向、適當なる防禦の方法等を研究せしむることゝなつた。サー・シドニーは、英國高等法院刑事部の判官で、審議會には有名なる印度人法學者二名を含んでゐた。審議會員は、過激主義運動取締りに關する諸般の問題に就て詳細なる研究を遂げ、印度防禦法と大同小異の法律を設けることを政府に建議した。印度政府は該建議を採用することに決した。併し、ローラト案に對しては世論の反抗甚だかつたので、政府も大に其の點を顧慮し、僅々三年間ローラト法を法典中に掲載することに止めた。併し、ローラト法は制定以來印度のどの部分に於ても適用の機會を見なかつた。以上は、國民黨員をして「權利の宣言」を爲すに至らしめたローラト法である。併し、「權利の宣言」を促した法律が他に二つある。其れは一九一〇年の新聞紙法 (Press Act)、一九一一年の煽亂會合法

(Seditious Meetings Act)である。此等の法律は、或は、新聞に或は演壇に危険思想を鼓吹せんとする者を取締る爲めに制定せられたものである。又事實是等の者を取締る必要も多々あつたのである。

併し、大方印度人の立場から見れば、ローラト法、新聞紙法、煽亂會合取締法の如きものは不必要有害であるかも知れない。併し、『權利の宣言』といふが如きものを英國議會の制定する印度統治法中に挿入し其主權に制限を加ふるが如きは英國憲法の歴史に於て類例を見ざることである。明に英國憲法の精神に背く行爲である。故に若し英領印度の輿論は、右の如き法律の存在に對して反對すると國民黨の人々が信するならば、印度の中央議會を煩はすべきである。印度の中央立法會議が此等の法律を作り、是れを法典中に編入したではないか(新統治法施行前ではあつたが)。故に吾人は、輿論の反對に顧慮して印度政府が一九二二年の始に取つた態度に替意を表明せざるを得ない。印度政府は、印度の憲法たる印度統治法に妙な規定を挿入して英國議會の主權を制限しやうとしない。一九二一年の始め印度政府は、新統治法に依て成立せる印度中央議會の議員を以て二つの委員會を組織し、一方の委員會をして新聞紙法の效果如何を研究せしめ、他の委員會をしてローラト法、煽亂會合法と同一目的を有するも、取て是れに代るべき法律の性質必要等に就て調査報告せしむることとした。

委員會は其の後間もなく報告書を提出した。印度政府は此等の報告に基き次の如き處置に出た。即ち、一九二二年九月新聞紙法を撤廢する議案が立法議會(印度中央議會の下院)に提出され、翌二十

二年一月には、印度防禦法ローラト法及び是れと類似の『壓迫的』法律を撤廢することを目的とせる二議案が國務會議(右の上院)に提出された。ローラト法を調査せる前記の委員等は、該法の規定たる裁判に依らず個人の自由を剝奪するは、新統治法に依て聲明せられたる英國政府の統治方針に背戻するものなりと斷じた。斯くて前記三種の法案は立法府を通過し、今の法律となつてゐる。今日尙ほ印度急進主義者間に問題となつてゐる法律に、一九〇八年の改正刑法第二部がある。是れは義勇兵協會(Volunteer Associations)の如き革命的意圖を有する團體を解散し、必要あらば此の如き團體に屬する者を追放の刑に處するの權を行政官に與へてゐるものである。次に、革命的會合を防禦する煽亂會合法がある。此法律の可否に就て調査せる前記の委員は、此種の法律が依然必要であると見た。即ち該委員(二名の歐洲人、七名の印度人よりなり、印度行政會議中の法律議員たる印度人が委員長であつた)は、一九二二年九月二日附の報告中に『現に存在し、將來一層重大になるべき危険なる形勢に鑒み、斯の如き形勢が一層改善せらるゝに至るまで此等法律の撤廢を延期することを適當と認む』と言つてゐる(註一)。

註一。立法議會(下院)の提議に依り印度政府の任命せる他の一委員會は、日下(一九二二年三月)印度刑事訴訟法中にある人種的差別(即ち英人歐米人に有利な規定)を除去することを研究してゐる。該法中に於て、在印英人臣民の受け得る特權の中重なるものは、刑事上の犯罪ありたる場合、彼等英人が少くとも半数以上歐米人よりなる陪審員に依り裁判を受ける權利あることである。

## 第四章 一九一九年の印度統治法

### 第一節

一九一五年の印度統治法と一九一九年に於ける印度統治法

との關係——一九一九年統治法と其施行細則

一九一九年の印度統治法は、印度新憲法の骨格を規定せるものである。大なる英領土に於ける自治制の基礎となれる根本法と同じく、一九一九年の印度統治法も英國議會の制定せる法律である。併し、一九一九年の印度統治法の此等自治領に於ける根本法と異なる所は、該法が其自身完全なる法律をなして、ない點に在る。即ち、該法は、表面法律上一九一五年の印度統治法の改正法といふことになつて居り、其中に多く一九一五年法の規定を包含してゐる。併し、其れは表面の語で、彼と是との間には原則上の相違があるのである。元來一九一五年の印度統治法なるものは、印度に關係ある憲法上の規定を蒐集編成したもので何等新規の規定を包含するものでない。然るにも拘はらず、此

一九一五年の印度統治法並びに其改正法が將來印度統治法(Government of India Act)と呼ばれ、將來行はるゝ憲法上の改正は、此法律の中、及び其法律に依て設けらるゝ施行細則の中に組込まるゝ都合になつてゐる(一九一九年印度統治法第七節第一項參照)。

一九一九年の印度統治法が其れ自身完全なものでないと言はるゝ、所以が今一つある。即ち、該法

は印度に於ける新憲法の骨格を規定せるものであるが、印度に於て今回新制度を布くに就て必要な諸般の規則は該法の補足として別に設けられてゐるのである。尤も本則の外に細則を設けるといふのは、印度に於ては断えず行はれて來た所であつて、一九一九年の印度統治法に於て始めて行はれたものではない。而して、是れは、印度に於てのみ完全に出來得る細則草案作製の事業より英國議會を免れしめんとする要求と、時勢に適する變更を細則に加ふることを容易ならしめたいといふ要求から出たものである。

印度に施行さるゝ法律の施行細則並びに其改正細則は、印度政府が印度事務大臣及印度評議會の許可を得て作成するものである。出來上つた細則は英議會に提出され其協賛を得る段取りとなる。細則が成案として議會に提出されるときは、成案を受理せる議院は、三十日以内に英國皇帝に提示し其全部又は一部の裁可を得。草案として提出されるとき、上下兩院は其決議を以て、原案の儘か然らずんば是れに訂正を施して協賛を與ふる。斯くて細則は成立する(一九一九年印度統治法第三節、第四節を看よ)。然らば、一九一九年の印度統治法に伴ふ施行細則は何れの方式に依て出來たかといふに、無論第二の手續きに依たものである。即ち改正印度統治法の規定に依り、印度政府先づ施行細則の草案を作り、印度統治法に就て審議せる上下兩院聯合委員は該草案に修正を加へ、最後に英國上下兩院の賛成を得た。斯の如くして出來た細則は法律と同等の效力を有し、印度に於ける

何れの立法機關も是れを廢止し是れに向て改正變更を加ふること出来ない。

一九一九年の英領印度統治法は一九一九年十二月二十三日皇帝の裁可を得た。翌一九二〇年は、該法の施行細則の決定と選舉人名簿の作製の爲めに大部分消費されてしまつた。それでも前記兩院聯合委員會は、施行細則草案の件に就き「印度に於ける中央地方の政府が頗る迅速に事を處理せること」を述べてゐる(註一)。同年十一月に改正法に依る選舉が行はれた。一九二一年の初週間には、新制に依る州行政府の組織を見、一二月には同じく新制度に依る州立法會議の開會式が諸方で行はれた。印度立法議會は、二月九日コンノート公の臨場を待てデリーに於て取行はれた。其前日、コンノート公は、蕃邦君主會議所の開所を行つた。蕃邦の君主は、以前より蕃邦に共通せる諸問題、蕃邦に利害關係ある問題、蕃邦の問題にして印度帝國に影響を及ぼすべき事件に就て、折々會議を開いたのであつたが、會議所の創設は此等の會議を常設機關化するものである。

註一。上下兩院聯合委員會の印度統治法細則(Rules under the Government of India Act)に就てなせる報告、パラグラフ一参照。

## 第二節 兩主政治の基礎

一九一九年の新統治法に依て、印度に兩主政治(Dualism)を布くことになり、其結果英領諸州の各

々に於てホーム・ルール式の庶民政治が獨裁政治と結付けらるゝことになつた。前古に類例稀なる憲法上の此試みに依て興味を奪はれてゐる人々は、其依て來る原因、依て生ずる基礎を顧みないやうな傾きがある。

然らば、兩主制の基礎とは何ぞや。其れは聯邦制度の國に於て見る如く、中央政府と州政府の用ふべき權力の範圍を截然分離せることに外ならぬ。而して是れは、印度の政體上に革命的大變化を齎せるものである。一七七三年に於けるノース卿の統治法は、マドゥラス孟買の二大管區をベンゴールに於ける總督(行政會議を伴へる)の支配の下に置いた。併し、其れは軍事外交に關することだけであつて、内部の行政上に就て此等兩管區はベンゴールの掣肘を受けなかつた。然るに、一八三三年の特許法に依てベンゴールに於けるウヰリアム要塞の總督は、全印度の總督となり、同時に同總督は該特許法第三十九節の規定に依り「印度に於ける上記の區域に於ける軍事行政民事行政の全部に亘る取締指揮監督、及び印度に於ける上記の地域に於ける収入の處分」をなし得ることゝなつた。即ち、一八三三年の特許法は、少くとも理論の上に於ては、印度の統治を完全なる中央集權的基礎の上に置いたのである。一八七一年、印度の諸州が自らの收入を持つやうになるに至るまで、地方政府の使用せるものは、假令一留比でも中央金庫より來ないものはなかつたのである。一八八三年の特許法は又、マドゥラス孟買兩政府の持てる立法上の權力を悉く奪つた。取上げられた立法權は一八六一年の印度會議



法が英國議會を通過するまで與へられなかつた(本書第七十三頁を看よ)。

一九一五年の印度統治法(集成)は又、第三三節に於て印度政府の權利義務に就て次の如き規定を設けてゐる。

『印度に於ける民事行政軍事行政の取締、指揮、監督は總督(行政會議を伴へる)の權限内に在り。總督は國務大臣(印度事務大臣)より受くる命令に服従することを要す』

一九一五年の印度統治法は又、其第四十五節に於て州政府及地方政府の印度政府(中央)に對する關係に言及し『各地方政府は總督(行政會議を伴へる)の命令に服従し、政府部内の議事、總督に通報する必要ある事項、總督が通報を要求する事項に就て不斷に且つ熱心に通報するの義務を有す。各地方政府は又、其屬する地方の政治に關係を有する事項に就て總督の取締、指揮、監督を受く』と述べてゐる。

斯く中央集權といふことは、最近に至るまで印度に於ける政治の基調であつた。勿論印度の如き宏大なる領土に於て、完全に中央集權主義を行ふといふことは、理論上言ひ得べきことにして、實際上行はるべきことでない。即ち、印度事務大臣は印度總督に、印度總督は地方政府に公然權利を派出し、或範圍に於て公金を支出する權利を地方政府に與へてゐたのみならず、印度中央政府の地方政府に對する監督は百千の領事に於ては事實撤去されてゐたのである。此傾向は勅命に依て出來た地方

分權委員が一九〇九年報告書を提出してから甚だしくなつてゐた。併し、議會を代表し議會に對して責任を有する印度事務大臣に、印度統治の全責任が掛けられてゐる以上、該大臣は印度總督を通じて行使する權力を完全に維持せねばならぬ、容易に他に派出してはならぬ。換言すれば、英國議會が印度事務大臣に對し、印度統治の全局面に亘つて責任を負荷せしむるからには、印度事務大臣は責任を遂行する必要上、領土なるあらゆる統治上の事項にも容喙せんとするは當然の順序であつて、彼が印度に於ける輿論の趨向を聽従したり、現場に居る者(總督知事等を指す——譯者)に權力を派出したりすることを好まぬのを答むる譯には行かない。

併し、一方地方分權の問題は、一九〇七年地方分權委員(Decentralization Commission)なるものが、一九〇七年勅命に依て出來てから以來、印度政府の断えず注意せる問題であつた。而して、ハーディング卿は印度總督に任命さるゝと間もなく該問題に注意を拂ひ、一九一二年には八月二十五日附の意見書(Coronation Durbar意見書)と言て有名なるものである(に於て、該問題の解決は、一に『上に印度政府を載くも、州内に於ける總ての事件に就ては全く自裁することを許す所の行政々府を各州に置くに至るまで、層一層自治の分量を多く此等の州に與ふるにあり』と言てゐる。是れば、一九一九年の統治法に依て確定し、昨二十一年始めて實行せられたる改革の主旨を豫言せるものである。尤も州自治と言ても、其中にはジョン・ブライト(John Bright)が昔し提案せるが如きものを含んでゐる

かも知れない、即ち印度の大州をして印度政府より獨立せしめ直接英國議會の監督の下に立たしむることを意味するのかも知れない(ストラチー著印度第七二頁)。併し、ハーディング卿の考へた州の自治なるものは斯の如きものではなかつた。印度に中央政府がある。今州に自治を許すとすならば英國議會は中央政府を監督するも州政府の事件に就て州政府を監督すべきでない。併し、英國議會が州内の事件に就て州政府を監督するの權を放棄するならば、果して誰の爲めに其權利を放棄したか。印度中央政府の爲めに放棄したものであるまい。何となれば、中央政府に州政治の監督權を委任するならば、州の自治といふことは何等意味をなさないからである。故に、どうしても州自らの爲めに監督の權を放棄したものと謂はねばならぬ。英國議會から(ウェストミンスターから)監督を行はないといふことの裏は結局此處に歸着するのである。今回の改革案は、此歸着點を正直に正面より見たものである。

地方分權は此の如くにして遂に物になつた。即ち一九一九年の印度統治法第一節第一項は「a) 總督(行政會議を伴へる)及び印度立法議會の職分と地方政府及び地方立法會議の職分とを截然區別する目的を以て、政治の機能上、中央に於て取扱ふ事項と地方に於て取扱ふ事項とに事項を區別すること」

(b) 地方に於て取扱はるべき事項に關しては地方政府に其處置權を委任し、此等地方政府に歳入其

他の金錢を分配すること

(c) (省略)

(d) 州に於て取扱ふ事項の中より、此法律の規定に依て任命さるる部長官と協同任務に當るべき知事の管轄に或事項、此法律中に移讓事項と云へるもの——を移讓すること、此の如き管轄に必要なる歳入又は金錢を分配すること

に就て必要なる細則を設くべきことを規定してゐる。而して、印度統治法の此規定に依て設けらるる轉移規則(Devolution Rules)第一表第一部は、中央(印度政府及印度立法議會)に於て取扱ふべき事項を掲げてゐるが、中央に於て取扱ふ事項中重要なものを挙げれば左の通りである。

- 一 國防(警察以外の)事務
- 二 外交關係事務
- 三 蕃邦との關係事務
- 四 交通(輕鐵を含まず)郵便電信事務
- 五 主要港に於ける運輸航海に關する事務
- 六 貨幣及貨幣鑄造に關する事務
- 七 公債、貯蓄銀行、國勢調査及統計に關する事務

八 商業、會社、特許、版權、鑛山監督に關する事務

九 税關、棉製品消費税、所得税、製鹽に關する事務

一〇 阿片の栽培製造に關する事務

一一 民法及民刑事訴訟法に關する事務

一二 中央代理官、研究機關、或大學に關する事務

一三 全印度に於ける文官任用、Public Service Commissionに關する事務

一四 領土の變更、印度中央議會の立法事項に屬すと宣言されたる州に屬する事項

一五 特に州に屬すと宣言されざる一切の事項

轉移規則第一表第二部は州所管の事項を列挙し、第二表は州に移讓されたる事項を列記してゐる。然り而して州自治が新法に依て認容せられてゐる範圍は此委讓されたる事項に止まる。然らば委讓事項に對しては、何等中央政府の干渉がないかといふにさうではない。轉移法第五部は

「總督(行政會議を含める)が本法——改正印度統治法——の規定に依て有する州統治取締指揮監督の權力は、委讓事項に關しては次の目的の爲めにのみ行使せらるる。」

(一) 中央政府の主管事項に對する行政が圓滿に遂行せらるることを保障するため。

(二) 二州間に出來せる問題に就て關係兩州の見解が一致せざる場合、該問題に就て決定をなすため」

と規定してゐる。

一九一九年統治法第三十三節は、該法の主旨に従ひ、總督の權限を制限せると同様、全印度に對する印度事務大臣の權限を制限することを規定してゐる。換言すれば英國議會の權限を制限することを規定してゐる。併し同時に

「三英帝國の利益を擁護すること」

(四) 印度と英帝國の他の部分との間に起つた問題に就て印度の位置を決定すること」

の爲め中央政府の行動に干渉することを得と規定してゐる。新統治法は又、印度政府及印度事務大臣に對し、契約殊に印度政府高等委員(High Commissioners for India 註一)又は印度事務大臣が關係して爲せる州の借款及び官吏任命に就て後難が生ぜざるやう干渉することを許してゐる。

註一。印度政府を代表して英國に駐在する官吏。

以上の如き憲法上の改革に對し、英國政府當局が如何なる態度を取てゐたかといふことは、其れが實行されて間もない時、下院議員の或者が發した質問に對してなせる議長のなせる處置能く是れを説明する。印度の問題に特別の興味を有する此等議員が、移讓事項に關係ある或質問を印度事務大臣に對してなした。然るに議長は此等の質問を斥けてしまつた。その理由とする所は、移讓事項に關して州議會は絕對權を持つてゐるのであるから、此等に就て英國下院が聊かでも干渉する意味で質

問を提起するのは宜しくないといふにあつた(一九二二年三月二日下院議事録を看よ)。即ち、州自治と英國議會の監督とは到底兩立すべからざるものであるから、議長は移讓事項に對しては議員に「手を付けるな」と宣言したのである。

州に移讓された事項中重なるものは左の通りである。

- (一) 酒精飲料及び催醉藥品に關する事項(アッサムは例外)。
  - (二) 地方自治、即ち、市、地方(郡)參事會、其他地方團體の自治に關する事項。
  - (三) 歐洲人及び英印混血人以外の人々の教育に關する事項。
  - (四) 衛生、保健、生死統計に關する事項。
  - (五) 病院、施藥所、Asylum(孤兒院、盲啞院、養育院等)、醫學教育に關する事項。
  - (六) 道路、建築、輕鐵其他土木事業に關する事項(アッサムは例外)。
  - (七) 研究、専門的技術、教育其他を含める工業促進に關する事項。
  - (八) 研究説明教育等を含める農業に關する事項。
  - (九) 家畜部に關する事項(アッサムは例外)、漁業、消費組合に關する事項。
- 以上列記せる移讓事項の外、州政府は所謂保留事項をも管理する。保留事項の中、最も重なるものは左記の通りである。吾人は中央政府の取扱ふ事項、例へば蕃邦との關係、統計、所得税に關する事

項に就て代理官衙として州政府の與ふる援助も、一種の保留事項と見做すことが出来る。此等の援助を州の代理機能(Agency Functions)といふ(轉移細則第四部參照)。

- (一) 土地に關する法律。土地收入に關する一切の事務。
- (二) 飢饉救済に關する事項。
- (三) 灌溉、給水、水力に關する事項。
- (四) 山林に關する事項(孟買では移讓事項)。
- (五) 司法事務。
- (六) 警察、監獄に關する事項。
- (七) 工場其他、及び此等の検査に關する事項、一般労働に關する事項。
- (八) 代理機能。

以上二表に示す所は、中央に關する事項と判然區別すべき州に關する事項である。併し、州關係事項と稱する事項中には、其れが行政に關する限りに於て州關係事項であつて、立法事務は印度中央議會に依て管掌されてゐるものがある。此等行政のみ州で行ひ、立法は中央議會で管掌する事項中重なるものは左の通りである。

- (一) 當該州以外の地方に利害關係ある灌溉、水力に關する事項。

(二) 高等法院刑事裁判所に關する事項。

(三) 監獄に關する事項。

(四) 工場關係法規、一般勞働法規。

(五) 新設せらるる大學の憲法に關する事項。

以上の五項が行政上州所管であるに拘はらず、立法上中央議會の所管に歸する所以は、州の立法權を削らんとすといふ意味よりは、此等の事項に關しては印度全體を通じて同一法律を制定したいといふ希望があるからに外ならない。此主旨は次に掲ぐる事項を一見しても分る。即ち、傳染病、家畜病、害蟲、植物病の豫防撲滅は、州議會の立法權内に屬する事項である。然るに、此等に對し、總督は中央議會に移すと宣言することが出来る。其れは而し、法律の齊一性を保たんが爲めに外ならない。州立法議會は、齊一性に對する保障を與ふることに依て總督の前諾を得、然る後、此等の事項に就て立法事務を進行することが出来る。最後に吾人は、普通の場合、州立法議會が斷然變更を加ふること出来ない多數の法律（全印度に適用さるる）があることを記載せねばならぬ（印度統治法施行細則中に於ける前諾に關する地方議會規則を見よ）。

前條に記載せる事實よりして一種不思議なる法律上の問題が起る。英國議會の權力、英國臣民の歸屬、英國皇帝主權の基礎たる英國不文憲法に關する立法を別とすときは、印度總督の前諾さへあれば、印度中央議會並びに地方議會は、お互に他の領域に喰込んで如何なる法律でも制定すること出来るといふことになる。即ち、地方議會は中央の事項に就て、中央議會は地方の事項に就て立法を爲すことを得るといふことになる。併し、此の如き並行立法權は、言はば理論的又は潜在的權力であつて實際に於ては何れの側よりも行使さるるものでない。實際の場合に於ては、中央議會も地方議會も共に、轉移規則に依て自らに配賦されてある事項を主管するに過ぎない。見新憲法の精神に反する並行立法權を其の中に認められたのは恐らくは次の如き理由に基いてゐる。即ち、新統治法にあるが如く中央議會の立法權と地方議會の立法權とを事項別にするときは、實際出來た法律に就て法廷に於て效力の問題——此法律は中央議會で作るべきものであるのに地方で作つたから無効といふが如き——が起り易い。故に新統治法に於ては、州でも中央に屬する事項に就て總督の前諾ある場合法律を設くるを得として置いて、尙ほ用心の爲めに地方議會で制定した法律は、其れが總督の前諾を得てゐないが爲めに無効とせらるること出来ないこと規定してゐるのである（新統治法第一〇節第三項参照）。

以上の如くして、一見聯邦の如き體裁を備へた國が印度に於て現出した。而して聯邦の原則は、其財政にも適用されてゐる。二八七一年以來、印度に於て引續き改正が行はれ、其結果として諸々の州が多少の程度に於て獨立の財源を擁することになつた。併し、州財政の獨立といふことが始めて實

現した——法律上——のは一九一九年の新統治法に始まるのである。一九一九年法の結果として、印度政府の一九二一年の歳計豫算中には州の歳入歳出が記入されて居らぬ。是れは一八三三年以來未だ嘗てないことである。併し、(一)今回灌漑事業が州に移管されたため州が其経費を負担せねばならなくなつたのと、(二)饑饉保険基金の設置に關し年々相當額の経費を負担せねばならなくなつたのと、(三)十二年間に年賦を以て償還さるべき現存州借款の爲めとで、新しい財政上の責任が州財政の獨立と共に州に對して加へらるゝことになつた。併し其れと同時に新しい權利も州に生じた。其一例は、州が州歳入を擔保として印度の内部又は海外で借款を起すことを得るやうになつたことである。これは新印度統治法第二節第一項並びに該節の規定に依て出來た地方政府借款規則の規定する所である。州が獨立で借款を起し得るといふのは州としては全く新しい權利である。新法に依りて地方議會に與へられた第二の特權は、市郡州等地方團體の爲めに租税を徵收し、徵收することを許可するを得るやうになつたことである。租税を徵收せんとするときは、以前州は總督の許可を得、行政命令を發して貰はねばならなかつたのである。但し、總督は遂に此權力を行使する機會を持たなかつた。新法に依れば、地方議會は、課せんとする税目が課税目録中に現はれてゐる場合、總督の事前承諾を得るを必要としない(課税目録規則 Scheduled Taxes Rules を参照せよ)。

政務に關する事項を中央と地方とに分類したと同様、印度の歳入も中央政府に屬するものと地方

に屬するものと二分された。次に掲ぐる所は、中央政府と州政府とに屬する重なる收入科目である。

中央政府の歳入科目		州政府の歳入科目	
關稅		土地收入	
所得稅		消費稅 (酒精飲料藥品)	
鐵道		灌溉工事	
郵便電信		山林	
鹽		印紙 (裁判用其他)	
輸出阿片		登記料	

歳入科目の類別は、右の如く明瞭であるが、是れは次の二つの場合に於て變更を蒙むることになつてゐる。即ち、一方所得稅として一時州に於て收納せらるゝもの、増收額が、所得評定の増加に基く場合には、増加額のうち二割五分は州に書入れ(讓與するといふ意味?) (譯者)られねばならぬ。他の一方に於て、諸州は其歳入の中より中央金庫に對し相當の寄附をなさねばならぬ。寄附金額は最初一千萬磅である。中央政府に於ける收入の増加と共に、此等寄附金の額は減少さるゝべく、後遂に皆無とするのが立法者の希望である。併し、其れと同時に、印度統治法は、危急の場合一時多くの寄

附を州に對して要求することあると規定してゐる。

州政府の保留部と移讓部とに對し、如何なる振合を以て豫算を分配するかといふことは、該兩部間の協定に依て決定されねばならぬ(轉移規則第三二條を見よ)。併し當該兩部間に満足なる協定をなす能はざるときは、知事は自らの裁量、又は調停の爲めに總督の任命せる仲裁者の勸告に依り、當該兩部間の割合は勿論のこと、各事項に對する豫算及び剩餘金の割當てをも決定すること出来る。而して此決定は、此決定をなせる時既に其任にある立法會議員が其任を終るまで有效なるものとせらる(轉移規則第三二及第三三條)。斯くて移讓項目に振當てられたる豫算又は或移讓事項を遂行するため特に徴收せられたる税金よりの支出は立法議會の決議に依て決定せらるゝものである。但し、印度事務大臣が普通任命する位置、此等の位置と略ぼ同額の報酬を齎す位置を創設し廢止し或は是に伴ふ報酬額を増減するときは、前以て印度事務大臣(印度評議會を伴へる)の承諾を得て置かねばならぬ(轉移規則第三部)。上記の如き支出は今日に於ては最早印度中央政府の指揮又は印度事務大臣の監督下に行はれない。是れも州自治の一側面である。

新法施行の結果、地方政府財務上の責任が愈々加重するので、各州に有力なる財務部(Finance Department)を設置し、州行政會議々員の一人を以て部長となし、下に二人の財務事務官を置くことになつた。而して、州政府の各部長官が希望するならば、委員事項に關係ある財政上の問題を研究し、

部長官が租税及び借款に就てなす申出を調査する爲め、諸々の部に共通の一事務官を財務部に設置するを得ることになつてゐる。

### 第三節 兩主政治と其運用

印度に於て自治を可能ならしむる唯一の根據は、一種の聯邦制にあることを吾人は既に述べた。而して、吾人は此聯邦制は印度に於ては、機能の轉移、換言すれば從來總て州の事件に就て絶大の權限を有てゐた中央政府の權限を州に轉移することに依て實現せらるゝこととなつたことをも述べた。權限の轉移は現在に於ては一部分行はれてゐるに過ぎない。州に於て管轄さるべき事項の全部が、目下大州に於て樹立されてゐる「ホーム・ルール政府」の手に移るときに於て、始めて完全な轉移を見ることとなる譯である。即ち新印度統治法は、第三節第一項に於て

「ベンゴール管區、孟買管區、ユナイテッド・プロビンセス州、パンジャブ州、ビハル・オリッサ州、セントラル・プロビンセス州、アッサム州は、保留事項に關しては一知事(行政會議を伴へる)に依て、移讓事項に就ては本法に特別の規定なき限り、知事及び本法の規定に依りて任命されたる部長官(Ministers)に依りて統轄する」

と規定し、轉移が尙ほ未だ充分に行はれてゐないことを示してゐる。右第三節第一項は又、英國が當分兩主制(註一)を以て印度を統治しやうとする決心を指示するものである。此制度は、今回行はれたる改革案の最大特色とする所で、印度の州に庶民政治を布き、而も行政の基礎を危くせず自治體としての威信を州に保たしめる爲めには此兩主制に依るより外に途がなかつたのである。

註一。兩主制(Dualism)は、羅馬皇帝が羅馬元老院と協同で統治した或羅馬領土の州

に於ける制度を一言にして説明せんが爲め、歴史家キムセン(Kimmsen)が作つたものである。一體此の如き英語を作るには、(希臘語の)δύο(二)なる接頭語を使用するを普通とするやうであるが、此場合にはdy(du)を用ゆるを以て至當とするやうである。カーティス著兩主政治を第三二頁を見よ。

吾人が第二三四頁に掲げた表を見るときは、如何なる移讓事項が所謂部長官の管轄下に在るか、明瞭である。州政府の發する命令は、其れが知事並に行政會議(行政會議員は保留部長官)が協同にて立案せるものと、知事並に移讓部部長官が起案せるものとを問はず、法律上の效力に就ては毫も異なる所ないけれども、改正印度統治法第六節第一項は、移讓事項に就て政府の發した命令と、保留事項に就て爲した議事、發した命令とは明瞭に區別するが如き手段を取らねばならぬと規定してゐる。是れは、命令權の根據、並に各命令に對する憲法上の根據を明かにせんが爲めである。以上の記述で新統治法に依る兩主制の事實が明かになつた。

知事對移讓部長官の憲法上の關係はどうか。新統治法第四節は是れに就て

「(一)知事は、告知狀に依り、知事の行政會議々員にもあらず官吏にもあらざる者を部長官に任命し、移讓事項を管理せしむるを得。斯くて任命されたる部長官は知事の嘉納する期間のみ在職す。

(二)移讓部長官は、地方議會の被選議員にあるにあらずんば、又は被選議員となるにあらずんば六箇月以上在職すべからず。

(三)移讓事項に就て部長官の意見を拒斥するに充分なる理由なき限り其勸告に従はざるべからず。部長官の意見を拒斥する場合、知事は部長官の勸告する所より異なる行動を取ることを要求するを得。」

と規定してゐる。

右の關係を見ると、知事は州行政政府の長官として、部長官の意見行爲を否定すること出来る。併し、知事に與へられたる此憲法上の特權は、一面より論ずれば兩刃の短刀と同じく、知事に取ては寧ろ危険で容易に利用すべきものでない。進言を知事に依て取消されたる部長官にして若し州議會に信認があれば、彼等が辭職を以て知事に對抗した場合、知事は州議會議員中より部長官を選択することに困難を感ずべきのみならず、假令部長官を選択することを得ても、州議會の援助を得ることを困難とするであらう。かゝる場合、知事が飽迄自己の意見を貫徹せんとするならば、彼は新印度統治法第八





節第一項<sup>(1)</sup>の規定に依て州議會を解散することを得る。併し、此の如きは知事として容易になすべからざるのみならず。解散を敢てしても色彩を異にする議員を議會に出すことを得るか否か疑はしい。斯くて州の移讓部に於ける政治は、學術上責任政治と呼ばれるべき政治原則の上に立脚してゐる。即ち、州に於ける政治は、州議會の援助なくしては完全に遂行さるゝこと出来ない。今度の統治法は、英領土の各部分に與へられたる組織法(即憲法)と同じく勅訓(The Instrument of Instructions)なるものを伴つてゐる。是れには、知事は、部長官の意見を採用すべきか否かに就て決断をなす場合議會の意見、議員を通じて發表されてゐる州民の意向、州民の希望を考慮せねばならぬこと、知事の發する命令は、或人種、或宗教、或教育、或社會的位置、或經濟上の位置を有するものに特に有利なるが如く、或は特に不利なるが如く構成されてならぬこと、州民の或者が從來正當なる理由の下に享受せる權利を剝奪するが如き仕組に構成さるべからざること(勅訓第六一七節第三項)。

併し、如何なる手段を用ゆるも、移讓部の長官が憲法上の特權を利用して、該部に屬する事務の遂行を不可能とする場合、或は移讓部に於ける部長官の位置が空位なる場合、知事は一時該部の事務を遂行することが出来る(新統治法施行細則。移讓事項規則一時管理[Transferred Subjects Rules, Temporary Administration]の部を見よ)。

所謂内閣政治(Cabinet Government)を布ける國に於ては、大臣は全體として責任を負ふを例とする

が、印度に於ける州政府には連帶責任といふことが認められてゐない(無論議會政治の發達と共に連帶責任といふことは、印度に於ても將來は不文憲法として實現するに違ひないが)。併し、現在でも移讓部に關係ある部長官は、個別的に、直接に且つ完全なる立憲的意義に於て議會に對して責任がある。併し、行政會議の議長としての知事(Governor in Council)は、決してさうでない。行政會議の議長としての知事は、前に説明した通り諸々の保留部の事業を管理し、是に就ては彼は結局は英國議會に對してのみ責任を有するものである。彼は州議會に對して何等責任を負はぬものである。英國議會の代表者たる印度事務大臣は、印度總督が今日與へられてゐる以上の權力を印度總督に與へ、印度總督は又これを知事に與へ得る。而して此の如きは屢々あり得べきことである。併し、其場合でも決して權力の中心に移動があつた譯ではない、權力の中心は矢張り英國議會にあるのである。即ち、保留部に於ける政治は、下から上まで一本で通つてゐるのである。

知事は保留事項に就ては州議會に對して責任を負はない。併し、保留部の事項でも州議會に諮る必要がある。州議會に諮問したとき、諮問案が否決された場合はどうするか。統治權の代表者としての彼は、彼が預つてゐる保留部の事項を遺憾なく處理するだけの權力を持つてゐねばならぬ。此問題に次の如くにして解決さるゝ。移讓事項の處理に關しては、新統治法の規定に依り權力の轉移が行はれてゐるから、州立法議會は憲法上最終の斷案を下し得る位置にある。併し、州立法會議は、知

事が保留事項を處理せんとて行政會議々員(即ち保留部長官)と共に保留部の行政事務に當るとき、知事を拘束する権利を持たない。行政會議員と共に保留部の事務を總攬する官吏としての知事は、假令問題が保留部の豫算に關係あらうと法律に關係あらうと、州議會に拘束せらるべきでない。勿論、議會と衝突するのが知事の本能でないから、彼は出來得る限り議會を自らに引付くると共に、可及的議會の意志を尊重することに力むるものである。

保留事項の統轄者としての知事に與へられたる特權の一は、知事が所謂證明書付方法(Certificate Procedure)と稱する方法を用ひて、自案を強制通過せしむることになる。此方法は新統治法第二三節第一項に規定されてゐる。其項に曰く、

『知事の立法會議が保留事項に關する或議案を會議に提出することを拒み、或は知事が提出せる形式に於て是れを通過することを拒める場合には、知事は該案の通過は右の事項に對する知事の責任上絶対必要な旨證明す。然るときは、該案は立法會議の協賛を得ざる場合と雖も通過せるものと見做され、知事の署名と共に、或は始めて會議に提出されたる形式にて、或は知事が會議に提出せんと申出でたる時の形式にて、或は知事が會議に斯くの如くなるべしと勸告したる形式にて立法會議の法律たるの效力を有するものとす』

と。此の如き法律(Act)は、總督が單に行政會議と合議の結果發布する律令(Ordinance)命令(Orders)

の如き行政官廳の制令とはその選を異にするものである。一九一五年の印度憲法關係法規集成(即ち一九一五年の G. of I. Act)は、第七十二節に於て『總督は危急の際、英領印度又は其一部の平和善政の爲め律令を制定發布することを得。此の如き律令は、發布の日より六箇月以内印度中央立法會議に於て通過せる法律(Law)と同一の效力を有す』とある。然るに、假令立法會議が協賛しないでも、知事が前記の如く證明書付を以て制定する法律は、立法會議が全然審議することを拒否すれば兎に角然らざる場合には普通議案同様會議に於て審議さるゝのみならず、審議の結果變更さるゝことすらあるから、單なる行政官廳の制令と價值上同一視すべきでない。但し、證明書付法律の結局の效力は、危急の場合を除き、總督に依り英國皇帝(樞密院を伴へる)の爲めに保留せらるゝ。此の如き法律は、總督の場合、英國議會に廻附され、印度關係事務常設聯合委員(Standing Joint Committee)の議に附せられねばならぬ。該委員會が法律を認むれば該法律は完全に本國政府の賛成を得たことになる。

次に、知事は、立法會議の通過せる法案に同意(Assent)を與へざる權利を有するのみならず(新統治法第三節の規定)、是れを否認(Withhold)する權利を持てる。其れは新統治法第二節第四項の規定に依り明かである。該項の規定に曰く

『或議案が提出され、或は提出することを申出でられ、或は議案の修正案が提出され、修正さるゝことを申出でられたる場合、知事は、該議案、該議案の語句、該議案の修正案は、其州又は其一部分又

は他州の平和安寧を害することを證明し、此等が立法會議の議に附せらるゝことを止め、議事の進行を中止することを得」

云々と(此知事の否認権は、印度統治法の條章を見れば、獨り保留事項にのみ限られてゐないやうである。譯者)

最後に記すべき知事の立法會議に對する特權は、矢張り證明書付方法である。彼は此方法に依て、保留事項に關する場合は勿論、危急の際には其他の總ての事項に關し、立法會議に關係なく必要とする支用金を獲得することが出来る。是れに關する規定は、新統治法第一一條第二項の但書中にある。曰く、

「イ) 地方政府(州知事以下)は、支用金の要求が保留事項に關係を有する場合には、會議が該金の支出要求に同意を表明せず或は要求額を削減せるときと雖、會議が同意を表明せるものとして處置を爲すことを得。但し知事は支用金要求書中に在る經費は右保留事項に對する責任を遂行するに絶対に必要なことを證明するを要す。

(ロ) 危急の際、知事は州の平和安寧を維持し、或部(行政府の)の事務を遂行するに必要なりと信ずる經費の支出を許可する權利を有す」

云々と。

知事の自案強制通過權と同じく、印度總督(行政會議を伴へる)は、證明書付方法を用ひて自案をば印度中央議會に於て通過せしむる權限を有てゐる。是れは、總督の立法府に對する關係が知事の州立法會議に對する關係と同じ所から自然に湧いて來るので、知事の立法權に就て論述する序でを以て此處に明かにして置た方が便利だと思はれる。總督と知事の強行權の異なる點は、印度中央議會は州議會と異なり二院制であるから、總督は自案を通過せしめやうとする場合、此等兩院の賛成を得ること出來ぬとしても少くとも一方の議院の賛成を得ることに力めねばならぬ。該院の賛成をす得ること出來ぬ場合、總督は案の提出を拒否せられざる限り、是れを兩院に提出し、賛成の有無を問はず自案を通過せしめて法律とすることが出来る。

\* \* \* \* \*

州政府の二大部門たる移讓部と保留部との關係に就て一言せんに、此兩部は其責任の點よりいふも、一は民衆に基礎を置き他は結局獨裁である。此兩者は權利を異にし義務を異にしてゐる。機能も亦同一でない。然るにも拘はらず、屢々殊に財政上の問題に就て合議せねばならぬ。知事は、前に舉げた勅訓中に於て

「四。汝は汝自ら、汝の行政會議員及び汝の部長官の間に互ひに會議するの習慣を助長せねばならぬ。そは、汝の部長官等が行政會議員(保留部長官)の統治上の經驗に依て利益し、汝の行政會議

員等が一般民衆の希望に關する部長官等の智識に依て利益する所あらんが爲めである」と訓諭されてゐる。

吾人は最後に印度各地の州政府が如何なる人物を以て組織されてゐるかを一瞥するの必要がある。行政府の長官たる知事は、管區 (Provinces) と稱せらるゝマドワラス、孟買、ベンゴルの三州に於ては、英國の貴族で、英國の社會に於て相當成功せる人を以て是れに充つることになつてゐる。其他の州の知事は、印度の文官中で最高の位置に達した人の中から拔擢することになつてゐる。前記三州の知事と此等の知事の異なる所は、此等の知事の場合は、新印度統治法第三節第二項の規定に従て印度總督と合議の上任命が行はるゝ點にある。尤も、知事並びに行政會議員は、何れも皇帝の勅書に依て任命さるゝものである。文官任用令に依る文官ならずして知事に任命されたものにライプリア (Rajput) のシンハ卿がある。卿は印度及英國に於ける高位の官人でビハル・オリッサ州の最初の知事として任命された。行政會議は普通一官吏議員 (是れは印度に於ける高級高等文官)、一非官吏印度人議員 (是れは印度の社會に於て相當の位置に達せる者) よりなるも、州に依ては二官吏議員二非官吏議員を置けるものがある。尤も行政會議員に關する規定 (一九一五年印度統治法第四十七節の改正規定) に依れば、該議員の最大員數は四名であつて、其中一名は、會議員として任命の當時少くとも十

二年間高等文官として印度に在動したものでなければならぬ。知事並に行政會議員を以て組織する此政府の部分 (即ち保留部) を Governor in Council と言ふ。Governor and Council と言はない。其れは、成程行政會議員が保留部に於ける部長官として知事と共に一の内閣を形成するのは事實であるが、知事は議員の行動を否認するの特權を持つてゐるからである、即ち憲法上優越なる地位に置かれてゐるからである (第二章第二節參照)。次に州政府移讓部の組織如何を見るに、現在に於て多くの州は二名の部長官を置いてゐる。三名の部長官を置ける州もある。此等の部長官は、前既に述べたやうに、州立法會議員中より選擇任命されたもので、普通當該州に於ける政界の領袖である。此等部長官は、官制上行政會議員と同等の待遇を受け同額の俸給を受領してゐる。但し、州議會は、例外として行政會議員が受くる所より少い俸給を移讓部の部長官に支給するやう決議すること出来る。現在行政會議員より少額の俸給を部長官に與へてゐる州はセントラル・プロビンセス州あるのみである。此處では保留部の行政會議員が四〇〇〇〇留比の月俸を受けてゐるのに對し、移讓部の長官は三〇〇〇留比を支給されてゐる。併し、斯の如きは部長官の權威に關係する所大なるを以て、釣合の問題起る毎に立法會議内に議論が沸騰する。どの部をどの部長官に、どの部を行政會議員に配布するかといふこと (即ち椅子配布の問題) は州に依て異なるから一概に論ぜられない。

兩主制の下に於ける文官の配置、彼等の對政府態度は如何なるものか。此問題は次の如くにして

解決されてゐる。即ち、移讓部の職務に従事する者は部長官(Minister)の指揮監督を受け、然らざる者は悉く知事(行政會議を伴へる)の監督を受けることになつてゐる。併し、是れは能く起り得ることであるが、州官吏の中には保留部・移讓部双方に勤務するものがある。かゝる官吏は、同時に二主に事へる譯には行かないから、知事が命令で定めた方の部に形式的に所屬することゝなる。新印度統治法(統治法第三六節第一項及轉移規則第一〇及第一一)は、該法に依て新に發生した官衙に勤務する者の利益を保護する規定を多く含んでゐる。新印度統治法案に就て審議した英國上下兩院聯合委員會は、法案第三六節に就て調査し、其結果新制の下に服務することを希望せざる官吏に對しては新制を布かざる地域に於て勤務するの途を拓いてやるか、然らざれば勤務年限の多少に依て定められたる恩給を得退官することを得るやうにしてやらねばならぬと述べてゐる。此後の條件で退官する人の受くる特典は其後制定せられた(轉移規則中に)。上記の規則に依れば、州政府は前以て總督の認可を受くることなくして、全印度の行政事務に従事すべく印度事務大臣より任命され、又は州政府に依て州行政に携るべく任命された文官の俸給服務規律に不利益の結果を生ずべき命令を發してはならぬ。全印度の行政事務に携はるべく任命された文官は、彼が上官に依て不當の取扱ひを受けたと信ずる場合、知事に出訴するの權利を有す。彼は知事の承認なくして勤務轉勤を命ぜらるゝことない。彼は彼を任命せる官憲(印度事務大臣?——譯者)以外の者の手に依て罷免さるゝことない。

兩主政治なることは、元過渡期に適應する一時的の制度たるに止まる。州に於て所謂「ホーム・ルール政治」が完全に行はるゝと共に廢止され、現今英國議會が知事を通じて行へる統治は撤去さるべきものに屬する。而して州政府には、移讓部保留部といふが如き性質を異にする部分がなく、上に知事を戴き下に議會に對して責任を負ふ渾然として質を同ふする部分が出来らざらう。吾人が新統治法に於て見る長所の一は、移讓部の長官等が大に行政能力を發揮し好成績を示した場合には、英國議會は轉移規則に極めて單純なる變更を加へて移讓事項を増加し、自治の範圍を擴張することを得る點にある。其代りに若し移讓部長官等が堪え難き惡政を施すことになれば、右同様の手段で移讓事項を減じ、自治の範圍を縮小することが出来る。新印度統治法も、其第五部に於て、該法通過十年の後、英國議會に代つて「英領印度に於ける政治制度の運用、教育の進歩、代議制の發達等に就て調査をなし」「責任政治の原則を印度に適用することが果して望まじきか、望まじとせば如何なる範圍にまで適用の範圍を擴張して可なるか、或は十年後に於て存すべき責任政治の程度は更に擴張せらるべきものか、變更さるべきか、將又制限せざるべからざるか」の問題に就て報告をなすべき委員會(法律に依て設けられたる)を置くべきことを規定してゐる。

第四節 議會の組織、議員選舉の方法其他

新印度統治法第七節に依て作られたる州立法會議選舉規則 (Electoral Rules for Provincial Legislative Councils) 並びに第三節の規定に依て設けられたる印度立法會議選舉規則 (Electoral Rules for the Indian Legislature) は、統治法の規定する範圍内に於ける (一) 立法會議 (中央地方) の構成 (二) 選舉人團 (三) 選舉人及議員候補者資格 (四) 選舉施行機關 (五) 選舉費用、不正行為取締機關 (註一) (六) 選舉請願處置等に就て詳しい説明をなしてゐる。

註一。前記選舉規則第一八は、最初に行はれた選舉の經驗に依り、選舉費用の最高限度を定め (選舉費用は選舉區の種類に依て異なること勿論である)、選舉の際使用さるゝ有給運動員の数を制限することを規定する権利を印度總督に與へてゐる。次に選舉に關係して行はるゝ不正行為は、一九二〇年法律第三九號に依り印度憲法に依て所置さるゝことになつた。

新印度統治法に従へば、印度 (中央) 立法議會は、總督と二院よりなる。二院の中一を國務會議 (Council of State) とし、他の一を立法議會 (Legislative Assembly) とし、(統治法第一七條)。國務會議は、議員の最高定員六〇名で、其三分の一より多からざる数が官吏である。立法議會は、議員の最少定員が一四〇名で、其中少くとも七分の五は被選舉員、官選議員中の三分の二以下が官吏議員である (統治法第一九條)。而して總督の行政會議に屬する議員は、或は立法議會に、或は國務會議に官吏議員として官選任命される。行政會議員にして議員を兼ねる者は、立法會議の議員としては何れか一

院に屬すに過ぎないが、何れの議院にも出席し意見を述べることが出来る。これは、南阿聯邦議會に於けると同じである。

以上は、新印度統治法に依る大體の規則であるが、前記印度立法議會選舉規則は、國務會議 (上院) 及び立法議會 (下院) の組成要素に就て左の如く規定してゐる。

		國務會議	立法議會
被選舉議員數		三四	一〇四
官選議員數	官吏議員數	(註一) 二〇	(註二) 二六
非官選議員數		一四	一四
合計		六〇	一四四

註一。此數 (二〇) には、議長が含まれてゐる。今一つ此數に就て説明せねばならぬことは、最大限度の官吏議員數が官選せられないときは、其官選せられない部分に依て生じた空席は非官吏議員に依て埋めらるゝことになつてゐる。但し、立法議會に於ける官吏議員の數は法律に依て確定されてゐる。

以上は中央議會に就て述べたものである。然らば地方議會の構成は如何。新統治法第七節は、第一第二の兩項に於て、各知事の州には、左に記載するが如く法定せる、最少限度の議員數を以て組織せる立法會議がなければならぬこと、其議員數の中七〇パーセント以上は人民より選舉されたもので、二〇パーセント以下は官吏でなければならぬこと、官吏議員中には知事の行政會議々員が官職議員 (Official Member) であること、

office members)として含まれてゐること等を規定してゐる。前記州立法會議選舉規則第二は、州立法會議が次記の数の議員を以て構成せらるべきことを述べてゐる。

州名	被選舉議員數	官選議員數	非官選議員數	右合計	法定最少限數
マドラス	九八	(註)一九〇	九	一一七	一一八
孟買	八六	(註)一〇九	九	一一一	一一一
ベンガル	一一三	(註)一〇八	八	一二一	一二五
ユナイテッド・プロヴィンセス	一〇〇	(註)一〇七	七	一一七	一一八
パンジャブ	七一	(註)一〇四	八	一一三	八三
ビハール 及オリッサ	七六	(註)一〇九	九	一一五	九八
セントラル・プロヴィンセス 州及ベナール	五三	(註)一〇九	九	七〇	七〇
アッサム	三九	(註)一〇七	七	七四	七〇
合計	九八	(註)一〇九	九	一一七	一一八
右合計	一一七	一一一	一一三	一一三	八三
法定最少限數	一一八	一一一	一二五	一一八	九八
合計	一一八	一一一	一二五	一一三	七〇
合計	一一八	一一一	一二五	一一三	五三

註一。此等員數中には、官職議員を含んでゐない。官職議員の數は二名乃至四名である。此等の數字に就て、今一つ説明して置かねばならぬことは、官職議員以外の官吏議員が法定數だけ任命されるれば、官選非官吏議員の數は、其れに應じて減ぜられ、官吏議員が、官職議員を外にして法定數だけ任命されなければ、官選非官吏議員の數は、其れだけ増加するといふことである。後者の場合に關する實例は、マドラス州に於てである。

州知事は、彼の立法會議に屬する普通議員の外に、特別重要な立法事務を遂行する爲めに二人より多からざる員數(アッサム州の場合は一人より多からざる員數)の専門家を議員として任命することが出来る。該専門家は、此特種の立法事務が處理される迄、立法會議の議員が有すると全く同一の權利を享有するものである(新統治法第七節第二項)。此種専門家は、必ずしも官吏であることを

要しない。

次に選舉人團に就て少しく説明を加ふる。

新統治法の結果、印度には互ひに別なる三箇の選舉人系統が出来た。第一の系統に屬する者は州會議議員を選舉する。第二と第三の系統は全印度に立脚するもので、前者は立法會議議員を選舉し、後者は國務會議の議員を選舉する。各選舉系統は、普通選舉人團と特殊選舉人團とに分たれてゐる。

(一)普通選舉人團(General Constituencies)。普通選舉人團に屬する選舉人に對して要求されてゐる資格は、州に依て非常の相異があるのみならず、同一の州内に於てすら處に依て相當相異がある。各選舉人系統に依て程度の差あることは勿論の語である。併し、同一州内、又は州の同一局部内に於て、而も同一選舉系統に屬する選舉人の資格は同一である。次に掲ぐる表は、各選舉系統に屬する選舉人に對して要求されてゐる資格の概要を物語るものである。

- (一)總て選舉人は、英帝國の臣民で年齢二十一歳以上の男子たるべきこと。所謂蕃邦の臣民は、英帝國の臣民とは言はれないが、彼等の中選舉人として必要な資格を有するものは、別に州政府の定むる所の條件の下に選舉人として登記せらるゝこと出来る(州立法會議選舉規則第七第一項)。又二十一歳以上の男子云々とあるが、同じ選舉規則第七第一項は、必要な資格を有する婦人(又は婦人の階級)は、關係立法會議の決議に依り選舉人として登録すること出来る。併し彼

等が州の全印度選舉人團(中央立法議會、國務會議)に這入れるか否かは、一に係つて彼等が州立  
 法會議々員選舉人團に加入出来るか否かにあると記してゐる。マドゥラス、孟買二州の立法會  
 議、並に印度立法會議は、選舉權の上に於て男女の區別を設けないと決議した。併し、ベンガル  
 州ビハール・オリッサ州では、此の如き決議案を否決してしまつた。

	州立法會議	印度立法議會	印度國務會議
選舉前選舉民團の一員とし てなせる住居の最短期間	十二箇月	十二箇月	十二箇月
最低市税納付額(毎一年に 就き)	三留比 (註一)	一五乃至二〇留比	
(一年の家賃徴収(家主)仕務 借家人)最低額	三六留比 (註一)	一八〇留比	
所得税賦課の基本額たる年 收の最低額	二〇〇〇留比	五〇〇〇留比	二〇〇〇〇留比 (註二)
(三) 郡選舉民團 (所有土地の一年の最低收益 高(註三))	一〇一五留比	五〇一五〇留比	三、五〇〇留比 (註二)

註一。右の表にある金額は、何れも各地方に於ける大體の標準を示せるもので、例へば、孟買、マドゥラス、甲谷路等  
 に於ける毎一年の市税納付額家賃等は遙かに表中の数字より多い。  
 註二。ベンガル州及びビハール・オリッサ州居住の同教徒に對しては、此處に擧げてある所より低い選舉資格が要求  
 されてゐる。  
 註三。此高には、州又は州の部分に依て非常の相異がある。而して所謂「所有」なる概念の中には頗る種多なる種類

が含有されてゐる。

右に擧げたるが如き資格を有するもの、外、次に掲ぐる者は、州立法會議の議員を選舉する資格を  
 有する。英領印度陸軍の將校下士兵卒にして恩給を得て退役せる者。セントラル・プロビンセス州及  
 パンチャブ州に於けるラムバルゴールと稱する村長。又左に記する者は、國務會議々員の選舉人とし  
 て登録さるべき権利を持つてゐる。過去現在に於て州又は中央の立法會議の議員たりしことある者。  
 市參事會、地方(郡)參事會、又は中央共同銀行の長又は副長。各大學評議員會の過去現在の議員。東  
 洋學の造詣に對し最高の學位を得たる者。以上。モンタギュー・チェムズフォード聯合報告は、國務會  
 議の選舉人を右の如く各方面の有識者中に求めたことに關聯して「國務會議は、全印度に亘る立法を  
 修正する權能を有するのであるから、印度に於ける最上の人物を網羅し、該會議の事務に當らしむる  
 ことを希望する。吾等は、國務會議が、元勳の團體に於て見るが如き大なる經驗と威嚴を有するに至  
 ることを希望する。故に吾等は、印度總督(行政會議を伴へる)が、國務會議々員の候補者たるべき者  
 の資格に法令上の制限を加へ、國務會議が議員の面々の過去の經歷現在の社會的地位に依て、一種  
 の元老院たる特性を備へ修正院たるに適する特質を備ふるに至ることを勧告する」と言てゐる(前に  
 は國務會議々員選舉人に就ていひ、後には、モンタギュー・チェムズフォード報告を引用して被選舉人  
 のことに就て述ぶ。其何の故なるかを解する能はず——譯者)



上に述べた普通選挙民團は、更に印度に特有なる社会生活の様式に依て諸々の分團に分たれ、各分團は夫々法律上の特権を持てゐる。即ち、パンチャブ州に於ては、普通選挙民團より選出さるゝ六十四名の州會議員の中、都市部郡部のシク民團は十二名を選出する。又ベンガル州の普通選挙民團は該州の立法會議に五名の議員を送るの特権を有するに反し、他州の同民團は僅々十二名を選出するに過ぎない。普通選挙民團に於ける最も大なる區分は回教徒と非回教徒との間に於て行はれてゐる。現在に於ける回教徒非回教徒區分の基礎は *Congress League* 協約である。一九一六年中、印度國民黨は全印度回教徒團とラックナウに於て兩黨聯合の相談會を開き、所謂 *Congress League* 案なるもの作成し、中に彼等の案に依て出來する立法會議に於て回教徒の有すべき議席の數に言及してゐる。是れが今回の選挙法に於ける議席割當の基礎になつたもので、*Congress League* 案に依ると、回教徒普通選挙民團は、數の割合からすると遙かに多くの議員を州立法會議印度中央議會に送ることを得るやうになつてゐる。マドゥラス州に於て、婆羅門の徒が跋扈せるに對し非婆羅門者を保護するの必要を生じたことは前(第三六頁)に言した所であるが、同州では非回教徒に對し六十五の議席が州會に於て與へられてゐるに就て、其の中二十八席非婆羅門者に與へられてゐる。併し、其れは非婆羅門者中に、右數の議席に相當する、若くは其の以上の候補者が現はれた場合に限るのである。孟買でも四十六の議席(非婆羅門者)——譯者)中七席がマラタ族の爲めに保留されてゐる。

社会生活の様式に依て分るゝことを認められた普通選挙民團は左の通りである。

- (一) 回教徒。
  - (二) 非回教徒。此等は、總ての州に於て、總ての選挙(中央地方とも)に關係するの資格を有する。但し、セントラル・プロビンセス州に於て行はるゝ國務會議々員の選挙に携はること出來ない。
  - (三) シンタ教徒。パンチャブに住する此等教徒は總ての選挙に關係する資格を有する。
  - (四) 歐羅巴人。パンチャブ州セントラル・プロビンセス州以外の州に於て、州立法會議々員、又は立法會議(中央)議員を選挙し、又は此等兩方の議員を選挙する資格を有する。
  - (五) 英印混血族。マドゥラス州立法會議に一名、ベンガル州立法會議に二名の議員を送る資格を有する。
  - (六) 印度人基督教徒。マドゥラス州立法議員に五名の議員を送る権利あり。
- (ロ) 特別選挙民團(Special Constituencies)。以上述べた普通選挙民團の外に、特別選挙民團なるものがある。其れは左記の三種である。
- (一) 大地主。此等はアッサム州以外の總ての州に於て州立法會議々員を選挙する資格を有してゐる。又孟買州アッサム州以外の諸州に於て立法會議(中央)議員を選出する権利を持てゐる。
  - (二) 大學。アッサム州以外の總ての州に於て立法會議に一名の議員を送る権利を有てゐる。

(三)或種の産業團體。總ての州に於て州議會議員を選挙する資格を有する。マドゥラス、孟買二州にては立法議會(中央)に、孟買、ベンガル二州にては國務會議に議員を選出することが出来る。

今右に述べた所を概括していふと、大地主は四名乃至六名の議員を地方立法會議に選出し、工場主協會、職業協會、栽培業者協會、鑛業者協會、商業會議所等の公認産業團體は、小州に於ては二乃至三名、大州に於ては六乃至七名の議員を立法會議に送ることが出来る。ベンガル州に於ては、此等の團體は十五名の議員を出してゐる。右三種の特別選挙民團は、現在の所では、相合して小州に於ては六乃至九名、大州に於ては十一乃至十三名(ベンガル州に於ては二十一名)の議員を州議會に選出してゐる。選挙に必要な資格を持つてゐる者でも、普通選挙民團に於ては一箇所以上に選挙人として登録すること出来ない。併し、此等の人々は普通選挙民團に一回登録し、同時に一以上の特別選挙民團に選挙人として籍を置くことが出来る。

被選挙資格に就て一言すれば、特別選挙民團より立候補する者は、其の民團中に選挙人として登録してゐるものでなければならぬ。普通選挙民團より立候補する者は、立候補せんとする州内の普通選挙民團に選挙人として登録してゐるか、同一州内の他の普通選挙民團中に選挙人として登録して居らねばならぬ(註一)。加是、アッサム州とユナイテッド・プロビンス州以外(註二)では、普通選挙民團より立候補するものは、自ら代表せんとする社會(社會生活の様式に分てる社會を意味す。前表

を見よ——譯者)に屬せねばならぬ。候補者は總て二十五歳以上である。

註一。セントラル・プロビンス州、パンジャブ州では、候補者は自ら代表せんとする普通選挙民團に屬せねばならぬ。

註二。此例外は、ユナイテッド・プロビンス州に於ける歐洲人選挙民團には適用せられない。

吾等は、最後に州立法會議及び印度立法會議の上下兩院に於て議席を有すべき官選議員に就て一言せねばならぬ。此等は州議會に於けるものは知事に依て、中央議會に於けるものは印度總督に依て任命されるものである。此等官選議員の爲めに保留される、議席の數は左の通りである。左の議席中には、州知事、行政會議の議員等にして官職上當然州立法會議の議員となるべき者も包含されてゐる。

- (一)州立法會議。二二乃至二九名(但しアッサム州は十四名、セントラル・プロビンス州は十七名)。
- (二)立法議會。四〇名。
- (三)國務會議。二六名。

右に挙げた官選議員の約三分の二は普通官吏議員である。換言すれば中央政府の所謂 Secretaries と稱する省長官、州政府の部長官である。此等印度の高官は、政府の爲めに其立場を説明し、議會立法會議に於てなされる、各種の質問に答ふる外、議題とせらるる、事柄に就てファースト・ハンドの知識を供給し、議場を指導する任務と實力とを有する。モレー卿の發案に依て出來た立法會議に於ては、官吏議員なるものがあつて、往々にして民衆側の意見を壓迫したが、新統治法に依る議會では、官

吏議員も普通議員と同じく言論と投票の自由を有し、必ずしも政府の意志に拘束されない。新法に依る議會では、元々官吏議員の数が少数であるばかりでなく、官吏は一般選舉に依て占めらるべき議席を目的として候補に立つこと出來ぬ規定であるから、彼等の投票力なるものは決して恐るべきものでない。地方議會では、討論の際、行政會議の議員は一體となつて行動し、移讓部の長官も一體となつて行動するやうに仕組まれてゐる。保留部の長官即ち行政會議々員と移讓部の長官との間に意見の一致があれば兎に角、然らざる場合に於ては、立法會議の議場に於て、一方は他に對し反對を表明し、一種面白からざる場面を現出することとなるが、實際に於ては、假令兩者の意見が扞格して居る場合でも、議場に於ては相互に投票又は言論を以て反對せぬことになつてゐる。

官選議員として非官吏議員なるものを、官吏議員の外に置いた理由は、相當の人物を官選することに依て、普通選舉の方法では到底完全に利益を代表すること出來ない人々の利益を代表せしめんが爲めである。是れが官選非官吏議員なるもの、ある所以であるが、印度總督は、國務會議及立法議會の爲めに非官吏議員を選択するに當て、絶對の自由を持てゐる。併し、州立法議會の爲めに知事が非官吏議員を官選する場合、知事の選擇權は各州各様の規定に依て束縛せられてゐる。例へば、パンデヤ州以外の印度の諸州に於ては、社會的に壓迫されてゐる階級の者を代表する人物を官選するやう規定されてゐるし、數箇の州に於ては工場労働者の利益を代表する人物を選択するの規定がある。

英印混血種の社會。印度人基督教徒の社會を有する二三の州に於ては、選舉に代ふるに知事の指名を以てしてゐる。パンデヤ州に於ける歐羅巴人社會は、矢張り知事の指名に依て代表さるゝことになつてゐる。

#### 第五節 立法議會の權限と其機能

吾人は、前節に於て印度立法議會の構成に就て説いたから、本節に於ては、其權限並びに機能に就て述べて見たい考へである。

州立法會議と中央立法議會の普通の壽命は法律上三年と定められてゐる。中央議會の上院を形成する國務會議は五年毎に改選せらるゝ。印度總督は中央議會の上院も下院も共に解散する權限を持つてゐる。同様の權利が州知事にも與へられてゐる。吾人の言へる普通の壽命なるものは解散に依て短縮せらるゝ譯である。新議會は、解散後六箇月（如何なる場合でも九箇月）以内に再開せられねばならぬ。總督も知事も、特別の場合には、議會の壽命を延長する權利を持つてゐる。但し州議會の場合に於て知事は一年以上延長することを許されない。

新統治法施行前、總督又は知事は、政府部内に於ける立法會議に於て議長の職に就く規定であつ

た。然るに新統治法は、立法議會の議長を原則として選舉することゝしてゐる。但し、新しく構成された議會は、勝手が分らない爲め圓滿に其職務を遂行すること出來ないであらうと心配されたので最初の四年間は官選の議長を置くことにしてゐる。印度立法議會(中央の下院)に於て最初の議長として任命せられたのは、サー・ユー・エフ・ホワイト(Sir A. F. White)といふ人で、此人は英本國の下院議員たりしことあり、議場に關する貴重なる知識を印度に齎した譯である。州の方に於ては、或議會では英人官吏が議長として任命され、或他の州では社會的に相當地位ある人が議長に任命された。知事又は總督は、最早議長たることを得ないから議員たる資格も喪つた譯である。併し、知事總督は議會を召集し、是れに出席して演説を試むることが出来る。モーガル帝國の時代から、立法會議は、知事官邸の一部にある會議室(Council Chamber)に於て行はるゝ習慣であつたが、新法施行以來獨立の建築中に於て行はるゝことゝなつた。是れは、立法事務は、必ずしも行政署長官の意の如くなるものでないといふ新法の規定を象徴したものと見ることも出来る。

議會は開期中繼續するだけである。併し、統治上に於て起る百般の問題を短い開期中に於て知悉することは不可能である。そこで、新法に於ては、州議會の被選議員をして統治上の實際問題に通曉させる目的で被選議員を以て組織する常設委員會(Standing Committee)を組織することを規定してゐる。常設委員會は既に總ての州に設けられ、或州に於ては是れを評議員會(Advisory Board)と言て

ゐる。時勢に通曉させることが此等委員會の目的で、行政府の所爲を監督するといふのは設立の目的ではない。多くの州に於ては、常設委員會の一種たる常設財政委員會なるものを置いてゐる。これは新しい經費を必要とする政府の計畫に就て意見を開陳することを其主たる機能としてゐる。ペンゴル、パンデヤンの二州では、政府の各部に常設委員會が附屬してゐる。ユナイテッド・プロビンス州政府の各部にも評議員會といふ名義で同一の諮問機關が附帶せられてゐる。ビハール、オリッサ州に於ては、保留部に一つ、移讓部に一つの常設委員會がある。新統治法第四、第二九節は又、常設委員會設置と同様の目的を以て、總督又は知事は、立法議會(知事の場合は立法會議)中の非官吏議員の中より參政官(Council Secretary)を選任し、行政部長官を補佐すると同時に政務に關する經驗を得しむることを規定してゐる。是れは英國の政務次官が大臣を補佐すると同一の主旨である。參政官に關する右の規定を適用し、既に官を設置せるものにマドゥラス、パンデヤブ、セントラル・プロビンスの諸州がある。

政府部内に在り且つ議會と重要な關係を有するものに會計委員會(Committee on Public Accounts)なるものがある。其組織及委員の任命に關する事項は、立法議會事務規則(Rules of Business for the Legislative Assembly)第五二、五二、並びに立法會議事務規則(R. of B. for the Prov. Legislature)第三三三四中に規定してゐる。該委員會の職分は、常設財政委員(Standing Finance C.)の其れと全く同一

でない。常設財政委員の職とする所は新事業費に就て政府の諮問に應ずるにある。行政會議々員にして財務部の長官たるものが會計委員會の會長で、委員は會長を含めて十二名である。十二名中、三分の二以上は、一定の比率に従て立法議會の非官吏議員中より選擇せられ、他は官選である。委員會の職とする所は、政府の帳簿、支用金計算書を検査し、其等が果して立法議會決議の要項に依て使用されたか否かを見、是れを議會に報告するにある。

前記立法議會事務規則(第十四)立法會議事務規則(第十四)は、英語を使用すること能はざる議員は地方語を議會に於て使用することが出来ると規定してゐる。此規則に依て土語を使用してゐるのはパンジャブとセントラル・プロビンス州とである。殊にパンジャブ州に於て土語の使用さるゝものが多い。併し、多くの州に於ては、英語を通用語として使用してゐる。新印度統治法に依る他の規則と同じく、此處に擧げた事務規則は、英國議會の承認を得たもので、同議會の承認あるにあらずんば改正補足することが出来ぬものである。事務規則の足らざる所は議事進行規則(Standing Orders)に依て補足せらるゝ。此議事進行規則は、知事と知事の行政會議(全印度議會の場合は總督と其行政會議)に依て設けられたもので、不備の點は、立法會議(全印度の場合は立法議會)に依て更改さるゝことが出来る。

新統治法は、行政政府に對する監督の全權を立法府に與へてゐないから、知事總督は、州政府に於て

保留せる事項、中央政府に屬する事項に就て、必ずしも立法議會の決議に拘束せられない。併し、立法議會の決議を否認するが如きは非常の場合の外決してなされない所である。知事總督が普通立法上有する權能は次の如くである。即ち、州議會を通過した法律案は、其れが法律として發布さるゝ以前に知事と印度總督の同意を得なければならぬ。知事總督何れも該案を否認すること出来る。而して、知事の否認も總督の否認も、共に絶對的である。州又は中央議會の法律案に對して總督の與ふる同意中には、英國皇帝の同意をも含まるゝものと解せらるゝ。併し、其れは普通の場合であつて、英國皇帝は、假令總督が同意を與へたる法律(州竝に全印度)と雖も否認する權利を保留してゐる。新統治法は、漸制に依る立法の重大意義を示す爲め、英國皇帝が印度の法律を或は是認し或は否認するの事實は、向後樞密院を通じて表示さるべし(以前は印度事務大臣を通じて表示された)となした。低級の立法議會に對して憲法上昔しから能く行はれた所であるが、印度の行政府長官は、或事項に就て法律を設けんとする場合、彼よりは一層高級なる官憲に就て其意見を求め、其意志表示を俟て始めて完全なる法律を作らねばならぬ。高級權力の爲めに立法を保留するの權利は、舊統治法に於ては、獨り印度總督に對してのみ與へられたのであるが、新法では州知事に對しても與へられてゐる(英領加奈陀に於けるが如くに)。即ち新法に於ては、加奈陀と同様の制度が採用されてゐる。只加奈陀に於けるが如く、保留權適用の範圍が弘汎でないだけである。新統治法の結果出來た法案保留規則(印

Reservation of Bills Rules)に依ると、知事が必ず總督の意見を聞いて立法を行はねばならぬ事項には(一)土地収入に甚だしき影響を及ぼすべき事項(二)社會内に住する或團體の宗教に關する事項(三)大學の憲法、輕便鐵道の建設に關する事項があり、知事が總督の意見を徵することを得る事項中には(一)他州に利害關係ある事項(二)中央政府に屬する或事項(三)知事が勅訓に依て特に命令され居る事項等がある。總督の爲めに保留せられ居る州法律案は、總督に於て許可し法律とすることが出来る。總督が六箇月以内に許可同意を與へざるときは該法律案は無効となる。州案を生じたいと考へる時總督は是れを知事に廻附し、州議會をして再議せしむることが出来る。知事が議案に意見を附し再議せしむるの權能は、今回の統治法に依て新に與へられたるものである。印度總督も、印度の上下兩院に於て一度通過した法案を再議せしむることが出来る。總督は、州議會に設けた法律に就て英國皇帝の審議を仰ぐことが出来る。但し、彼の意見を乞ふ爲めに州知事が保留した法案に就て、彼は英國皇帝の考慮を煩ふことが出来ない。州法に就て皇帝の裁可を仰ぐことを得るといふ權利は、印度總督が今回新に得たるものである。

印度中央議會上下兩院が、或立法上の議案に就て一致の見解に達すること能はざる場合には、總督の裁量に依り、兩院協議會を開き、其多數決に依て案の運命を決することが出来る。既に述べたる如く、新憲法は、其次に新立法議會の財政上の權限に就ては左の如きことが言はれる。既に述べたる如く、新憲法は、

立法議會(中央地方の)に對し、中央政府に屬する事項並びに保留權に屬する事項を絶對的に處理する權能を與へてゐないから、當然の順序として、知事又は總督に對し、彼等が必要と信する支用金を必ずしも議會の意思に追従することなく獲得する權能を與へてゐる。知事にせよ、總督にせよ、彼等の爲めに保留されてゐる事項(保留部事項の如き)に對しては、議會の所意に拘束せらるゝ所なく支用金を獲得せねば、到底責任を全ふすることが出来ない。彼等は、或場合には支用金獲得の權利をば、寸刻の猶豫なく行使せねばならぬことがある。併し、是れは専ら非常の場合であつて、普通の場合には、中央政府の支用金は立法議會、州政府の支用金は州立法會議の投票に依て定めらるゝのである。但し、次の目的の爲めに使用せらるゝ支用金は例外である。(一)總督(行政會議を伴へる)が、命令を以て(二)宗教上の目的(三)政治上の目的(四)國防上の目的に使用せしめるもの、(二)國債(州債)の利子、減債基金として使用するもの(三)英國皇帝陛下に依り、或は英國皇帝陛下の御意に依り、或は印度事務大臣(評議員會を伴へる)に依り任命されたる者の俸給恩給の支拂ひに用ひらるゝもの(四)中央金庫に納付さるべき州政府の寄附金。普通憲法の條章に於て見るが如く、支用金に關する提議は、行政府長官の勸告を俟て始めてなされるものである(新統治法第二節第三項。及び第二五節第二項)。換言すれば、支用金に關する提議は政府の手に依てなされる。而して立法府は政府の提議を或は拒絶し、或は提案中に在る金額を減することが出来る。但し、別の項目中にある支用金を提案中に在る或項目に

振向け其金額を増加することは出来ない。

議會に於ては、現存する収入を支出の各項目に割當る仕事(即ち支用金の割當)と、新税の賦課を必要とする金銭要求案(Money Bill)とを嚴重に區別せねばならぬ。新税の賦課を必要とする提議は、中央政府の爲すものと州政府の爲すものとに論なく、議案(Bill)の形式に於て議會に提出され、實行に先ちて議會の協賛を得ねばならぬ。斯の如き議案は、其れが印度中央議會に提出せられた場合は、他の總ての議案の場合に於けると同じく上下兩院の協賛を経ねばならぬ。各年度の支用金は、中央に於ても地方に於ても、新税賦課案の如く、法案として議會に提出せられず、「支給金要求書」として提出せらるゝのである。而して該要求は、中央に於ては只單に立法議會(下院)協賛を得れば事足るのである。立法議會は、議員を以て組織する會計委員會をして中央政府の會計帳簿、支用金計算書を検査せしめ、議會に對して報告を爲さしむる(地方議會の會計委員會も同様の任務を持つてゐる)。地方の政府に對し租税賦課の權利、借款を起す權利が、新法に依て或は新規に附與され、或は擴大されたことは前既に述べた通りである(第四章第二節第一三八頁)。

最後に吾人は、久しく爭議の中心となつてゐた収入の二大部門で、新統治法に依て漸く解決せられたものに就て一言することを要する。新法に於て見るが如き解決をなすに就て、英國議會は印度人に對して實に重大なる讓歩をなしたものだといふことが出来る。英國議會をして讓歩をなすことに決

せしめたのは、上下兩院議員を以て組織する聯合委員會で、該會は此等の點に於て議會其物と權力を同じうせりといふことが出来る。今回解決を見た二大部門とは、一は印度の關稅で、他は土地に依る収入である。前者は印度中央議會の主管事項に屬し、後者は今回始めて全く州議會の主管に移つたのである。

印度關稅問題の解決に就て、英國上下兩院聯合委員會は、次の如く述べてゐる。  
「本問題に對する唯一の満足なる解決法は、英帝國の不可分の部分としての印度の必要に、最も適合せる關稅法を工夫するの自由を印度政府に附與することである……故に聯合委員會の見るところを以てすれば、關稅問題に就て印度政府と印度立法議會とが一致せる場合、印度事務大臣が是に就て干渉せざることが適當である(註一)。委員會は、關稅問題に就て印度事務大臣が干渉するのは、英帝國の國際的義務を保護する場合と、英帝國部内に於て英國政府が一方の相手方となりて或財政上の協定をなす場合とに限ると考ふるものである」

云々。此委員會の意見を、別の言を以て現はせば、印度の關稅政策は、將來と雖もホワイトホール(英國政廳の所在地)の命令で定まるのではないかと心配する必要は全然無くなつたといふことである。英國の對印度貿易、殊にランカシャーの綿布工業家を保護することを目的として定めらるゝのではないかといふことを心配する必要が全然無くなつたといふことである。ランカシャーの工業家等は、

頗る見え透いた理由で、從來最も強硬に印度の自由貿易を主張したのである。此等工業家の見地よりすれば、頗る苛酷なりと思はるゝ關稅法が、昨一九二二年印度に施行され、而も尙英國政府が此法律を大目に見てゐるのは、英國が聯合委員會の意見書に現はれ居る精神を尊重し居ることを示す有力なる證據である。昨年の關稅法は印度政府の收入を増加するために設けられたものである。

註一。此處に述べたる所は、印度の憲政に對する暗黙の合意である。此精神は勅諭にも能く現はれてゐる。總督への勅諭に於て、印度總督は州政府の保留部に於ける統治に就て次の如くに訓諭せられてゐる。

「勅諭第七。殊に吾等の總督政に吾等が總督の行政會議に與へられたる前記地方政府に對する取締指揮監督の權能は、重大なる理由ある場合の外は、地方行政政府と地方立法議會の多數との間に政策上の一致あるときには、其政策を助長するが如き方法を以て行使せられざるべからず云々。

最後に土地收入(Land Revenue)に就て一言する。該收入は、新統治法施行前は、中央政府と地方政府との間に分割されたものである。然るに今回全邦州の收入となつたのみならず、州に取ては最も重要な財源である。此土地收入に就ては色々の議論がある。或者は、今日の印度は、所謂「上級地主(Superior Landlord)」として現在の地主に土地を賃貸してゐるのではないから、土地收入は租税の一種であるところを主張し、或他の者は、是れと反對の假定の下に借地料の一種であると主張してゐる。併し、吾人は、印度に於ける土地收入は、政府に於て隨意に其額を定め、借地料として徴收するのではないからして一種の租税であると認めるのである。

然るに此稅額の決定に就ては色々の方法が行はれてゐる。印度の或部分、殊にベンガルに於ては、未來永遠に變ることなき土地收入の額が、十八世紀の終りに於て定められてゐる。併し、他の部分に於ては必ずしもさうでない。即ち、印度の他の部分に於ては、農業地價格の變動、否土地價格不斷の騰貴の爲め、是れが價格を二十年若しくは三十年に一回評價し直すことになつてゐる。土地價格の評定並びに是に伴ふ土地收入の決定は、收入官吏の監督下にある經驗ある評定官に依て行はるゝ。該評定官の最初の決定に不服なる者は、監督官たる收入官吏に其旨訴出ること出来る。併し、今日では、土地價格の評定は、殆んど一の科學に近く、驚くべき正確性を持つてゐるのである。併し、評定に伴ひて生ずる土地收入の額は、今日に於ては多く行政長官の命令條項に依て定められ、同一官憲に依て批准せらるゝことになつてゐる。併し、是れは代議政治の原則に背くものと言はねばならぬ。代議政治の國に於ては、租税の徴收は、納税者の承認ある場合始めて可能なりとせらるゝのである。土地收入は租税の中でも最重要なもの、一であるから、是れを賦課するに當りては議會の承認を必要とするは論を俟たない。土地收入を増額して新なる負擔を納税者に加へる場合に於て殊にさうである。尤も土地收入に必要な評價の原則を州の立法中に引入れやうとする努力は、從來屢々爲された。即ち一九〇五年の昔、勅命に依て出來た地方分權委員(前出)は、法律上の根據の上に土地收入の制度を立てやうとした。該委員は、其報告第二五二パラグラフに於て「政府の徴收し得る土地



利益中の分前、評價期の設定等の如く課税評定に關する一般的原则は、今日の如く行政命令に委することなく(孟買は例外であるが)、州立法の範圍内に攝取せられねばならぬと吾々は考へる」と言てゐる。此思想は、モンタギュー案を審査せる兩院聯合委員會の採用する所となり、該委員は「吾等は、評價の方法、評定の距離、税率改正の期間、増税の程度等土地収入の基礎となり、且つ収入納付者の幸福に至大の關係を有する諸原則は、法律に依て規定さるべき時期に今や到達してゐると考へる」と言てゐる。聯合委員會の右の如き意見の結果、マドラス州に於ては、課税なる有力なる一機關が代議的立法府の運轉下に立つやうに既になつてゐるのである。

#### 第六節 印度中央政府——政府と立法議會との關係其他

上下兩院に於て、人民側を代表する投票が所謂官吏議員の投票に比して遙かに多くなつた結果、印度中央議會の性質は今や一變してゐる。中央議會の權限——殊に財政に對する——も決して昔日と同一の議ではない。併し、中央議會の憲法上の位置は、新法に依て決して改善せられてゐるとは言へない。是れは、何れは改正さるゝに相違ないが、地方に於ける立法會議の位置が大に改まつた今日大に注意すべきことである。印度立法議會の總督に對する位置は、地方立法會議の知事に對する關係

は異ならない。即ち、保留事項に對して知事が立法會議の拘束を受けないと同じく、總督は中央に屬する事項(Central Subjects)に就ては中央議會の決議に束縛せられない。併し、其れは憲法上の理論であつて、實際に於ては印度政府は印度立法議會の制禦の下に立てるものである。併し、印度政府は立法議會に對して責任を負はないから、立法議會は政府を瓦解せしめ、其行動を束縛することは出来ない。印度政府が立法府に對して協調の精神を以て向はねばならぬこと、保留事項を處理するに當つて、州政府が州立法會議に對して同じく協調の精神を以て向はねばならぬことは次に掲ぐる改訂勅訓の語能く是れを示す。該勅訓第八條に曰く

「吾が印度に於ける臣民の幸福を維持増進するに就て、吾等と吾等の議會に對する責任を全ふするに差支へなき限り、吾等の總督が、吾等の總督(行政會議を伴へる)の直接管理下に置かるゝ事項を處理するに當り、印度立法府に於ける代表者を通じて發表せられたる臣民の意見——該意見が不當不合理ならざる限り——に合致するやう努力することを吾等は嘉納す」云々を。

新統治法に依る中央政府組織の變化も大したものではない。今變化の中稍々重なるものを擧ぐれば、總督行政會議中の法律議員に就ては、印度に於ける法律上の經驗學問が英國に於けるものと同等

に認めらるゝやうになつたこと、以前あつた普通議員と追加議員との區別が撤廢されたこと、從て普通議員の數を六名とすといふ以前行はれた制限が今日は全くなくなつたこと等がある。此等の變革よりも更に重大なる變革は、以前只一人のみ選任された印度人行政會議議員が三名に増員されたことである。新印度統治法には、中央政府の行政會議議員のことに就て何等種族上の差別を認めてゐないから、是れは該法とは全然關係なく定められたものである（モンタギュー・チェムズフォード報告は、二名の印度人行政會議議員を設置することを勧告してゐる。該報告パラグラフ第二七二を見よ）。かくて一九二二年三月現在の行政會議議員は、印度總督と軍司令長官を合して八名となつた。

是れは、印度の新憲法とは何等關係ないことであるが、其實施と同時に、印度蕃邦の君主の重なる者と小土侯國の代表者を以て組織する蕃邦君主會議所（本書第一二六頁參照）が設立された。會頭はビカナール（Bikaner）のマハラヂヤで、會議所には別に常設實行委員なる小委員會がある。該會議所の目的とする所は、（一）印度の蕃邦と印度政府との關係を緊密にすること、（二）印度の諸蕃邦をして共同の利益に關する問題を研究せしむることに在る。蕃邦と印度政府との關係を濃厚ならしむるために設けられた今一つの制度（どこに規定せるか不明―譯者）に依て、（一）今度印度蕃邦の領主が其人民に對して施せる惡政の實例、領主自らの非行を調査すると同時に、（二）蕃邦相互の間に、或は蕃邦と州政府又は印度政府との間に起る爭議を解決するため仲裁々判所を置かうとする委員會が設けらるゝ、こ

とになつた。該委員會には、蕃邦君主會議も代表せらるゝ都合である。

### 第七節 英國に於ける印度の統治機關

英國に於ける統治機關は、新印度統治法施行の後と雖も、餘り多くの變化を蒙つてゐない。印度事務大臣は、依然印度評議會に依て補佐されてゐる。而して、昔日と同じく、任命と支出（印度の歳入中よりなざるゝ）に關しては規則上評議會の意見に束縛せらるゝ。但し評議員の數は二名減せられ、任命の直前印度に在住又は勤務することを必要とせられた者の數も減せられた（第八九、九〇頁參照）。即ち印度に在勤せる者の數は以前九名であつたものが、今日では減員されて、印度評議員總數八乃至十二名の半數といふことに定められてゐる。評議員の任期は、以前七年であつたものが今では五年である。任期短縮の原因は、印度人を議員として採用したいといふことにある。評議員の數は現在（一九二二年三月）十名で、其内三名は印度人である。新印度統治法は、印度事務省に於ける事務執行規則を寛にすることを規定してゐる。其主旨は、事務を分科に配布し簡捷にするにある。以前二週一回會合することを命令されてゐた評議會は、今日規則上月一回會合するに止まる。併し、實際に於ては毎週一回會合してゐるやうである。

一九一九年の新統治法は、以前印度の収入中より仕拂へる印度事務大臣の俸給は、向後は英國議會の準備せる豫算中より仕拂はれ得ることを規定してゐる。政務次官、次官、印度評議員、其他省内官吏の俸給も亦其通りである。此規定の主旨に依り、英國議會は、印度事務大臣政務次官の俸給の外に、印度事務省の費用として一年一三六、〇〇〇磅(總計一四二、五〇〇磅)を配布することを可決した。以前の豫算配布額は僅々五〇、〇〇〇磅に過ぎなかつた。印度事務省の費用を英國の豫算中に組入れらるゝことになつたため、印度事務省の費用に對する印度人の不平不満は無くなつた。同時に、該費用に對する討論は、英帝國議會支給金委員會を賑はすことになつた。印度事務大臣の俸給を英國の國費より支辨するの議は英國に於ても新しいものでない。既に一九〇三年の昔、英國下院に於て該俸給を英國政府の豫算中に組込むの案が提出されたが、大多數で破れた。其理由は、印度事務大臣の俸給を議會で討議することになると、印度の統治全體が政争の具に供せらるゝ危険があるといふにあつた(モンタギュー・チェムズフォード報告ハラグラフ第三三、第二九四參照)。

東印度會社が本國政府に代り印度を支配したときは、議會が断えず會社の行動を監視し指導した關係上、議會の印度に對する興味は甚しいものであつた。然るに一八五八年會社が政權を議會に返還してから、印度の事件に對する議會の興味は以前程切實でなく、其理解も以前程深刻でなくなつた。其れで、印度に對する議會の興味を喚起する爲め、屢々記載した上下兩院聯合委員會の後嗣とし

て、毎會期に改選さるゝ印度事務常設委員(Standing Committee on Indian Affairs)なるものが議會に出來、上下兩院より各十一名の議員を出し、各派を是れに網羅することゝなつた。前記上下兩院聯合委員會は、新統治法並びに其れに伴ふ細則を設くるに最も與て力あつたものである。今度出來た常設委員會が特に意を用ひなければならぬ事柄は、(一)印度の知事又は總督が、例の證明書付方法を用ひ立法會議又は立法議會の意志に反して設けたるが爲め、必ず英國會議に請訓せねばならなくなつてゐる法律を審査すること。(二)新印度統治法の結果出來た施行細則を改正することである。施行細則の改正は、新統治法運用の結果、或は又印度に於ける政治状態の變化に伴ひ時々改正さるゝことを必要とするものである。

最後に記載せねばならぬのは、新統治法が其三五節の條項に依て設置することを許した印度政府高等委員(High Commissioner for India)である。斯の如き官吏が印度政府の爲めに設けられたのは、其政治上の位置が大に認識された結果である。印度政府高等委員は其後印度總督の命令に依て任命せられ、印度事務大臣が印度政府の代理員として以前行つてゐた、所謂代理機能は全部同委員の手に移さるゝことゝなつた。委員を倫敦に於て維持する爲めに必要な費用(一年約二十萬磅)は、素より印度政府の負擔する所である。委員は印度政府の信任状を有する倫敦駐在員である。彼は印度政府の命令の下に行動す。此等の點に於て、彼の英國に於ける位置、印度政府に對する關係は、英

自治領(加奈陀、澤洲等)の代表に異なる所ない。此等代表と同じく、彼は倫敦に於て印度政府の商務代表を兼ねてゐる(註一)。

註一。英國領事と略は同一の任務を有する印度商務委員(Indian Trade Commissioner)なるものが東部亞非利加に派遣された。一九二二年の印度移民法は、派遣することを必要とする英植民地にして、當該植民地政府の承諾ある場合、該植民地に對し右と同様の委員を派遣することを許可してゐる。

### 第五章 新時代に於ける政治問題

註。新印度統治法が印度に於て新時代の政治問題を露すものとして各方面に歡迎されたことは人の知る所である。

本章に於て、著者は新統治法施行後に於ける政治上の問題——例へば印度人を文官として任用する問題、行政司法

兩權分離の問題、印度人を守備軍の將校として任命する問題、普通教育を旺んにする問題、産業開發の問題、自治制

を印度人の部落に發達せしむることの問題——を述べ、是れに對して批評を加へてゐる——譯者。

印度事務大臣(モンタギュー氏)が、一九一七年八月二十日に於てなせる聲明中、最も重要な部分の一は、氏が「統治の各部門に於ける印度人の協同を漸増すること」と言へる點に在る。此聲明の要旨は今日の程度まで實行されたか。行開「新時代」に這入つてから是れに關する議論は行はれてゐないかどうか。

適當なる能力さへあれば、印度人と雖も、如何なる位置にでも被選資格あるといふことは、一八三三年の特許法中に述べられてゐる所で、是に就ては吾人これを第一章四節(第四〇頁)中に述べた。此の如き原則は、一八五八年に於けるグァクトリア女皇の布告に於ても繰返されてゐる。曰く

「更に教養、能力、正直の特性あるが爲め、官廳の職務を遂行し得る吾臣民は、其の種族宗教の如何に拘はらず、自由公平に、且つ出來得る範圍内に於て採用せらるゝことは、吾等の希望する所である」云々と。印度人が官吏として能力ありや否やといふことは議論の岐るゝ所であるが、其の問題を別

として考へて見るも、吾人は一八三三年の特許法の聲明、グェクトリア女皇の宣示の主旨が充分の誠意を以て今日まで行はれて来たとは思はない。又此片手落の取扱方に對し、教育あり地位ある階級の印度人が、殊に最近非常なる不平不満を懷抱するに至つたといふことも隠すことは出来ない。

先づ最初に印度文官 (Indian Civil Service) の制に就て見る。今度の印度統治法は、卷末第三表中に於て、印度文官の制のみより採用せらるゝ官吏の名稱を擧げてゐるが、何れも中央地方の司法部行政部に於ける主要官吏を網羅してゐる (註一)。

註一。上記の如き地位を或種類の人の爲めに保留するといふ制度は一七九三年始めて出来たもので、此制度に依て

採用されたものを宣誓文官 (Oath-bound Civil Servants) といふ。此宣誓文官の制度は、其是れを採用した會社の東印度會社理事が一八五三年採用の權利を失ひ、印度文官が倫敦に於て行はるゝ競争試験に依て採用せらるゝこと、なると共に實質に於ては消滅したのであるが、其名稱のみは、一八八九年印度文官 (Indian Civil Service) 制なるものが公然名乗りを擧げるまで繼續した。

印度の宣誓文官採用試験は、一八五三年の新制以來倫敦に於て行はるゝことになつたのであるが、其の試験自體が印度人に對して不公平である。其故に、一八六九年、時の印度總督ローレンス卿 (Lord Lawrence) は、印度政府奨學資金なるものを作り、有爲の印度人青年をして英國に於て教育を受け、宣誓文官の試験に應せしむることとした。併し、ローレンス卿の此處置は、本國政府の意見と春馳せる爲め、久しからずして廢棄せらるゝの止むなきに至つた。併し、全然印度人を印度文官中より

排斥する譯にも行かないので、一八七〇年には、英國議會は法律を設け「充分證明せられたる能力と價値とを有する印度の土人を文官として採用するの便を圖る爲め」從來の如く窮屈なる競争試験に依らず、土人を官吏として採用することとした。此式に依る任用の規則は、一八七九年設けられたが、其骨子は、其の當時宣誓文官の爲めに保留されたる位置の全數の六分の一を此指名式に改め、指名式に依る任命の全部は、印度の法定土人 (Sanctuary Natives) の中から、印度政府に於て行ふといふにやつたのである。斯の如くにして任命された文官を法定文官又は非宣誓文官 (Unsworn Civil Servants) と言つた。併し、此任用法も結果が面白くなかつたため、久しからずして (即ち一八八九年に) 廢止さるゝことになつた。而して今日の印度文官 (Indian Civil Service) なるものが設けらるゝに至つた。新に出來た印度文官中には、以前宣誓文官に屬せる高い位置の多數が含まれてゐる。印度文官制の確立以來今日に至るまで、印度文官の登用試験は、倫敦に於て競争式で行はれてゐる。印度文官制と同時に、印度地方文官 (Provincial Civil Service) なるものが別に設けられて、以前あつた非宣誓文官中の (甲) の部類にある位置を其の中に含ませることになつた。此印度地方文官は、全く印度に於てのみ採用せられ、現に此部類に屬する官吏として働ける者の多くは印度人である。今是等の關係を圖表にて示せば左の通りである (一九一三年四月一日現在)。

	歐洲人	印度人	合計
印度文官	一、三〇八	六三三	一、三七一
全数との割合	九五(一九二一年は八七)	五(一九二一年は三)	
印度地方文官	二〇九	二、二二三	二、四三二
全数との割合	九	九一	
總計			三、八〇三

印度地方文官中特別の能力を示せる者は、印度文官の爲めに保留さるゝ位置に就くことが出来る。一八九三年、印度文官試験を英國に於てのみならず印度に於ても施行する決議案を英國議會(下院)に提出した者があり、案は通過したが、實際上其の他の方面から反對する者多く、今日に至るも其れが實行を見ない。尤も、此の如き案は、印度事務大臣の任命せる委員が一八六〇年の昔、政府に勸告したものである。

印度人を官吏として任用する問題は、種々の経緯を経て結局上記の如き生漚えの形となつてゐるのであるが、新統治法は「統治の各部門に於ける印度人の協同を漸増する」の主旨よりして、色々の方法にて印度人を印度文官に採用することとした。此等の方法は、既にモンタギュー・チャムゾフオードの聯合報告(バラグラフ第三一七)に指示されてゐるが、モ氏等の聯合報告は、其の根據を王立公務調

査委員會(Royal Commission on the Public Services 註二)の調査報告に置いてゐるものである。モンタギュー氏等の意見は、右委員會の調査報告の主旨を一層寛大にしたものに過ぎない。モンタギュー氏等の案は、従来餘り印度人の任命を見なかつた印度文官中の何「バセント」かを毎年印度人の爲めに解放するといふ手段で、印度人の爲めに登龍の門を開いた。即ち、新制度施行當時に於ける土人印度文官の数は、モ氏等の案に依れば、全文官数の三分の一である。而して、此割合は、逐年増加せられ十年を経過して遂に其の二分の一に達する。此の如き漸進的土人採用の方法として勸告せらるべきは(一)従前通り倫敦に於て競争試験を施行すること(二)印度公務委員(Public Service Commission in India)をして競争試験を行はしむること(最初の試験が一九二二年二月アラハバッドに於て行はれた)(三)印度政府をして印度文官の指名を行はしむること(四)従前通り、地方文官中より拔擢任用すること(註二)(五)印度の法廷に於て相當の名譽を賜ふ得たる法律事務家中より法官を採用すること等である。

註一。該委員は、一九一三年中、種々の目的、就中、歐洲人以外の者の費用に關する各種の制限を調査報告することゝを目的として任命されたもので、一九一五年報告を提出した。

註二。印度地方文官中より印度文官として拔擢さるゝものは、印度文官中の所謂表定官職(Career Post)に任命さるゝに過ぎぬ。表定官職に對する任命規定は、一八九二年と一九一〇年の二回に發布せられた。印度立法議會は、此表定官職の中に於ける官職の数を倍加する案を討議し、印度政府是れに反對したるも、一九二二年二月十七日三十四對六十八票の多數で右の決議案を採擧した。

印度文官印度地方文官の方面に於けると同様の政策が、印度に於ける官吏任用の他の方面に於ても窺はれる。例へば、印度に於ける教育官吏中の(甲)の部類に属する印度教育官 (Indian Educational Service) に就て見るに、前記王位公務調査委員が報告書を提出せる時(一九一五年)には、該官の部に属する官吏總数の約五分の四が歐羅巴人であつたのに對し、新統治法の結果、將來は其の二分の一は印度人を以て補填さるゝことになつた。此等印度人官吏は、印度に於て任命せらるゝことを得ると同時に英國に於ても採用さるゝ。又始めより印度教育官として任命さるゝことを得ると同時に、地方教育官(教育官吏中の(乙)の部類に属するもの)中より拔擢任用せらるゝことも出来る。一九二一年九月十五日印度立法議會(下院)に提出せられた報告に従へば、印度教育官中に於ける印度人の數は、全體の三七・六パーセントであつた(但し英領緬甸を除く)。一九一五年に全體の五分の一であつたものが、一九二二年に三分の一以上になつてゐる所を見ると、最近に於て印度人を増加しやうとする努力が頗る眞面目になされたことが分る。印度林務官 (Indian Forest Service) 中の數も半數は、今回印度人の爲めに保留されねばならぬことになつた。但し、是れは適當なる候補者が印度人中に見付かる場合に限る。印度の警察官中には、此處暫らくの間、相當數の英人を使用せねばならぬ。其れ故に、印度警察官中に於ける印度人現在の割合は總數の三分の一に限られてゐる。而して此印度人警察官中の半數は始めから高級警官として任命され、他の半數は地方警察官 (Provincial Police Service)

中より拔擢任用さるゝものである。以上は歐洲人官吏を或程度迄使用せねばならぬものであるが、此外に必ずしも歐洲人を使用することを必要とせざるものがある。此等は全然印化する方針である。印度財務省(中央)、土木省(中央)中の道路建築部に採用せらるべき諸官の如きは其適例である。

\* \* \* \* \*

文官任用令に對してばかりでなく、印度文官中の上の部に属する者の職能に對しても甚だしき非難がある。職能に對する非難の結果として、現に或行政官が行へる行政上司法上の機能は兩分せられねばならぬと激しく主張せられた。印度に於て行政權と司法權とを併有してゐる官吏の適例は郡長である。印度の郡長は、大體に於て佛蘭西の *Président* に當り、行政上の事務を掌る外、或程度度の司法權を持つてゐる。印度の地方に於ける民事上の裁判事件は、郡長等の属する文官以外の文官の管轄に属するのであるが、刑事上の事件は、郡長等普通行政官と司法官との管轄に委せられてゐる。即ち、郡長は行政官であると同時に司法官である。彼は彼の所轄内に於ける治安判事長 (Chief Magistrate) である。従て、彼は普通裁判所に廻附する重大なる刑事上の犯罪の外、總て刑事上の事件を處決する(處決は通常副治安判事の手に依て行はるゝが)。彼は又警察を指揮監督する。印度に於て刑事上の事件が全部普通裁判官の手に依て取扱はるゝ所は、甲谷陀、マドラス、孟買の三市あるのみ。此等の市に於ては、刑事事件は *Presidential Magistrate* と稱する裁判官と *High Court* と稱する裁判所に依て全

部取扱はるゝのである。其れは兎に角、印度に於ける大方の郡長が司法權と行政權とを併有するのは理論上排斥すべきことである。何となれば、警察の長として犯罪行為を摘發し犯人を追求する者は、譬へ其の下僚をして實際判決の衝に當らしむるとしても決して裁判官たることを得ないからである。是を以て、一八九九年には、司法權と行政權とを截然分離する制度を印度に布くことを希望せる意見書が、印度事務大臣に提出され、提出者の中にはベンゴール州孟買州の高等法院長の如き名士をも網羅してゐた。該意見書は、サー・アブドゥル・ラヒムス(Sir Abdur Rahims)が、前記王立公務調査委員會少數委員の一人として爲せる報告書中に其儘印刷せられてゐる。司法行政兩權分離の問題は、一九〇八年中再び印度政府に依て研究されたが、印度政府の解案は地方政府の賛成する所とならなかつた。ハーディング卿は、其後數年にして三度同一問題を捉えて研究したが何等の結果をも得なかつた。兎に角現在の制度には、到底覆ふべからざる理論上實際上の缺點がある。併し、是れに對し、(一)現在の制度は經濟的である(二)郡長が同時に治安判事長であるため、彼の威令が行はれ(三)反對に、若し假りに郡長が司法權を持たなかつたとするならば、印度の多くの地方に於て、彼は其の權威を失墜するであらうと議論する者もある。併し、吾人の見る所を以てすれば、行政權と司法權とを分離し、それ自身で完全なる裁判所を設けるといふことは、印度に於ては、何れは必要である。只、今日に於ける進歩の階段に於て、直ちに此理想を實現することの必要があるか否か、左様なることが望まじきか

否かといふことは問題であると思ふのである。司法權獨立の問題は、新統治法に依て出來た印度上下兩院、及び州立法會議に依て夫々討議された。此等中央地方の議會は、マドラス州立法會議を除き、大體に於て司法權の獨立に賛成してゐる。印度中央政府も今日に於て其れに賛成してゐる。中央政府は、州政府の同問題に對する態度に就て敢て干渉はしないが、州政府に於て同問題に就て解案を得、且つ是れに依て生ずる財政上の問題を解決するを得ば、何時にても行政司法兩權の分離問題を提げて中央議會に臨み多年の懸案を解決する積りである。今日では財政上の問題が解決の障礙となつてゐる。

印度文官の上の部に就てなされたと同一の批評非難が印度軍隊の將校團に對して浴せ掛けられてゐる。歐洲大戰前は、將校の全部は英人であつた。

此處に説明して置かねばならぬことは、印度の軍隊は一部は英人兵、他の一部は印度人兵よりなることである。兵數からいふと前者が一、後者が二の割合である。英兵は全部英國の正規兵中から特派されたもので、印度に駐屯する時に限り在印司令長官の指揮の下に立ち、印度兵と合併して旅團を編成し、印度中央金庫に依て支給維持されてゐる。印度兵は、印度に於て最も尙武の氣風に富める種族、例へばシク族並びにシク族以外のパンヂャブ人、ラヂャブト人、マラタ人、ネバル(Nepal)のグール



カー人(Gurkha)等の中から徵募されたものである。

扱て前に戻つて話しすれば、歐洲大戰前、印度人は印度總督より將校適任書を受くる士官以上の士官には規則上なれなかつた。該印度人士官は、英人下級將校と印度人下士官の間に立ち、前者の命令を後者に傳達するを以て普通の職分とするものである。歐洲大戰開始後、此の如き事情に一變化を來し、戰場に於て功績あつた五十名以上の印度人に對し將校任命書が下附された。加是、大戰後は、尙武的種族に屬し、且つ相當門閥ある十名の青年が年々在英國サンドハースト陸軍士官學校に送らるゝことゝなつた。此等の青年は卒業と同時に印度軍隊に將校たる適任書を得るのである。本年(即ち一九二二年)英國皇太子は、印度滞留中、英國の中學校に等しき一學校をデーラ・ダン(Delha Dun)に開いた。此學校に入學すべき生徒は、尙武的種族に屬する家族の子弟であつて、在英サンドハースト士官學校に入學する準備教育を此處で受けるのである。印度議會の下院を通過した他の多くの決議案と同時に、エッシャー委員會(Esher Committee)の印度の陸軍に關する報告に就て計議をなせる際(即ち一九二二年三月)、該院は、印度軍隊に對して下附さるゝ將校任命書(英國皇帝の下附する)總數の二割五分は印度土人及英印混血種に對して附與せられねばならぬといふ決議案を可決した。此二十五パーセント中には、勿論サンドハーストの卒業生及び印度總督より將校適任書を下附された者の中より眞實の將校に昇進せる者を含むのである。印度總督は、右の決議案に對して反對はしな

かつた。併し、是れには尙ほ、多數攻究されねばならぬ問題が附隨してゐるので、實施の遲には至らぬ。

多數の印度人を守備軍の將校として採用することは、頗る面倒なる問題である。今日迄の經驗では、相當なる階級から將校として不足ない青年を多數に得ることは非常に困難である。從來の經驗に徴するに、印度總督から將校適任書を得た者前に述べた、及び印度人の下士兵卒等は、自らを統率する將校の身分人物等に非常に重きを置いて見る習慣がある。將校たる者を選択する場合には、此等の點に十二分の注意を拂はねばならぬ。其れに、軍隊に於て最も貴重な團結心(esprit de corps)なるものが、種族習慣等を異にする印度人將校と英人將校とが難然として起居を共にする場合には、果して期待さるゝか疑はざるを得ない。故に、印度人將校を多數に軍隊に於て使用する場合には、各地に於ける兵員を二分し、一方は印度人將校のみ、他の一方は歐洲人將校のみに統率させるより外はありまい。此様の仕組は、主要蕃邦自らは是れを維持し、印度に於ける守備隊の補助をなせる帝國々防軍(Imperial Service Troop)目下はIndian State Forcesと稱せらるゝ)に於ても見る所である。此意味の印度化といふことが恐らく印度軍編成の基礎となるべきものであらう。政府が右の様な計畫の下に所謂印度化を實現しやうとしてゐることは、一九二二年一月十日印度議會に於てなされた政府の答辯に依て見るも明かである。併し、斯く印度人將校と英人將校とが全く同一待遇を受けることになると、

印度に於ける守備隊の爲めに英人將校を得ることが困難となるであらう。現に文官方面に印度人を多数に採用せる結果、英人が印度に於て勤務することを名譽としないやうになつた。此問題を解決することは容易ではないが、在本國陸軍と印度駐屯軍との間に交替の途を拓いたならば、多少は英人側の感情を融和することになるかも知れない。是れと同一の方法は、英陸軍々醫隊と印度陸軍々醫隊との間にも行はれ得ると思ふ(註一)。此處に掲げた問題竝に其れ以外の問題は、前記エッシュヤーの印度陸軍調査委員會の報告中に研究せられてゐる。該報告、竝に該報告に就て、一九二一年三月二十八日印度立法議會に於て行はれた討論の報告を見ると色々な參考になる事柄が判明することゝ信ずる。戦争と共に起つた印度土人優遇問題に就ては、チェムズフォード卿が督て總督であつた時代に爲した處置は參考とする價值がある。即ち、卿は印度軍中に於ける有名なる一印度人將校を印度中央立法會議の議員とした。是れは、モンタギュー・チェムズフォードの報告(バラグラフ第三二九)にもある通り「印度に於ける最高の國務會議に於て代表せらるゝことを要求する權利ある印度軍の當然の要求を公然認識したものに外ならない」のである。

註一。過去二年間印度の軍醫隊に加入した軍醫總數の三分の二は印度人であつた。印度武器法(Indian Arms Act)に人種的差別が設けてあつて、歐洲人は、只單に歐洲人であるといふだけの理由で、武器を購入携帯するに就て郡長の許可を得ることを必要としなかつた。此差別的待

遇に對しては印度人の方に於て非常なる不平があつたため、今回該法を改正し、歐洲人より右の如き特權を取去ることになつた。此改正に依り、歐洲人と印度人とが、同等の人間として武器法の前に立つやうになつた。

戦争中出來た印度防禦軍(Indian Defence Force)の一部門たる印度義勇兵團は、今日領土防禦軍(Territorial Force)となつてゐる。此印度防禦軍は、多くの點に於て米國の州民兵に似てゐるものである。印度義勇兵團又は領土防禦軍が印度に出來たのは、印度人が自國の防禦の爲め軍人として働く機會を與へられなかつたこと、軍事教育を受くる機會がなかつたことに對し、永年不平を洩してゐたことに依るものである。然るに、歐洲大戦中印度義勇兵團の編成に取掛つた所、結果は決して面白くなかつた。今日領土防禦軍に於ける最も有望なるものは、各地の大學兵隊である。識者は、此大學兵を軍隊教育の目的物たらしめ、將校志望者を此處から募る考へてゐるらしい。印度防禦軍の他の部門で戦時中出來たものに、兵役年齢に達せるものを強制的に徵集して組織した歐洲人英印混血人隊がある。是れは戦後補助部隊に改造され、服役も強制的でなくなつた。自由服役であるが、徵募に應ずる資格ある多數の兵士を其中に含んでゐる。

印度は、文字通りに解釋した意味の海軍を持ってゐない。印度の近海に在り、重に輸送に従事する帝國印度海軍(Royal Indian Marine)なるものがある。海軍大將チェリコー(Tellier)は、最近此印度海軍

を擴張して Indian Navy なる正式の海軍とせんことを提議した。併し、印度は其國境の防禦に對し餘からざる軍費を支出してゐる現状にあるから、デェリコー大將の案が假令最も少規模のものであつても、直ちに實現することは到底不可能であらう。印度政府が普通の年に海軍なる項目の下に支出してゐる金額は約五十萬磅で、其中には英國海軍省への寄附金約十萬磅を含んでゐる。此十萬磅は英帝國海軍中の東印度艦隊 (East India Squadron) に屬する軍艦の修繕の爲めに費さるゝことになつてゐる。東印度艦隊は、印度政府の許可がなければ或距離以外に出ること出来ない。

『新時代』に於ける印度の最大問題は、恐らく一般的無教育を除くこと、今回の統治法に依て出來た選挙人を適當に教育し印度の憲政をして有終の美を濟さしむることである。此等問題の解決が容易でないことは、統計を一覽すれば直に了解される。最近の委しい統計として吾人の持合する一九一一年の國勢調査の結果に依ると、最も簡單な文字の試験に通過せる者は全人口の六「バセント」、男子總數の一〇「バセント」であつた。最近政府の爲せる調査に依ると、學齡(五乃至十歳)に達せる兒童の中、初等教育を受けてゐる者は三人に一人、女子は十五人に一人である。女子教育が印度に於て此の如く遅れてゐるのは、ヒンドゥー教徒回教徒中に於て女子を閉込めて置くといふ固陋なる社會的辨見があるからである。此辨見を除去することには、遅々として容易に成功しない。

印度に於ける英國人統治者は、政治上の理由からして故意に印度人を教育しなかつた、彼等は教育を印度人に與ふことを拒んだといふものが往々にして見受けらる。併し、強制的に教育することではなく、自ら進んで教育を受けんとする者を教育することが眞の教育であるならば、此の如き非難は甚だ當らないものである。印度に於て、教育に對し稍々合理的の要求を示せるものは、政治的慾望の旺んな中流階級である。此等中流階級者は、政治的理由よりは寧ろ經濟的理由からして教育の普及を絶叫してゐる。彼等の希望要求に對しては、政府は相當に盡力してゐる考へである。今男子の中等教育に關する最近の數字を見るに、一千人中九百人は教育を受けてゐる。此數字の割合は、吾英國に於けるものより遙かに良好である(一九二〇年に於ける印度 India in 1920 第一六三頁參照)。大學教育の様子を見ても其通りである。現今印度には約一五〇の「カレッジ」を含む大小十二の大學がある。或州、例へばベンガル——ベンガルは印度の諸州中に於て教育上一頭地を抜いてゐるが——に於ては、前記一九二〇年に於けるの印度の傳ふる所に依れば、大學に於て全科を授けられてゐる學生の割合は、英國の十倍内外であるといふ。以上の如くであるから、吾人は英國政府が教育の政治的經濟的效果を認めてゐる階級に對し、是れを授くることを故意に拒んでゐるとは、どうしても言はれない。否、政府が此等階級者に對して餘りに教育を施した結果、(一)一般人民の教育が忽諾にされた、(二)中等高等教育を旺んにした爲め、印度の經濟生活中に消化され得ず、多くの高等遊民を作り出したとさへ



言はれるのである。中等高等教育の現状は先づ斯の如きものである。

其れであるから、ゴケール氏は、初等教育問題に一新生面を打開する爲め、該問題を最も大胆なる方法にて取扱ふことを印度政府に勧告し、一九一一年の印度立法會議に於て義務教育制を全印度に布くの案を提出した。財政的理由の下に、政府はゴケール氏の決議案を採用すること出来なかつた。併し、必要なる刺激はゴケール氏等に依て與へられた。其結果、初等教育に對する一般の考へが、最近十年間に於て大分ゴケール氏の理想に近くなつて來た。即ち、大多數の州に於ては、若し自由都市が義務教育制を布くことを決議するならば其都市に限り此制度を布いても差支へないといふ法律を法典に登録してゐる。孟買州の如きは、是れに一步を進め、義務教育制を實施せる州内の自由都市は、教育費の半分を州政府に仰ぐことが出来るといふ法律を設けてゐる。印度の普通教育の進歩に障害となるものが二つある。(一)是れは印度の如く貧しき國に於て社會の改良改革を企てる者の誰れも困しむ所であるが、第一の困難は財政難である。(二)財政難と同じ位大きな障礙は訓練された教員の缺乏せることである。現今に於ては、あらゆる教育の部門を通じて、正式に教師としての教育を受けた者の數は全教師數の三分の一に過ぎない。殊に吾人の注意せざるべからざるは、州内に於ける教育は所謂移讓事項であるが故に、換言すれば教育上の「ホーム・ヘルプ」が州に於て布かれてゐるが故に、向後教育上に於ける諸般の改革は、移讓部長官の側に於て始められねばならぬことである。如何なる新計畫が部長官等に依て樹てらるゝにせよ、其れが實行は州内の收入、又は州内に於ける新税の賦課に依て實行せられねばならぬ。是れ亦容易でない。

普通教育の問題と密接なる關係を有する問題は産業開發の問題である。印度の産業問題は教育問題と同じく、新統治法に於ては州の主管する所である。一層適切に言へば州政府産業部長の主管する所である。一九一六年から一九一八年迄存立した印度産業委員 (Indian Industrial Commission) の提出せる弘汎にして價値ある報告の結果、各州に産業課長 (Director of Industries) なるものが設置され、州産業部長指揮の下に印度産業委員の指示せる方針に従つて近代的工業を起し、是を助長することになつてゐる。政府が以前の自由放任主義を棄て、眞面目に産業を奨励するやうになつた結果、個人的企業が大に勃興した。此個人企業の勃興は、半ば歐洲戰爭に負ふもので、政府の産業奨励にのみ因るものでない。斯くて印度全體の産業化といふことが著々實現してゐる。其結果として色々の弊害も生ずるに相違ない。併し、産業化に依て職業の數も増加し、重要市場も其處此處に出來、印度の痼疾たる貧の病は、是れから除々に緩和せらるゝであらう。又産業の中心地に民衆が集合することからして、社會生活は複雑活潑になり、政治的意識も明瞭になつて來るであらう。實際、産業の發達と教育の進歩といふことは唇齒輔車の關係を有するものである。一は必ず他に影響を及ぼす。産業

の進歩は社會上の進化を促し、此等兩者は相合して教育に對する民衆の要求を促進する。而して一方に於ては、物質的富の増加に依て其要求を満足させること出来るやうになる。

印度の産業化が著々實現してゐるのは事實である。併し、其れが爲め印度が直にも工業國になるだらうといふのは間違ひで、印度は永く村落の國、小農業者の國として止まるであらう。然り而して、此等小農業者の政治的の進歩は決して初等教育を授けたことに依てのみ實現するものでない。民主政治の思想が普及し、印度の村落に於ても根底あるものとなるには、只通り一遍の教育ばかりでなく、彼等農民をして在來の制度を利用し、其政治的能力を養はせねばならぬ。村落に於ける印度固有の政治機關としてはパンチャイエト(Panchayat)がある。年々發達の趨勢にあるライフフアイゼン式共同銀行(Rajshahi)がある。村落自治の機關である此パンチャイエトの思想を復活し、印度の各地方に實現しやうとする努力が今日爲されてゐるが、是れは自治制度の發達上頗る重要視すべきことである。パンチャイエトとは、パンチ(Panch)と稱する五名の被選代表者を以て村落又は姓團を統治するの制度である。パンチャイエトの代表者をSir panchといふ。此パンチャイエトといふ自治制度は、殆く印度中に普及してゐるものである。併し、此制度は、英國が其統治の始め、極端な中央集權主義を行ふたこと、村落の經濟的獨立が破壊されたこと、に依り自然に衰微し、今日の如き有様を呈し

てゐるのである。今日印度に於て最も必要とせらるゝことは、單なる地方的事件は地方に於て處理せらるゝこと、換言すれば健全なる地方分權であるから、パンチャイエトの復興は全く望まじきこと、と言はねばならぬ。是れ畢竟、該制が民主政治に對する最も手取早き手解き場所となるからである。アドゥラスは、在來の形式(大さは異なるが)に於て村落自治を復活せんとせる最初の州である。ベンゴール州は、マドゥラス州と同様の組織の下に村落自治を再興せんとし、村落自治法(Village Self-Government Act)なるものを制定するに至つた。他の諸州も今やマドゥラス、ベンゴールの例に倣ひつゝある。此等の諸州で現に制定しつゝあるパンチャイエトの組織は、一行政單位とするに足るが、併し餘りに大なるが爲めに地方的特色を失はざる程度に接續村落を集め、其れを大體に於て被選舉代表を以て組織するパンチャイエトの下に置き、其行政單位内に於ける道路、給水、學校、病院、其他地方の利益に直接關係ある事項を掌理せしむるに在る。パンチャイエトは又、郡長の指揮を受けて村落警察を監督する。些細なる民事上の事件を即決する村落裁判所の制度も多くの州の村落自治法中に包含せらるゝことになつてゐる。而して、地方自治は、今回の改正統治法に依れば移讓事項の一であるから、地方自治は今や州政府の移讓部長官の特別の監督の下に在る譯である。

以上述べたる三つの要素(他の要素は暫く措き)——即ち、地方自治の復活、産業の發達、教育の普及——の上に、新統治法に依て改正された州政府の長官位に州立法議會は、民主政治と是れを實現す

るに適當なる市民とを作り上げべき充分の機會を持てゐる譯である。而して、彼等が若し如上の努力に成功するならば、『ホーム・ルール』を何時擴張されても差支へないことが證明せられ、印度の自治は更に二段の光明を見ることになる。

## 第六章 新統治法の運用

新統治法が實施せられてから、今日（一九二二年三月）まで十五箇月を経過する。其處で、此處に新統治法が如何に運用されたか、最初に現はれた結果はどんなものであつたかを見ることは興味あり又必要なことである。

吾人は、本章に於て新憲法に依て出來た議會に於て如何なる問題が如何に取扱はれたか、換言すれば、新議會に於ける議事の模様就て委しく述ぶる考であるが、其れを爲すに先ち、一九二〇年の十一月と十二月とに於て行はれた總選舉の模様、並びに其結果如何なる議會が中央と地方とに於て出來上つたかに就て述ぶる積りである。

第七章革命運動を述ぶる時、更に述べられてゐる所であるが、一九二〇年末最初の總選舉が行はれた際、國家主義派(Nationalists)の面々が爲した重要な畫策の一は、選舉を妨害し、是れを不可能ならしむることであつた。極端なる國粹黨の此畫策は、印度の市部に於ては尠からず成切した。殊にユナイテッド・プロビンス州、孟買州、パンヂャブ州の都市に於て左様であつた。此等の場合では、國粹黨の勸告と威嚇との爲め、可成り多數の候補者と選舉人などが選舉場裡に出ることを躊躇した。併し、占めらるべき議席の總數七七四の中、脅迫の結果、一人の候補をも見なかつたといふ議席は、只五、

六あつたのみで、而も此等は、其後の補缺選挙に依て補充されたのである。總ての州を通じて候補者不足難に陥つたのは回教徒選挙團であつて、孟買州パンヂャブ州に於ては殊に其れが甚だしかつた。最も甚だしい候補者難に陥つたのは此等諸州の都會であつた。即ち、此等の地方に於ける回教徒は、非協同派(極端なる國家主義者)の組織した選挙ボイコットに參加し、選挙を不能ならしめんとした。而して、其れは主として土耳其が大戦の結果、屈辱的な條約を結ばしめられたことに原因する(see in showing the results of Elections)中の序論を見よ)。斯くて、候補者が現はれなかつたこと、非協同派の運動の結果、各選挙團に屬する選挙人が投票することを肯じなかつたため、新選挙の結果出來た議會の顔觸れは、此等の妨害がなく順調に事が進行せる場合に吾人の想像し得る顔觸れの如く香ばしくなかつた。處に依ては、非協同派は、故意に變態候補者(Mad Candidates)なるものを押立て、無理に此等を當選せしめ、新議會をして嘲笑の目的物たらしめんと計畫した。

七七四の議席中、選挙の目的物となつたものは五三五席(他は官選)で、一選挙議席に對し平均三名の候補者が出現した。印度全體に於ける選挙團體を通じていふと、選挙人として登録されてゐる者の中、三二「バセント」が州立法會議議員の選挙に、二五「バセント」が中央立法議會議議員の選挙に、五五「バセント」が國務會議議員の選挙に投票した。例の非協同派が選挙を妨害しなかつたならば、實際投票の割合は、右の「バセント」より遙かに多かつたに相違ない。都市の選挙人團中に於て、投票の

數の最も多かつたのはマドヤラス州であつて、該州に於ける市部非回教徒選挙團の投票數は、選挙人數の五〇「バセント」であつた。マドヤラス州の市部非回教徒選挙團中には七〇「バセント」といふ高率を示したものが二つあつた位である。郡部に於ける投票數の割合は都市部よりは遙かに良好で、比較的文化的度に於て遅れてゐるビハール、オリッサ州の如きに於ては、或選挙人團は、夫々五八、六九、七一、七五「バセント」といふ投票成績を示してゐるのである。又非協同派の最も活躍したユナイテッド・プロビンセスの或選挙人團では、六六「バセント」の選挙人が投票し、該州の十一選挙團體は五〇「バセント」以上の投票成績を示してゐる。アッサム州、セントラル・プロビンセス州の如く、尙ほ未開の州が印度の各方面に在ること、非協同派の運動が可成り猛烈であつたこと、選挙人の中或物理的の理由に依り投票場裡に出張し得なかつたのが多數にあつたこと、選挙法が新に布かれ、一般に勝手が分らなかつたこと等、色々選挙の障害となつたものあることを考ふるに、以上述べた(此五字は譯者に於て挿入)州立法會議議員の選挙成績は、決して悪いとは思はれないと思ふ。併し、印度立法議會に對する選挙に就ては、決して好成绩といふことが言はれない。印度立法議會に對する選挙人團が州立法會議の選挙人團よりも広い範圍に亘つてゐることは事實である。併し、印度立法議會に對する選挙民は、州立法會議に對する選挙民よりは一層眞面目に選挙に従事したるべき筈である。然るに事實はどうであるか。一〇四名の被選挙員を有する立法議會議員最初の選挙に於て、

全印度に於て、僅かに二十萬人(全選舉民の二五「パーセント」)が投票を行へるに過ぎなかつたといふことは、彼等選舉民の冷淡なることを證明するものたると共に、議會の代表的性質は、是れに依て大に薄らぐことになる。第一國務會議は、立法議會と違ひ、大に代表的性質を發揮してゐる。即ち、國務會議選舉民團の中堅たる素封家大地主は、能く今回の會議に代表されてゐる。

右に述べたやうに、第一議會は、中央に於けるものも地方に於けるものも、非協同運動其他事情の爲め、充分に代議的性質を持つこと出来ぬ行掛りになつた。其れは其れとして、吾人は、此等議會に如何なる種類の人物が這入つたかを見たい。今度の議會は、何れも可成り多數の辯護士を持つてゐる。其れから多くの議會は、能く地方地主の利益を代表してゐる。一體、此等地方の地主なるものは、餘り能く連絡を取てゐる部類の人間ではない。それで、彼等は選舉の結果、果して彼等の利益が能く代表さるゝか否かに就て疑懼の念を持つてゐる。殊にベンガル、ビハール、オリッサ、ユナイテッド・プロビンセス州に於けるものに於てさうである。然るに選舉の結果を見ると、地主の利益は何れの議會に於ても割合に能く代表されてゐる。今度の議員中の多くは、殊に法律事務に従事して渡世する議員の多くは、俗に「旅政治屋(Carpenter-baggers)」といふ類の政治家と何等擇ぶ所ないものである。實際、今日の印度の如く、適當なる候補者に乏しきに拘はらず、選舉民團(選舉區)が大きく選舉人が散在してゐる處では、選舉民と被選舉民との間に連絡が取り悪い。従て、彼の利益とする所と吾の利益とする所と一致するかどうかを見るのが困難である。公事に満腹の興味を持つてゐる議員が割合に少ないこと、今回選出された議員中に職業を持つてゐる人の數が可成り多數なること、此等職業を持つてゐる議員が時間を割いて議事に參加することを躊躇すること等は、印度中央議會(下院)或州の立法會議に於ける出席者の少ないことを説明する、ベンガルに於ける最近の立法會議に於ては、日程中に十八の法律案が見えてゐるに拘はらず、決議案の提出者が缺席してゐたため、其中十種は討議すること出来なかつた。ビハール・オリッサ州立法會議では、議員總數の半分たる五十人に出席數が達したと稀なりと言はれてゐる位である。最近中央議會(下院)で行はれた重要討議の際、一一八名あるべき非官吏議員の中、僅かに六七名(全數の六〇「パーセント」)のみ出席してゐたことがあつた。選舉民の方に於て政治的良心と政治的理解とを有することは勿論必要であるが、印度に於ける議會をして有終の美を濟さしむる爲めには、議員の方に於ても、今少し公共的精神を以て議會に臨む覺悟がなければならぬ。不幸にして、選舉民被選舉民の右の如き美點は一朝一夕には養はれない。

主義綱領を掲げ、院内指揮者を有する政黨が、或議會には既に出来てゐる。例へば、ベンガル州立法會議には獨立自由黨(Independent Liberal Party)といふものがある。五十名の非官吏議員を其中に網羅し、政府反對黨を形作つてゐる。ユナイテッド・プロビンセス州では、自由黨(U.P.)と進歩黨(P.P.)とが聯合して進歩黨なるものを作り、現在に於ては二十五票内外を左右してゐる。中央議會の下



院には、二つの黨派がある。民主黨(Democratic or Radical P.)は、二一八名の非官吏議員中五〇名を身方に引入れてゐる。其主義綱領とする所は、(一)經費節減、(二)速に自治制を布くことにある。他の黨派を國民黨(National or Centre P.)といふ。此黨派は、議員の頭數に於て前者に劣つてゐるが、議政壇場の掛引に於ては遙かに前者を凌駕してゐる。其一般的特色とする所は、政府と政府反對黨との間に在りて兩者の衝突を緩和し、權衡を保たしむるにある。主義綱領中重要なものとして、文官任用、印度陸軍の「印度化」を掲げてゐる。

マドゥラス州の立法會議は、政治上の意見に依てよりは、軍方社會生活の様式に依て分れてゐる。第四章第四節(第一六〇頁)に於て既に述べたやうに、マドゥラス州に於ては、特に非婆羅門候補者を保護する爲め、法令が設けられてゐる位であるから、世間は今回の選挙に於ても、彼等に對して特に大なる望みを繋いでゐなかつた。然るに、非婆羅門の徒は、只單に自らの位置を保つたのみならず、一般世人の豫想を裏切り議場に於て多數を制するに至つた。即ち、彼等は、立法會議中に七四の被選議席ある中、五四を占領するに至つた。尤も此中には、彼等の候補者の爲め、特に保留してある二八の議席をも含んでゐる。上記の如くであるから、マドゥラス州知事は、内閣を組織し、移讓部の事務を見るに當つて、三名の部長官(移讓部には三名以上の部長官なし)をば、悉く此等非婆羅門者より採用した。移讓部の長官は共に立法會議に對して責任を有するのみならず、行政府に於ては互に歩調

を合せて行動せねばならぬから、知事が非婆羅門議員をのみ部長官に採用したのは、全く立憲的の行動であると言はねばならぬ。如是、責任政府としては、立法會議に於て多數を制する黨派より閣員を選任する必要もあるのである。然るにも拘はらず、知事の處置に對して實に猛烈な非難が起つた。何となれば、從來英國皇帝の名に依て爲された任命は、此の如き場合には一名の婆羅門者、一名の非婆羅門者、一名の回教徒に對してなされたからである。併し、知事は、此の如き從來の任命法は、新憲法の精神に合致せるものと考へた。其代りに、知事行政會議に於ては、一名の婆羅門者と一名の回教徒を會議員として採用してゐる。

他の州に於ける部長官は、大部分温和黨(Moderates)と稱するもの、中より採用されてゐる。温和黨なるものは新憲法の主旨を實行することを以て主義としてゐる。印度中央政府に於て省長官の位置に居るもの、州政府の保留部に於て其長官たるものも多く其方面から物色されてゐる。所謂温和黨の中には、強硬なる國粹保存主義者もある。併し、彼等は秩序ある立憲的進歩を以て印度人の幸福を増進する所以であると信せる者である。彼等は、自らの主張を抛つて入閣したものではない。彼等の多くは、久しき以前より印度の政界に於て相當の位置を占めてゐたものである。パンチャブ州政府に於て、部長官として任命されたハルキヤン・ラル(Harkishan Lal)なる人は、極端なる左黨であつて、一九一九年パンチャブ州に於て起つた暴動に關係したといふ廉を以て投獄され、其年の末に新印

度統治法が制定さるゝと同時に、行はれた政治犯人特赦の結果漸くにして解放せられたものである。ラル氏の任命は、男性的政治の好標本として印度土人間に非常なる喝采を博した。因に、氏は、パンチャブの産業團體から立法會議の議員として選出せられたものである。

吾人は今から新議會に如何なる問題が提起され、其問題が如何に取扱はれたるか、換言すれば新議會に於ける議事の模様就て一言を費したいと思ふ。先づ一九二一年二月から三月に亘つて行はれた第一議會に就て一瞥する。第一議會の特色は、其れが新憲法に依て與へられた権能を充分に主張擁護せんとしたこと、政府を窘めた財政上の問題を適當に處理し、誠意を以て政府を助けんとしたことにあると言へる。

立法議會(下院)で最初に討議された問題は、一九一九年パンチャブに戒嚴令を布いたことに伴つて起つた殺傷事件に就て政府の責任を問ふ決議案であつた。該決議案は、印度總督(行政會議を伴へる)に對して、(一)印度人の生命と名譽は、英人の其れと同じく神聖なるが故に、英人と印度人との間に何等人種上の差別を設けざるべきことを宣言すること、(二)パンチャブに於ける戒嚴令は、右の原則を蹂躪し印度人の自尊心を傷めること大なるを以て、總督は是れに對して遺憾の意を表明すること、(三)權力を亂用せる英人將校に對し適當の刑罰を加ふることを、(四)暴動の際殺傷せられたる歐洲人

に對し損害を賠償すると全く同一の程度にてチャリアンツラ・バグ(Jallianwala Bagh)其他に於て殺傷されたる印人の家族に對し賠償を爲すことを要求してゐる。該案提出者は、右に擧げた第三の要求を撤回した。其れは、當局者が印度政府の爲めに、權力を妄用せる英人將校に對し既に相當の罰を加へたることを發表したからである。第三點を撤回せる決議案は、總括的に政府の承認する所となり、案は満場一致を以て議會を通過した。該案に關する討論の際、特に吾人の注意したる所は、歐羅巴人議員(官吏議員非官吏議員共)が、擧げて印度人議員の主張の要點を認めたること、印度人議員が個人的怨恨を交へ、歐羅巴人の横暴を責むるが如き態度に出でざりしことである。其れが爲め決議案は割合に無事に議會を通過したのである(註一)。

註一。新立法議會開院の際、開院式に臨んだコンノート殿下は、記號すべき語を用ひてパンチャブ事件に就て感想を述べてゐる。其れが、該問題に對する印度人の態度を緩和した。殿下は、パンチャブ事件に言及し「アマリツァー」(Amritsar)の部にあつた事件の黒い影が印度の明るい顔を覆ふた」と述べ、更に語を轉じて「余は簡單ながら、余の衷心より出る言葉を以て諸君に訴へたい、而して余の言葉は、冷淡に且つ批評的に解釋して貰ひたくない。余の経験する所に依れば、誤解は失態を齎さずしては止まぬものである。余は印度の古き友人として、此處に在住する印度人英人の總てに訴へたい、彼等が過去の誤解失態を死せる過去と共に擯り去ることを、罪を許すべきことには相互の罪を許すべきことを、而して、相提携して今日の盛典と共に發生した大なる希望を實現するが爲めに互ひに努力せんことを云々と言つた。

第三章第六節(第二一〇頁以下)に述べたるが如く、印度の法典中には印度人の所謂「人權蹂躪の法」第六條 新統治法の運用

律 Repressive Legislation』がある。此「人権蹂躪の法律」に對しては印度人識者中非なる反感あり、從て第一議會の問題とせられた。即ち、スリニバサ・サストリ氏は、第一回の國務會議に於て、人権保護に關係ある一切の問題を攻究する委員會を設置する建議案を會議に提出した。而してこの建議案は政府の採擇する所となり、政府は一週間の後、新聞紙法を攻究する委員會を設立するの建議案を政府自ら立法議會に提出した。此の如き経緯を経て設けられた委員會は、その後久しからずして意見書を提出し、問題となる法令の全部(二つの法令は例外)を法典より除去することを建議した。例外とせる二つの法令は、兩委員會の合同決議に依り、印度の政情が今少しく安定するまで保存せらるゝことゝなつた。斯くて、印度に於ける憲政上の實驗を成功せしむる上に最も必要な政府との了解に一大障礙となつてゐたものが取除かれた。

新議會は、第一議會開會の當時に於て、印度の名譽に關係し、且つ印度に多大の利害關係を有する問題に就き、意見を述ぶる機會を持た。其れは、エッシュャー委員の報告中に在る印度に於て必要とせらるゝ軍備の問題である。エッシュャー委員の陸軍に關する意見書は一九二〇年の秋既に提出済みとなつてゐた。併し、政府は新議會も間もなく開會せらるゝことであるから、議會の議に附し、然る後採擇を決する覺悟で、議會の開會を待てゐた次第である。一體、此エッシュャー委員の報告中には頗る異しむべき點があつて、其れが發表以來頗る物議を醸したのであつた。殊に、該委員が印度の司令長官は

英國陸軍省の指揮の下に立つものとなせる點、印度に於ける軍隊の編成、及び維持の費用は、印度自體の必要を標準としてなく、英帝國の國防といふ見地より割出されねばならぬとせる點等に對しては甚だしい非難があつたのである。

エッシュャー委員の意見書中にある此等の點は、印度立法議會の第二回の會合に於て問題となり、一決議が提出され、其れが次の如くに修正されて政府の賛成する所となり滿場一致を以て可決せられた。曰く「エッシュャー委員の報告中に如何なる提案が包含せらるゝにせよ、印度の陸軍は印度の指揮の下に立ち、英國陸軍省の司配干渉の外に立たねばならぬ。英帝國の諸部分間に於て協同動作を爲すを必要とする場合には、此の如き協同動作は、適當に印度を代表せる會合に於て協議討論に依て決せられねばならぬ」云々。次に立法議會は、政府の同意を得、エッシュャー委員の報告を總括的に攻究し、其れに對して意見を述べることを職掌とする委員を設置することになつた。該委員は、意見を纏め、決議案の形式を以て是れを議會に報告した。エッシュャー報告は、第一部パラグラフ第七に於て「英帝國の必要に適應するやう印度の兵力を開發する」なる語を用ひてゐる。政府の解釋する所に依ると、エッシュャー委員は「英帝國の他の軍隊に依て時々採用せらるゝ方法に依り印度の陸軍を組織し、武装し、訓練する」といふ意味で上の辭句を用ひたものであるといふ。立法議會は、斯の如き詭辯的説明を一蹴し、右の辭句が原型の儘保存せらるゝことを拒否した。前記委員會の決議案中には、英帝國の

國防計畫に就て、「英帝國の國防に就て印度の負ふ義務は、自治領の負擔する所より重くなく、印度が義務を遂行する場合に於て守る條件は、自治領が守るものと同一でなければならぬ」と述べてある。委員會案中の多くの決議は、或物は修正を加へられ或物は修正を加へられずして立法議會を通過し、或決議案は既に政府の承認を得た。印度陸軍將校數の二割五分まで印度人將校の數を増加し得るといふ決議案に對し、政府は反對はしないが、實施さるゝの遲に至らないことは前章(第九二頁)に於て述べた通りである。

第一議會(主として下院に就ていふ)の第二の特色は、其れが印度の財政に關して與へられたる權能をば、上下相呼應するといふが如き態度で行使し、面倒なる政府の財政案に親切なる援助を與へたことである。

中央政府の財務省長官は、一九二二—二三年度の始めに於て、一九二〇—二一年度に二一、七五〇、〇〇〇磅の不足あることを發見した。此處には磅で數字を擧げてゐるが、實際は勿論留比で示されてゐるものである。右不足額を計算するに當り、著者は法定比價率「ポンド」を以てした。現在(一九二二年三月)の爲替相場を標準として計算すれば、右の不足額は其の三分の二になる。扱て又一九二一年の當時行はれた課税の標準を用ひて計算すると、一九二二—二三年度の不足額は二八、五〇〇、〇〇〇磅に達することとなる。何故一九二〇—二一年度の決算が此の如き結果に終つたかとい

ふと、其れは(一)爲替が下落したこと(二)國有鐵道の運轉經費が増加したため其の收入が減少したこと(三)印度の西北境に種々軍事行動を取れる爲め、不時の支出を餘儀なくされたこと(四)新しい國境政策を採用し、其の結果セントラル・ワヂリスタン(Central Waziristan)を占領し、爲めに經費を増加せること等に依るものである。此の如き原因に依て生じた、一一、七五〇、〇〇〇磅といふ前述の不足金額は、紙幣の超過發行を増加せること、借款を起すこと、に依て辛ふじて補填することを得た。一九二二—二三年度に於ける見積不足額一八、五〇〇、〇〇〇磅をば、同様の方法にて始末付けるといふことは、健全なる財政上の原則を無視せずしては到底行ひ得ざる所である。茲に於て乎、財務省長官は漸税を賦課して約一九、〇〇〇、〇〇〇磅の收入を得るの計畫を建てた。一九、〇〇〇、〇〇〇磅の二分の一弱は關税の税率に辛難な變更を加ふることによつて、其餘は鐵道貨物運賃の値上、所得税附加税の増加、郵便印紙代の増額に依て補填するといふ計畫である。此の如き財政計畫を以て、初めての議會に臨むといふことは頗る大膽であると言はねばならぬ。然るに、案外にも、印度議會上下兩院は前記の如き大膽なる計畫を含める財政案に、只僅少の修正を加へて通過せしめた。最も大なる修正は、新税の中に於て最も不評判なる郵便印紙の値上に對して加へられた。以上は所謂金錢要求案(第四章第五節第二七二頁參照)に就て言へるものであるが、立法議會は、該議會の承認を得ねばならぬ支用金(軍事費の如く議會の承認を要せざる支用金あり)に就ても、此處彼處に於て

政府の申出を半ば打切り、或は全然削除したるに止まり、項目全般に亘つていふと、大體に於て認容した形になつてゐるのである。輕微なる支用金削減の例として一米人講師に關する事實を擧ぐるこゝが出来た。該米人が印度に來るといふので、政府は二、五〇〇磅を支出することを其「支給金要求書 Demands for Grants 第一七二頁参照」に於て要求した。然るに、下院は該講演者を招聘することに依り、何等實益を得ないといふ理由の下に右金額を支出することを拒否した。

金銭要求案たる財政案の討議に就ては、憲法上興味ある問題を惹起した。支用金の支出に就ては、下院のみ討議し得ること、新統治法の明文に記載せるを以て、上院に於て奈何ともすること出来ないが、上院は、財政案は假令下院に於て先議せらるゝにせよ、他の法案と全く同一性質のものであるから、上院に於ても是れを修正する権利あるものと考へた。是れが憲法上面白いと思はるゝ問題の二である。此見地から、第一議會に於ける前記の財政案に在る二條項を改正し、以て権利の確證を求めんとした。此場合に於て、下院は上院の修正を承認し、上院の財政案討議権を認め、漸くにして事なきを得た。序でに言て置くが、かゝる場合に若し上院の修正を下院が承認せぬことになれば頗る面倒なる事態を醸生することになる。何となれば此の如き事項が兩院協議會に掛けらるゝまでには六箇月を経過せねばならぬからである。現在の制度に於ては、下院が容易に採擇すること出来ない修正を上院に於て加ふることになれば、面倒なる事態が必然に到來する。後述する所に依て明かなる通り、

一九二二年度財政案の討議の際には、右の如き事態を惹起しやうとしたが、行政會議員等一齊に出揃ひ、極力下院案を通過せしめやうと努力した結果幸ふじて事なきを得た。次は豫算表部分的審議の問題である。國務會議は、國務會議自らの議事規則に依て、全體として討議することを禁じてゐる豫算表を、全體に亘つて審議したき希望を第一議會に於て洩した。依て、其翌年規則を改正し、國務會議も豫算表を全體として討議し得ることとした。第一議會の様子に依て見ると、立法議會の側に於て、總ての問題に就て嫉妬心が上院に對して示されてゐるやうである。國務會議が立法議會案を修正し、或は或法案が兩院協議會の議に附せらるゝことになると、其處に必ず面白くない氣分が漂つた。立法議會の體面上あらずもがなと思はるゝ野卑な議論が行はれ、其結果「手當、尊稱の點に於て兩院議員を同一待遇にすることゝすべし」といふ決議案が該議會を通過したことがある。蓋し、國務會議の議員は Honorableなる尊稱を其姓名の前に附加するを得るに反し、立法會議議員は、只 M. L. A. (Member of Legislative Assembly) といふ肩書を姓名の後に附加し得るに過ぎないから、此の如き議論を惹起したものであらう。

上院の財政案豫算案に對する討議権が認められたると同じく、今一つ重要な憲法上の慣例が、第一議會に於て議會に對して示さるゝことになつた。即ち、關稅率は時々變更さるゝときは、商工業者に對して不安の念を與ふるから別扱ひであるが、財政案中に含まるゝ新稅賦課の規定は向ふ十二箇

月のみ有効であることが該案中に記載されてゐることである。是れが爲め、議會は、所謂金銭要求案をば年々議定せねばならぬことゝなつたのである。

政府の設けんとする支出科目に對し良好なる了解を持ち、財政案を理會することを得しめんため、政府は下院をして常設財政委員(Finance Committee)を設けしむることゝした。委員長は財務省長官是れを兼ね、委員は比例代表の原則に依り下院各派から選出さるゝことになつてゐる。委員の會合は、二三箇月に一回、數日に亘つて行はるゝ。委員の會合に於て、財務省長官は、政府が將來爲さんとする支出の各科目(陸軍に關する經費、其他議會の決議に依らざる科目)に就て、閣議に提出されざる以前、豫算案として編成されざる以前に於て委しき説明をなし了解を求むる。財務省長官は又、追加豫算要求に就ても詳細なる説明を試みる。法律上の見地からいふと、委員は只諮問に答ふるに過ぎないけれども、實際に於ては、財務省長官は、事情の許す限り財務委員の意見を採用する。要是、今日財務委員が重大視せらるゝ理由は、右に述べたやうに、下院各派が彼等を通じて、政府の財政計畫が尙ほ未だ固定せざるに先立ちて其相談に與り、或程度まで是れをコントロールし得る點に存するのである。此等の點を見ても、常設委員會が、今日法律を以て、中央地方に設けられてゐる會計委員會とは全く其機能を異にすることが分る。會計委員會は、支出が行はれて後、其各項目に就て其れが議會に於て決議した目的に一致するやう使用されたか否かを精細に検査するにある(第四章第五節

### 第二七二頁参照。

第一議會開會中、上下兩院は、憲法上保障されたる權利は何處までも主張するが、同時に政府の立場をも顧慮するといふ態度であつた。然るに其年(一九二二年)の九月開會された第二議會は、第一議會の成績を見て喜んでゐた者の希望を全然裏切つた。兩院、特に下院は、當時印度に澎湃たりし政治的不満に襲はれてゐた。吾人が第七章に論せんとする革命思想が次第に勢力を得るに連れ、下院議員の中には、第一議會に於て示した立憲的態度を抛ち、危険思想の渦中に自ら進んで身を投ずるものを生じた。此等の議員は、印度をば革命の危険より免れしむるものは、新印度統治法の終極の目的とする所のものを、即坐に實現するの外はないと考へた。選舉民代議士に政治的訓練を授くるなどは、昔必要であつて現在には要なきものと考へた。新憲法に規定せられてゐる範圍の改革は、過去數箇月の間に於て既に完全に成就してゐると考へた。彼等は今や新憲法が終極の目的とするものに猶突する外はないと考へた。此等の見解を代表せる下院議員の一人は曰く「印度は今や革命の淵に沈まんとしてゐる。今斷然何事をかなさなければ、國民黨は平和的不服従の決議を敢てし、印度を擧げて無政府の状態に陥らしむるであらう」と。此の如くであつたから、短い第二議會は、會期の大部分を無用の議論に費し、只喧々囂々たる有様であつた。

第二議會の氣分を代表すと思はる、決議案は左の通りで、同議會は、此等と大同小異の決議案に就て討論するために會期の大部分を費したのである。

(一) 一九二四年の始めに總ての州に於て完全なる責任政治を布くこと。同一時期に陸軍、外務、政治事務省以外の印度政府の部分に於て完全なる責任政治を布くこと。一九二九年の始めに英帝國領土の一部分としての自治を行ふこと(因に一九二九年は、自治の範圍を擴張するか否かに就て英國議會が委員を設置することを統治法に規定せる年である)。

(二) 印度人を印度政府の陸軍、海軍、文部、外務、政治事務、土木省に於ける長官、聯合省長官、次官に採用するの制を開始すること(是れは上院に提出された決議案である)。

(三) 陸軍、外務、政治事務省以外の印度政府の省に、立法議會の選舉せる常設委員を附設すること(是れは、九月の第二議會に提出されたが、是れに關する討論は次の機會に延期された)。

(四) 知事高等法院長其他高官の位置の半數を印度人に割與するの政策を開始すること。

(五) 専門的性質を有する官公職以外の官公職は、印度に於てのみ其の就任者を物色するの制を布くこと。

右に挙げた第一の決議案は、二日間(一九二二年九月二十三日、同二十九日)に、亘つて討論せられた。而して其れが修正の一方法として、新に設けらるべき委員に是れを附託するといふ案も提出さ

れた。併し、結局内務省長官の勸議に依り、次の如き妥協案が提出され、議院に採擇さるゝことゝなつた。妥協案に曰く「印度の責任政治に現はれたる進歩は、一九二九年以前に現行憲法を再審し改正することを可ならしむ」云々。内務省長官は、果して如何なることを想像して此の如き修正案を提出せるか不明なるも、彼が此の如き修正案を出すことに依りて、政府が自治決議と言はれたる前記第一項の決議に賛意を表明したるが如き印象を議院に與へたのは、甚だ惜むべきことゝ言はねばならぬ。政府がさる印象を與へたといふことは、決議案の提出者が、内務省長官の修正案の提出されたるを見て、討論の際政府が「英國議會に向て憲法改正委員を最近に派遣することを要請する」を以て適當なりと信するに至れるを欣ぶと言ふことに依て見るも明かである。

第一の決議案に亞で重要な前記第五の決議案は、第二議會の終末に際して討論に附せられたりしも遂に決定を見ず、第三議會にまで延期せられ、一九二二年二月十一日の議會に於て是れに關する滿腔飾の討論を見た。提出者は、決議案提出の理由に就て説明し、彼が印度に於ける官公職を印度化せんとするのは、國家主義的要求の外、經濟上の見地より是を爲すのであると頗る穩和なる言語を用ひて言た。第五の決議案に關する討論の際、内務省長官は、第一の決議案に關する討論の際に於けると同じく横槍を入れ、次の如き修正案を提出した。曰く「全印度に亘る事務に携はる官に印度人を漸増的に採用することを目的としてなされたる一九一七年八月の決議案「モンタギュー案(註一)」

を一層有効に實行する方法を攻究する爲めに直ちに調査を開始すること。印度人をして今日よりは、より多く専門的技術的位置に就くことを得しむる爲めに、印度に於て適當なる教育機關を設置することに就き直ちに調査を開始すること。』

註一。一九一七年の決議案の主旨が其後行はれて、各種の官吏に印度人が採用さるゝやうになつたことは、第五章印度文官の項に於て既に述べた所である。

右に挙げた二、三、四の決議案は、餘り重要なものではない。併し、新憲法の主旨を一氣呵成に實行しやうといふ點に於ては、第一第五の決議案と何等擇ぶ所がない。即ち、今日は、樞要なる位置には英人が多いのであるが、二、三、四の決議案は其れを轉倒して印度人を多からしめんとするのである。第三の決議案に就ては、一九二二年一月始め方の立法議會に於て議論されたが、政府は、該決議案にあるが如き委員を設くるに就て、假りに委員として選ばれたる者の時間上の損失は措て問はずとするも、此の如きものを設くることは、さなきだに繁多なる各省の事務を更に繁多にするの懼れがあるといふ理由の下に強硬に反對した。政府は其際米國聯邦議會に於ける委員制度にも論及した。併し、内務省長官は、政府各省の法案を總括的に調査する爲めに常設委員を設くることには賛成であると言て對案として是れを提議した。内務省長官の案は三十對四十で下院を通過した。國務會議に提出された第二の決議案は、政府の訂正する所となり、如何様にも解釋出來る意味不明のものとなり國務會議を通過した。第四の決議案は、相當の多數を以て否決せられた。立法會議の終末期に臨ん

で、政府の各省長官を補助する爲めに政務次官を任命すべしとの動議が提出されたが遂に否決された。其理由とする所は、議員が政務次官として政府に入ると、遂には「政府の人」となつて最初の主張獨立の精神を失ふに至る懼れありといふにあつたらしい。

第二議會に於て、下院が議院らしき態度を示したのは政府の追加豫算要求に就てである。該要求に對し、立法議會は周密にして責任ある詮議を與へた。追加豫算要求書を立法議會に提出するに當り、財務省長官は、該要求書の各項目は常設財政委員會の承認する所となつたと述べた。然るに、議院は、英國に留學せる印度人學生の現狀に就て調査を進むる爲め任命されたリットン委員が、印度に於ても調査を進めたいからと言て要求して來た二〇、〇〇〇磅の豫算をば、三十七對四十六の多數を以て否決した。併し、議院は此注意すべき例外を除き、他は全額に對して承認を與へた。

吾人は、つい最近終りを告げた第三議會（一九二二年一月—三月）の景況に就て一瞥を加へたい。

此第三議會は、事件の多い、而して又難儀な議會であつた。併し、第二議會と異なり甚だ價値ある多數の法律が該議會に於て制定された。印度の参加せる國際的協商に基き、婦女小兒買禁止法案が議會を通過した。次に兼て苛酷なりとの評あつた印度工場法が著しく改正された。此外本議會を通過し法典に收録されたものに移民法、所得稅附加稅改正法、デリー大學設立法等がある。氣の毒な結



果に終つたのは、一の私法案である。該法案は現行結婚法(Civil Marriage)に依らず、普通民法の規定に依て行ふ結婚をいふの改正を目標とするもので、ドクトル・ガウアー(Dr. Gowri)の提出せるものである。ドクトル・ガウアーの法は、異姓間者異宗教信者間に於ける結婚を可能ならしむることを目的とせるものであつたが、舊思想議員の猛烈なる反撃に遇ひ遂に否決された。該論争の際、政府は厳正中立の態度を取つた。

第三議會に於て、印度上下兩院の示せる他の頼もしい特徴は、政府が革命運動を抑壓する爲めに取つた手段に對し、議會が少からざる援助を提供したことである。併し、政府は該運動に對し、出來得る限り寛大なる精神を以て向つた過去の事歴に鑒み、其事實を認めて呉れたるべき筈の非官吏議員が、政府の抑壓政策が議會の問題となつた際、もつと熱心に援助して呉れても善かつたらうと思つたのである。國務會議には、非協同派と妥協することを目的とする兩院聯合會の開催を主張したものがあつたが二十二票對十票の少数で破れた。同様の目的で、所謂圓卓會議(Round table Conference)を開くことを規定せる修正案が提出されたが、是れも亦否決されてしまつた。該修正案が否決された日(一九二二年一月十八日)に、別に「壓制政策を直に排除する」法律を制定することを動議せるものがあり、下院に於て討議せられた。此日には、右の動議に反對する、俗衆に媚びない頗る元氣な演説が議場を賑はした。此等の演説は、共に一九二二年に於て起つた内政上の問題に就て内務省長官が議

會に於て爲した注意すべき演説の精神を裏書保障するものである。同長官は曰く、下院に於ける穩和派の議員を打て一黨派となし、印度の爲めに善果を齎す大勢力となすことに就て、吾等が穩和派議員の要求を達成することに力を惜んだ問題は一もなかつた云々。斯くて壓抑政策を排除することを目的とする法案は五十三對三十三票を以て破れた。併し此處に注意すべきは、少數で破れた所謂政府の壓抑を叩つ政府反對の票數である。五十三に對する三十三は決して少なくはない。果然、ビハール・オリッサ州及びベンガル州に於ては、政府の不信任に關する案は、壓倒的の多數を以て州議會を通過した。再び中央議會に返つていふと、立法議會は、第三議會中、政府が秩序と法律とを維持するために前年中取つた各種の手段を數回に亘り是認擁護した。但し、英國警察法に型取り、警察官を煽動して不穩の舉に出でしむる者を所罰せんが爲めに設けられたる緊急法律案は、該案を審議せる特別委員會内に意見の一致を見ざりし爲め、政府は遂に該案より手を引くの止むなきに至つた。

第三議會に於て、議員を興奮せしめた劇的大問題は豫算の問題である。吾人が第三議會が難儀な議會であつたと言つたのは該問題があつたためである。一月議會が開會せらるゝや、中央政府は、前年三月増税を是認して貰つたに拘らず、大なる収入の不足を以て脅かされてゐること、支出の減少に就て見込が立つて居らぬことが明かになつた。又同時に、州政府も一齊に財政難に陥つてゐることが分つた。それが爲め、中央政府の財政問題は一段の難色を加へた譯である。尤も、政府は既に年度内

に於て節約事務官 (Retrenchment Officer) なるものを置き、上下兩院より各一名の非官吏議員を選びて是れに配し、各省の經費に對し天引主義を實行し大に節約を斷行したけれども、右の如き行詰状態を見てゐる議院を満足すること能はず、第三議會中立法議會はゲッデヌ氏が往年揮つたやうな一大斧鉞を揮する一大節約委員會を設置することを提議するに至つた。此提議は、後述する所で明かなる通り、歐洲人を含める非官吏議員全部の賛成で下院を通過するに至つた。立法議會は又、少くとも一九二二—二三年度の陸軍經費豫算は、通常議會に附議されざる他の豫算と共に、議會の議に附せらるゝことを要求し、政府は強硬に是れに反對したけれども、後述する如く、議會は遂に要求を貫徹するに至つた。議會の議に附せられざる支出科目 (Non-votable Heads) を、議事に附することの可否に就て、印度政府は、皇帝法官 (Attorney General, Solicitor-General といふ) の意見を徴したる所、法官等は一九一九年の印度統治法第二五節第三項は、立法議會は總督の希望に依り、Non-votable Heads 雖も討議に附すること出来るが、一方の科にある豫算を他に轉位することは出来ぬ、其權利は獨り英國議會のみ有すと述べたけれども、豫算提出間際になせる斯の如き財務省長官の説明は、立法議會の輿論状態を緩和すること出来なかつた。

財務省長官が、三月一日立法議會に於て説明したる豫算決算の報告は大要左の通りである。一九二二—二三年度に於ける支出超過は一四、〇〇〇、〇〇〇磅といふ巨額に上つた。是れは對外爲替

の變動に依る大なる損害、國有鐵道經營費の増大、國境に於ける軍事的行動等に依て生じたものである。政治的不安に依て其度を強められた貿易の不振は、政府の収入を豫定より約二〇、〇〇〇、〇〇〇磅少なからしめた。此の如くにして生じたる収入の不足合計三四、〇〇〇、〇〇〇磅は紙幣の増發と借款とに依てカバーせられたのであるが、過去四年間に於ける政府収入の不足は實に九〇、〇〇〇、〇〇〇磅に達してゐるのである。一九二二—二三年度に於ける政府の豫算は支出一四二、〇〇〇、〇〇〇磅(一九二二—二三年度の更正豫算一四三、〇〇〇、〇〇〇磅)、軍事費は六二、〇〇〇、〇〇〇(是れは前年度同様)である。右二つの數字を比較する者は、或は軍事費の大なるに喫驚するかも知れないが、其れは中央に於ける支出とのみ比較するからで、地方政府の支出を中央に於けるものに合算し、是れを軍事費に比較すると一は他の三分の一弱に當るのである。一九二二—二三年度の収入は如何。其れは當時の稅率に變更がない場合は、二一〇、〇〇〇、〇〇〇磅(一九二二—二三年度は一一九、五〇〇、〇〇〇磅)となる。此の如くであるから、財務省長官が、其財政演説中に「印度の財政に對する信用は、過去に於ては、外國に於て非常に厚かつた。此信用を維持し、且つ此信用に優るとも劣らざる信用、換言すれば印度の政治に對する外國の信用を維持しやうと思ふならば、時局の必要とする手段——非常手段——を斷然採用せねばならぬ」と言つたのは誠に當を得たものであると言はねばならぬ。

上の如くにして、一九二二年度に生ずる不足額三二、〇〇〇、〇〇〇磅をカバーするため、財務省長官は約二九、〇〇〇、〇〇〇磅を齎す増税計畫を議會に提示した。此増税案に依てカバー出来ない不足額は三、〇〇〇、〇〇〇磅である。財務省の増税計畫中に擧げられたものに、鐵道乗車賃銀二割五分引上(是れに依て生ずる増收六、〇〇〇、〇〇〇磅)、現今一封度に付一ファージングなる鹽税を倍加すること(是れに依る増收五、〇〇〇、〇〇〇磅)、工場製木綿反物消費税從價<sup>3</sup>パーセントなるを<sup>7</sup>に引上ぐること、從價關稅一<sup>1</sup>パーセントを一五<sup>1</sup>パーセントに引上ぐること(砂糖は二五<sup>1</sup>パーセント、費澤品は三〇<sup>1</sup>パーセントとすること)、郵便税の引上、大所得に對する税率の増加等が含まれてゐる。

財務省長官は、右の如く財政の状況を明かにすると同時に、立法議會の希望もあるが、政府は獨立節約委員を設置するの意あることを述べ、後刻更に政府は委員に對し民事費のみならず *Non-Military Expenditure* の一たる軍事費の審議權を與へたき希望あること、政府は印度の西北境に於ける政治上の困難を徹底的に除去する爲め、確乎たる政策を立てんとして考慮中なること、政府は歐洲戦前の兵力を二九、〇〇〇だけ引下げたるが上に、印度の内都拉に國境には政治的不安斷えざるが故に今日以上兵力を減すること能はざること等を陳述した。印度軍司令長官は、當時に於ける陸軍の状況に説き及んで「最新式の兵器を使用することの爲めに、此の如き兵器の低下を漸行されたのであるけれども、其兵器の充實は此處十二箇月を閲せざれば成就することが出来ない」と言てゐる。

併し、財務省長官、並びに陸軍當局の説明は、節約の爲めには何物をも犠牲にするやう覺悟を定めてゐる下院節約派を満足せしむること出来なかつた。彼等節約派は、軍事豫算に對し抗議する一法として民事費目の多數に對し五<sup>1</sup>パーセント天引きを爲す旨主張した。又收入の方に於ては總額一九、〇〇〇、〇〇〇磅の新税は許可したが(増税に依る豫定收入二九、〇〇〇、〇〇〇磅)鹽税の増徴、木綿反物輸入税の増加(貧民を窘むるといふ理由の下に)、木綿反物消費税の増加、機械輸入税の増加(是れは國內の産業を萎靡せしむ)に依る一〇、〇〇〇、〇〇〇磅の増收は許可しなかつた。前述の如く、豫定通り租税の増徴を行つても三、〇〇〇、〇〇〇磅は收入が不足することになるから、右の様に議會が一〇、〇〇〇、〇〇〇磅の増徴を許可せぬことになれば、總計一三、〇〇〇、〇〇〇の不足を生ずることとなる。假りに、前記の五分天引が支出の方に加へらるゝにしても、大藏省長官は一、二、〇〇〇、〇〇〇磅のカバーされない收入の不足を有することになるのである。併し、下院は後に至り三、〇〇〇、〇〇〇磅の捻出方法を案出し(註一)、政府が是れに同意することになつたから翌年度に於ける收入の不足は結局九、〇〇〇、〇〇〇磅となることになつた。其後、國務會議は政府の立場を救ふために、鹽税を倍加する政府案の復活を要求したが、政府は上院の此提議を拒否した。其理由とする所は、金錢要求案(Money Bill)に就て、上院は下院の意志に反するが如き修正を加ふるの權利ないといふにある。

註一。此三、〇〇〇、〇〇〇磅支出に關する案は、木綿反物に對する消費税の増加が否決されたため、其輸入税を増加することに就て提出せられたる案を撤回する案に就ては、頗る際どい投票が行はれた。強硬なる保護論者は、然るに綿製品に對する關稅の引上を主張した。

右の如くにして、一九二二年に於ける収入の不足は結局九、〇〇〇、〇〇〇磅となつたのであるが、妥協（如何なる妥協か内容不明。併し次の文章を見ると政府の方に於て譲歩したことが明瞭である——譯者）成立の結果、總督は辛ふじて新統治法第二十六節に依て與へられたる否認權（議會の處置を否認する權利）の行使を免るゝことが出来た。政府の強硬なる反對があつたにも拘はらず、立法議會が吾意を押し通したことに依て、印度の財政上の信用が如何なる程度まで傷付けられたかは、本年度の財政史のみ能く是れを説明すると思はれる。

第三議會は、其の終了前、アタウナス鐵道調査委員(Acworth Railway Committee)の提案せる印度國有鐵道の復舊を議題とし、一五〇、〇〇〇、〇〇〇磅を借款に依て調達し、復舊工事の爲め、是れを五箇年に割て使用するの案を可決した。

此處に吾人は、印度立法府と其の行政府とが、最近（一九二二年二月と三月）に於て、英國政府に提出せる注意すべき二つの意見書に就て言及するの必要を認むるものである。此等の意見書は、印度人の對外感情及び其利益に重大なる關係を有するのみならず、憲法上に於ける印度人の立場にも影

からざる關係を有てゐる。元來印度の對外的立場は、自家撞著とは言はれないまでも頗る曖昧である。即ち印度は英帝國會議に於ては、自治領と同格の待遇を受けてゐる。然るに、印度の政府は決して獨立的なものでなく、英國外相が嘗て言つた通り、一の「從屬的政府」——英國政府に從屬せるの意——を形作るものたるに過ぎない。假令、對英國政府關係が何であらうと、印度政府は其の各部門に於て印度人の要素を持てゐるのみならず、他の一方に於て或程度迄立法府に立脚してゐる。即ち、以前よりは遙かに多く國民の精神を代表してゐる。従て、印度の對外問題は以前よりは益々複雑になつて來る譯である。

此處に所謂意見書の中、一つは英領東部亞弗利加に於ける印度人の待遇問題に關係を有するものである。即ち、印度立法議會は、印度政府の同意を得て次の如き決議案を通過し印度事務大臣に電報した。曰く「印度總督（行政會議を伴へる）は、英國皇帝陛下の政府に向て、印度人が英國皇帝陛下の亞弗利加に於ける領土に於て、英國皇帝陛下の他の臣民と同等の待遇を受け得るといふ正當の要求を拒否するゝことは、最近即ち一九二一年の英帝國會議に於て承認され肯定されたる彼等の市民權を蹂躪するものである」云々と。元來、英國植民省の直接管下に在る英領土（英領東部亞弗利加を含める）に於て、印度人が民法上經濟上受くる不便利の問題は、自治領（南阿聯邦其の他を含める）に於ける印度人待遇の問題と、憲法上其の性質を異にするものである。それで右の如き意見書が提出せ

られたのである。一九二一年の英帝國會議に於て、自治領諸政府代表者は、將來渡來すべき印度人の入國を制限禁止するは各自治領の勝手とする所であるが、既に適法に自治領に居住する印度人に對しては白人同様に市民権を附與することに一致したのである。但し、南阿聯邦は右の申合せに加はつてゐない。南阿聯邦に於ける市民権の問題に就て、立法議會は昨年九月印度政府の許可を得て「南亞弗利加に於ても印度人に對して同等の待遇が與へらるゝやうの手段を採るやう」云々といふ決議をなした。此決議の結果、印度政府は目下南阿聯邦政府と印度人市民権の問題に就き交渉を進めてゐる。印度政府が英國政府に提出せる他の意見書は、土英條約改訂の際在印回教徒の意見を採用することを英政府に勸告せるものである。該意見書は、印度各州政府（移讓部長官を含める）の同意を得て提出せられた。讀者の記憶するならん如く、該意見書が公表せらるゝと間もなく、印度事務大臣モンタギュー氏は辭職した。其れはモンタギュー氏が内閣の許可を得ずして該文書を世間に公表したからである。

以上の記述に依り、吾人は中央に於ける新統治法運用の實狀を明かにした。以下、地方に於ける該法の運用がどの程度に行はれたかに就て述べて見たいと思ふ。

地方に於ける政治の基礎は兩主制である。地方人は兩主制を如何に活用したか。此問題に就て今

日吾人の安全に語り得る所は、發案者の理想としてゐたやうな兩主制は未だ殆んど印度に活用されてゐないといふことである。兩主制は今日地方政治に於ける極めて漠然たる憲法上の背景をなすに過ぎぬといふことである。

斯く兩主政治が輪廓不明のものになつたに就ては種々の原因がある。例へば、ユナイテッド・プロビデンス州に於て、知事は兩主制の思想を徹底せしむることは彼の好む所でない、彼の好みは統一政府にあることを公然宣明してゐる。即ち彼（Sir Harcourt Butler）は、新立法議會開會の當時、是れに臨んで「余は同僚を選擇し、政府を組織するに當り、何等依怙の沙汰なく、手廻りあり不羈獨立の精神に富める人物をのみ採用した。余の同僚は、余が滿腹の信任を荷へるものである。而して事情の許す限り、余の同僚が『の政府として行動することを余は希望するものである』と述べてゐる。新法施行の年が恰も政治的不安の年であつたといふことも兩主制が影を没するに至つた一の原因である。處に政治的不安がある、秩序法律の維持を以て任とする知事以下の長官が、全州政府一致の行動に出ることを要求し、移讓部長官等の協力を求むるに至つたことは無理もない次第だと言はねばならぬ。斯の如き事情の下に移讓部の長官等は何時とはなしに所謂「政府の人」となりつた。例へば、ユナイテッド・プロビデンス州に於て、二移讓部の長官は、保留部が或農民暴動事件に就て取つた手段に就き、保留部の行動を非難せる動議が立法會議に提出された時に、討論に干渉し動議を撤回させること

に力めた位である。此の如き行動の結果は、必ず二種の不幸なる結果を生ずる。即ち、此の如き行爲は、一方に於て、移讓部の長官に對して、移讓部は彼等自らに委託せられてゐるものであるから、其部は獨立の見解と協同の責任とを以て經營せられ、益々其の意義を發揮せしむるやうに努めねばならぬといふ感念を與へない。其れが不幸なる結果の一。今一つの不幸なる結果は、移讓部と議會とが其れが爲めに縁遠くなり移讓部設置本來の意義が没却せらるゝに至ることである。移讓部長官が政府を代表して議會を非難すれば、彼は「政府の人」となり、責任政府の長官、立法會議の信任せる代表者でなくなる。而して遂には自らと政府を化して民衆攻撃の標的とするに至るものである(註一)。

サー・ヴァレンタイン・チロル(Sir Valentine Chirol)は、其の最近の著新舊印度(India Old and New)第三三八頁中に「印度の州知事等が、政府の兩翼たる保留部と移讓部とは、統治といふ共通の事業を遂行する爲め、全く同様の關係で彼等(知事等)に結付いてゐるものであるとして此等兩部を取扱つた賢明なる政策の結果、移讓保留の兩事項が全然實在性を喪失したとは言はれないが、少くとも兩主制度といふ語に自然的に結付いて來る、思ひべき分け隔ての感念を除き去ることが出來た。一知事は余に言て曰く「吾々は實際兩主制度の時代を跳ね越えてゐるのである」と言てゐるが、余の信する所では、サー・ヴァレンタインの考へは間違ひで、印度の州政治は、片方の翼は責任政治の上に立脚してゐるものであるといふ觀念を持たないから、兩主制度を通り越してゐる所ではない、尙ほ眞實の意味

に於ける兩主政治に到達してゐない。

註一。マドラス州は例外である。此處では非難專門行政部長官と立法會議多數派との間に見解利害の一致あり、移讓部が宛然責任政府の觀を呈し、到底他に見ること出來ない密接なる關係が移讓部と立法會議との間に成立してゐるのである。

普通一般の州議會議員には、州政府の庶民的部分は、官僚的部分とは全く異なる原則の上に立ち其の立法議會に對する關係も全然異なつてゐることを了解することが困難である。其れで、州知事の中には、右の消息に説き及んで議員の注意を喚起したものがあつた。セントラル・プロビンセス州立法會議が開會せられたとき、臨席の知事は「移讓事項の處理に關しては充分の權利が諸君に與へられてゐる。保留事項に就ても、諸君は大なる監督權を持つてゐる。政府は、保留事項をば、出來得る限り立法會議の合理的見解に従て處理して行く考へである」と述べた。ベンガル州知事は、第二議會の終り、立法會議に臨んでなせる條理綿密にして啓蒙的分子に富める演説に於て、聽衆に向て「移讓部長官の州政治に於ける位置と知事行政會議員の其れとの間に於ける根本的相異の點」を説明し、特に其の相異が移讓部の財政と保留部の其れとに如何なる關係を有するかを明かにした。

移讓部長官の業務成績に就ては、彼等が就任の第一年に於ては殆んど何事もなされなかつたと言へやう。否、何事をも出來なかつたのである。假令、彼等が最も良好なる條件下に任に就いてゐたとしても、就任の第一年からして、時好に適するやうな、衆目を移讓部(教育部、衛生部、地方自治部其の

他)に惹くやうな政策を提げて起つといふことは、彼等には困難であつたのである。又新制施行の當時に於ける實際の状況は、弊へ色々の腹案があつても是れを實行せしむることを不可能とした。或州政府が、地方自治と教育の方面とに於て、既定の基礎の上に、進歩の跡を示せるのは事實である。併し、大なる進歩改良の計畫の如き、假令斯の如き計畫が立てられたとしても、經濟界に於ける一般的逼迫の爲め、到底實行することは出来なかつたであらう。加是、地方自治制が布かれた年は、近年稀れに見る人心不安の時で、人々の心は革命運動の渦中に於て右往左往してゐた。其れが爲め移讓部と、其の長官など一般世人の眼には有つても無きが如く、大部分は後庭に驅逐された形であつた。併し、不思議な事情の纏合で、地方に於ける一つの移讓部は意外にも大に人目を惹くに至つた。消費税の徴収に就ては、實に名狀すべからざる實際上の困難ある故、徴収の實務に當る人に對しては大に同情せねばならないにも拘はらず、且つ酒類の飲用が全然禁止さるゝことになれば、州の財源に一大支障を來すことが甚だ明瞭なりしにも拘はらず、數多の州に於て酒類を飲用運送することに對し非常なる反對運動起り、爲めに州消費税は非常に多忙で且つ警務部同様不人望ながら有名なる官廳たるに至つた(第七章第〇〇〇頁參照)。

一九二一年中、州政府移讓部の長官で辭職したものはない。只此處彼處の州で、進退に關係するが如き大問題でない問題で長官が立法會議で破れたことはある。ビハール・オリッサ州の部長官マドス・マン・ダス(Hon. Mr. Mathuridan Das)は、嘗て、立法會議が彼の提案に不賛成を唱ふる場合は、彼は辭職するの外ないと言つたことがある。

此處に吾人は、再び立法會議が如何に其の本分を盡したか、會議の内部に起つて來る問題に就て如何なる態度を取つたか、其の對政府的態度は如何なるものであつたか等の問題に就て一言するの必要を認むる。一體、過般の總選舉に依つて出來た立法會議は、非協同派の防衛運動の結果、充分に選舉民を代表してゐるとは言はれない。大體に就ていふと、總ての州議會に「辯護士政治家」の要素が多數に見られる。此等「辯護士政治家」の特徴とする所は、戰鬪的氣分旺盛なること、理論に走ること、進歩思想を代表せること等にある。或州に於ては、彼等辯護士議員は、立法會議の形勢を支配したが、或他の州に於ては、田舎の地主代議士が會議に於て優勢を示した。辯護士代議士の優勢なるは、ベンガル州ビハール・オリッサ州である。地主派の優勢なるは、ユナイテッド・プロビンセス州パンチャブ州等である。辯護士派が優勢か地主派が優勢かといふことに依つて、政府が革命運動抑壓に就て取つた各種の手段に對する立法會議の態度がさまつて來てゐるやうである。例へば、ベンガル州の立法會議は、政府の革命抑壓手段に對し非常なる不満を抱き、殆んど政府不信任案に近き動議をば、三四に亘り非常なる多數を以て通過した。近傍のビハール・オリッサ州に於て、立法會議は、右と同様の案をば壓倒的多數を以て通過した。然るに、パンチャブ州議會に於ては、ベンガルに於けるものと同様の決議案

が、前後二回に亘つて提出されたに拘はらず、提出の都度政府派の勝利に歸した。政府派の優勢は、ユナイテッド・プロビンス州に於ては三、四の機會に於て示された。マドゥラス州立法會議に於ては、既述せる通り、非婆羅門者が多数であつて、其れが善果を齎した場合もあつたが、階級的辨見として現はるゝ場合が多かつた。其れが爲めに、立法議會の眼界は局限せられ、議員等は婆羅門、非婆羅門といふ極めて狹隘なる立場から總ての問題を見るやうになつた、問題の肝要なる部面は往々にして見過され勝ちであつた。ユナイテッド・プロビンス州の立法議會でも同様の現象が見られた。即ち、此處では、立法議會が總ての問題を地主といふ極めて狭小なる立場から見んとする。其最も顯著なる例は、アウド地租改正法案である。議員等にして公平なる立場から該案を討議したならば、多年の懸案たる土地問題が圓滿に且つ最終的に解決されたに相違ない。併し、地主議員等が一大讓歩をなすの舉に出でなかつたため該問題は圓滿にも最終的にも解決されなかつた。

危急存亡の第一年に於て、州議會の總てを通じて、財政難なる暗雲が低く此等の上に懸つてゐた。本年（一九二二年）收支相償ふ財政計畫を樹て得たものは、印度中に二、三の州あるのみ。諸州に於ける収入の不足額は八、〇〇〇、〇〇〇磅に上つてゐる。大方の州議會は、あらゆる種類の増税に反対するが如き氣勢を示した。マドゥラス州に於ては、或地方の爲めに僅少の地方税を復活する計畫を樹てたが否決せられた。同州の議會は、他の場合に於て、土地収入額を未來永遠一定する決議案をば十

對六十五の多數を以て可決した。土地収入の如く彈力に富める租税はない。今是れを硬化すること、は州財政に取ては自縛自縛ともいふべく、ベンゴル州立法會議の如き此自縛的拘束より免るゝため、恒久的土地収入率を改正する權力が、新立法會議に與へられてゐないかどうかを眞面目に研究してゐる位である。孟買州議會に於ては、州の収入を増加する目的で印度印紙税法が改正された。併し、娛樂税法案は第一議會に於て否決の運命に陥つた。裁判所手数料法を改正して州の収入を増加する案は、セントラル・プロビンス州ユナイテッド・プロビンス州に於て提出せられたが同様第一議會に於て否決せられた。ベンゴル州では、娛樂税法案を含む三種の租税案が議會を通過した。財政難の結果、節約法調査委員が數箇の州に於て設置せられた。ベンゴル州に於ては警察費節約調査委員が任命された。或州の議會は頗る無責任なる豫算の削減を行つた。最も目立つたのはベンゴル州の立法議會である。此處では二、三〇、〇〇〇磅の警察費を削減するの案を可決してしまつた。是れは全體の豫算の八分の一に當り、到底忍ぶ能はざる所のものであるので、全部追加豫算に依て支出せらるゝことになつた。或州に於ては、議會が保留部の事項に關する支出を拒んだ爲め、知事は憲法上保障されてゐる權力を行使することに依て豫算の通過を圖つた。ベンゴル州議會に於て、ロナルド・一卿(Lord Ronaldshay)は、印度統治法改正案に對する英國上下兩院聯合委員會の報告にある「吾々は、知事の此權利は有名無實のものでなく、其れが行使せらるゝのを以て異常專斷と目さるべきもの



でないことを明言したい」といふ語句を引用し議員の注意を喚起した。

吾々が此處に論じつゝあることは八州に跨つてゐる。而も此八つの州が一つ々々其性質を異にしてゐる。従て概括的に印度の州議會はかうであると断言することは出来ないが、印度の州議會を中央議會に比較すると、政治財政の問題を理解する點に於て、公平なる判断を下す點に於て、人種的感情を伴ふ問題でも枝葉の議論に走らない點に於て、議員としての職務に忠實なる點に於て、前者が遙か後者に劣つてゐる。中央議會に於ける議員の或者は、印度に於ける知能の最高標準を代表してゐる。能力勤勉の點に於て此等の議員にも劣らざる者を州議會に送るといふ問題に就ては、需要と供給との間に餘りに大なる懸隔がある。印度の諸州に完全なる「ホーム・ルール」が施行さるゝやうになるまでには、先づ此問題から解決して掛らねばならぬ。

## 第七章 革命運動の經過

一九一八年、印度の制度改正に關する政府の計畫書が發表せらるゝと間もなく印度の國家主義者は二分した。それは既に前章に於て述べた通りである。即ち、温和派に屬する面々は、印度國民黨から分離して、獨立の黨派を形成することゝなつた。其黨派は後自らの名を國民自由同盟(National Liberal Federation)と呼び、最初の年會を右の年(即ち一九一八年)に開いた。第二回の年會は、一九一九年の印度統治法が愈々法律として通過して後數日經過してから開かれたものであるが、其際次の如き決議案を通過した。

「本會は、責任政治の基を置くことに依て、英領印度の歴史に新時代を開ける一九一九年十二月二十三日の布告に對し、英國皇帝に向て深き敬意と感謝の意を傳へんとするものである」

「本會は、責任政治の觀念が或程度まで吾が中央政府にも加味せられざりしことを遺憾とするものである。併し同時に、一九一九年の印度統治法は、責任政治を漸進的に實現する確實有力なる手掛りとして歓迎するものである。本會は、歐洲人たると印度人たるとを問はず、官吏たると非官吏たるとを問はず、社會に於ける總ての人々が、一意専心印度統治法が成功的に施行さるゝやうに努力することを熱望する」

國民自由同盟の右の宣言と全く違ふ意味の決議が印度國民黨の年會に於て發表せられた。該年會は自由同盟の會合と殆んど同時にアマリツァーに於て開催されたものである。決議文は左の通りである。

242

「吾黨は、印度が完全に責任政治を布くに適するものといふ昨年の宣言を此處に繰返し、且つ其何れの方面に於てなされたものたるを問はず、此宣言と相容れざる主張假定を斷然排斥するものである」

「憲法上の改革に關しては、吾黨はデリーに於ける吾黨の會合に於て通過せる決議案を捧持するものである。而して、一九一九年の印度統治法を以て不十分不満足のものとなすものである」

「吾黨は、民族自決の原則に基き完全なる責任政治を速に印度に布くの手続きをなすことを英國議會に勧告する」

「吾黨は、英國議會が、右の如き責任政治が印度に實現せらるゝ前、今回の改革をば、出來得る限り完全なる責任政治を印度に布くやう運用すべきことを確信す。本會は、今回の改革に關してイー・エス・モンタギュー氏に謹んで感謝の意を表す」

アマリツァーに於ける會合では、右に挙げた最後の決議に就て大に議論が行はれた。一方の派は、今回の改革には何等關係しない方が宜しい、モンタギュー氏と氏の行動とは感謝せらるべきでない、

寧ろ彈劾すべきであると主張した。他の一派は天下に周知せらるゝモンタギュー氏の自由主義に對する同情を此際疎外することは不得策であり、今將に實行されんとする改革を非認し、是れに妨害を加ふるが如きは餘りに極端で、左様な決議には拘束されたくないと主張した。右兩派は又、第二第三の決議に就ても意見の相異を明かにした。第二決議の最初の部分に再び肯定されてゐるデリーの決議（一九一八年の）に於て、印度國民黨は、州に對しては直ちに「ホーム・ルール」が實施せらるゝこと、印度全體に對しては十五年内に「ホーム・ルール」が布かるべしといふ英國議會の法律に依る保障を要求したのである。過激なる一派は、第二決議の意味を固守したのに對し、少數なる温和派は新統治法に依て生ずる諸機關を奪取することを以て、英國議會並に印度事務大臣に彼等の思想を強制する最も便利なる方法であると考へた。第三の決議は、民族自決を主張してゐる點に於て最も過激なりといふべく、今回施行された印度統治法の根本原理と全然背馳するものである。即ち、該決議は新印度統治法を一蹴し去り、印度の政治的位置の問題を新に提起し、印度人自らをして此問題を決せしめんとするものである。此第三決議の主旨を飽迄主張した者のいふ所に依ると、英國議會の與ふる新統治法を採用し且つ是れが實施に参加することは、國民黨が幾度かの決議に依て既に天下に公表せる政治的信仰を否定し、國民を裏切るものであつたのである。國民黨は、既に一九一七年十二月の年會に於て、英國議會が、印度の爲めに自治の時と度合とを決定するといふことは「民族自決の原則を

243

否定するもの』であると言て英國議會の右の如き決定権を否認してゐるのである。

アマリツァーに於ても、其後に開かれたる會合に於ても、徹底的民族自決の主張者が常に勝ちを制した。一九二〇年九月に開かれた國民黨の特別會議に於ては、間近に開催されんとする選挙に於て、是れを妨害すべしとの決議がなされた。又十二月ナグプラーで開かれた同黨の年會に於ては、其憲法の根本的條項を變更することを可決した。此變更に依て、國民黨が一體何を目的としてゐるかといふことが全く判明した。即ち、ナグプラーの會合に於て、印度國民黨は、其目的が「印度の人民が總て合法的平和的手段に依て自治(Self-rule)を實現する」にあることを宣明したのである。新憲法に於て、國民黨は、印度が英帝國部内に於て占むべき憲法上の位置に就て何等言及しないのみならず、「現行制度を漸次改良すること」に依て「其目的を達すといふ前憲法中の宣言を故意に削除してゐるのである。國民黨全體の氣分が其當時如何なるものであつたかといふことは、同黨に於て多數を占むる過激派が、少數の温和派に對して取つた假措しないといふ態度でも窺ひ知ることが出来る。

併し、印度國民黨が極めて單純なる革命的團體となることに就ての最後の決定は、一九二一年の春まではなされなかつた。即ち、同年十一月國民黨の最高執行機關たる全印國民黨委員(All-India Congress Committee)は、デリーに於て會合し、次の如き決議をなした。曰く「我々は、印度の人民が總て自治(Self-rule)を本年内に施行すといふ國民的決断を實行することに就て月餘を感ずのみなるを

以て……全印國民黨委員は、州國民黨委員が最も適當なりと思惟する方法に於て、納税の拒絶を含める文治的不服従(軍隊内に於ける反抗と對稱す)を、自個の責任に於て實行することを印度の各州に許可す」云々と。

文治的不服従(Civil Disobedience)を實行する前に、印度人の守るべき數箇の條件に就て國民黨委員は述べてゐるが、何れも空想的性質のものである。右の決議と同時に左の如き決議案が該委員會を通過した。

「全印國民黨委員は、國民は各自、印度人大多數より援助せらるゝ資格なきものと認められたる政府と關係を斷つことを兵士及兵士以外の人民に勧告するの權利あるものと認む」

「全印國民黨委員は、印度が自治制を布ける曉に於て採用する外交政策は、印度の諸宗教が印度人に負擔せしむる義務と兩立するが如きものなるべきことを列國政府に保證するものである」

右の中、第一の決議は、當時既に或程度まで實行せられてゐた、印度の軍隊をして離反せしめやうとする運動を露骨に幫助することを目的とするもので、第二の決議案は、スワラヂの徒が印度の外交をも自己の掌中に收むることを夢見てゐるものとして興味あるものである。第二の決議は、土耳其、阿富汗斯坦の如き國を眼中に於て爲されたものである。

Swamiを本年内に施行する云々といふ前記の決議は、數週間後アーメダバド(Ahmedabad)に開か

れた國民黨の年會に於て認可せられたる上、更に二つの追加決議案が同年會に於て可決された。追加決議中一は「團體的たる個人的人たるを問はず、攻撃的たると防禦的たるを問はず、國民黨は文治的不服従を實行し」其以外の行動は、一時是れを中止せる旨を宣言せるものである。追加決議の二は、殆んど無制限に等しき執行權をガンディー氏(Mr. Mahatma Gandhi)——氏が拘引さる、場合には、氏の任命する者——に與ることを規定してゐる。而して、其中に國民黨の特別會合に依て批准されざるが如き印度政府英國政府との「平和條約」は、何人と雖も締結するの權利ないといふ意味深長なる文字を其中に含んでゐるのである。

\* \* \* \* \*

以上吾人は革命運動の経過に就て述べた。今や其運動の眞性質を述べ、如何なる點に脅威が含まれてゐるか、本書の主題たる秩序的憲政の進歩は何故に革命運動に依て不可能とせらるゝか、革命より印度を救ふには如何なる手段を取らねばならぬかに就て一言したい。

印度國民黨の行動に依て、立憲的國家主義派と革命的國家主義派との間に、到底調和すべからざる分岐點を生じた。立憲的國家主義者の間にも、以前と違つて、種々の立場から自治の方面に於ける進歩は愈々促進せられねばならぬと主張する者を生じた。即ち、或者は自治を急速に施行することの外に、不安より印度を救済するの途はないとの信念から、或者は革命家より蒙むる斷えざる社會的壓

迫——迫害とは言はれざる迄も——より免れたいとの考へから、或者は政府を困らすことに依て所謂「政治的資本」を造りたいといふ最も汚はしい考へから右の如き主張をなすに至つた。温和派なるものの主張も此の如く取り——である。偏頗過激な主張をなす者が彼等の中にあつても今日の場合止むを得ない。併し彼等は、一の黨派としては、次に記載する憲政上の進歩の根本原則ともいふべきものを認容してゐるのである。

- (一) 印度に於ける將來の政治は、現在の政治を改革したるものなるべきこと
- (二) 右の如き改革を成就するには、改革の一々の階段に於て英國議會の主權に訴ふることを
- (三) 印度の自治を擴張する爲めには、統治組織中に於ける英人要素を除くに急速に除去すべからざること

此等の三點は温和派の總て一致する點である。革命派は、此等政治上の主張に於てのみ温和派と異なるのではない。兩派の相違は、一層深い處に存在する。革命的國家主義者は、英國との憲法上の關係を斷たんことを希望してゐるのみならず、總て歐羅巴の勢力を印度より驅逐せんとするものである。是れが、革命派の革命派たる所以であつて、印度の將來に對する彼等の脅威は此處に存するのである。彼等は絶叫しく曰く、印度の經濟的救済は歐人式工業を排し、原始的の絲織機械に復歸するにありと。又曰く、印度人が擧て家内製の綿絲を以て作れる織布を身に纏ふとき、印度は始めて資本

主義を印度より驅逐することが出来る。ガンディ氏が自ら火を放つて擧げたる外國製衣服の篝火は、革命派の思想を象徴するものである。革命派は又曰く、印度を精神的に救済すること、換言すれば、西洋の物質文明より印度を救済する唯一の方法は、印度の教育に於ける外來の影響を除き去るにあり、高等教育に於て一般的に使用せる英語の如きものを驅逐し去るに在ると。此偏狹なる印度の國家主義に就てはドクトル・タゴア(Dr. Rabindranath Tagore)ですら、『全世界が今や惡魔的天才の壓迫の下に震へてゐる』といひ、更に最近の書簡(ベンガル語で發行せらるる『Pigeon』誌中に在り)中に於て、ガンディ氏等が英語を印度を驅逐せんとせる運動に就て『マハトマ・ガンディ氏が吾が婦人に英語の研究を中止することを要求せるを見たる時、余は吾國の周圍に高壁が設けられ始めたことを感じた。換言すれば、余は印度人の或者は、彼等自らを救済するの道は彼等の家を造り更へて監獄とすること、外界から這入つて來る光線を排斥して暗黒を崇拜することにありと信するに至つたことを感じた』と言てゐるのである。

右の通り、革命派の思想に首尾貫徹せる點がありとするならば、温和派の主張に脈絡があることも認めねばならぬ。温和派の主張する所に依れば、印度の政治的將來は、英帝國內に於ける他の民族から孤立するにあらず、彼等と同等の立場に立ち自由に交際をなし、一致協同することに依て開拓せられねばならぬ。彼等は、印度の經濟的精神的の將來は、印度人を中古主義に引戻すにあらず、彼等を

して泰西文明の渦中に投ずることにあると考へてゐるのである。産業の發達知識の進歩は、西洋諸國と接觸することに依て始めて實現せらるゝ。故に、現在及將來に於ける英印兩民族の接觸は、政治行政の上に於て必要とせらるゝばかりでなく、英人は運河鐵道建設技師として、資本家として、銀行家として將又教育家として大に必要とさるゝのである。是れ印度人をして充分に國民として發達させ、印度人の達すること出来る範圍内に於て、彼等をして高位地を保たしむる所以である。温和派の印度の將來に就て一致する點は先づ此の如きものである。余は、温和派が如何なる見地から、印度の政治的將來を見てゐるかに就て、最近此派に屬する一新聞紙中に現はれた論説を此處に引用することを禁じ得ない。其論説に曰く『過去一千二百年外來勢力の奴隸であつた印度人は、何故に此處數年我慢し、英國國民の名譽心(狼りに約束を破らないといふ)、英國皇帝並に議會の約言の結果を見ないか。英皇帝、議會、並に國民は印度人が自由を享有し得るといふ印度人本然の權利を容認してゐるではないか。吾々は、總て此等のことをなして呉れた英人をば何故に敵として取扱はねばならないか。過去現在に於て印度の自由の爲めに奮闘した者、自由自治の理想を以て印度人を鼓舞した者、印度人が熱求せる目的に進むやう政治を行ひ來りたる者を送れる國に向て吾々は何故に挑戦せねばならないか』云々と。

要是、印度に於ける目下の争は、泰西文化の影響を排斥して純粹な印度文明を復興しやうとする者

と、印度が世界歴史中に於て名の付く程の文化を持たんとするならば、東洋と西洋とが互ひに提携せねばならぬと考ふる者との間に於て行はれてゐるのである。換言すれば、現行はれてゐる印度の革命運動は、主義綱領等表面の争ひではなく、其の由て来る所が遙か深處にあるのである。其點に注意せねば、印度の革命運動を理解することは出来ない。

革命運動を見るに當りて、吾人が次に注意せねばならぬ點は、革命家が世間多數の無教育者を煽動するに力めてゐることである。青年の中には、教育ある者でも革命思想に耽溺せるものがある。排英色彩を有する革命的國家主義は、英米に留學せる印度學生間に中々有力である。「印度人の爲めの印度 Indi for Indians」といふのが彼等の標語である。併し是等特殊の階級を除くと、安定ある政府に必要缺くべからざる要素の何なるかを理解し得る程度の教育ある階級の人々は、革命主義者の絶叫に對して多く耳を傾けない。其の證據には、革命主義者の間には、論ずるに足る程の人物がゐない。ガンデイ氏、ベンゴル州の辯護士として有名なダス氏 (C. B. Das)、パンヂャブ州のラジバト、ライ氏 (Rajbat Rai)、ユナイテッド・プロビンセス州のネール氏 (Motilal Nehru) の如きは勿論例外である。古い國民黨の主領達は、多く革命的になつた今日の國民黨と相伍することを欣ばず關係を斷つてゐるか、然らずんば自己の發意で脊後に引込んでゐるのである。

教育ある者を動搖せしむる能はざりし革命的國家主義者は、教育なき多數人民を煽動することに

力めてゐる。殊に過去十二箇月間、彼等は、主として町に於て、併し村落に於ても亦、革命の福音をば衆俗の中に鼓吹し、機會ある毎に官憲と衝突を惹起せしむるの策に出で、全印度に亘つて頗る執拗なる運動を試みて來た。モンタギュー・チェムズフォードの聯合報吾は、屢々引用する、バラグラフ第一四四に於て「一般人民の温和にして、見るも哀れなる満足は、印度の國民性を培養すべき適當の土壤でない。吾人は、彼等印度人の満足を攪亂することに依て却て最高善を印度に實現するものである」と述べ、更に第一八五バラグラフに於て「印度に於ける政界の首領にして、已れの屬する階級の利益をのみ代表し、一般人民の利益を顧みないといふ非難より免れんことを冀ふならば、此等多數人民の理解に訴へ、多數人民より理解せらるゝやう努力せねばならぬ」と述べてゐる。然るに俗衆を鼓舞し覺醒せしむる運動が、モンタギュー氏等の設けたる制度を信すべからざるものとし、麻痺せしめんとし、眞向より是れを破壊せんとする者の手に依て先づ最初に試みられたといふことは誠に以て皮肉だと言はねばならぬ。モ氏等は却て敵に武器を與へたものである。

暫時ではあつたが、衆俗を騙て現制度に反抗せしめんとする庶民的大運動の成功は、ハルター (Harter) なるものに依りて成り得られた。ハルターとは、英國皇太子が一九二一年十二月十七日孟買に上陸するのを期し、北都印度の大部分に於て行はれた大規模の同盟休業であつて、不忠順の意を表せんとする此宗威的行動は、決して大都市に限れるにあらず、印度北部の場末にまで及んだと言て

差支へない。年内(一九二一年)に自治が行はるゝことになるとか、自治が實現した暁には、食物も衣服も汽車賃も租税(地租は別であるか)も皆一樣に安くなるとか、人々の理智に訴へず、輕信的傾向を利用したること、革命家等が宣傳に加ふるに威嚇と社會的迫害とを以てしたること等、印度の革命運動に就ては叙述すべきこと少くないが、吾等は此處に革命運動の歴史を述べんとしてゐるのでないから、詳述を避けたい。此處には只、排英的革命的運動が全般的に行はれたこと、其運動が尠からず成功を収めたこと、運動が成功したことは、輒々もすれば政治的異變の前兆となるものであることを言へば足るのである。狂暴なる排英的國家主義は印度婦人の間にも弗々其徵候を示してゐるが、是れも亦重大にして不吉なる意味を持つてゐる。印度國民黨より派生した婦人會(Ladies' Conference)は、一九二二年十二月アーメダバッドに會議を開き六、〇〇〇名の參列者を得た。有名なるベンゴルの女流詩人サロヂニ・ナイドゥ夫人(Saradani Naidu)は、急進的思想を有する印度婦人の雄辯にして熱烈なる指導者である。

併し、新憲法をして成果を收めしむるには、統治者(新憲法施行の結果今や多くの印度人が此統治者中にある)被統治者間に好意と了解とがなければならぬ。然るに、被統治者等は、今回の新憲法は、英國人が壓制の道具として設けたものに過ぎないと言ひ振らされてゐる爲め、新制度より遠げられんとしてゐる。斯の如き時に於て、自由にして安定ある政府を樹立することは不可能ではないとして

も頗る困難である。現行制度の對案として革命的國家主義者の提出せるものを正直に實行せんとせば、英國の権力と英國の軍隊を印度より撤去せねばならぬことになる。斯くすれば、印度は「印度人の印度」になる。併し、革命家の主張するが如き國民的政府が出来たとしても、印度の統治に對し最大の脅威たる内部の軋階級(階級上其他)は尙ほ依然存在するのであるから、左様な政府が一日でも命脈を保ち得るか否か疑問とせらるゝのである。況んや印度の西北境界には、外患断ゆることなきに於ておや。革命家の夢想するが如き政府よりも、蕃邦に於て見る獨裁的「國民」政府の方が、適當なる境遇と凝集力さへ與へらるれば、安定的進歩的であるかも知れない。又事實、偏狹な國家主義が印度を支配することになれば、印度に於ける英國の直轄領を擧げて現存の蕃邦又は特設せられたる蕃邦中に編入し、蕃邦の君主をして獨裁的政治を行はしめた方が、却て安定ある政治を得るに便利なりと主張するものがある。ビハール・オリッサ州、マドゥラス州に於ては、警察官の中にも多少動搖があつた。併し、此騷擾は、或經濟上の原因から起つたもので、政治的動搖に起因するものではない。ベンゴル州に於ても亦 Khilafat 騒動の結果、同教に歸依する或數の警察官が辭職するに至つた。併し、事件續出せる過去數箇月に於て、印度警察官の示せる忠勇の精神は、實に感歎に値ひするものであつた。印度の軍隊も大體に於て頗る忠順であつたと言へる。印度兵は、兵營内に生活せる間は、惡感化より遠ざけられてゐる。併し、歸休中に煽動家の甘言威嚇に乗せらるゝことが多い。其結果印度兵

の中にも一二暴動に近いものが行はれた。其故に、吾人は警察官程印度兵を信用することが出来ぬ。秩序の維持に任ずる警察官は、革命騒ぎの際には必ずや不人望に陥る。其處に誘惑がある。併し、兵士等の妻や家族が、主人の在營中受くる如き組織的迫害を受けぬ。従て、印度兵の方が革命家の威嚇に乗せられ易い。何を言ても、印度に於ける統治組織の全重量を擔て起てるものは、中央地方に在る英人官吏である。併し、此等英人官吏(殊に寂しき孤獨な郡部に於て行政事務に當れる官吏)が、今日の如く陰鬱な晴々としな政治的雰囲気の中に長く職務に携ることを好むか否かは頗る疑問とせらるゝのである。

上に述べた所より吾人の受くる教訓、爲さなければならぬ覺悟は極めて明瞭である。即ち、印度の政治的將來は、多数印度人の信用と好意とを有する者の支配する所である。然らば、吾等は此等多數人民を革命的國家主義者の狂暴なるプロバガンダに委して可なるか。將又一層建設的な樂んで人の迎ふる理想に彼等を引付けねばならないか。温和派と稱せらるゝ人々にして後者が彼等の理想であり、義務であると信するならば、革命的國家主義者に挑戦し、印度人の多數を彼等の手中に收め、是れに對して政治的教育を施すことに努力せねばならぬ。他の考へは暫く措き、時機到來の曉(次回)の選舉は一九二三年の秋行はるゝ、革命的國家主義者が選舉を争ふことに全力を盡すに至るは、火を賭さるゝよりも明かである。選舉の結果、温和派が多數を占むるか、革命家に勝ちを制せらるゝかは、温和派

の面々が今日より爲す政治的布教運動の効果如何に依るものと言はなければならぬ。斯かる運動は、今日絶無とは言はれない。ユナイテッド・プロドンセス州の多くの地方に於て組織せられた保安同盟(Aman Sabha)の如き、革命家のプロバガンダに對し反プロバガンダを行つてゐる。印度人歐羅巴人の公人の眷屬の下にベンガルに於て組織せられた市民保護同盟も保安同盟と同様の性質を持つてゐる。併し、此等團體の勢力は、今日頗る微々たるを免れぬ。成程政府は、印度の地方に見る土地、勞働に關する論議に對し、理解あり同情ある解決をなすこと等に依て、多くの人民を身方に引入るゝこと出来る。併し、斷乎たる決心と目的に對する熱意とを有する印度人中の公人は政府より遙かに多くの仕事を爲し得るのである。印度の如く過去數十世紀に亘り官僚政治に馴れてゐる國では、人民は政府でなければ何事も爲し得ない、個人を爲し得る所は、條理の整つた批評位のものだと高を括るの弊がある。是れは甚だ善くない考へで、温和派の人々は先づ政府萬能といふ先入主の考へを去らねばならぬ。自ら乗出す覺悟をせねばならぬ。法律を遵守し秩序を維持せしむること、に於て政府を援助する者、危険にして無理なる職務上の要求を満足することに於て警察官を激勵する者、相互の理解と好意とを印度人間に醸成することに依て、經驗あり實力ある英人官吏をして、困難なる過渡期に於て欣然職務に當らしむる者は、印度人自らであるのである。

其れで温和派が、これから爲さねばならぬ仕事は容易でない。第一、安値なる人望の如き彼等の爲



す地味な仕事では得られない。彼等は譏誣、侮辱、社會的迫害と戦はねばならぬ(彼等が過去數箇月間に國家的大問題の爲めに戦つて受けたるが如き)。彼等が與へられたる仕事に匹敵する迫害と精力あることを證明したときに、彼等の主義が周密なる思慮と前途の希望に一致することを多數印度人の腦裡に印象するを得たる時に於て始めて新制度が活躍することになる。此の如き道以外に印度人の選み得る途は二つしかない。即ち無政府と混沌の眞只中に飛込むか、印度人又は英人の行ふ獨裁政治に戻るかである。

\* \* \* \* \*

吾人は、前數パラグラフに於て、革命運動反革命運動中に含まれたる諸般の要素を解剖に附し、印度を救済するの途に説き及んだ。吾人は次のパラグラフに於て革命運動の背景に就て説明せんが爲め、過去二三年間に於て、此運動の先驅をなした事實に論及したのである。運動の中心は言ふ迄もなく、マハトマ・ガンディ氏である。

一九二〇年の始め、ガンディ氏と、回教信者の革命煽動家として有名なるムハammad・アリ(Mahammad Ali)シロカト・アリ(Sheikh Ali)兄弟とが深き交りをつ結んだ。而して革命運動の指導者たる位置に立つた。此運動に左袒する革命派は、一九二〇年九月開かれた印度國民黨の特別會議に於て多數を制し非協同の原則を採用し、十二月ナグプアに於て開催された年會に於ては、全會議を支配し、

右の原則を實際に應用する手段方法に就て決議をなした。

茲に於て、吾人はガンディ氏の驚くべき人物に就て一言せねばならぬ。彼は、辯護士として二十内外を南亞弗利加に過し、一九一四年の終り、四十五歳の壯齡を以て印度に歸つた。彼は、南阿在留中、ナタル、トウランズバールに於て、諸々の社會的壓迫に惱める同朋印度人労働者商人の不屈不撓の代表者として冷く知られてゐた。彼は印度人が南亞弗利加に於て受けてゐる人種的の差別民法上の無資格に就て、到底成效の見込みなきに拘らず、同胞を率ひて是れが撤廢を要求し、官憲に對して組織的反抗を試み、倦むことを知らなかつた。ガンディ氏の此争闘は、一九〇六年に始まり一九一三年に至りて其絶頂に達した。ガンディ氏の運動の特異とする點は、法律に對し、公々然たる、併し乍ら暴力に依らざる組織的抵抗を試むることにあるのである。稱して文治的不服従といふ。此文治的不服従の作戦は、氏が後に至つて印度の官憲に對して應用したものである。氏は、印度をして泰西文明の害悪より免れしむるの道は、獨り印度に自治(Swaha)を布くにあるのみといふ考へを持って歸來した。氏は、自治を實現する爲めに用ひられたる他の平和的手段が悉く無効なる場合、右に述べた文治的不服従を實行するの外ないと思へた。氏は、總て世間的の快樂利益を精神的理想の爲めに犠牲にしてゐる人として、極端なりと思はるゝ程禁欲的習慣を守れる人として、苦痛を耐え忍ぶことに神秘的意義あることを體驗せる人として、ヒンドゥ種族一般の崇敬的となつてゐたのである。氏の部

下は、只單に政治的信念を同よするものでない、強烈なる宗教的信仰を以て氏に附隨してゐるのである。氏は、無抵抗の徳を信する點に於て、人間(特に社會的に壓迫されてゐる人間)の性善なることを痛ましきほど信する點に於てトルストイに酷似せるものがある。氏は氏の屬する種族の特徵たる政治的機智を持てゐる。政治家に特有なる權力に對する愛と、法律家に特有なる辯證の術とを知てゐる。

ガンディ氏は、歐洲戰亂勃發後間もない時に印度に歸來した。而して、戰亂中は、戰爭關係の事務に於て、政府を援助した。氏が政治家として全印度に名を馳するやうになつたのは、土地問題労働問題に就て起つた紛争苦情を解決せんが爲めに、一九一八年以來印度の各方面に亘つて疾風の運動を爲したことに原因してゐる。一九一九年の始め、氏はローラト法(第三章第一二二頁參照)の成立に反對し、印度人の人格を無視するものとして該法の撤廢を要求するサトウヤグラ運動(Satyagraha Movement)なるものを開始するに至つた。該運動に参加する者の爲す誓約は、誓約者に命ずるに「忠實に真理に従ひ、他人の生命、財産、身體に危害を加ふることを避くること」を以てすると同時に、文治的不服従の爲めに特に設定せられたる法律に服従することを拒むことを以てしてゐる。サトウヤグラハの運動は、ムルタール(同盟休業)を以て其特徴としてゐる。元來同盟休業なるものに就ては、萬人の意見が必ずしも一致しないから、必然的に暴力と威嚇とを伴ふのである。ガンディ氏は成程暴力

に訴ふることを避けるやうに極力聽衆に勸告した。併し、氏の聽者の如く無知にして發火し易い性質の群衆(都市に於ける)は、結局は唯一つの結果しか齎さない。唯一の結果とは暴動を意味するのである。果然、暴動と流血の慘事とはデリー、甲谷陀、及びガンディ氏の居住地たるアーメダバッドに於て起つた。而して、バンデヂャブに於ける大暴動(第二一〇頁以下參照)を惹起した。此等の暴動を見たガンディ氏は、『マラヤ山の失態』として自らの行動を批評し、且つ兼て『惡の勢力』をば餘りに見極つてゐたことの誤れるを自白した。サトウヤグラハ運動は中止を命ぜられた。

不幸にも、バンデヂャブの暴動を鎮壓せんが爲めに取れる政府の態度嚴に失し事端を悪化せしめた。元來、バンデヂャブ州は歐洲戰爭の當時、印度の諸州中に於て最も多く功勳を樹てたものである。然るに、革命運動に關聯し該州に二探が起つた際は、人種的怨恨が手傳ひ、普通の意味に於て加へらるべかりし懲罰は變じて殘忍となつた。殊にダイヤイ少將がアマリツァーに於て行へる殘虐の如きは、英國の傳説を無視せるものであつた。アマリツァーの虐殺に關する充分の事實は、ハンター卿(Lord Hunter)を主査とする調査委員が事件勃發後一年報告を提出するに至るまで秘密とせられた。印度人がアマリツァー事件に就て特に憤慨したのは、先づ第一に官憲が事の真相を久しく發表しなかつたこと、第二にハンター委員の報告あるにも拘はらず政府が中途半端の態度を取れること、第三に英國上院がアマリツァー事件の最大責任者たるダイヤイ少將の行動を是認するの決議を爲せること、第

四にダイヤー氏の勞を痛ふ爲め金一封刀劔一口を氏に送呈するに就き、印度及英國に在る英人が旺んに金員を寄附せることに由るものである。殊に最後に記載した二つの事實は痛く印度人の感情を悪化せしめた。チャリアンワラ・バクに於ける印度人の虐殺に依て生せる人種的悪感、革命の暗流中に於ける最も有力なる要素となつたのである。

一九一九年春目撃されたる印度北部に於ける民心沸騰の際には、ヒンドゥ族と回教徒との間に於て、前例になき握手提携が諸處に行はれた。ヒンドゥ教徒と回教徒の主領連が、頗る親密なる政治的同盟を結ぶに至つたのは此時に始まると言て差支へない。兼て土耳其に同情せるが爲め、歐洲戰爭中拘禁されてゐた回教徒の首領ムハムマド・アリ及其先弟ショーカト・アリは、一九一九年十二月、英國皇帝の特別の思召に依り解放せらるゝことになつた。然るに、アリ兄弟は、解放後間もなく、Khilafat運動なるものに投じて其首領となり、大に印度政府を困却せしむるに至つた。Khilafat運動なるものは、土耳其皇帝を以て、歐洲戰前に於けると同じく回教徒の教主(カリフと稱す)となさんとするものである(註一)。印度政府は、印度の社會に於て頗る有力なる位置を占めてゐるのみならず、宗教に熱心なる回教徒の宗教的感情を尊重するの念切にして、英土平和條約締結の際に於ても、印度回教徒の提出せる合理的の要求は、可及的聽從するやう努力したものであつたのであつたけれども、排英精神猛烈にして、熱烈火の如きアリ兄弟の挑戰的運動には到底同情すること出来なかつた。否、かの

Khilafat運動は續々として暴動を惹起し悲劇を生んだ。一九一九年の夏、阿富汗斯坦王(Amir)が、英國のラヂヤ(印度總督を意味す?——譯者)に對して戦ひを宣するやうになつたのも、英領印度の西北境に今日まで間斷なく戰爭が行はれてゐるのも、Khilafat運動の結果、北部印度の回教徒が斷えず安定を缺いてゐる結果である。數百人の印度人が、國境を離れてカブル(Kabul)に至る途中、饑餓と疲勞の爲め累々として路傍に死んだのも人心動搖の結果起つたKhilafat運動——是れは宗教的移住を回教徒間に奨励する運動——の結果である。Khilafat運動の犠牲となり移住の群に加はつたものは、シンド並に北西國境州に於ける貧困なる回教信者の農夫であつて、該犠牲は其自身印度の革命運動をして最も忌むべく憐むべきものと爲すものである。右の事件は一九二〇年の夏に於て起つた。一九二一年八月には、有名なるモブラー(Moblah)叛亂が起り、殺戮掠奪は遠くマラバルに及んだ。該叛亂は、頗る組織的のもので、其結果Khilafat王國なるもの、設立を見た。叛亂者は多くヒンドゥ族に對して爪牙を延べ幾百のヒンドゥ族は彼等の毒刃に斃れた。強制的に回教に改宗せしめられたヒンドゥ教徒の數も少なくなかつた。

註一。印度の回教徒が、此の如き運動を起すに就ては相當の理由がある。英國政府は、此點に就ては信用を重んじた。さば言はれない。一九一八年の始め、ロイド・ヤロー氏は、其爲せる「約束」に於て、「祖國」の界限内に於ける土耳其の領土保全を保障してゐる。然るにも拘はらず、平和條約の結果、土耳其は恰もコンスタンティノープルに於ける捕虜の如くなり、スミルナと東部スレスとは希臘に割與せらるゝに至つた。此事實は、印度に於ける回教徒

から見るに、英國が議にロイド・ゲイナ氏の口を通じて爲せし約束を破棄することを意味するの少なからず、土耳其のキタルマンを通じて同様に對し一大打撃を加へたることを意味するものである。

土耳其との媾和條約の發表せらるゝと聞もなく、ガンディ氏はキラファト運動の首領（前記ナリ兄弟其他）と聯合し、一九二〇年の秋非協同の大運動を開始した。即ち、同年九月開催された印度國民黨の特別大會に於ては次の事項を實行する決議が爲された。

- (一) 英國より受領せる稱號を返戻辭退すること。
- (二) 文官としての位置を退くこと。
- (三) 印度政府に依て維持援助せらるゝ教育機關に對しボイコットを宜すること。
- (四) 裁判所に對しボイコットを行ふこと、辯護士は其業務を一時廢絶すること。
- (五) 來るべき選舉をボイコットすること。
- (六) 外國品殊に綿製品をボイコットすること。
- (七) 軍隊警察に於ける位置を去ること。
- (八) 諸税、特に地稅の納付を拒絶すること。

大會の決議に依れば、外國品のボイコットは漸次に其歩調を増加して行くこと、最後の二項、即ち軍隊警察に加はらないこと、租稅を拂はないこと二項は、非協同運動の最後の段まで實行を見合せて置くといふのであつた。第五項の選舉を妨害するといふ決議は、吾人が前章に於て陳述した通り

大體に於て不結果であつた。第三項の印度の教育機關を廢絶せしむるといふ運動は、革命運動の主要領達が自ら馬を障頭に進めて指揮したものであつたが餘り成功しなかつた。成程ガンディ氏が自ら訪問した學校所在地では、中等學校大學の學生等は、獨逸の神話にあるハムリヤといふ所に於けるバイド・バイバー (Fied River) が、得意の笛を以て鼠族を曠野に誘ひ出したと同様に、氏に誘はれて學校を去つた。併し、ガンヂイ氏が他の町に移り行き、誘惑の笛が聞えなくなると聞もなく、學生等は一時的精神より覺め、再び學窓に歸つて來た。而のみならず、アリ兄弟は、教育ボイコット運動の最中、同校の教育中心地として有名なるアリガール (Allahabad) に於て反對に出會し、ヒンドゥ大學の所在地たるベナレス (Benares) に於てガンヂイ氏は更に大なる抵抗に出會したのである。非協同派の人々は、所謂「國民的」學校を建設することを計畫したが、是れを試みた大部分の場所に於ては慘憺たる失敗に陥つた。斯くて、一時教育機關の運轉を中止し、且つ有望なる青年學生をして前途を誤らせた位のこととて教育妨害運動は遂に立消えとなつてしまつた。第一項（稱號を辭退すること）第二項（文官を辭職せしむること）第四項（裁判所をボイコットすること）に關する革命家の運動は、更に大なる失敗を招いた。以上の如くであるから、革命家等は前記の項目中に取扱はれてゐる階級の者に對し再び運動を取ることなかつた。

一九二〇年十一月印度政府は一決議案を通過して、非協同運動に對して政府の取るべき態度を明

かにした。其結果、地方政府に對し訓令の發送を見たが、該訓令書の主旨に依ると、州知事郡長等の行政官は革命家等が言論又は文書に依て暴動を人民に薦め、警察官軍人をして警察軍隊に對し反抗せしむるが如き態度を取るときに於て始めて、彼等を法に問ふといふのであつた。政府が、印度の憲法を無視せる國家主義者に對して、斯の如く寛大なる政策を採用するに至れに所以は、政府の説明する所に依れば大要左の如きものである。

(一) 自治制に向て、百尺竿頭一步を進めんとする間に於て、新聞紙上に於ける文章の自由、公會の席上に於て行はるゝ言論の自由を束縛することは可及的迴避したきこと。

(二) 革命家に對して壓迫を加ふるときは、彼等革命家は、自ら殉教者なりと自惚れ、世間も彼等を目して殉教者と見做すに至るであらう。然るときは、却て彼等に同情者多くなりて、彼等の運動を助長するに至ること。

(三) 非協同の運動其れ自體が空想的妄想的であつて何等確固たる内容を有せざるのみならず、運動者等が無智驢昧なる者、偏見を有する者等の煽動し居れる結果、社會を混亂に陥らしめ、智識財産を有し眞に國家の柱石たる者の利益を害する故、是等有識者有力者は期せずして現政府に左袒するに至ること。

政府は、一九二一年二月六月の兩回に於て、依然前述の政策を維持するの意あることを述べた。併

し、州政府に對しては、危険思想を鼓吹し反亂を挑發する者を刑に處し、一層嚴正に法を行ふこと、革命家のプロバガンダに對して反プロバガンダを組織すること、併し同時に國民の怨嗟不平を除去するに必要な法律を設けることを命令した。當時總督として印度に來任したレディング卿は、五月申一回、來任後六週間を経過してから一回、ガンディ氏と長時間會談を遂げ、統治に關する氏の意見を聴取した。ガンディ氏がレ卿との會見を遂げてから間もなく、例のアリ兄弟は、彼等が最近に於てなせる不穩演説に對して公然陳謝の意を表すると同時に、ガンディ氏の運動に参加せる中は、決して公然暴力を辯護し、暴力に訴ふるが如き氣分を印度に作るが如きことを爲さざる旨を誓約することゝなつた。政府は、同時に一のステートメントを發表し、アリ兄弟に右の如き態度に出でざりしならば、政府は該兄弟を拘禁する筈なりし旨を明かにした。一般に信憑せらるゝ所に依れば、レディング卿が、英國皇太子を印度に招待することを決心したのも、ガンディ氏と會見し或保障を得たからである。然るにも拘はらず、國民黨の全印度委員は、七月の終り會議を開いて英國皇太子の印度訪問をボイコットすることを決議した。尤も其際 Paudit Madan Mohan Malaviya 其他は此決議に反對したのであつた。

新總督がガンディ氏と會見するやうになつたのに就ては次のやうな事實がある。即ち、一九二一年の始めには重大なる土地に關する暴動がユナイテッド・プロビンセス州に起り、同時に暴力を伴へる

長期間の同盟罷業が諸廠に行はれた。革命煽動家は、當時一般的に感ぜられてゐた經濟上の不安を彼等の目的の爲めに利用し、英國人に對する人種的反感を煽つた。夏の始めには、アッサム州に於ける歐洲人の茶栽培業者を孤立せしめ彼等の事業を破滅せしむる爲めに、茶園労働者の間に罷業が行はれた(併し、教唆者等は、後數千人を算する罷業者の群をば成行に放任して顧みなかつた)。罷業鼓吹者等は、アッサムに於ける罷業と相前後してアッサム・ベンゴル鐵道の従業員中に罷業を断行せしむることに力めた。夏の終り頃には、外國製の衣服に對するポイコット、酒類店に對するポイコットが其勢ひを増した。一體、酒類に對するポイコットは、酒類の消費を少なくし、酒費税に依る州政府の收入を減じ、州政府を窘辱することを目的としたものであるが、同時に一般に禁酒を行はしめたいといふ善良な動機も含まれてゐたのである。此等ポイコットは、何れも使用者に對する見張り威嚇等の手段を用ひた。ポイコットの任に當つたものは、所謂各地の義勇團である。

一九二一年に於ける不穩の形勢に、更に一段の不安を加へたる新なる要素は、パンヂヤ州の中部に仕めるシク教徒の不滿暴動であつた。同年二月シク教徒中の一新派たる「*バハバニ*」に屬するもの、一團が、有名なる「シク神社」を占領せんと力めたるを、ナンカナ・オロブ(*Nankana Oorb*)に於て百五十名以上を失つた。此等百五十名餘の人間の殺戮法は、極めて卑怯殘酷なものであつたが、政府が此殘虐行爲に助勢したといふ報道が一時に擴まり、シク教徒の反政府氣分は爲めに著しく昂進した。

元來、*シク*派殺戮事件は、シク教徒中に於ける甲乙二派の争闘に過ぎなかつたのであるが、始めより該事件に關係ある非協同派は、此二宗派の争ひに政治的色彩あるが如く巧みに吹聴したため、政府は公平を缺くといふが如き非難を恐れて甲派にも乙派にも身方すること能はず、爲めに容易に暴動を鎮壓すること出来なかつた。

一九二一年秋に於ける印度の社會状態は益々悪化した。英國皇太子が印度に到着するを待ちて、*アヒンサ*(協同休業)が漸に行はれた。皇太子著印當時の出来程明瞭に、印度人中に於ける所謂政府派の無力にして革命派が死命を制するの力あることを證明したものはない。政府は最早政府黨の實力にも信頼すること出来ない、革命派の反省を期待することも出来ない。政府の忍耐も殆んど盡きてしまつた。故に政府は、以前より踏襲し來つた監視的中立の政策を今や一蹴し、革命派に對して断然たる處置に出ることに決した。即ち、政府は十一月一日例のアリ兄弟並に *アヒンサ* 運動の首領數名を捕へて獄に投じた。これはアリ兄弟及び其他の者が、*アヒンサ* 團の中央執行委員として、軍隊中に在る回教徒をして離反せしむるが如き決議をなせる當面の首謀者であつたため、普通法律の明文に依りて處断されたものである。皇太子の上陸後間もなく、重大なる暴動孟買に起り、死者五十三名、傷者四百名を出した。其後數日に於て、或數の州政府は、布令を發し(刑法改正法第二部の規定に依り)革命運動に關係せる各地の義勇兵協會(第一二三頁参照)を法律違反の團體なりと宣言した。是れと相

前後して、地方に於ける革命黨の首領ダス(C. R. Das)、ネーレン(Motilal Nehru)ハイ(Rajpat Rai)の諸氏は相次で拘引さるゝに至つた。

ガンディ氏に對しては、政府は手出しゝなかつた。氏は非協和を主張すると同時に非暴力主義を説いた。併し、氏の運動に伴隨し、印度の全部に亘つて起つた暴動を防止すること出来なかつた。中央政府内務省長官が、一九二二年一月十八日立法議會に於て陳述した所に依ると、同日以前十二箇月間に、印度駐在英國皇帝の軍隊は、文官々廳の依頼に應じ四十七回出動せざるを得なかつたといふ。以て如何に暴力が諸方に於て行はれたかを知るに足る。尤もガンディ氏は、豫定の計畫に依り租税の納付を拒絶するといふ運動、警察官軍人をして服務服役を拒ましむる運動——此等の運動は必ずや暴力を伴ふものである——は始めてゐなかつた。孟買に於て、前述の如き騒動が起り、多數の死傷者を出したときガンディ氏は、此の非暴力主義が現實に裏切られたるを感じ、秩序を恢復することに就て大に政府を援助した。一九二二年一月には、政府當局と國家主義者との間に時局に就て協議が行はるゝとの噂があつた。併し、企てられた協商は何等の結果を齎さなかつた。同じく一月には、マドラス州アンドララ地域に於けるグントワール地方(Guntur)で租税(重に地租)不納の運動が始めて大規模に開始せられた。併し、ガンディ氏が自ら租税不納運動を開始したのは漸く二月の始めになつてゐる。氏は、深思熟考の結果、運動の舞臺を孟買州ストラト地方に於けるバルドリ(Bardoli)に選ん

だ。此處に於て、政府も遂にガンディ氏の身體に手を觸るゝことに臍を固めた。政府が將に手を加へんとする刹那、氏の部下に新に暴行を逞ふものを生じ、氏も一時租税不納運動を中止するの止むなきに至つて。此處にいふ部下の暴行とは、ユナイテッド・プロビンセス州のチャウリ・チャウラ(Chauri Chaura)に於て、國民黨に屬する義勇兵協會の一隊が警部二名を含める警察官の一隊を極めて残忍なる方法にて殺害したことをいふのである。該事件の結果、ガンディ氏が租税不納運動から一時手を引たため、政府も一時成行きを觀望することゝなつた。ガンディ氏は、當時氏にして若し他迄も氏一流の運動を繼續するに於ては、結局は暴動の渦中に投せざるを得なくなるから、將來に向て基礎を作るといふ見地から見ても一時運動を中止することを以て上策なりと考へた。其れであるから、國民黨全印度委員が、一九二二年三月一日デリに會議を開き「大規模の文治的不服従の政策を永久に放棄することを國民黨は考へて居らぬ」といふ決議をなした時、氏は溢々其決議に對し賛意を表した。併し、委員が右の如き不穩の決議をなし、ガンディ氏が公然賛成するに至つたので、政府は氏を拘引すべしとの命令を發した。

ガンディ氏は愈々法廷に立つた。而して、印度刑法中にある「法律に依て英領印度に樹立されたる政府に對し背反することを教唆した罪」に依て公判に附せられた。ガンディ氏は自ら有罪なることを認め、且つ言た「現政府に離反することを説教することは、余に取ては殆んど一の情熱であるといふ

ことを余は裁判所に於て公然自白するを躊躇しない」と。是れに對し、裁判官は、ガンディ氏の思想と行動とは、如何なる政府と雖も、氏の如き者を拘引せざることを不可能ならしむるものであると言つた。判官は尙ほ語を繼いで「余は、貴殿が終始一貫非暴行主義を説けることを知つてゐる。又事實多くの場合に於て暴行を制止するに與て力ありしことも忘れては居らぬ。併し、貴殿が説かれてゐる政治學說の性質を考へ、貴殿の説に耳に傾くる聴衆の多くの者の性質を見るときに、貴殿が假令如何に非暴行主義を説かれても、貴殿の演説の結果が暴行に終らないとどうして貴殿が考へらるゝに至つたかは、到底余の了解すること能はざる所である」と言つた。斯の如くにして、氏は六年の輕禁錮に處せられた。裁判長は、判決を言渡す際「印度に於ける將來の形勢が貴殿の刑期を短縮することを許し、其結果刑期に先ちて貴殿が出獄せらるゝやうなことがあるならば、余自身より痛切に是れを悦ぶものはないであらう」と言つた。

ガンディ氏が政治舞臺より去つたことが、如何なる影響を印度の政治に及ぼすかといふことは今日尙ほ断定し兼ねる。氏の拘禁は、印度の政界を混亂に陥らしむるに違ひないと想像してゐる向もあつたが、目下の處では、却て反對の結果を齎したやうに見える。即ち、印度の政治的晴雨計は、ガンディ氏の拘禁後「晴れ」の部を指すやうになつた。尤も是れには、政府が他の方面で爲した斷乎たる處置も非常に影響してゐるやうである。併し、余の見所を以てすれば、革命運動が現今下火になつて

ゐる最大の原因は、印度の政治運動に常に附いて轉る急激なる熱心の冷却、志同の地盤運動の缺乏は暫く措て置ざるもといふことにある。今確言するのは尙早の嫌あることを免れないが、今日は革命運動が下火になつてゐるばかりでなく、印度の進歩的國家主義者の間には、從來の如く破壊的でない一層安全な政治上のプログラムを求めてゐる者すらあるやうである。

目下印度の憂ひとする所は、鋭い土地の所有借用に關する問題がユナイテッド・プロビンセス州とハル・オリッサ州の一部に依然として存在すること、近來著しく改善せられたが、シタ教徒中の或部分に法律を無視するやうな精神が依然旺盛であること、英領印度の鐵道系統中に於て最も大なるイースト・インディアン鐵道中に重大なるストライキが行はれてゐること等である。併し、一方民情を緩和するやうな事柄もある。埃及の獨立が最近承認せられたこと、土耳其の問題が最近稍々土耳其人を満足せしむるやうに解決せられたこと等は即ち是れである。此等は少からず印度回教徒の感情を緩和した。それに今春見るが如き意外の豊作は、印度の經濟問題を餘程緩和することに結果するであらう。

余は、モンタギュー氏が一九二二年二月十四日英國下院に於て印度の内治問題に就て討論が行はれたる際になせる演説を以て此章を終ることを以て最も適當なりと考へる。モンタギュー氏は、該討論の際印度政府の位置を論じて次の如く言つた。曰く



「帝國の内部に完全なる自治を行ふ機會を許與すると同時に、英帝國の領土を保全するといふのが吾人の政策である。併し、余は、此政策に附せられたる條件に就て説明を試みなければならぬ。其れは現今此等の條件が印度の立法議會（中央地方に於ける）に依て了解せられてゐないからである。吾人の所謂政策なるものは皇帝陛下の政府が一九一七年に於て天下に聲明せるものである。而して其政策は、印度統治法の通過に依て英國議會が實際に施行したものである……印度統治法案が通過した時、其れは過渡期に間に合せる爲めに設けられたる法令に過ぎざること、賦拂の如き形式を以て向後英國議會が度々交付すべき自治の最初の分前に過ぎざること、印度政府が適當に此最初の分前を利用するに於ては、次の自治の分前が交付さるゝに至るべきことが了解されたことは事實である。併し、其當時、逐次印度に與へらるべき自治の分前は、今次與へられたるものを適當に利用することを條件とすといふことも充分明瞭に述べられた筈である。而して、余は一層是れを明瞭にせんが爲めに此處に是れを繰返すものである。是れが自治許與の標準である……事柄が無事に進行するならば、自治を附與せんが爲めに第二段第三段の手段が取らるゝであらうといふことは吾々の意見希望であつた。否、其れは今日と雖も、吾人の希望であり見解である。併し、事柄が無事に進行しなかつたならば、第二段第三段の手段が取られないといふのが英國議會の決意せる所であつた。余は今の場合斷定を避けたい。併し余は、改革案の主旨を體して是れを

實行せる印度人、及是れを實行せざる印度人に對し、英帝國議會は、斷然右の如き標準を離るゝものでないといふ信念を此處に告白することを余の義務なりと信するものである。印度人が英國皇帝陛下の繼續的主權の下に自治を獲得しやうと思ふならば、彼等は個人又は團體として政治上の事件に就て選舉人を教化する準備、反對意見を保護し是れを寛假する準備、少數派の權利をも保護するの準備（是等の準備に就ては、印度統治法通過の際英國議會に於て論せられた）、自治の内容をなせる所のものを完全に見、且つ是れを行ふの準備、政治なる事柄に内在する危険に直面するの準備、法を破り秩序を冒すものに對し、法と秩序を維持するが爲めに必要なる手段を取ることの準備を持って居らねばならぬ」云々と。

## 英領印度の統治組織

終り



## 南洋各植民地立法制度 目次

蘭領東印度の立法制度	一—二三
海峽植民地の立法制度	二四—三八
比律賓の立法制度	三九—六一
附 録	

海峽植民地總督に與へられたる勅許狀竝に勅訓

- 一 海峽植民地總督兼司令長官設置ニ關スル勅許狀……………六二—六八
- 二 海峽植民地及其屬領ヲ統轄スル總督兼司令長官又ハ其政府ノ臨時統轄官ニ對スル勅訓……………六九—八三

## 南洋各植民地立法制度

### ◎蘭領東印度の立法制度

東印度に於ける和蘭の統治には、明かに二つの異なる時代あり。即ち、一は一六〇二年和蘭に於て設立せられたる和蘭東印度會社が、本國政府に代り東印度を統治せる時代にして、其時代は會社が負債に負債を重ね、一七八九年解散するに至る迄繼續せり。次は和蘭政府が會社に依らず、自らの手に依り東印度を經營せる時代にして、東印度會社滅亡後今日に及べり。會社が政府に代りて東印度を統治せる時代と、政府自ら是れを統治せる時代との間には、立法制度の上に於て著しき相異なるも、今日尙ほ認められ居る蘭領東印度總督の立法權の如きは、會社統治時代の遺物と見るべく、兩者の間には尙ほ頗る密接なる關係の存するものあるを以て、現行立法制度を論ずる前に、東印度會社時代に於ける立法制度の概要を叙述することは必要なりと信ず。

### 一 東印度會社時代に於ける立法制度

蘭領東印度の立法制度

東印度會社時代に於ける副領東印度の立法の根原は、聯邦議會(Parliament)に在り。但し、當時は聯邦議會自ら東印度を統治せざるにあらざり、東印度會社に委任して統治を行はしめむるを以て、議會は會社に對し立法權を附與せり。即ち、一六〇二年聯邦議會が會社に與へたる特許狀(Charters)は、第三十五條に於て、會社が西は喜望峯より東マゼラン海峡に至るまでの間に於て會返する諸國の君主と條約を締結する權利を有すること、城砦を築き商館を設置する權利を有すること、自己の勢力圈内に於て司法行政を行ひ秩序を維持する爲め知事以下の行政官を任命し、軍隊を組織する權利を有すること、東印度會社歴史の著者として有名なクラーク・デレーズ氏(Clark De Leeuw)の言を藉りて言へば、一種の主權的團體として東洋に臨む權利を有することを規定せり。即ち、東印度會社は、其得たる特許狀第三十五條に於て、聯邦議會より完全なる委任立法權を得たり。而して、會社は此委任立法權を更に會社の派遣任命せる總督及印度評議員(註一)に轉與せり。此立法上の權能を東印度總督に附與せる會社の文書(此文書は總督が東印度の任地に於て有すべき立法司法行政商業外交上の心掛けを訓示せるものにして立法權にのみ關係せるものにあらず)を訓令(Instructions)といふ。

註一。總督政治を布ける東洋の他の植民地に於ては、多く總督を以て統治の主體とし、是れに對し責任を負はしめ居るも、副領東印度に於ては然らず。實際上生ずる權力上の差別は別とし、名分の上には、副領東印度に於ては、會社時代より、印度評議員(Chief Justice)は總督と同等の權限を有せり。故に、會社理事が東印度政府に與へたる訓令の如きも、常に總督に評議員協せり。

副領東印度に於ては今日に於ても此制を採用せり。今日副領東印度に於ける統治の大綱を規定せる政府規則(Reglement of het Beland der Republiek van Nede. Indië)に於けるRegening's Reglementといふの如きし、總督の權利義務規程、總督勅許狀等と首はすして特に政府の規則と云へり。并は、副領東印度政府規則中にある、政府といふは、總督のみ指せるにあらざり、總督に印度評議員を指せるが故なり。副領東印度に於て、立法上總督といふときは、只單に總督のみ指せるにあらざり、總督と印度評議員を指せるものを知るべし。今日副領東印度の官公文書中にRegentなる語が、頭文字を以て記され居る場合には、必ず總督と印度評議員を意味するものなり。總督ののち意味せず、又政府の官衙(例へば農圃工務省と云ふ)が如き)の全部を意味せず。是れは、彼地の官公文書を讀む者の特に注意せざるべからざる點なり。

以上の如くなるを以て、普通世間に於てあるが如く副領東印度の政府を指して、副領東印度總督府と稱するは妥當ならず。副領東印度は、法制上總督の獨天下にあらず。統治の主體は、何處迄も總督と印度評議員なり。副領東印度が、此の如く、今日植民地として一種特別の制度を有するは、會社時代に於ける制度を其儘採用せるが故なり。然らば、東印度會社時代に、何故に總督の外に、印度評議員なるものを置けるかといふに、會社統治時代には、交通頗る不愾なりしを以て、東印度との往復に幾くも六箇月の日子を必要せしむり。昔へ、六箇月の日子を費すとも、和蘭は、西班牙、英吉利等と競争し居たるを以て、海上の交通は必ずしも安全なりといふべからず。斯の如き時に於て、總督をして統治上の事件に就て一々本國會社理事と相談せしむるは、業より不可能の業なり。茲に於て、本社理事は、統治上の事件に就て、總督の相談相手と進るべき意味に於て、印度評議員なるものを置けり。

併し右は寧ろ表面の理由なり。利益多き東印度政府の位置を總督に一任するときは、總督其人を得れば死に角然らざる場合には、大なる弊害を生ずるの懼あり。故に、會社は、總督の專擅行爲を掣肘するといふ意味に於て、換言すれば、總督のお目附役として彼と同等の權力を有する印度評議員なるものを設置せるなり。是れ印度評議員なるもの、依て起れる所以なり。



副領東印度の立法制度

今日は、郵便電信等、本國と意見を交換するの便多く、植民地に對する本國の監督充分に行届くのみならず、國民議會 (Volksrecht) に就ては後述す。なるものも出来、印度評議員と合議する必要も自然湧らざるを以て、評議員存在の理由も無くなり、印度評議員會は、有名無實の機關たるが如き類なり。

一六〇九年、最初に東印度總督に任命せるピーター・ポット (Peter Poth) への訓令(註一)に於て會社理事はポットがバンタム(爪哇の西部)に到着すると同時に、東印度への航海中船隊の行動を司配せる上長官會議 (Raad) を解散し、總督と共に立法行政其他の機務に參劃すべき印度評議員會 (Raad van India) を組織すること(訓令第一條)、若し必要あらば軍事裁判所を組織すること(第二條)、印度評議員會は、法律事務官 (Juristen) の告訴に依り、會社規則(註二)を破り總督命令を遵奉せざる者、商業規則に反する者を裁判に附すべきこと(第三條)等を以てせり。此等の條文は、立法權を總督に附與すといふが如き明確なる規定を缺くも、前後の意味よりして、會社が東印度總督に對し、立法行政司法の權限を附與するものたることを明示す。

- 註一。訓令は、前後五回東印度總督及印度評議員に與へられたり。即ち左の如し。
  - (一) 一六〇九年十一月十四日附を以てピーター・ポットに與へられたるもの。
  - (二) 一六一三年五月十一日附を以てライオンスト總督に與へられたるもの。
  - (三) 一六一七年八月二十二日附を以てライオンスト總督に與へられたるもの。
  - (四) 一六三二年三月十七日附を以てアラウワー總督に與へられたるもの。
  - (五) 一六五〇年四月十三日附を以て東印度總督及印度評議員に與へられたる訓令。

註二。會社規則 (Articles) といふは、東印度會社を船に乗組める社員を取締る爲めに會社が設けたる規則なり。全文は翻譯して臺灣總督官房調査課南支那及南洋調査第七十八輯和蘭東印度會社の司法中に在り。

會社が二世總督たるライオンストに與へたる訓令中には、總督及印度評議員の立法上の權限に就ては、特に記載する所なきも、一六一七年八月二十二日附を以て第三代目の總督ヤン・ピーターズ・イン・クーンに與へたる訓令は、其最後の箇條たる第八十條に於て、總督と印度評議員とは、會社の利益と東印度にある社員(社員)の幸福との爲めに必要と信せらるる法律條令を制定することを得る旨を記載せり。此の如き規定は、其後の訓令中には包含せられざるも、一六三二年の第四訓令、一六五〇年四月二十六日附を以て發せられたる會社の書簡、同一六五〇年四月十三日附を以て與へられたる訓令(即ち最後の訓令)は、總括的に一六一七年の第三訓令は、其條項が後の訓令書簡等に依り、特に無効なりと宣言せられざる限り全部效力を有すとなし居るを以て、依然有效なるものとして維持せられ居るなり。

以上述べたる所に依て是を見れば、會社時代に於ける東印度總督及印度評議員が立法權を有したることは一點疑ふの餘地なし。否會社領有時代に於ては、總督に與へらるる訓令書の規定を別とするときは、東印度總督及評議員會は、東印度に於ける唯一の立法機關たりしなり。名義上は、會社は聯邦議會より與へられたる特許狀に依り、次に東印度政府は會社理事團より與へられたる訓令に依り、各立法上の事務を依頼せられ居るも、聯邦議會並に會社本部は、只單に東印度に關する法律を制

定せざりしのみならず、東印度政府の作製せる法律案すら不問に附せり。即ち、一六四二年七月八日附布告を以て東印度政府の發表せる「バタヴィア法典」(Codex van Batavia)に對し、和蘭に於ける東印度會社理事は、一六四三年九月二十五日附の書面を以て承認の辭を與へたるに反し、政府が一七六六年十月二十一日附を以て送れる改正法典の草案に對しては會社は審査裁可する所なかりき。否會社は立法上の事柄は、全然東印度政府に屬するものとして審査是非するの熱心を有せざりき。即ち、東印度會社時代に於ては、表面は兎に角、事實に就ては、東印度に於ける立法權は、東印度政府の掌中にありき。

## 二 東印度會社統治以後に於ける蘭領東印度の立法制度

和蘭東印度會社の滅亡と相前後してナポレオン戦争勃發し、和蘭も其渦中に投せざるべからざるに至り、爲めに蘭領東印度は始めはルイ・ナポレオンの支配を受け、後英國に降服するに至れり。東印度が和蘭の手に復歸し始めたるは一八一六年にして、全部の引渡しを受けたるは一八一八年に於てなりとす。

和蘭は、東印度を恢復すると共に、統治の根本を確定するの必要を認め、一八一五年には恰も會社

統治時代の訓令にも該當すべき政府規則 (Regeringverordening) を作成せるも公表することなくして止めり。和蘭政府が、始めて是れを發表せるは一八一八年にして、政府は爾後是れに幾度か改正を加へ、以て今日に及びり。今日に於ける蘭領東印度政府規則は、一八五四年和蘭聯邦議會を通過し、翌一八五五年中蘭領東印度官報第二號を以て發表せられたるものなり。此政府規則こそは、蘭領東印度總督及評議員の Charter にして、立法上に於ける此等機關の權限は遺漏なく規定せられ居れり。但し、今日には會社時代と異なり、領土に關する重要な法律は本國の立法機關に依て制定せられ、且つ本國に於ける立法機關の權限職能は、和蘭憲法 (Grondwet) に依りて規定せられ居るを以て、蘭領東印度の立法制度を論ずるに當りて、吾人は和蘭憲法をも參照せざるべからず。

蘭領東印度政府規則第二十條は

『法律(註一)の明文に依て當然規定せらるべき事項、及法律に依て既に規定せられたる事項、勅令(註二)に依て規定せらるべき事項、及勅令に依て既に定められたる事項以外の事項に關し、總督は一般的规定(註三)を設くることを得』

と規定し、蘭領東印度には法律、勅令の外に總督が其立法權に依て設くる一般法律上の規定あることを認め居れり。

註一、法律とは、*Wet* といふ蘭語を翻譯せるものにて、*Statu* とは聯邦議會と和蘭國王とが協同して作り、且つ國王の裁

蘭領東印度の立法制度

可せる一般的规定をいふ。故に蘭語にて「法律」とあるときには、其語は特別の意味を有するを以て他の法律上の規定と決して混同すべからず。

註三。勅令とは Koninklijk Besluit の翻譯にして、國王が國王自らに附屬する立法權に依りて作製する一般的规定をいふ。法律と同じく一種の固有名稱なり。

註三。一般的规定とは Algemeene Verordening の翻譯にして、一般に通用する法律上の規定をいふ。聯邦議會が國王と協同して設くる一般的规定を法律といひ、國王が自らの立法權を用ひて作る一般的规定を勅令といひ、東印度總督が政府規則の條章に依て保障せられたる立法權を用ひて設くる一般的规定を總督令 (Ordonnantie) といふ。一般的规定とは、畢竟するに法律、勅令、總督令の總稱なり。即ち左圖の如し。

法律 (Wet)  
勅令 (Koninklijk Besluit)  
總督令 (Ordonnantie)

此處に所謂一般的规定とは、蘭領東印度全體に對して效力を有する法規の謂ひなるも、蘭領東印度には、人の知る如く自治領なるもの到處に介在し、此等自治領に於ては、所謂一般的规定と雖、自治領の法規に抵觸せざる範圍内に於てのみ效力を有するを以て、一般的规定の效力必ずしも一般的ならず。故に、或和蘭の學者は、一般的规定とは、「蘭領の何れの部分にも效力を有するもの」といふ意味に解せず、「統治權より發生し特別の事情あらざる限り一般の效力を有すべき性質ある法律」といふ意味に解すべしと主張せり。

既に述べたる如く、蘭領東印度には、目下三種の一般的规定あり。一は聯邦議會が國王と協同して設くるもの、稱して法律 (Wet) といふ。他の一は、國王が己れの立法權を利用して作る一般的规定にして、稱して勅令 (Kon. Resluit) といふ。他の一は、蘭領東印度總督が、蘭領東印度の憲法たる政府規

則に保障されたる立法權を行使して設くる一般的规定にして稱して總督令 (Ordonnantie) といふ。今左に各立法權の及ぶ範圍及び是れに依て生ずる一般法規の種類に就て畧述する所あるべし。

(一) 聯邦議會 + 國田 (Vereenigde Macht) の設くる一般的规定。即ち法律。

和蘭憲法第一〇九條は、法律なるものは、其れが和蘭に於て施行せらるゝものと、植民地に於て施行せらるゝものとを問はず、聯邦議會と國王とが協同して是れを作るとあり。協同して設定する場合に二あり。一は國王が規定せらるべき事件に就て提案をなす場合にして、其提案が法律として發布せらるゝ迄の手續順序左の如し。

- (イ) 或事件問題に就て國王提案をなさんとす。
- (ロ) 其場合國王は、其問題事件を主管すべき大臣に命じて法律案を作らしむ。
- (ハ) 大臣の方に於て成案を得れば閣議に附す。
- (ニ) 閣議に於て異議なければ案は樞密院に廻附せらる。
- (ホ) 樞密院に於ても異議なければ、主管大臣の説明書と共に、勅使に依て聯邦議會の下院に廻附せらる。
- (ヘ) 下院は五部に分たる。
- (ト) 各部には部長、副部长、報告掛各一名あり。

蘭領東印度の立法制度

(チ) 五部の部長と下院議長とは合體して中央部會を形成す。下院議長は中央部會の會長なり。五部に屬する五名の報告掛は、樞密院より廻附せられたる議案に對し、各部の意見を附す。而して是れを主管大臣の手に送附す。

(リ) 主管大臣は、各部より提出せる質問の要點に答へ更に是れを下院に送附す。下院に於ては是れを總會の議に附す。

(ル) 下院に於ては、法律案の各條項を審議す。而して訂正すべき點あらば是れを訂正す。第一讀會に於ては、法律案の各條項に就て決を採る。

(カ) 第二讀會に於ては案全體に就て採決。

(ヨ) 可決せられたる案は上院に送附せらる。上院に於て五部會あることは下院と異なる所なし。

(タ) 上院に於ては修正せられず。下院案を全體として可決するか否決するか何れにかす。

(レ) 上院に於て可決せられたる案は國王の手に戻る。

(ソ) 國王是れを裁可す。

(ツ) 國王は是れを官報に於て公表す。

聯邦議會(下院のみ提案を爲す權を有す)が規定せらるべき或事件に就て提案をなす場合(此場合を *Parliamentair initiatief* といふ)其れが法律として公布せらるゝまでの順序は左の如し。

(イ) 下院が提案をなす場合、該法律案は、國王よりの提案と全く同一の取扱ひを下院に於て受く。下院案は採決の後上院に廻附せらる。

(ハ) 上院に於て可決せらるれば樞密院に於て附議せらる。

(ニ) 國王は樞密院のアドバイスに依て下院の提案を採擇するか否かを決す。而して是れを議會に通告す。

(ホ) 王が議會の案を採擇せる場合には案は法律として官報に公表せらる。

法律案を起すものは、議會政治を行へる他の諸國に於けると同じく、和蘭に於ても多くの場合に於て國王なり。开は、國王は平生法律に依て取極めをなすことを必要とする總ての問題に注意する機關(各省大臣の如き)を有するを以てなり。

然らば、植民地の問題に對する國王並に聯邦議會の立法權(即ち前に言へる *Wetgevende Macht*)の及ぶ範圍は如何。換言すれば、蘭領東印度の諸問題中、何が法律に依て規定せられ、何が勅令に依て規定せられ、如何なる問題が總督令に依て規定せらるゝか。各立法權の及ぶ範圍は如何。此問題に就て、和蘭憲法は、其第六十一條に於て

(イ) 蘭領東印度政府規則の規定は法律に依て定む。

(ロ) 蘭領東印度の貨幣制度は法律に依て定む。



(ハ) 植民地に於ける右以外の事項と雖、國王及聯邦議會に於て必要と認むる場合に於ては、法律を於て是を定む。

と述べ更に第六十二條に於て

(ニ) 植民地會計法は法律に依て是を定む。

と云へり。由是觀是、目下和蘭國王及聯邦議會は、蘭領東印度に於ける法律中最も重要なものに就ては、其設定權を自己の手中に保留せんとするのみならず、前記(ハ)の項を見れば、事情の許す範圍内に於て、植民地に關する一切の法律を自らの手に依て作爲せんとする意志を有すること明かなり。加是、和蘭に於ける *Wetgevende Macht* は法律上國王又は總督より上級なるを以て、其作爲する所の法律は、勅令、總督令と衝突せる場合はこれを無効とするの效力を有す。今是れを會社が政府に代て東印度を統治せる時代に比較するときは、實に多大の相異なりと謂はざるべからず。東印度會社時代は、總督はクラック・デ・レース氏が言へる如く、實に東洋に於ける *Supremus imperans* (最高支配者) なりしなり。

以上(イ)(ロ)(ハ)の四項は、法律に依て定むと和蘭憲法中に明定せらるも、法律上規定さるべき他の事項に就ては和蘭憲法は何等語る所なし。茲に於て如何なる事項が法律に依て規定せられ、如何なる事項が勅令の問題となり、如何なる事項が總督令に依て規定さるべきかは、往々立法の實務に當る者

の間に於て論議さるゝ所なるが、和蘭フロニンゲン大學教授クレインチエス氏は、此問題に就て大要左の如き言をなせり。曰く、

(a) 蘭領東印度の Charter とも稱すべき政府規則 (*Regeeringsovereenkomst*) の一部として公然該規則中に編入せられざるも、事實該規則の一部と見做されて差支へなきほど重要な法令。

(b) 設けられんとする法令の影響が蘭領東印度にのみ限られず、弘く和蘭及其領土全體に及ぶ場合。

(c) 蘭領東印度の財政に直接間接大なる影響を及ぼす事項。是等は法律に依て規定せらるゝを以て通則とす。クレインチエス氏の言ふ所、必ずしも甚だ明瞭にはあらざるも、大體に於て事の實際を説明し居れり。即ち、氏の説明せるが如き見地よりして、和蘭聯邦議會並に國王 (即ち *Wetgevende Macht*) は、蘭領東印度關稅法は、法律に依て定むとせり (蘭領東印度政府規則第二二九條)。蘭領東印度政府豫算は會計法に依て定められざるべからず (會計法第二條)。又東印度總督が豫算以上にクレデトを開くとき (會計法第二三條)、東印度政府が借款を起すとき、又は他の借款を保證するとき (會計法第一四條)、決算額を決定するとき (會計法第七四條第二項)、東印度の豫算より生ずる利餘金の處分をなすとき、不足金額が填補せらるゝとき (會計法第七四條第二項)、蘭領東印度政府が或者と一萬盾以上の事件 (動産又は不動産に關する) に就て争ひ、調停

に應ずるとき(會計法第二〇條)、蘭領東印度政府が一萬盾以上の要求権を有し、政府が其権利の一部又は全部を放棄せんとするとき(會計法第二二條)は一々法律に依て認可せられざるべからず。蘭領東印度政府が或會社と契約し、該會社に特權を與へて事業を經營せしめんとするときは、其契約書は法律に依て承認せられざるべからず。例へば、爪哇鐵道幹線の一部を所有せるD.M.の鐵道會社と蘭印政府との契約、ピリトン島採錫會社との契約、Nederlandse Handelsmaatschappij(和蘭商業會社と稱する銀行)との契約、命令航路に従事する或汽船會社との契約等の如し。蘭領東印度政府との契約に於て、法律上の認可を得たる最近の例として吾人の記憶に新なるは、バターフェ石油會社の分身たるNederl. Aardolie Maatschappijと蘭領東印度政府との契約なり。此等の契約は何れも植民地政府の財政に對し多大の影響を有するを以て、聯邦議會並に國王の法律に依て取扱ふこととせられたるなり。右の外、國家的に重要な問題として、特に法律の規定を變れるものに、蘭領東印度鐵業法、著作取締法、奴隸使用禁止法等あり。

要是、蘭領東印度に關する重要な法規は、悉く Weigene de Machtの力に依て設定せんとするのが現今の傾向なり。

(二) 國王の設くる一般的規定。即ち、勅令(Koninklike Besluit)。

以上は、和蘭聯邦議會が國王と協同して設くる 蘭領東印度に關するの一般的規定(即ち法律)に就て、其起源本質範圍等を説明せるものなり。然らば立法上第二の階級に屬する、國王の有する立法權の及ぶ範圍は如何。蘭領東印度政府規則は、第二十條に於て「勅令に依て定めらるべき事項及既に定められたる事項以外に關し、總督は一般的規定を設くることを得」といひ、第二十一條中には「非常の場合に於て、總督は法律に依て規定すべき事項、國王が其立法權内に保留せる事項に就て一般的規定を設くることを得。但し、此の如き一般的規定に就て、總督は後國王又は法律の認可を得ざるべからず」といひ、又同第二十四條中に於ては「總督は國王の事後承諾を條件として」云々といひ、國王が立法權の所有者なることを明言せるも、國王が如何なる事項に就て勅令を發し得るかといふことには、殆んど何等語る所なし。只蘭領東印度政府規則第九十五條は、パタビヤ高等法院判事に犯行ありたる場合に、是れを所罰する規は國王のみ是れを設くとあるのみ。學者の言ふ所に依れば、今日國王は、(一)法律に依て規定せられざる一切の事項、(二)蘭領東印度總督が政府規則第五一條第七一條の規定に従ひ、當然規定し得べき事項以外の事項に關して法令を設け得るに止まり、立法上に於ける權利の性質極めて消極的なりと。然るに、一八一五年制定せられたる和蘭の憲法は、國王は全く他を排し(Dijnstuning)國王自らにて植民地を支配すとせり。今是れを今日の狀況に比較するとき、吾等をして時勢の推移の大なるに驚かしむ。事實、今日吾等は蘭領東印度の法令發表機關たるスタートブラドの紙上に於て、勅令なるもの、發表を見ること稀なり。

蘭領東印度關係の法令にして勅令として出でたるもの、中最も重要なものは、蘭領東印度民法、商法、裁判所構成法、歐洲人刑法、土人刑法、破産法、地方分権法等なり。

勅令として發表せらるる法令は、名は勅令なれども、國王自ら勅令の草案を提出すること稀なり。草案は殆んど皆、規定せらるべき問題を主管せる大臣の手に依て作製せらる。大臣は勅令案を作製し是を樞密院に廻附す。樞密院に於ては該案を院議に附し、意見書を附加して勅裁を仰ぐ。國王は裁決を與へたる後は是れを樞密院に返戻す。勅令は斯の如くにしてなる。

(三) 東印度總督の設くる一般的規定。即ち總督令(Ordonnantie)。

最後に、第三級の立法機關たる總督に就て一言せんに、蘭領東印度政府規則は、第二十條に於て「法律の明文に依て、當然規定せらるべき事項、及既に法律に依て規定されたる事項、勅令に依て定めらるべき事項、及既に定められたる事項以外の事項に關し、總督は一般的規定を設くることを得」といふ規定を設け、總督の立法權を確認せり。總督の立法權は、階級上より謂へば、聯邦議會及國王の立法權の下に在るを以て *Wetgevende Macht* 又は國王に依りて否認せらるることなきを保せざるも、國王の法律制定權の如く有名無實ならず、三種の立法權中寧ろ甚だ實用味に富めるものなり。近代に於ける運輸交通の發達と共に、蘭領東印度の事情は今日漸く判明せりとは謂へ、尙ほ同地には本國爲政家の知悉し能はざる各種の事情あり。内には數千萬の異民族を包容し、面倒なる政治行政上の問題は

間斷なく生起するを以て、其此處に統治の任に當る者は飛耳張目領内の形勢に注意し適當なる處置を施さざるべからず。是れ、東印度總督の立法權が割合に類案に行使せられ、總督令(Ordonnantie)なるものが屢々公布を見る所以なり。只總督の立法權の聯邦議會又は國王の立法權と異なる所は、國王及聯邦議會は法律を制定するに當り他の束縛を蒙らざるに反し、東印度總督は、上は「國王の命令に從ひ」、政府規則第二十條の規定)、下は東印度評議員と合議せざるべからざる(政府規則二十九條)點なりとす。此處に所謂「國王の命令に從ひ」とあるは、總督が總督令を制定するに當りては、一應國王の意見を徵せざるべからざること(植民大臣を通じて)を意味するものなり。要是、總督の立法權の範圍は、頗る弘汎なるも、彼の爲す一々の立法行為は、上は國王、下は印度評議員より掣肘せらるるものたるなり。

大方の國法學者は、東印度政府法中に於ける總督の立法權に關する規定を基とし、平常の場合に於ける總督の立法權と、非常の際に於ける其立法權とに區別して論ずるが故に、本文に於ても右の如く二つの場合に分ちて記述することとすべし。

一 平常の場合に於ける立法。東印度政府は、前既に説明したる如く、總督と印度評議員(副議長一名、議員四名)との二要素よりなる。東印度會社統治時代、會社理事は總督と評議員等との間に、理論上何等階級の差を設けず。總督及評議員宛として訓令書を認めたる程なりしが、時代の推移と共に

に兩者の間に非常なる權力の差を生じ、今日に於ては、事實に於ては勿論、理論上に於ても幾分か總督の優越的地位を認めんとせり。即ち蘭領東印度政府規則第一條は「蘭領東印度として知らるゝ、亞細亞に於ける植民地及領土は、本規則の規定に基き、國王を代表せる一總督に依りて統治せらる」とあり。以て總督の位置の優越なるを知るべし。併し政府規則第二十條以下は、立法及重要行政上の事務に關しては、總督は評議員と合議し、其賛成を得ざるべからずとせり。然らば、總督令の制定せらるゝ場合、如何なる手續きに依るかといふに、政府規則に依れば、總督も評議員も共に法案を提出し得れども、普通の場合法案を提出するものは總督なり。即ち、總督は新に設けんとする法規に最も深き關係を有する省長官をして立案を爲さしめ、成案の後是れを書記官長 (Algemeene Secretaris) に廻附し、案文を洗練せしめ、然る後是れを印度評議員會の議に附す。印度評議員會の多數が總督の案に賛成したる時は、案は成立したるものなり。反是、印度評議員の多數が、總督の案に變更を加へたる場合は、

- (一) 總督が評議員會の意見に同意して案を成立せしむるか
- (二) 總督は、變更案を審議することなく、國王の決裁に依り、原案變更案の中何れか一方を成立せしむるか
- (三) 領内の平和、其他緊切の利益が脅威せらるゝ場合、總督は再審議に附する一方、自己の責任に

於て一時自案を成立せしむることを得。  
二 非常の場合に於ける立法。(一) 戦争反亂以外、非常の事故領内に出来せる場合、總督は、政府規則第二十一條の規定に従ひ、普通國王並に聯邦議會の法律又は國王の勅令に依て規定せらるべき事項に就ても一般的規定を設くるを得。但し、總督の設けたる一般的規則が、法律 (Wet) に關係ある場合には、總督は後に至りて聯邦議會及國王の承認を得、勅令に關係ある場合には國王の認可を得ざるべからず。(二) 戦争反亂以外、非常の事故出来せる場合には、總督は、政府規則第二十三及二十四條の規定に従ひ、蘭領東印度の全部或は一部に對し、法律又は勅令の效力を停止することを得。但し、法律の場合に於ては、聯邦議會、勅令の場合に於ては國王の事後承諾を得ざるべからざることとは前と同斷なり。(三) 戦争反亂の場合に於て、總督は和蘭及蘭領東印度の爲めに必要なりと信ずる手段、又は平常の場合ならば國王の認可を必要とする手段をば、總督一己の責任に於て採用するを得。斯の如き場合に於て總督は又、蘭領東印度の全部又は一部を交戦状態に在りと宣言し、政府規則の規定及法律の效力を一時停止するを得。總督は又、爪哇マドゥラ以下の蘭領東印度の部分に於ては、此等の部分に在勤する普通行政官軍人行政官に對し、此處(政府規則四十三條)に記載すると同様の手段を採ることを許可す。又政府規則第四十四條の規定に従へば、總督は國王の命令を遵奉し、領内に於ける土侯及土人部落に對して宣戰をなし、彼等と平和條約を締結するの權限を有す。

以上は蘭領東印度に對する立法制度につき、其大略を述べたるものなるが、國王及聯邦議會の法律、國王の勅令は勿論、蘭領東印度に於て設けらるゝ總督令と雖も、治者たる和蘭人が是れを作り、被治者たる多數の土人に強制するものたるに過ぎず。東印度に於て設けらるゝ總督令の如き、總督と、一名の副議長と四名の評議員とが親展書(意見の交換は總て文書を以て行はる)を以て議定するものたるに止まる。斯の如き制度が、如何に低級なる文明を有する國なりとは謂へ、五千餘萬の人民を擁する國に於て、而も民權思想澎湃たる現下の時勢の下に維持すべからざることは識者を俟たずして明かなり。茲に於て、政府は一九〇四年地方分權令(Decentralisatie-Besluit)なるものを勅令として發布し、州及び分州に州會分州會を置き、地方人をして地方的問題の解決に參與することを許し、中央集權の弊を除き幾分人心を緩和することを得たりと雖も、民族全體の要求を満足すること能はず、民族全體としては、彼等の生活に直接間接影響を蒙らしむべき國家的問題(東印度の豫算其他)の解決に參加せんことを希望せり。殊に日露戦争に於ける日本の勝利は、南洋土人の民族的目覺に一大衝動を與へ、ブディ・ウタモ(Boedi Oetomo)サレカト・イスラム(Sarekat Islam)等有力なる土人の政治團體起り、到底尋常一様の手段に依りては、土人の政治的向上心を満足する能はざるに到れるを以て、而して前總督リムブルフ・スティールム伯(Mr. Johan Paul graaf van Limburg-Sinjo)は土人の身方を以て任じらる人なりしを以て、和蘭本國及東印度政府は蘭領東印度の住民を代表する一の機關を

作り、民意のある所を聞くに決し、一九一六年十二月十五日附法律を以て東印度政府規則を改正し、所謂國民議會(Volksraad)なるものを設置するに決せり。但し國民議會の特色とする所は、其れが一の諮詢機關にして決定權を有せざる點にありとす。併し、假令決定權を有せんとするも、該議會の決議は、理論に於ても實際に於ても民意を代表するものなるが故に政府としては、決して輕々に觀過すること能はず、寧ろ國民議會の所爲をば神經的に注意し居れり。國民議會の組織權限大要左の如し。

一 國民議會の組織。現今國民議會は、四十八名の議員と一名の議長とよりなる。議長も議員も共に勅任なり。四十八名の中、半数即ち二十四名は總督の推薦に係る。此二十四名は、元々印度評議員が一名の國民議會議員に對して二名、都合四十八名推薦せる者の中より、總督に於て隨意に選擇したるものなり。總督の推薦する此二十四名中、八名は蘭領東印度土人、十六名は在住歐羅巴人及東洋人(日本人は歐洲人待遇なる故東洋人なるカテゴリーに入らず)よりなる。

總督の推薦する前記二十四名以外の議員(即ち二十四名)は、蘭領東印度に散在する市會、州會或分州會の議員に依りて選舉せらる。此二十四名の議員中、十二名は土人他の十二名は歐洲人及び在住東洋人ならざるべからず。由是觀是、國民議會議員總數四十八名中、二十名は土人、歐洲人及東洋人の總數は二十八名となる。蘭領東印度政府書記官長ウエルクター氏は、嘗て本文の筆者に語りて曰く「蘭領東印度全體の問題に就ては、在住東洋人(支那人亞利比亞人を謂ふ)の利害は在住歐洲人の利益

と全然一致するが故に、土人が合體 (eng) して歐洲人議員に當るも、現在の國民議會の議員の構成にては、歐洲人を屈服すること不可能なり。此點は國民議會に關する法令を作製する際に於て當局者が最も注意を拂へる所なり云々と。然るにも拘はらず、政府は議員の選擇に多大の注意を拂ひ、過激思想を懷抱せるサレカト・イスラム黨などよりは、唯一名の議員を出す位のことには止めんと力め居れり。加是、斷えず御用黨とも稱すべき、蘭人實業家中の巨頭官吏を網羅せる政治經濟黨 (Politiek-Economische Bond) を縱横して、議會の内部を左右せんと力め居れり。

二 國民議會の權限。國民議會は、前記の如く、諮問機關にして決議機關にあらず。従て、積極的の權能と稱すべきものは、一として有せざるも、改正政府規則第三百三十一條は、總督は次の五項に限り必ず國民議會に諮詢せざるべからずとせり。次の五項とは

- (一) 蘭領東印度政府の豫算決算に關する事項。
- (二) 決算面に現はれたる剩餘金の處分、不足金の補填に關する事項。
- (三) 總督が總督の處分 (Bele) に依りて、蘭領東印度公債を發行せんとするとき、起債及是れに對する保障に關する事項。
- (四) 蘭領東印度住民の兵役に關する事項。
- (五) 右以外、勅令に依りて指定せらるべき事項。

を謂ふ。右の中、毎年五月と十月(十月の開期は必ずしも確定せず、時として九月の下旬となることあり、十一月となることあり)とに開會せらるゝ議會に於て、特に問題となるものは第一の事項なり。總ての討論は、第一に記載せる事項を中心として行はる。

茲に最も政府當局者を困惑せしめ居る問題は、改正政府規則第三百三十一條中に在る「國民議會は、國王、聯邦議會、及總督に對し、蘭領東印度及其住民の利益に關する問題につき意見を開陳するを得」といふ規定なりとす。國民議會に對する諮問の範圍を前記の五項に止め置きたらんに、毎年二回の議會も無事に終了するならんと想像せらるゝに、聯邦議會が右の如き規定を挿入せる爲め、議員等は蘭領東印度に關する、あらゆる問題を國民議會に提起し、開會の都度政府を窘め居れり。但し、政府は、國民議會内政府代議員 (Regeeringsemachtigde voor algemeene zaken) なる常設政府委員を置き、政府の各部署に關する問題は勿論、領内の形勢を絶えず調査せしめ、議員に對して爲す答辯に窮せざらんことに力め居れり。

以上は蘭領東印度全體に亘る立法權に就て論じたるものなるが、蘭領東印度に於ては、以上の外州知事、分州議會、村長等に對し限定的立法權を附與せり。但し、此等限定的立法權に就ては後日機會を得て叙述することとすべし。

### ◎海峽植民地の立法制度

東洋に於ける英領各植民地を通過するに、香港海峽植民地は勿論、大は英領印度より小は英領ニウ・ギニアに至るまで、立法上の制度に於ては殆んど何等の相違あらざるを見る(註)。即ち、英領各植民地に於ては、行政上に於ける總督の補助機關として行政會議(Executive Council)あるが如く其の立法上の補助機關として立法會議(Legislative Council)なるものを置けり。故に、英國の統治下に於ける一植民地の立法會議の権能、組織等を説明するときは總ての植民地に於ける立法機關の性質を了解することを得。故に、此處には、海峽植民地に於ける立法會議の性質職分を明かにし、東洋に於ける總ての英領植民地に對する説明に代ふることゝすべし。

(註) 英領印度に於ては、所謂印度人不満の結果 Government of India Act, 1919 なるものに依りて、立法制度を改正し一九二〇年末より是を實施せるも、それ迄は、印度の立法制度は海峽植民地等の其れと何等異なる所なかりき。

海峽植民地に於ても、他の英領植民地に於けると同じく、總督は英國皇帝(Crownと稱す)より與へられたる勅許狀(Letters Patent註)の範圍内に於て立法權を行使す。勅許狀は、其れが何れの英領植民地に於けるものたるを問はず、極めて簡單に(一)總督の主宰する立法會議の立法上に於ける權限を規定し(二)總督が立法權の範圍に於て審議決定せる法律(總て Ordinanceといふ)を、皇帝は否認

する權利を保留する旨を述べ(三)皇帝の勅許なくして立法會議が決議をなし、總督が公表施行する能はざる事項あることを明言し(四)立法會議の會議執行に關する規定は、是れを勅訓に讓る旨を規定せり。

(註) 勅許狀即ち Letters Patentは Letters Patent passed under the Great Seal of the United Kingdom, constituting the Office of Government and Commander-in-Chief of the Straits Settlements and their Dependencies のことなり。

しき名目なほし居れり。香港に於けるものも亦同じ。勅許狀の全譯は附録として本書末尾にあり。

勅許狀には、必ず勅訓(Instructions註)なるものを附帶す。普通に訓令と譯すべし Instructionなる言語を、特に勅訓と譯せるは、其れが前記勅許狀と同じ勅命に依りて發生し、同一の形式を以て發表せらるゝが爲めに外ならず。勅訓の目的とする所は、勅許狀に只簡單に規定せる所を、敷衍し補足するにあり。例へば、勅訓には總督の行使する立法上の權限に就ては殆んど再説する所なきも、立法會議の組織、會議執行の方法等に就ては、頗る綿密なる規定を設け居れり。皇帝の勅許あるにあらずんば、總督が法律として公表し得ざる事項の如きも一々明定せり。要するに、勅訓なるものは、簡明を主とすべき勅許狀に於ては、充分言ひ盡す能はざる點を補足せるものにして、勅許狀とは素より不可分の關係に在るなり。故に、以下立法會議の職分組織等に就て敘する際に當ては、勅訓をば勅許狀の延長と見、兩者を不可分の材料と見做して取扱はんとす。

(註) 勅訓即ち Instructionsと勅許狀と同じく Instructions to Our Governor and Commander-in-Chief in and over Our



Straits Settlements and their Dependencies, or to any other Officer for the time being administering the Government of Our said Settlements and their Dependenciesなる類なる長々たる名目を有し居れり。此處にOn(吾々)あるは、英國皇帝を意味す。勅訓の全譯は附録として本書末尾にあり。

海峽植民地に於ては勿論、香港に於ても、前記勅許狀、勅訓の二者は、必ず議事進行規則なるものを伴ひ居れり。略してStanding Orders(註)と云ふ。但し、此議事進行規則は、植民地立法會議が勅訓の規定に依て作製せるものにして、全然勅令の性質を有せず。例へば、海峽植民地立法會議に於て、現に行はれ居る議事進行規則は、同地の立法會議が、勅訓第二十六條の規定に依り作製したるものにならず。

(註) 法律上の名稱をStanding Rules and Orders of the Legislative Council of the Straits Settlementsとす。

以上、海峽植民地立法規則の三幅對と稱すべし。Letters Patent, Instructions, Standing Ordersに就て、大體を知り得たるを以て、以下此三者を基として同植民地に於ける立法制度の如何なるものなるかを稍々詳細に説明する所あるべし。

### 一 立法議會の組織

立法會議の組織は、一九二二年の勅許狀(Letters Patent)及勅訓(Instructions)に規定せられ、爾來

官職上當然議員たる者(Ex-officio Members)には總督を含む) 七名

總督の任命する官吏議員(Official Members) 四名

總督の任命する非官吏議員(Unofficial Members) 八名

(内二名は、新嘉坡及彼南商業會議所の指名に基き、總督に於て任命するものなり)

官職議員 二名

官吏議員 二名

非官吏議員 一三名

即ち二十七名に増員擴張せらるゝことになりたるも、後記の理由に依り、現在議員は總督を加へ二十

五名なり。

官職上當然議員たるべき者、即ち官職議員は左の如し。

- 一、總督.....Governor;
- 二、軍司令官.....General Officer Commanding the Troops.
- 三、民政長官.....Colonial Secretary.
- 四、彼南理事官.....Resident Councillor of Penang.



- 五、検事總長.....Attorney General.
- 六、財務局長.....Treasurer.
- 七、土木局長.....Colonial Engineer.
- 八、馬拉加理事官.....Resident Councilor, Malacca.
- 九、教育局長.....Director of Education.
- 一〇、支那事務局長.....Secretary for Chinese Affairs.
- 一一、衛生局長.....Principal Civil Medical Officer.
- 一二、土地局長.....Commissioner of Lands.

總督に依て任命せらるゝ官吏議員及非官吏議員は、皇帝の勅許を要す。二名の官吏議員中、一名は警視總監の職に在る者にして他の一名は官職上當然議員となるべき職務、即ち教育局長代理を勤め居る爲め、官吏議員としては目下一名缺員なり。又従前の非官吏議員八名中、英國籍支那人議員一名は、總て新嘉坡、彼南及馬拉加在住英國人なりしが、改正の結果支那人は三名に増加せられ、外に印度人、混血人及馬來人より其の代表者として各一名宛新に任命増加せらるゝこととなり、一九二三年々初に於て支那人、混血人及印度人議員は夫々任命せられたるが、馬來人中には未だ適任者見當らざるものによ、今に任命せられず。爲めに非官吏議員も亦一名缺員の姿なり。

上記の如く、英國人以外の議員が増加せられたるは、要するに從來の立法會議は各種人種を以て構成せらるゝ海峡植民地の實情に適當せず、宜しく主要人種中よりも夫々其代表的人物を採り、以て會議に列せしめ、各方面の意見を徴し、所謂多數民意の徹底を期せんとする趣旨に基くものなり。乍併、若し夫れ事實多數の民意に基き政治を行はんと庶幾する以上は、非官吏議員を民選に依らしむるに如かざるも、現今に於ては實際問題として、尙早不可能なるを以て、せめて官選非官吏議員の數を大多數に爲さざるべからずとて、此の官吏及非官吏議員を同數とし、議長に裁決權を有する總督を置く。徹底的改造に對し不満を寄するものなきに非ざるも、一般には現今に於ては此の程度に於て満足し居るの外なきものと見做され居るが如し。

非官吏議員の任期三年なるも再任を許さる。總督は亦非官吏議員を免じ、又は議員たるの職務の執行を停止することを得。

- 非官吏議員の内譯左の如し。
- 新嘉坡商業會議所推薦者
- 一 彼南同上
- 新嘉坡在住者
- 一 四 内英國籍支那人
- 彼南同上
- 二 内同

馬拉加同 上  
 印度人代表  
 混血種代表  
 馬來人代表

二 内同

(但し未任命)

## 二 立法會議の権限

海峽植民地の法律は、Acts of the Imperial Parliament 即ち英國議會を通過したる法律、Orders of the King in Council 即ち勅令、及海峽植民地立法會議に依て制定せられたるもの、三種よりなるが、海峽植民地立法會議が皇帝により委任せられたる立法事項は、千九百十一年二月十七日附を以て下附せられたる勅許狀の第八條に據るものにして、

「海峽植民地、及將來其領域に入るべき土地に於ける安寧秩序を維持し、本國人其他外國人の取締に必要な法律規則の制定、法廷及司法官の構成、訴訟、司法及財務行政に關する規則手續等の制定に關する事項」

之なり。由是觀是、海峽植民地立法會議が頗る弘汎なる権限を與へられ居ること明かなり。立法會

議は、右の外、英國議會を通過したる數次の法律に依て、左の如き立法權を與へられ居れり。

- (一) 一八四三年、英帝國議會に於て制定せられたる Colonial Evidence Act に依り與へられたる、野蠻人未開人にして基督教の精神を理解せざる者の證據を法廷に於て採擇することに就て必要なる法律の制定權。
- (二) 一八四九年の Colonial Inland P. O. Act に依り與へられたる、植民地の内部に郵便局を設立し、是れを維持經營することに就て必要なる法律の制定權。
- (三) 一八六〇年の Admiralty Offences Act に依り與へられたる、植民地の領域内に於て負傷し、其領域外に於て死亡したる者に對する犯人取調へに必要な法律の制定權。
- (四) 一八六五年の Colonial Laws Validity Act に依り與へられたる、植民地に於ける裁判所の開設、廢止、改造、及其組織の變更に必要な法律の制定權。
- (五) 一八六五年の Colonial Marriages Act に依り與へられたる、婚姻の當事者が、共に英國法に依りて婚姻するの資格ありと認めらるゝ場合、英領土の一部分に於て成就したる結婚は、他の部分に於ても有效適法なることを規定する法律の制定權。
- (六) 一九一四年の British Nationality and Status of Aliens Act に依り與へられたる、植民地に於て歸化權を附與することに必要なる法律の制定權。

(七) 一八八一年の Army Act に依て與へられたる、即決裁判に依て徴收せる罰金額を減ずるに就て必要なる法律の制定權。

(八) 一八九〇年の Colonial Court of Admiralty に依りて與へられたる、無制限的民事裁判權を有する植民地に於ける裁判所を、植民地海軍々法會議として認むることに必要なる法律の制定權。

(九) 一八九四年の Merchant Shipping Act に依て與へられたる、沈没其他船舶の遭難に關する事項をば、植民地の裁判所をして取調べしむることに就て必要なる法律の制定權。

(二) 前記 Merchant Shipping Act 第二六四條に依て與へられたる、同條令第二部の規定を、植民地に於ける英國籍の船舶其船主及乗組員に適用することに就て必要なる法律の制定權。

立法會議を通過したる法律案は、是れを總督に提出し同意を求む。總督是れに同意したるときは、官報を以て公布し、特別規定なき限り、其效力は公布と同時に發生す。總督が通過法案に對し皇帝の批准を得る爲め任意同意を留保し、後日皇帝の批准を得たる場合は、(一)之を公布し、(二)皇帝の批准を経たる旨立法會議に文書を以て通牒するか、或は皇帝の批准を得たる旨を公布することに依り效力の發生を見るなり。

皇帝は、植民地の法律に對し否認權を留保し居るの外、左記法律の制定に關しては、必ず皇帝の批准を要するものとせられあり。但し皇帝より何分の指令あるまで、或る法律の施行を停止する法律

案、又は總督が緊急施行の必要ありと認むる法律案に對しては、總督は自己の裁量に依り臨機同意を與ふる權限を附與せられ居れり。最も當該法律案は本國の法律並に條約上の義務に抵觸せざることとを要件とせらる。

(一) 正式に結婚せる夫婦の離婚に關する法律。

(二) 總督自身の爲めにする土地金錢の贈與、進物、祝儀の寄進に關する法律。

(三) 官吏の定員、俸給、手當等に増減を惹起すべき法律。

(四) 海峽植民地の貨幣及び銀行券の發行に關係を有する法律。

(五) 銀行の創設に關する法律、銀行の組織、權力、特權に改正變更を來す法律。

(六) 差別的輸入税を賦課する法律。

(七) 英國が、條約に依て當然他國に對して負擔すべき義務と兩立せずと思惟さる、簡條を有する法律。

(八) 英國陸海軍の良好なる統率訓練と兩立せざる法律。

(九) 英國の國威、海峽植民地に住せざる英國臣民の權利財産、又は英國及其屬領の通商航海に有害なる結果を生ずるらしく懸念せらる、法律。

(二) 歐洲人が受けざる制限拘束に、歐洲系統ならざる人民をのみ苦しましむる危險ある法律。

(二) 皇帝が一度勅許を與ふることを拒める規定を其條章中に有する法律。

### 三 立法會議の召集、及議事方法の概要

立法會議は總督之れを召集す。期日は前會議に於て之を定む。其の前以て定めざるときは六日前に會議の書記 (Clerk of the Council) をして議員に通知せしむ。緊急を要する場合には此の手續を省略することを得。但し、此の場合には議員三名に依て證明せらるゝことを要す。定められたる日に差支ある場合には總督は日を定めて當日の一日前に書面を以て通知を發することを要す。會議の開會時間は特別に定めたる場合の外は午後二時半とせらる。實際に就て見るに、會議開會数は月一回若くは二回にして午前十時半開會のこと多し。

總督は會議の議長となり、不在の場合は其の命する代理者又は出席首席議員議長の職務を執る。會議の定足数は議長共四人と議事規則に定めらる。而して召集せられたる日の所定時刻經過後二十分になるも、尙且つ出席者定足數に達せざる時は其の翌日(翌日が日曜、公日又はメールアドレスなる時は翌々日)更に開會せらる。

會議は政廳舎 (Government House) 内の會議室に於て行はれ公開とす。議事は過半數に依て議決せ

らる。可否同數の場合には議長之を決す。議事の内容は翌日の新聞にて報導せらるゝも、公的の議事録は會議當日より三週間目の金曜日發行官報にて發表せらる。議事録の外に議事要録なるものあり。是は次回の會議に提出せらる。記述事項に對する確認、又は訂正確認を受けた後、次の金曜日發行官報にて發表せらる。尙右議事要録は毎會議後本國政府に送致せらるゝものなり。

法律案は、總督及各議員之れを提出し得るの權利ありと雖も、財政に關する法律案等は總督の許可あるにあらざれば非官吏議員は之れを提出することを不得。又實際上に於ても諸法律案は政府側提出のものに限らるゝが如し。

法律案は、原則として三讀會を経て議決せらる。第一讀會に於ては、提出者提出の理由、案の趣旨目的を説明し、第二讀會に於て案そのもの、價值及主義に就き討論せらる。次で案は委員會に附議せられ、必要あらば此の際修正を加へられ、第三讀會に報告せられ可否を決す。斯くて、可決通過したる法律案は、書記に依て何日通過の旨記入せられ、總督の同意を得る爲め其の手許に提出せらるゝなり。

### 四 立法會議の組織改正意見

立法會議の改正意見としては、最近定員の増加實現せられたることゝ、今の所是れあらざるが如

くなるも、定員増加の結果、三名の支那人議員を會議に出すことを得たる支那人社界は、右三名は辯護士、栽培業者、及資本家なるを以て、更に實業家より一名を選出せられんことを希望し居れり。又回教に屬する印度人は、印度人及錫蘭人の代表として選ばれたる議員が、回教徒にあらざる理由の下に同議員に依り利益を代表せらるゝことを喜ばざるの風あり。其の任命當時印錫人に依て行はれたる歡迎會にも、印度回教徒は之に加はらざりし由にて、更に回教徒中より一人を官選せられんことを希望しつゝあり。混血人は從來西洋人ともつかず又東洋人でもなく、兩者間に仲間外れの取扱ひを受け居り、衷心面白からざる感情を抱き居りたる際のことにて、其の代表者を立法會議に見出し得たることに對し至極満足の體にて、目下只管同種族間の結束を固ふるに腐心し居るが如し。混血人は概して智識階級に屬し、栽培業、クラーク、教師を職業とする者多く、其の財的勢力は到底支那人の夫れに及ばざるも、支那人種と共に當方面に於て多望なる前途を有する者と思はれ居れり。馬來人代表は前述せる通り未だ任命を見ず。蓋し馬來人は、元來一般に遊惰の人民にして、政治思想皆無なり。されば自己種族の利益保護、福祉増進を目的とする機關なく、又彼等の内にも有爲の人物なきにあらざらんも、夫等の士は英國統治の完全せる海峽植民地内に肩瘡するよりは寧ろ彼等にとり活動の餘地に富む馬來土侯州に在るに如かずと爲し、海峽植民地以外に遠ざかり居る結果、未だ代表的人物を見出し得ざるに依るなるべし。乍併、政府は目下適任者を物色中のことなれば、早晚其の任命

を見るべしと觀測せらる。

### 五 經費、事務員等

立法會議の事務を司る官吏は、民政部に屬する會議書記(Clerk of the Council)にして、特に會議事務局の如きもの存在せず。從て其の經費の如きも、豫算乃至決算中に特記なきを以て知るに由なきも、前記書記の年俸は二千五百二十弗にして、議員には歳費手當の如きもの支給せられざるにつき、其の經費の如きも會議其のものゝ規模に鑑み輕微なるべしと想像せらる。

### 六 立法會議に於ける統治者側の優勢

信夫淳平氏は、其著「印度の現勢」第二〇六頁に於て、Government of India Act, 1919施行前の英領印度の制度(Gov. of India Act施行前に於ける印度の立法行政制度は、海峽植民地、香港、英領ニューギニア等に於て現に行はれ居る制度と何等異なる所なし)に就て、

「行政會議(Executive Council)の構成は大要前述の如し。此行政會議員に加ふに、別種の議員若干を以てすれば、其行政會議は化して茲に立法會議(Legislative Council)一名帝國參事會と稱する印度

政府の立法機關となるなり。故に立法會議は、形式に於て行政會議の膨脹せるものに過ぎず」云々と謂へり。信夫氏が英領印度の立法行政會議に就て言へる所と、全く同一のことが海峽植民地の立法行政會議に就ても謂はれ得べし。即ち、海峽植民地に於ても、立法會議は行政會議の膨脹せるものたるに過ぎず。即ち海峽植民地に於ける立法會議は、行政會議々員を中樞として組織せるものなり（本書附録海峽植民地總督兼司令官に與へられたる訓令、第七十二頁、第七十六頁を見よ）。此處に海峽植民地のみならず、東洋にある英領各植民地に於ける制度の妙味存す。即ち海峽植民地等に於ては、立法會議の中樞は英國の皇帝を代表する總督以下の官吏を以てなるを以て、行政者側の意見は殆んど總ての場合に於て立法會議を司配することを得るなり。是れ比律賓に於ける立法行政制度と異なる所にして、英國爲政者の大に意を用ひたる點なりとす。

近來は、立法會議中非官吏議員の必ずしも政府の施設に追隨せざらんとするものを生じたるも、前記の如き制度なるのみならず、總督は、立法會議に於て議長たると同時に一議員の資格をも有し、キヤスティング・ヴォートを握り居るを以て、立法會議は實際に於ては諮詢機關たるに過ぎざるやの觀を呈するのみならず、本國政府の是に對する監督權頗る大にして、其立法事項は制限せられ、會議を通過したる法律案は、總督に依て同意（Assent）を與へられたる場合と雖、英國皇帝（Crown）は否認權を以て否認することを得るなり。

### ◎比律賓の立法制度

#### 一 米國の帝國主義的政策と比律賓

ハリソン大統領時代に、米國々務省長官たりしことあり、又十九世紀後半期に於ける米國最大の外交史家として知られたるジョン・フォスター（John Foster）氏は、其著「米國の對東外交」中最後の一章に於て、十九世紀の中葉、米國に於て萌芽せる帝國主義的政策が、比律賓の領有に依て動かすべからざる事實（Established Fact）として現はれたることに就き、左の如き言をなせり。曰く、

「合衆國が東洋諸邦と和親を結び、自由なる商業上の交際を開き、之を維持せんとしたるは、毫も爲めにする所ありて然りしに非ざることは前各章に於て陳述せし所の如し。米國使臣の支那、日本、朝鮮、暹羅諸政府に接するや遠隔の國が其他に領土を擴張するの計畫を有せざること、其唯一の希望は、貿易の開始に因りて相互の利益を收得し、基督教國文明の勢力を伸張せんとすることに在ること、を確言せしは亦既に説述せし所たり。然るに今や東洋に對する合衆國の關係上に新動力を加へ來りて其政治と通商との根柢に影響を波及し、牽きて其外交政策を一變せし事件を記述せざるべからざるに至れり。即ち、合衆國は從來遠隔の地に在りて唯公平無私の外交と商工業の發達とに力むるの外他事なかりしに、突如廣大なる領土比律賓を取得して、多數の亞細亞國民を統治し、陸海軍を以て

之を守護せざるべからざるに至れり。

一八九九年、西班牙と戦を開きし當初は、合衆國の政府も國民も太平洋上に領土を取得するが如きは秋毫も之を念頭に置かざりしなり。當時キューバ島の狀態、合衆國に困難を及ぼし、こと七十五年に及び、其極端な起すの止むなきに至り、大統領マッキンレーは國會に開戦の事を報告し、其目的は合衆國の門戸に逼迫せる堪へ難き狀態を救済するに在りと云ひ、一八九八年四月二十日、終に戦を宣したる國會の聯合決議は、キューバ島より西班牙を驅逐し、自由獨立の政府を建設するを以て唯一の目的とすと言言したり。然るに提督デューウェーのマニラ灣に戦ひて捷を奏せしことは、全然此方策を變更せり。當時東洋の米國貿易と太平洋沿岸なる米國都市とは西班牙艦隊の劫掠を蒙れるを以て、比律賓群島に艦隊を派遣するの必要を見るに至り、提督は命令を遵奉して、該艦隊を全滅せしが、亞細亞の海上、戦時艦隊を容るべき港灣一もなかりければ、提督は其占領せし港灣に止りて、政府の命令を待つの外他に執るべきの方針を有せざりき。

マニラ灣占領中、提督は其敵に憐愍を加へ、外國艦隊の司令官に對する處置宜しきを得しことは、其軍功の上に更に一段の光輝を添へたり。斯くして提督は東洋の外交上、ペリー並にシーフェルドと名譽を同うすべき價値を實證したり。

戦争の終結するや、米國はキューバ、ポルト・リコ並にマニラ灣を占領し、米國政府は占領地の處分

に關して、重大なる問題に達せり。

一八五二年は、米國史中、中期の大政治家カールン、クレイ、ウェブスターの三人政治に終局を告げたる年なり。ヘンリー・クレイは其政治生活の初期、加奈陀の征服を期し、英國との戦争を促すの主動者となり、晩年、現時國力繁榮の大原因たる保護制度の基礎を建設したり。ダブリュー・エチ・シューワードは、米國人中最も能く太平洋上に於ける米國の運命を理會し、上院の議場クレイの棺側に立ち、左の吊演説を爲したり。今日より之を見るに、豫言者が神託を受けたるの感あるなり。曰く、上院の光明は今や沈没せり。(中略)國運進歩して吾人は一層壯麗なる舞臺に上り、富力を増加し、急速度を以て領土を擴張すべき時期に到達せり。吾人の設營はセント・ローレンスの水を後にし、墨西哥の嶺を踰え、將に中央亞米利加の野に達せんとし、布哇群島並に支那沿岸も新に其餘響の及ぶべきを認めたり。此勢力の及ぶ所は、皆吾人の設營に依りて保護を受けんことを希望するに至れり。勢力伸張を掣肘する者は反抗に基因する難件に非ずして、我邦國憲の結果たる穩和主義たるのみ。此掣肘が何時に撤去せらるべきかは何人も之を説き得ず。然れども通商の發達は古大陸亞細亞と吾人とを接近せしめ、新地位を創始し、該大陸と關係を結ぶか又は植民地を開設すべき必要を生じたり。(中略)其自衛の策として之を觀るも、東と云はず、西と云はず、遠隔の地は果して之を吾人の保護の下に置くべきか、將た之を急速の擴張をなしつゝある獨裁政治の領土併合に委

すべきかの問題は必ず之を解決せざるべからず。此重大問題を解決するは果して誰ぞ、余は其人なきを憂ふと。

一八五二年ワシントン刊行「ヘンリー・クレイ葬儀演説集Oratory Addresses on the Death of Henry Clay」第四十九頁。

所謂重大問題に逢著せしは、西班牙戦争の終末に於ける大統領マッキンレーなり。キューバ竝にポート・ロコに關して決断を下すは比較的容易の業に属したれども、比律賓群島の處置は頗る難件たりき。是より先、合衆國は既に或る範圍内に於て太平洋上に領土を取得し、數年前バゴ・バゴの良港と之を有するサモア群島中ツツイラ島とを占領し、布哇群島を併合したり。然れども太平洋を横断して、支那暹羅の南岸に到達するには尙頗る遠かりき。大統領は其執るべき方針に苦しみ、一八九八年八月十二日の議定書に左の規定を挿入せり。此議定書は休戦を約せるものにして媾和條約の基礎たり。曰く、

合衆國は媾和條約に據り、比律賓群島の管理處分及び施政を確定するに至るまでマニラの市街及び港灣を占領所有すべし。

此議定書は、キューバに對する西班牙の主權を撤棄し、ポート・ロコ竝に西印度群島中他の島嶼を合衆國に割讓すべきことを規定したれども、比律賓群島主權の變換に就きては毫も指示する所なかり。

りき。當時の外交史を仔細に檢閲するときは、群島の占領を完結するに至るまでに、政府の態度は三段の變遷を経過せしことを知り得べし。第一段に於ては終始商議談判を指導せし大統領は群島の主權と所有權との要求に賛成を表せざりき。議定書の文句と、大統領の私に宣言せし所とは之を證明せり。

一八九九年一月大統領マッキンレーはシャーマン(Sherman)に、初めは比律賓群島を要せざりしことを告げ、且つ曰く議定書に於ては群島を要せざるの意を示したれども、結局に至りては、占領の外他に選ぶべき手段なきに至れりと。一九〇二年紐育刊行ジェー・ジー・シャーマン演説「比律賓事件 Philippine Affairs 第三頁」参照。

議定書調印後一箇月にしてダブリュー・オール・デイ(W. B. Day)・シー・ケー・デヴィス(C. K. Davis)・ダブリュー・ビー・フライ(W. B. Frey)・デー・グレイ(George Gray)・ホワイトロー・レイド(Whitelaw Reid)諸氏は媾和條約談判委員に任せられ、後三日訓令を受けたり。此間大統領は其態度を變更し、委員に訓令して曰く、初め群島の一部又は全部を取得するの意思なかりしも、マニラに於ける我軍隊の成功(マニラは議定書調印の翌日降服したり)は、余の看過し得ざる責任を余に與へたり。事件の進行は人爲の能く左右する所に非ずと。委員は呂宋島の割讓と西班牙領島中他の諸島に於ける互惠商權の取得とを要求すべき命令を受けたり。是れ第二段の變化なり。



米國代表者は九月二十八日巴里に到着して、十月一日西班牙代表者と第一回の會見を爲し、會商より比律賓群島問題の談判に到るまでの間に、群島の事情に通ずる者を集め、調査する所ありき。その中にはメリット將軍(Merritt)あり。マニラ駐屯米國陸軍の司令官にして、委員の顧問として、特に巴里に派遣されたる人なりき。各方面よりの報告は、土民が甚しく西班牙主權の回復に反對せること、從來西班牙政府の施政は壓制殘虐を極めたること、又土民は獨立の政府を支持すべき能力なく、米國の統治を撤去せば群島は紛擾無政府の状態に陥りて、如何ともすべからざるに至らんことを證明したり。是を以て委員は之をワシントンに打電したり。十月二十五日、デイ(後の國務長官)は、委員が其執るべき方針に關し、意見を異にして、一定せざることを大統領に申報し、訓令を抑ぎたり。デイ自身も亦米國の主權を比律賓群島に及ぼすの可否を疑ひたれども、呂宋島を占領して、通商海軍の根據地とせんことには同意を表したり。上院議員グレーは絶対に土地の取得に反對し、他の三委員は群島全部の取得に賛成したり。

其間大統領は中西部諸州を巡回して、平和克復の祝宴に臨み、輿論は群島全部占領に賛成せることを知り、ワシントンに歸來せり。是に於て十月二十六日、國務省長官ノイ(John Hay)は委員に打電し、大統領は政治上通商上政に人道上より、群島全部の讓與を受けざるべからざるの必要を感じたることを告げ、且つ曰く、

「大統領は漸に負荷すべき重大なる責任あることを知悉すれども、此方針は困難を少くするの最上策にして、國民の爲めに最も有利なるものなるべしと信ず、國民の安寧幸福に就きては、吾人は到底責任を免れ得べきに非ず」と。

斯くして、政府の態度は三變し(註一)、群島の讓與と西班牙政府に二千萬弗を支拂ふこととの提案を西班牙委員に提出し、西班牙委員は抗議を提出して曰く、これ正しく議定書の主旨に違背せりと。然れども戦争の慘禍を避けんが爲め、勝者の法律に屈服するの已むを得ざることを言明せり。是に於て合衆國は群島の全部を取得すべき條項を定めて媾和條約の調印を了したり(註二)。

註一。始めは領土の割讓を期待せずといひ、次には呂宋を要求すといひ、最後に群島の全部を要求せることを指していふ。

註二。「第五十五國會第三議會上院文書」第六十二號第一卷第二百八十二頁。「第五十六國會第二議會上院文書」第四

十八號。「議和談判委員聯合會書」第三頁。前掲上院文書第六十二號並に第四百四十八號中議和會議事錄。前掲上院文

書第六十二號中第五頁媾和條約書。

政治上商業上並に道徳上より、群島の割讓を要求するの理由として、合衆國の提出したる者三あり。

第一に曰く、合衆國の進歩は、今や其勢力を西半球に止むること得ざるの程度に達し、最近交通機關の發達は各地間の距離を短縮したるを以て、合衆國と比律賓群島との距離は、墨西哥より讓與せら

れし當時のキャリフオーニアと合衆國との距離よりも一層近接したり。太平洋は既に文明世界の利益範圍に入り來りたれば、太平洋上亞細亞に接近せる部分に於て根據要衝を占めんは適當の處置たるのみならず、亦合衆國將來の隆盛に必要缺くべからざるなりと。

第二に曰く、最近米國産業の發達大にして、其輸出貿易亦頗る發展したれば、市場の擴張を必要とするに至れり。然れども歐洲諸國に倣ひ商業上活動の根據を作るべき方策を講ずるに非ずんば、到底之に拮抗することを得ず。合衆國の政策は門戸開放に在れども、これ米國の政權を確立するに非ずんば實行し難く、殊に世界中最大市場を存する部分に於て然りとす。

第三に曰く、植民地に於ける西班牙の施政は殘忍暴虐を極め、人權を蹂躪せり。此上、西班牙をして統治を繼續せしめんは、人道上然るべきことに非ず。該國政府の權力薄弱にして、群島内の紛擾無秩序を鎮定し、身命財産を保護し、政府必須の責務を遂行し得ず。米國制度の基礎たる民權平等、自治の主義を群島に及ぼさんば、小にしては群島の利益なるべく、大にしては人類一般の幸福なるべく、之を實行せんは合衆國が世界に對して避免すべからざる義務なるべしと。大統領マッキンレーが訂約談判後に於て宣言せし所を觀るに、大統領が群島取得の策に出づるに至りしは、主として此道徳上の考慮に由れることを證明せざるはなし。

當時合衆國には以上の理由に反對せし大黨派(民主黨)ありて、主張して曰く、米國領土に遠隔せる

土地と人種とを加ふるは、新奇の制度を施行して、却つて土民に害を及ぼし其意思に反して之を壓制し、陸海軍の軍費を増大して財産上の負擔を重くし益々外交上の紛擾を招致すべき恐ありと。然れども、此反對はルイジアナ地方、テキサス、キャリフオーニア竝に布哇の併合當時に行はれたる如く甚しきには至らずして止みき。米國史を案するに、建國以來領土の擴張は皆群島の賛成する所となりて、其繁榮を増進し、且つ併合されたる領土の住民にも利益を及ぼしたり。東洋に於ける新領土の取得も亦斯くの如けんとは、賛成論者の主張せし所たり云々と。

多少管々しき嫌ひあるにも拘らず。此處にフォスター氏の所説を長々しく引用せるは、米國の帝國主義的對亞細亞政策なるものが、普通世人が想像せるよりは、遙かに深き歴史的根底を有すること、極めて穩健なる學者の説に依て證明せんが爲めに外ならず。米國が比律賓を領有せる前後より今日に至るまでの間に於て起れる鎖末なる外交上の事件は暫く措き、吾國民の記憶に新なる外交上の大事件に就て是れを見るも、米西戦争後國務省長官ジョン・ヘイ氏が支那問題に就て提唱せる領土保全、門戸開放、機會均等の主義と云ひ、タフト氏が大統領たりし時代に、國務省長官ノックス氏が突如として提出せる滿洲鐵道協同管理案と云ひ、所謂二十一箇條問題に對して取れる米國官民の態度と云ひ、一として米國が帝國主義的理想を實現するが爲めに努力し居ることを證明せざるはなし。然るに、比律賓の領有は、米國が此帝國主義的理想を實現せんとするに對し、合理的實質的根據を

與へたるものなり。即ち、米國に於ける膨脹論者は、比律賓を根據として東洋の天地に活躍せんとするなり。此等膨脹論者に取りて最も必要なことは、彼等の希望を達成するに最も都合好き行政立法の制度を比律賓に於て布くことなり。

## 二 帝國主義の理想と領有當時の立法制度

新に獲得せられたる他列國の領土に於けると同じく、米國も占領當時に於ては、軍政を布きて比律賓を統治したり。併し、軍政は民政に移る一時(自一八九八年八月二十六日至一九〇〇年九月一日)の措置たるに過ぎずして、米國政府は比律賓に於ける諸般の事情が静穩に復すると共に、所謂委員政治(Commission Government)なるものを布けり。當時委員として任命せられたるは、後に至つて大統領に選舉されたるウリアム・タフト氏(William H. Taft)・ディーン・ウースター氏(Dean C. Worcester)・リネーク・ライト氏(Luke E. Wright)・ヘンリー・アイド氏(Henry C. Ide)・バーナード・モーゼス氏(Bernard Moses)の五名にして、タフト氏は委員長なりき。委員は、一九〇〇年九月一日比律賓に於ける立法上の權力を其手中に收め、一九〇二年七月三日よりは、同地に於ける行政上の權力をも併有し、委員の面々は夫々省長官に任命せらるゝに至れり(モロー・プロビンス等依然軍政下に置かれたる區

域は例外)。即ち、比律賓領有後間もなく米國政府の設置せる比律賓委員(Philippine Commission)は、立法上の機關たると同時に行政上の機關たりき。尤も、一九〇一年九月一日より實施せられたる大統領の命令は、右五名の米人委員に加ふるに三名(一九〇八年七月六日には四名)の比律賓人委員を以てしたるも、此等は立法上の會議に參與するのみにして、行政上は無任所大臣(Ministers without portfolio)とも稱せらるべきものたるに過ぎざりしを以て、米人委員とは、權力上素より同日の議にあらず。斯くて、米國政府は、委員政治を布ける始め(一九〇〇年九月一日)より、チョーンス法の結果是れを放棄するに至るまで(即ち一九一六年十月十六日まで)、比律賓の立法行政を左右し、米國が世界政策を實行するに當て、其手先たるべき能力を有したり。米國政府にして、對極東政策を實行せんとする意志を有せば、委員政治、若しくは委員政治を改造したるが如き政治を保存せざるべからざりしなり。

註。比律賓委員の機能は、米國憲法に保障され居る大統領の軍事上の權力より派生せるものなり。換言すれば、

米國大統領は、憲法(第二條第二項)に規定せる軍事上の權力を利用し、比律賓委員を設け、新占領地たる比律賓に

於て立法行政の機能を與へたるなり。

然るに、委員政治を破壊し、米國の統治に反對し、米國の政治を不可能とし、其對極東政策に一頓挫を來さしむるが如き運動比律賓に生ぜり。獨立運動は即ち是なり。茲に於て、吾人は先づ獨立運動の經過を語り、其れが如何なる變化を比律賓の立法行政に齎せるかを見ざるべからず。

### 三 米國の内部及比律賓に於ける獨立運動

米國が對極東帝國主義を實現するに都合善き制度を比律賓に布き、比律賓をば、東洋に於ける活動のベーンズとする事に對し、意外の障礙を持來せるは、米國及比律賓島内に於ける獨立主義者の運動なり。茲に於て、吾等は一應比律賓獨立運動の過去及現在に就て通觀する所なかるべからず。

獨立に對する希望は、米西戰爭の當時より、一部比律賓人の念頭を離れざりしも、對西班牙戰爭、米西戰爭及引續き勃發せる對米叛亂に關聯して、人民が一般に戰亂に飽ける傍ら、米國の對比政策其宜しきを得たるを以て、社會の表面に出ずして止めり。而して、米國の領有後、間もなく比律賓に生れたる政黨は、Federal Partyと稱し、其綱領とする所は、比律賓をして永く米國の領土たらしめ、米國の一州が聯邦に對するが如き關係に比律賓を置かんとするにあり。然るに、平和繼續し生活に餘裕を生ずると共に、國民が一般に政治問題を口にする一方、米國に留學し比律賓に歸來せる青年の數、日に日に多く、此等の者共は何れも自由思想を汲收し、郷土に歸來宣傳せるを以て、獨立の可否に關する議論は、弗々新聞雜誌を賑はすことゝなれり。當時獨立問題に油を注げるものに内外二様の原因あり。獨立運動者に對し、大なる刺激を與へたる外部的の原因は、日露戰爭に於ける日本側の勝利なり。日露戰爭に於ける日本の勝利は、西は埃及より東は支那南洋に至る迄、西洋文明に心醉せる者、

歐米人に畏服せる者に多大の感動を與へ、大に彼等の獨立心を鼓舞せり。獨立主義者の運動を助成せる内部的原因は、一九〇七年に於て始めて開會されたる Philippine Assembly (註一)なり。此 Assembly なるものは、一九一六年比律賓議會が成立すると共に解體せられたるものなるが、前後十年間に亘る其歴史を回顧するに、徹頭徹尾獨立問題を中心とせり。前記 Federal Party の如き、一般島民の人氣に投ずることを畫策し、第一回の Assembly 開會前 Progressive Party と改稱し新に生れたる Nationalist Party と輸贏を争へるも、従前獨立運動に對する態度極めて曖昧なりしを以て、當時既に獨立運動者の「プロバガンダ」に魅せられたる多數人民の信望を失し、Nationalist Party が六十四名といふ多數の議員を選出し得たるに對し、僅々十六名の議員を選挙し得たるに過ぎず(註二)。

註一。此處に謂ふ Philippine Assembly は、米國聯邦議會に於ける Philippine Bill の結果生れ出でたるものにして、前記比律賓委員(Philippine Commission)と共に比律賓議會を形作り、比律賓委員は上院の位置を占め Assembly は其下院をなせり。然るに一九一六年の Philippine Government Law は、純粹に比律賓人のみを以て組織せる上下兩院よりなる比律賓議會(Philippine Legislature)を組織せるを以て、Assembly と Commission と共に消滅せり。此 Philippine Legislature の組織機能に就ては後段説明すべし。

註二。第一回アセムブリー當時の議員を更に細分すれば左の如し。Nationalists 32, Independents 20, Immediate-ists 7, Independientes 4, Catholic 1, Progressistas 16. 最後に記載せる Progressistas 以外は、種々の意味に於て米國より獨立することを希望せり。

一九〇七年 Assembly が開設せらるゝと共に、獨立運動は破竹の勢を得たり。Assembly 開設前迄は、比律賓の立法制度

比律賓に於て公人として成功することに、取りも直さず官吏たることを意味し、官吏として成功するには、總督以下米人官吏の了解と援助を仰ぐことを絶対に必要としたり。然るに、一九〇七年以後は、是れと反對に、最も多く米人の統治を非難し、其缺點を指摘し、失態を暴露し、豫算案の通過を妨ぐるものが、比律賓人間に於て評判善く、公人として成功する所以となれり。先是、米本國に於ては、ウキリアム・ベンニングス・ブライアン氏が、一九〇四年大統領の候補者として第二回目に落選せしより、民主黨の主張たる比律賓の獨立は、世人に忘却せられたるが如き觀ありき。然るに、前記の如き議員の開設と共に、米本國聯邦議會に、二名の駐米委員(Resident Commissioners)を送り、聯邦議會議員をして比律賓の實情を知らしむることとなり、始めレガルダ、オカムボの二氏華盛頓に派遣せらるることとなり。併し兩人共其能力に於て凡庸に近く、其華盛頓滞在中多く爲す所なかりしが、有名なるケンシ氏(Manuel L. Quezon)がオカムボに代り、駐米委員として華府に赴任するや、氏は一方前記 Nacionalista Party に於て牛耳を執るオスメニア氏(Sergio Osmeña)と密接なる連絡を取り、オスメニア氏をして獨立問題に對する氣運を比律賓の内部に於て動長せしむると同時に、米國に於ては帝國主義的政策を非とするストレー、ウキンスロー、ロルストン氏等民主黨の領袖と提携し、比律賓に於ける米國の政治は、必ずしも比島人民の利益幸福と一致せず、在比米國官吏が米本國の當局又は聯邦議會に向て爲す報告は、保護色濃厚にして、信を措くべからずと、公私の機會に於て

吹聴せり。ケンシ氏は、自らを以て比律賓政府の代表者にあらず、比島人民の代表者なりと稱し比島人民の代表者として充分職責を完ふするには、宣傳機關を必要とすと謂ひ The Filipino People なる英語西班牙語兼用の雑誌を米國に於て發行し、比律賓領有主張者の裏を掻くが如き、最も巧妙なる手段と、言辭を以て米人排斥の宣傳をなし著々効果を奏せり。

註。駐米委員は、定員三名任期各三年にして、米國聯邦議會(下院)に席を有す。討論に参加することを得るも決議に加はることを得ず。米國聯邦政府より、聯邦議會議員と同額の俸給並びに手當(書記雇費用文具費)を受く。

併し、オスメニア氏が如何に咆哮し、ケンシ氏が如何に巧妙なる運動を米國に於て繼續すども、斷乎として帝國主義を支持する共和黨が米國內に於て政權を掌握する間は又奈何ともすること能はずりしなり。然るに、一九一〇年に於ける議員の一部選挙に於て、久しく劣勢を續けたりし民主黨が、下院に於て多數を制するに至るや、比律賓獨立問題の局面に一大變化を生ぜり。即ち米國の帝國主義的政策に對して反對意見を有し、兼て即時獨立を比律賓に許與すべきことを主張せるデロウンス氏(W. A. Jones)が、下院島務委員會の會長となるや、一九一二年の議會に有名なるデロウンス法案を提出せり。該法案は頗る常軌を逸したるものにして、一九二二年を期し、完全なる獨立を比律賓人に與ふることを規定せり。併し、案其物が頗る過激なりし結果、下院に於てすら否決されたり。假りに下院を通過し、上院の賛成を得たりするも、當時尙は未だタフト氏が大統領の椅子に在りしを以て、デロウンス法の調印を拒否したるや必せり。然るに、幸か不幸か、一九一二年の總選挙に於て、民主黨

は只單に下院に於て優勢となれるのみならず、上院に於ても多數を占め、大統領(ウォルソン)を選舉し得たるを以て、獨立運動の火の手は凄じくなれり。獨立の主張者等は、米國に於けるものも比律賓に於けるものも共に歡聲を揚げたり。而してデヨーンズ法案は、一九一四年の議會に再び提出されたり。此第二回目に提出されたる法案は、第一回に於けるもの、如く、期日を限りて獨立を許與することを規定せざるも、其代りに、法の前文(Preamble)に於て、安定ある政府が比律賓に於て確立せらるゝと共に獨立を許與することを宣言せり。共和黨員は、獨立問題には既に飽きたれば、吾等は斯の如き問題を眞面目に討議せずといひ、獨立法案が提出せらるゝ毎に常に有耶無耶の裡に葬り去らんとせらるも、第二回目に提出せられたる法案の前文にある右の如き無責任なる宣言は、國民の代表機關たる議院の爲すべきことにあらずとなし、今迄故意に眠れるが如く倦けるが如く知らざるが如く裝へる彼等は、奮然起ちてデヨーンズ氏の提案に反對せらるも、一九一四年十月十四日の會議に於て五十九對二百十票、實に百五十一票の差を以て敗北せり。斯くて、デヨーンズ氏は遂に下院に於て物になれり。民主黨の策士は、一九一四——一五年の議會に於て、上院に於ても、該法を可決せんと懸命に努力せらるも一般に保守的氣分に富める上院の多數を動かすこと能はず、遂に握潰しの運命に遭へり。デヨーンズ氏たるもの斯の如き墜跌に辟易せんや、彼は一九一五——一六年の議會に於て三度自案を提出し、同時に上院島務委員長たるピチコタ氏をして下院案と同一の案を上院に於て附議せしむ

ることに手配したり。有名なるデヨーンズ氏は、其後上下兩院に於て頗る複雑なる経緯を辿りて遂に可決せられ、大統領は一九一六年八月二十九日附を以て該法に署名せり。比律賓政治法(Philippine Government Law)は是れなり。此法律は法律の通過に努力せるデヨーンズ氏の名を附し、俗にデヨーンズ法とも稱せられ、亦自治法(Autonomy Act)とも稱せらる。比律賓と米國との關係、比律賓に於ける立法行政司法の骨子は悉く其中に規定せらる。今左に比律賓統治法中に於て立法行政に關する主要の點を摘記すべし。

#### 四 比律賓政治法の要點

一 比律賓政治法の前文。前文は三つの部分よりなる。第一の部分に於て、米國の立法者は米國が西班牙と交戦せるは、領土を擴張し、近隣を征服せんとの野心に基けるものにあらざることを宣言し、第二の部分に於ては安定ある政府が比律賓人の手に依りて確立せらるゝと共に、米國は比律賓に於ける主權を放棄するものなることを確約し、第三の部分に於ては、獨立を促進するには可及的多くの政治的權力を比律賓人に與へて、其運用に習熟せしむるに如かず、依て舊來の制度を廢止し或るべく多くの權力を比島人民に附與する目的を以て此法律を制定すとあり。

此前文は、法律制定の主旨、米國が比律賓を占領せるは領土的野心あるが爲めにあらざることを中外に宣明せる所よりして、目的の宣言 (Declaration of Purpose) と稱せり。然れども此宣言は、前世紀の中葉米國に據頭し、比律賓の占領に依て愈々具體化する米國の帝國主義的政策を正面より否定せるものにして、對外膨脹を以て念とする米國識者の最も遺憾とする所なり。

比律賓政治法は、其前文に宣言せるが如き比律賓人の自治獨立を助成する方法として、領比以來維持し來れる委員政治を廢し、比律賓委員が行ひ來れる行政上の権能は、是れを總督に委ね、行政と立法とを截然區別し、立法上の権力は舉げて比律賓議會 (Philippine Legislature) に附與することとせり。比律賓議會は、上院 (Senate) と下院 (House of Representatives) とよりなる。上院議員の数は二十四名 (全部比律賓人) にして、内二十二名は一般選舉に依り、他の二名は文化の程度低き特別行政區域より總督是を選任す。任期は六箇年なり。下院は、議員數九十一名 (全部比律賓人) 内八十二名は一般選舉に依り、他の九名は、上院議員の場合に於けると同じく文化の度低き區域より總督是れを選任す。總督は、立法府たる比律賓議會に對して直接干渉するの權を有せず。其れが爲め、比律賓議會は、現總督ウッド氏の來任以後、氏の意志に反するが如き多くの法律案を通過し氏を窘め居れり。米國憲法の制定されたる當時は、モンテスキエーの三權分立説が、政治學説として最も優勢なりしを以て、新共和國の創設者等も、憲法を制定するに當り、三權分立の原理を以て憲法の骨子としたり

しが、此制度が米國に於て大なる不都合を見ざるは、換言すれば、立法府と行政府とが米國に於て割合に圓滿なるは、上下兩院に於て多數を占むる黨派中より大統領を選出するの制なるが爲めなり。大統領の率ゆる黨派は多くの場合に於て上下兩院に於て多數を制するが故に、行政部の首腦として大統領が議會に提出する法律案は、多くの場合に於て議會の協賛を得るなり。反對に、議會に於て審議決定せらるゝ案は、大體に於て大統領の賛成を得。然るに、比律賓に於ける行政部の首腦たる總督は、米國大統領に依て任命特派せられたるに止まり、立法部とは何等有機的關係を有せざるが故に、一朝立法部と行政部との間に融和を缺がんか、立法部は總督の案を拒み、總督の意思に反するが如き態度に出でざるを保せざるなり。斯かる場合に於て、總督が比律賓議會に對抗して有する唯一無二の武器は、法案否認 (Veto) の權あるに過ぎず。比律賓政治法の結果發布せられたる比律賓行政法典 (Administrative Code of the Philippine Islands) は、其第二〇五節に於て、總督の否認權に就て「上下兩院を通過せる各案並に兩院協同決議案は、其れが法律となる前に、總督に提出せられざるべからず。總督が右の案を是認する場合、彼は是れに署名す。總督が右の案を否認する場合、彼は否認理由を附して、右の案が始めて提出せられたる院に廻附す。該院は、總督の否認理由を記録し留め、否認せられたる案を再び院議に附す。該院の議員として選舉せられたる議員總數の三分の二が否認案を可決したるとき、該院は曩に記録せる總督の否認理由を附せる再決議案を他院に廻

附す。該他院議員として選舉せられたる議員總數の三分の二以上が該案を再び可決したるとき、此再決議案は再び總督に提出せらる。總督は此再決議案を再考し是れを是認するか、是認せざる場合には、一九一六年八月二十九日附米國聯邦議會條令(即ち比律賓政治法)の規定に従ひて大統領に提出し裁決を仰ぐ』

と規定し、更に行政法典第一〇六節は、

『總督は、豫算案中に於ける或項目に對し否認權を行使するを得。但し、該否認は、否認せられたる項目以外の項目に及ぶものにあらず。總督の否認したる項目は、第一〇五節に規定せる手續きを經るにあらざれば效力を有せざるものとす』

と規定せり。現比律賓總督ウッド氏は、此否認權を以て議會を脅かせるも、議會は再決議の權力を以て總督に對抗し、一種の「デッドロック」を形成せり。上院議長ケンソンの如きは、最近に至り「吾人は、比律賓總督なるものを單なる飾り A mere figurehead ならしめんとするものなり」と豪語するに至れり。

前總督ハリソン氏は、比律賓現行憲法に於ける如上の缺點を觀取し、行政部と立法部との間に於て起り得べき衝突を未然に防止する目的を以て、一九一八年中行政命令第三七號を以て國務會議(Cabinet of State)なる機關を設置し、行政部員をして立法部の首腦者と行政上重要なる事件に就て打合せ

をなすことを得しむるやうにせるも、現總督就任以來は、折角の國務會議も、充分に其機能發揮すること能はず、總督と立法部とは常に配合ひの如き形勢にあり。國務會議に關する行政命令は左の如し。

行政命令第三七號。一九一八年十月十六日馬尼刺に於て

比律賓總督フランシス・バートン・ハリソン

社會上重要な事件に就き總督の諮問に應じ、總督を補佐せしむる目的を以て、本命令を以て國務會議を設置す。國務會議々員は總督に於て時々任命招集す。國務會議に議長副議長各一名を置く。議長は總督是に任じ副議長は國務會議に於て是を選舉す。

行政命令第四七號。一九一八年十一月二十七日馬尼刺に於て

比律賓總督フランシス・バートン・ハリソン

一九一八年十月十六日附命令第三七號の規定に基き、上院議長、下院議長、各省長官を以て國務會議の議員に任命す。

比律賓政治法(即ちデボトンス法)は、比律賓に於ては、新紀元(20th Century)を齎せるものとして、上下舉つて是れを歓迎し、一日も早く是れを實施せんとせり。即ち該法の明文に従ひ、先づ手始めに比



律賓議會を組織し(一九一六年十月十六日に)、デヨーンズ法通過以前に於て立法上行政上の權力を握れる比律賓委員より立法上の權力を奪ひ、翌一九一七年一月一日には行政上の權力を奪ひて比律賓委員を廢止し、同時に行政上幾多の改革を行へり。斯くて、安定ある政府を樹立し何時にても獨立の要求をなし得る様準備せり。然るに時恰も歐洲大戰の最中に於て、米國も亦遂に其渦中に投せるを以て、漸に成立せる比律賓議會は、デヨーンズ法に於てなせる確約の履行を米國に迫ることを躊躇せり。併し、戦亂も其後間も無く終熄し、米國に對する遠慮の必要も左程無くなれるを以て、比律賓議會は、一九一八年十一月、比律賓が獨立せる場合に必要なる憲法を制定し、同時にデヨーンズ法の履行問題に就て米國政府と交渉する爲めに委員を選定するの必要ありと稱し、獨立關係事務委員(Commission of Independence)なるものを創設せり。該委員は其後上下兩院議員の重なる者、知名の實業家を網羅する獨立交渉委員を別に組織し、一九一九年勿々是れを華府に派遣せり。華府に於ては、大統領は巴厘婦和會議出席中なりしを以て、陸軍省長官ペーカー氏大統領に代りて面接し、大統領がペーカー氏に宛て、認めたる書簡を委員の面前に於て朗讀せり。其文面に曰く

「余は比律賓代表委員に面接することを得ざるも、比島人民に係る問題は余の念頭を離れず。今次平和會議の重要な事業中に於て、特に余の注意を惹けるは世界に於ける弱小國民の進路を安全ならしむることにして、此努力たる比島人民に取りては、必ずや興味深遠なるものあらん。

余は比律賓代表委員に面接して、米比兩國民が相互永久的利益の爲になせる堅忍なる努力に就て而も將に其努力の目的物が眼界に入らんとする今日、余の懷抱する意圖を披瀝し能はざるを遺憾とす」云々と。

大統領の文面中には多少曖昧の點あるも、全體としては誠意を以て認められたるものなるべく、果して然らんに、大統領にして華府にあらば、獨立交渉委員は殆んど目的の大半を遂行したるならん。此處に比律賓の獨立運動者に一大失望を齎すべき事件出來せり。一九二〇年の總選舉に於ける民主黨の大敗是れなり。爾後共和黨は年來の帝國主義的政策を取て動かす、加ふるに現比律賓總督レナート・ウッド氏は、獨立尙早論者中の急先鋒なるを以て、比律賓獨立論者は或はデヨーンズ法を捉へて米國の不信を中外に宣傳し、或は獨立請願委員を續派し、或はウッド總督に對し比律賓内閣員全部サポータージュの舉に出で、オスマニア氏の如きは最近叛亂を以て獨立の目的を達すべしといふが如き不穩の口吻をすら洩すに至れり。

附錄 海峽植民地總督に與へられたる勅許狀並に勅訓

一 海峽植民地總督兼司令長官設置ニ關スル勅許狀

(Letters Patent passed under the Great Seal of the United Kingdom, constituting the Office of Governor and Commander-in-Chief of the Straits Settlements and their Dependencies) 一千九百十一年二月十七日。

神ノ恩寵ニ依リ、大英利嶼及愛蘭聯合王國、及海外領土ノ皇帝、國王、基督教ノ擁護者タル「ジョージ」第五世ハ此書類ニ接スル總テノ人々ニ會釋ス

一八六六年十二月二十八日附「ダクダク」女皇陛下ノ勅令並ニ同女皇陛下統治第二十九年及三十年ニ於テ議會ヲ通過シタル海峽植民地統治法ニ依リ、海峽植民地トシテ知ラルル島嶼及地方ハ今ヤ英國ノ植民地所屬地ノ一部ヲ形成シ

一八九一年十二月三十日附勅許狀ニ依リ、英國前女皇陛下ハ、海峽植民地ニ總督及司令長官ノ官職ヲ設置シテ統治ニ關スル諸般ノ規定ヲ設ケ

一八九九年一月八日ノ詔書ニ基キ、「クリスマス」島ハ一九〇〇年五月二十三日附海峽植民地總督ノ宣言ニ依リ同年六月十日以降同植民地ニ併合セラレ

一九〇三年五月二十日ノ詔書ニ依リ、海峽植民地總督ハ同年七月三日ノ宣言ヲ以テ同年同月十五日以降「ニココス」島ヲ同植民地ニ加ヘ

一九〇六年十月三十日付ノ詔書ニ依リ、同年十一月二十九日附海峽植民地總督ノ宣言ヲ以テ、一九〇七年一月一日以降「ラブアン」島ヲ同植民地ニ包括シ

吾等(英國皇帝)ハ海峽植民地及其屬地ニ新ナル規定ヲ設クルノ必要ヲ認メ、且ツ前記ノ法(海峽植民地法)其他ニ於テ吾等ニ附與セラレタル權限ニ依リ、茲ニ此新ナル勅許狀ヲ下附スルヲ適當ト認メ

吾等ハ本勅許狀ヲ以テ、先ノ一八九一年十二月三十日ノ勅許狀ヲ取消シ、新ニ左ノ通り宣示ス。但シ先ノ勅許狀ノ規定ニ依リテ爲サレタル行爲ハ新ナル勅許狀ニ依リテ無効トセラレヌ。

總督ノ設置

海峽植民地ノ範圍

第一條 海峽植民地ニ總督兼司令長官ヲ置キ親任ス  
第二條 海峽植民地ハ左ノ地域ヲ含ム  
新嘉坡島、馬拉加ノ町及地方、デインデインノ地方及島嶼、彼南島、プロビンス・ウエルズレー、クリスマス島、ニココス島、ラブアン島、及是等ニ屬スル地、及向後植民地ニ附加セララルコトアルヘキ地方

總督ノ權限

第三條 總督ハ本勅許狀、並ニ今後交付サルヘキ勅命、又ハ國務大臣ノ一人ヲ經由シテ命令サルヘキ訓令、並ニ海峽植民地現行及將來實施ノ法律ニヨリ附與セラレタル一切ノ事務ヲ執行スヘシ

總督親任ノ公表

第四條 總督ニ任命セラレタルモノハ、職務執行前高等法院裁判長又ハ判事及行政會議々員ノ面前ニ於テ相當ノ儀式ノ下ニ該任命文ヲ朗讀公表シ、ヅキクトリア女皇陛下ノ統治第三十一年三十二年ノ議會ヲ通過シタル誓約法ニ基ク Oath of Allegiance 及總督タル職務ヲ忠實公平ニ施行スヘキ旨ノ普通ノ宣誓ヲ爲スヘシ。宣誓ハ前記裁判長又ハ判事、若シ此等ノ者不在ノ場合ハ行政會議々員中先任者之レヲ行フヘシ

官 印

第五條 總督ハ海峽植民地ノ官印ヲ保管使用ス

行政會議

第六條 海峽植民地ニ行政會議ヲ置ク。議員ハ吾等ノ勅訓ニ一致スルモノヲ以テ是レニ充テ、吾等ノ認可期間在職ス

立法會議

第七條 海峽植民地ニ立法會議ヲ設ク。同會議ハ總督及吾等ノ附與スル訓令ニ一致スル三名ヨリ少カラサル議員ヨリ成ル

立法會議ノ權限

第八條 立法會議ハ、海峽植民地及將來同植民地ニ附屬スルコトアルヘキ領域内ニ於ケル安寧秩序ヲ維持シ、並ニ内外人取締上必要ナル法律命令ノ制定、裁判所及司法官

法律否認權

ノ構成、裁判手續、司法及財務行政ニ關スル法規ノ制定ヲ爲ス權限ヲ附與セララル。但シ以上ノ權限ハ勅許狀又ハ勅訓ニ依リ制限セララルコトアルヘシ

法律ニ對スル同意

第九條 吾等ハ吾等自ラ及吾等ノ繼承者ニ法律否認權ヲ留保シ、其行使ハ國務大臣ノ一人ヲ通シテ之ヲ爲ス。否認ハ總督之ヲ公布セルトキニ於テ效力ヲ發生ス

總督ノ同意セラル法律案ノ效力發生時期

第十條 法律案立法會議ヲ通過セル時ハ、之ヲ總督ニ提出シ其同意ヲ求ムヘシ。總督ハ勅許狀又ハ勅訓ト自己ノ裁量トニ依リ同意ヲ與ヘ、又ハ拒否シ、或ハ批准アル迄之レヲ留保スヘシ。總督ノ同意セル法案ハ、同意ノ印トシテ總督之ニ署名公布セルトキニ於テ其效力ヲ生ス

留保セラレタル法律案

第十一條 批准アル迄留保セラレタル法律案ハ、吾等カ樞密院令ヲ以テ又ハ國務大臣ノ一人ヲ經由シテ批准ヲ爲シ、總督同法案ヲ公布シ同時ニ立法會議ニ批准アリタル旨ヲ書面ヲ以テ通知シ若クハ布告シタル後其效力ヲ發生ス。但前記書面又ハ布告ハ該法案カ總督ノ同意ヲ得ル爲メ提出セラレテヨリ二年ヲ經過セサルモノニ限ル

總督及立法會議ハ訓令ヲ遵守スヘキコト

第十二條 事務ノ處理及法律案ノ通過方ニ關シテハ總督及立法會議ハ隨時與ヘラルコトアルヘキ訓令ニ從ハサル可ラス

總督ノ土地處分權

第十三條 總督ハ現行法規及勅令ニ基キ、吾等ノ代理者トシテ吾等ノ名ニ於テ海峽植

海峽植民地總督に與へられたる勅許狀並に勅訓

民地内ニ於ケル土地ノ分與及處分ヲ爲スコトヲ得

裁判官及他官  
吏ノ任命

第十四條 總督ハ吾等ノ代理者トシテ吾等ノ名ニ於テ裁判官、事務官、治安判事及其他  
必要ナル官吏ヲ任命ス。任命セラレタル官吏ハ、別段ノ規定ナキ限り、吾等ノ嘉納ス  
ル間其官職ヲ保ツモノトス

官吏ノ免職及  
停職

第十五條 總督ハ勅任官以外ノモニシテ恩給ノ基礎タルヘキ年俸三千弗ヲ受クヘキ官  
吏ニ對シ、刑法上ノ犯罪アリタル場合以外ノ時ト雖充分ナル理由アル時ハ免職ヲ命  
スルコトヲ得。此場合ハ免職ニ對スル理由ヲ文書ニ認メ當該官吏ニ通告シ辯護ノ機  
會ヲ與ヘシムヘシ。又總督ハ當該官吏所屬長官ノ援助ヲ得事件ヲ調査スヘキモノト  
ス。總督ハ任命ノ形式如何ニ拘ハラズ充分ナル理由アル時ハ海峽植民地ニ於ケル官  
吏ノ職務執行ヲ停止スルコトヲ得。停止ハ吾等ヨリ總督ヘ何分ノ挨拶アル迄有效ト  
ス。國務大臣ノ一人ニ依リ停止確認セラレタル場合ハ總督ハ其旨ヲ當該官吏ニ通告  
シ其職ヲ罷免ス。總督ハ以上ノ停止ヲ爲ス場合ニハ前項訓令中ノ指示事項ヲ遵守セ  
サル可ラス

犯罪人ノ救免  
罰金ノ免除

第十六條 犯罪カ海峽植民地内ニ於テ行ハレ、同地内ニ於テ處斷セララルル場合、總督ハ  
主犯者ノ罪跡ニ關シ情報及證據ヲ提供スル從犯者ヲ救免スルコトヲ得。總督ハ又有

追放禁止ニ關  
スル但書

政治犯ハ例外

統治相續者

罪者ニ對シ無條件又條件附特赦、減刑、執行猶豫、罰金、科料徴收ノ輕減ヲ爲スコトヲ  
得。但シ總督ハ犯罪カ他ノ重罪犯ヲ伴ハサル政治犯ニアラサル限り、海峽植民地ヨ  
リ追放退去スルコトヲ以テ特赦減刑等ノ條件ト爲スコトヲ得ス

執政者ノ宣誓  
權限

第十七條 總督關如ノ場合又ハ總督カ不能ニ陥リ又ハ植民地ヲ離レ、或ハ他ノ理由ニ  
依リ職務ヲ親カラスルコト能ハサル時ハ後任者ヲ親任ス。親任者植民地内ニ在ラザ  
ル場合ニハ行政會議古參文官議員ニシテ新嘉坡ニ在在スル適任者宣誓ノ上植民地政  
府ノ統轄ニ當ルヘシ。此場合統轄官ハ勅許狀勅訓及法律ニ準據シ、吾等ノ嘉納スル  
期間中總督ニ與ヘラレタル事件ヲ處斷シ得ルモノトス。但シ宣誓ヲ爲シタル後職務  
ヲ執行ス

第十八條 總督ハ訓令ニ基キ、海峽植民地ニ接壤又ハ附近ノ英領土ニ出張又ハ政府所

在地ヲ暫時離ルル場合ニハ、官印附書面ニ依リ代理者ヲ命スルコトヲ得。代理者ハ  
總督ノ命令ニ從ヒ其不在中總督ニ附與セラレタル權限、又ハ前項書面ニ明記セル權  
限ヲ行使スルコトヲ得。但代理者ヲ定メタル場合ト雖、總督ノ權限ハ其間特ニ指定  
セラレザル限り何等影響ヲ受クヘキモノニ非ス

官吏ハ總督ニ  
服從

第十九條 海峽植民地ニ於ケル文武官及住民ハ、總督及政廳ノ統轄ニ當ル者ノ命ニ服

海峽植民地總督に與へられたる勅許狀に關し

海峽植民地總督に與へられたる勅許狀に勅訓

總督ノ意義

從シ之レヲ幫助セサルヘカラス  
第二十條 本勅許狀中總督ナル語ハ海峽植民地ノ統轄ニ當ル如何ナル人ヲモ意味スル  
モノナリ

勅許狀廢止權  
若クハ修正權  
ノ保留

第二十一條 吾等及吾等ノ相續者後繼者ハ、本勅許狀ヲ廢止變更修正スルノ權能ヲ保  
有ス

第二十二條 海峽植民地内適當ノ場所ニ於テ本勅許狀ヲ朗讀布告スルコトヲ命ス  
即位ノ第一年二月十七日「ウエストミンスター」ニ於テ

御 璽

ミユア・マッケンジー

## 二 海峽植民地及其屬領ヲ統轄スル總督兼司令長官又ハ 其政府ノ臨時統轄官ニ對スル勅訓

(Instructions to Our Governor and Commander-in-Chief in and over Our Straits Settlements and their Dependencies, or to any other Officer for the time being administering the Government of Our said Settlements and their Dependencies) 一千九百十一年二月十七日。

前文

吾等ハ本日附勅許狀ニ依リ海峽植民地及其屬領(以下單ニ植民地ト稱ス)ニ總督兼司令長官(以下單ニ總督ト稱ス)ヲ置クコトヲ命令宣明シ  
總督ニ對シ該勅許狀、今後交付セララルヘキ勅命、國務大臣ノ一人ヲ經由シテ隨時與ヘラルル諸勅訓、或ニ植民地ニ現在或ニ將來施行セララルヘキ法律ニ基キ其職務ヲ處理スルノ權限ヲ附與シ

而シテエドワード第七世先帝陛下ハ、一九〇六年十月三十一日附勅訓及一九〇八年五月十九日並ニ一九〇八年十一月十三日附追加勅訓ヲ夫々發布セラレ

且又吾等ハ前記勅訓及追加勅訓ニ代フルニ新勅訓ヲ以テスルノ必要ヲ認メタルニ依リ

一九〇六年十一月十九日附  
一九〇八年五月十九日附  
一九〇八年十一月十九日附  
追加勅訓

海峽植民地總督に與へられたる勅許狀に勅訓

吾等ハ本勅訓ヲ以テ前文引照ノ勅許狀公布ノ日ヨリ先帝陛下ノ勅訓及追加勅訓ヲ廢止ス。但シ右等ニ基キ適法ニ行ハレタル事項ハ本勅訓ニ依テ無効トセラレヌ

總督ト誓約施

第一條 總督ハ、適當ナリト認ムル時ハ、公務ニ從事スル者ニ對シ、前文引照ノ勅許狀ニ記載セル法律ニ依テ所定セラレタル形式ニ於テ忠順ノ誓約、竝ニ植民地内ニ施行セララルル法律ニ依リ所定セララルル誓約ヲ爲サシムルコトヲ得

行政會議ノ組織

第二條 植民地行政會議ハ、植民地内ノ正規兵統率ノ任ニ在ル上席陸軍士官（中佐以上）民政長官、彼南駐在理事官、檢事總長、財務局長、土木局長ノ職ニ在ル者、前文引照ノ勅許狀公布ノ直前マテ行政會議々員タリシ者、竝ニ總督カ國務大臣經由ノ勅訓ニ基キ隨時任命スル者ヨリ成ル

行政會議々員ノ臨時任命

第三條 官職上當然議員タル者以外ノ行政會議々員ニシテ辭職シ又ハ死亡シ又ハ總督ニ依リ職務執行ニ堪ヘサルモノト宣言セラレ又ハ植民地ヲ去リ又ハ官職上當然行政會議々員タルヘキ官職ニ就任シ又ハ官吏議員ニシテ行政會議々員トシテ職務執行ヲ停止セラレタル場合ハ、總督ハ其補缺トシテ臨時議員ヲ任命スルコトヲ得。臨時議員ハ吾等カ其ノ任命ヲ否認シ、又ハ被補缺議員カ職務執行停止ヲ解除セラレ、又ハ總督ニ依リ行政會議々員ノ職務執行ニ堪ヘ得ル者ト宣言セラレ、又ハ植民地ニ歸來シ、又ハ職權議員トシテ會議ニ出席スルコト止ミタル場合ニハ行政會議々員タルノ資格ヲ得

臨時議員ノ任命ハ即時報告スヘシ

第四條 總督ハ前條記載ノ如ク一時的任命ヲ爲シタルトキハ吾等ノ確認又ハ否認ヲ受クル爲メ、其旨國務大臣ヲ經由遲滞ナク吾等ニ報告スヘシ。被任命者ハ吾等カ嘉納スル期間該會議ノ議員タルヘキモノトス。又總督ハ公文ニ依リテ任命ヲ取消スコトヲ得

順位

第五條 行政會議々員ノ順位ハ吾等ノ特ニ定ムル所ニヨル。然ラサル場合ニハ職權議員ハ前記官職ノ記載順序ニ依リ、其他ノ議員ハ任命ノ順序ニ依ル。同一任命書ニ依リ任命セラレタル者ハ其ノ氏名記載順序ニ依ルモノトス

行政會議ニ勅訓ヲ通牒スヘシ

第六條 總督ハ本勅訓ヲ行政會議ニ通牒スヘシ。爾今隨時吾等ニ依テ發セラレ且ツ總督カ公務上通報シ置クヲ便宜ト認ムル諸訓令ニ就キテモ亦同シ

行政會議ハ總督召集スルニ依リ召集スルコトヲ得ス

第七條 行政會議ハ、總督ノ權限ニ依リ適法ニ召集セラレタルモノニアラサレハ議事ヲ爲スコトヲ得ス。始終會議ニ携ハレル二人以上（總督自身若クハ其代理者共）ノ出席者ナキ場合亦之ニ同シ。會議開會地ニ居ラサル議員ハ召集スルニ及ハス

行政會議ハ植民地内ノ何レノ植民地ニ於テモ、自身所在スル地ニ於テ行政會議ヲ開會スルコトヲ得。此場合二人以上ノ議員ヲ召集シ能ハスト雖該會議ノ議事ハ有效ト見做サル

第九條 總督ハ病氣其他重大ナル理由ナキ限り行政會議ニ出席シ議長タルヘシ。總督缺席ノ場合ニハ總督ヨリ書面ヲ以テ命セラレタル議員、又ハ右ノ如キ議員ナキ時ハ出席中ノ上席議員議長ノ職ヲ執ルヘシ

第十條 行政會議ノ凡テノ議事ハ之レヲ議事録又ハ議事要録ニ收メ保存スヘシ。每會議ノ議事開始ニ當リ前會議ノ議事要録ヲ朗讀シ、時宜ニ依リ其確認又ハ訂正ヲ受クヘシ

會議カ新嘉坡政廳所在地以外ノ所ニ於テ開會セラレタルトキハ、前會議ノ議事要録ノ提出朗讀ヲ省略シ議事ヲ開始スルコトヲ得。右ノ如キ會議ノ議事要録ハ政廳所在地ニ送付シ會議ノ他ノ記録ト共ニ保存スヘシ

年二回前期分ノ議事要録ノ精確ナル全文寫ヲ國務大臣ヲ經由シテ吾等ニ提出スヘシ  
第十一條 總督ハ前文引照ノ勅許狀、又ハ其追加修正、又ハ新勅許狀ニ依リ附與セラレタル權限ノ行使ニ當リテハ總督行政會議ニ諮議スヘシ。行政會議ニ諮議スル時ハ却

テ公務ニ重大ナル惡影響ヲ及ホスト判斷セラレルカ如キ事項、又ハ諮議ヲ要スル程重要ナラサルカ、又ハ緊急ノ必要ニ因リ諮議ノ暇ナキ事項ニ就キテハ此限リニアラス。前記緊急處理事件ニ就キテハ其措置及理由ヲ速ニ行政會議ニ通牒スヘシ

第十二條 行政會議ノ勅告又ハ決議ヲ得ル爲メノ議題提出權ハ總督ノミニ存スルモノトス。行政會議々員カ書面ヲ以テ會議ニ提出方ヲ求メタル議題ニ關シ總督之ヲ拒否シタル時ハ、當該議員ハ其提出書面ヲ總督ノ回答ト共ニ議事要録ニ記載方ヲ請求スルコトヲ得

第十三條 總督ハ、前文引照ノ勅許狀又ハ其追加修正又ハ新勅許狀ニ依リ附與セラレタル權限ノ行使ニ當リ、正當ナリト認ムル場合ニハ行政會議々員ノ勅告ニ反シ行爲スルコトヲ得。但シ斯カル場合ニ於テハ、總督ハ其事件竝ニ行爲ノ根據及理由ヲ吾等ニ報告スヘシ。又行政會議々員ハ當該事件ニ對スル勅告又ハ意見ヲ議事要録ニ詳細記載方ヲ請求スルコトヲ得

第十四條 植民地立法會議ハ、植民地内ノ正規兵統率ノ任ニ在ル上席陸軍士官(中佐以上)、民政長官、彼南駐在理事官、檢事總長、財務局長、土木局長ノ職ニアル者、前文引照ノ勅許狀公布ノ前迄立法會議々員タリシ者、總督カ國務大臣經由ノ訓令ニ基キ

海峽植民地總督に與へられたる勅許狀に對關

官吏議員

臨時議員ノ任

非官吏議員

立法會議官吏

議員臨時任命

隨時任命スル者(以上ヲ官吏議員ト云フ)、前文引照ノ勅許狀公布ノ時官職ヲ有セス  
シテ立法會議々員タル者、及總督カ國務大臣經由ノ訓令ニ基キ公文書ニ依テ任命ス  
ル者(以上ヲ非官吏議員ト云フ)ヨリ成ル

第十五條 立法會議々員中、官職上當然議員タル者以外ノ官吏議員ニシテ、辭職シ又ハ  
死亡シ又ハ職務執行ヲ停止セラレ又ハ總督ニ依リ職務執行ニ堪ヘサル者ト宣言セラ  
レ又ハ植民地ヲ去リ又ハ官職上當然立法會議員タルヘキ官職ニ就任シタル場合ニハ  
總督ハ其補缺トシテ臨時官吏議員ヲ任命スルコトヲ得

臨時官吏議員ハ吾等カ其任命ヲ否認シ、又ハ被補缺議員カ職務執行停止ヲ解除セラ  
レ、又ハ總督ニ依リ立法會議々員ノ職務執行ニ堪ヘ得ル者ト宣言セラレ、又ハ植民地  
ニ歸來シ、又ハ職權議員トシテ會議ニ出席スルコト止ミタル場合ニハ官吏議員タル  
ノ資格消滅スルモノトス

第十六條 總督ハ立法會議員ノ一時的任命ヲ爲シタルトキハ吾等ノ確認又ハ否認ヲ受  
クル爲メ、其旨國務大臣經由遲滞ナク吾等ニ報告スヘシ。被任命者ハ吾等ノ嘉納ス  
ル間該會議ノ議員タルヘキモノトス。又總督ハ公文書ニ依テ任命ヲ取消スコトヲ得

第十七條 立法會議々員ノ非官吏議員ノ任期ハ、任命書ニ別段ノ記載ナキ限り其日限

ヨリ起算シ三箇年トス。非官吏議員ハ國務大臣ヲ經由シテ與ヘラルル認可ヲ條件ト  
シテ總督ヨリ發セラルル公文書ニ依リ三箇年ヲ超過セサル期間ニ亘リ再任セラルル  
コトヲ得

無資格ノ宣言

第十八條 立法會議ノ非官吏議員ニシテ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ、又ハ刑事  
上ノ罪人トナリ、又總督ノ許可ナクシテ三箇月以上植民地ヲ去リタル場合ニハ、總督  
ハ書面ヲ以テ當該議員ノ缺員ヲ宣言スルコトヲ得。右宣言ノ發布ト同時ニ當該議員  
ハ其資格ヲ失フモノトス

第十九條 非官吏議員ハ辭職スルコトヲ得。但シ辭職ハ總督又ハ國務大臣ヲ經由シ吾等  
ニ依リ聽許セラルルマテハ效力ヲ發生セサルモノトス

第二十條 非官吏議員カ死亡シ、又ハ職務執行ニ堪ヘサルニ至リ、又ハ職務ヲ停止セラ  
レ、又ハ職務ヲ免セラレ、又ハ植民地ヲ去リ、又ハ辭職シ、又ハ缺員トナリタル場合ニ  
ハ、總督ハ其補缺トシテ適任者ヲ公文書ニ依リテ臨時議員ニ命スコトヲ得。臨時非  
官吏議員ハ吾等カ其ノ任命ヲ否認シ、又ハ被補缺議員カ植民地ニ歸來シ、又ハ職務執  
行停止ヲ解除セラレ、又ハ總督ニ依リ立法會議々員ノ職務執行ニ堪ヘ得サル者ト宣  
言セラレタル場合ニハ立法會議々員タルノ資格消滅スルモノトス

再任

無資格ノ宣言

第十八條 立法會議ノ非官吏議員ニシテ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ、又ハ刑事  
上ノ罪人トナリ、又總督ノ許可ナクシテ三箇月以上植民地ヲ去リタル場合ニハ、總督  
ハ書面ヲ以テ當該議員ノ缺員ヲ宣言スルコトヲ得。右宣言ノ發布ト同時ニ當該議員  
ハ其資格ヲ失フモノトス

第十九條 非官吏議員ハ辭職スルコトヲ得。但シ辭職ハ總督又ハ國務大臣ヲ經由シ吾等  
ニ依リ聽許セラルルマテハ效力ヲ發生セサルモノトス

第二十條 非官吏議員カ死亡シ、又ハ職務執行ニ堪ヘサルニ至リ、又ハ職務ヲ停止セラ  
レ、又ハ職務ヲ免セラレ、又ハ植民地ヲ去リ、又ハ辭職シ、又ハ缺員トナリタル場合ニ  
ハ、總督ハ其補缺トシテ適任者ヲ公文書ニ依リテ臨時議員ニ命スコトヲ得。臨時非  
官吏議員ハ吾等カ其ノ任命ヲ否認シ、又ハ被補缺議員カ植民地ニ歸來シ、又ハ職務執  
行停止ヲ解除セラレ、又ハ總督ニ依リ立法會議々員ノ職務執行ニ堪ヘ得サル者ト宣  
言セラレタル場合ニハ立法會議々員タルノ資格消滅スルモノトス

再任

無資格ノ宣言

第十八條 立法會議ノ非官吏議員ニシテ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ、又ハ刑事  
上ノ罪人トナリ、又總督ノ許可ナクシテ三箇月以上植民地ヲ去リタル場合ニハ、總督  
ハ書面ヲ以テ當該議員ノ缺員ヲ宣言スルコトヲ得。右宣言ノ發布ト同時ニ當該議員  
ハ其資格ヲ失フモノトス

第十九條 非官吏議員ハ辭職スルコトヲ得。但シ辭職ハ總督又ハ國務大臣ヲ經由シ吾等  
ニ依リ聽許セラルルマテハ效力ヲ發生セサルモノトス

第二十條 非官吏議員カ死亡シ、又ハ職務執行ニ堪ヘサルニ至リ、又ハ職務ヲ停止セラ  
レ、又ハ職務ヲ免セラレ、又ハ植民地ヲ去リ、又ハ辭職シ、又ハ缺員トナリタル場合ニ  
ハ、總督ハ其補缺トシテ適任者ヲ公文書ニ依リテ臨時議員ニ命スコトヲ得。臨時非  
官吏議員ハ吾等カ其ノ任命ヲ否認シ、又ハ被補缺議員カ植民地ニ歸來シ、又ハ職務執  
行停止ヲ解除セラレ、又ハ總督ニ依リ立法會議々員ノ職務執行ニ堪ヘ得サル者ト宣  
言セラレタル場合ニハ立法會議々員タルノ資格消滅スルモノトス

再任

無資格ノ宣言

第十八條 立法會議ノ非官吏議員ニシテ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ、又ハ刑事  
上ノ罪人トナリ、又總督ノ許可ナクシテ三箇月以上植民地ヲ去リタル場合ニハ、總督  
ハ書面ヲ以テ當該議員ノ缺員ヲ宣言スルコトヲ得。右宣言ノ發布ト同時ニ當該議員  
ハ其資格ヲ失フモノトス

第十九條 非官吏議員ハ辭職スルコトヲ得。但シ辭職ハ總督又ハ國務大臣ヲ經由シ吾等  
ニ依リ聽許セラルルマテハ效力ヲ發生セサルモノトス

第二十條 非官吏議員カ死亡シ、又ハ職務執行ニ堪ヘサルニ至リ、又ハ職務ヲ停止セラ  
レ、又ハ職務ヲ免セラレ、又ハ植民地ヲ去リ、又ハ辭職シ、又ハ缺員トナリタル場合ニ  
ハ、總督ハ其補缺トシテ適任者ヲ公文書ニ依リテ臨時議員ニ命スコトヲ得。臨時非  
官吏議員ハ吾等カ其ノ任命ヲ否認シ、又ハ被補缺議員カ植民地ニ歸來シ、又ハ職務執  
行停止ヲ解除セラレ、又ハ總督ニ依リ立法會議々員ノ職務執行ニ堪ヘ得サル者ト宣  
言セラレタル場合ニハ立法會議々員タルノ資格消滅スルモノトス

再任

無資格ノ宣言

第十八條 立法會議ノ非官吏議員ニシテ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ、又ハ刑事  
上ノ罪人トナリ、又總督ノ許可ナクシテ三箇月以上植民地ヲ去リタル場合ニハ、總督  
ハ書面ヲ以テ當該議員ノ缺員ヲ宣言スルコトヲ得。右宣言ノ發布ト同時ニ當該議員  
ハ其資格ヲ失フモノトス

第十九條 非官吏議員ハ辭職スルコトヲ得。但シ辭職ハ總督又ハ國務大臣ヲ經由シ吾等  
ニ依リ聽許セラルルマテハ效力ヲ發生セサルモノトス

第二十條 非官吏議員カ死亡シ、又ハ職務執行ニ堪ヘサルニ至リ、又ハ職務ヲ停止セラ  
レ、又ハ職務ヲ免セラレ、又ハ植民地ヲ去リ、又ハ辭職シ、又ハ缺員トナリタル場合ニ  
ハ、總督ハ其補缺トシテ適任者ヲ公文書ニ依リテ臨時議員ニ命スコトヲ得。臨時非  
官吏議員ハ吾等カ其ノ任命ヲ否認シ、又ハ被補缺議員カ植民地ニ歸來シ、又ハ職務執  
行停止ヲ解除セラレ、又ハ總督ニ依リ立法會議々員ノ職務執行ニ堪ヘ得サル者ト宣  
言セラレタル場合ニハ立法會議々員タルノ資格消滅スルモノトス

再任

無資格ノ宣言

第十八條 立法會議ノ非官吏議員ニシテ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ、又ハ刑事  
上ノ罪人トナリ、又總督ノ許可ナクシテ三箇月以上植民地ヲ去リタル場合ニハ、總督  
ハ書面ヲ以テ當該議員ノ缺員ヲ宣言スルコトヲ得。右宣言ノ發布ト同時ニ當該議員  
ハ其資格ヲ失フモノトス

第十九條 非官吏議員ハ辭職スルコトヲ得。但シ辭職ハ總督又ハ國務大臣ヲ經由シ吾等  
ニ依リ聽許セラルルマテハ效力ヲ發生セサルモノトス

第二十條 非官吏議員カ死亡シ、又ハ職務執行ニ堪ヘサルニ至リ、又ハ職務ヲ停止セラ  
レ、又ハ職務ヲ免セラレ、又ハ植民地ヲ去リ、又ハ辭職シ、又ハ缺員トナリタル場合ニ  
ハ、總督ハ其補缺トシテ適任者ヲ公文書ニ依リテ臨時議員ニ命スコトヲ得。臨時非  
官吏議員ハ吾等カ其ノ任命ヲ否認シ、又ハ被補缺議員カ植民地ニ歸來シ、又ハ職務執  
行停止ヲ解除セラレ、又ハ總督ニ依リ立法會議々員ノ職務執行ニ堪ヘ得サル者ト宣  
言セラレタル場合ニハ立法會議々員タルノ資格消滅スルモノトス

再任

無資格ノ宣言

第十八條 立法會議ノ非官吏議員ニシテ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ、又ハ刑事  
上ノ罪人トナリ、又總督ノ許可ナクシテ三箇月以上植民地ヲ去リタル場合ニハ、總督  
ハ書面ヲ以テ當該議員ノ缺員ヲ宣言スルコトヲ得。右宣言ノ發布ト同時ニ當該議員  
ハ其資格ヲ失フモノトス

第十九條 非官吏議員ハ辭職スルコトヲ得。但シ辭職ハ總督又ハ國務大臣ヲ經由シ吾等  
ニ依リ聽許セラルルマテハ效力ヲ發生セサルモノトス

第二十條 非官吏議員カ死亡シ、又ハ職務執行ニ堪ヘサルニ至リ、又ハ職務ヲ停止セラ  
レ、又ハ職務ヲ免セラレ、又ハ植民地ヲ去リ、又ハ辭職シ、又ハ缺員トナリタル場合ニ  
ハ、總督ハ其補缺トシテ適任者ヲ公文書ニ依リテ臨時議員ニ命スコトヲ得。臨時非  
官吏議員ハ吾等カ其ノ任命ヲ否認シ、又ハ被補缺議員カ植民地ニ歸來シ、又ハ職務執  
行停止ヲ解除セラレ、又ハ總督ニ依リ立法會議々員ノ職務執行ニ堪ヘ得サル者ト宣  
言セラレタル場合ニハ立法會議々員タルノ資格消滅スルモノトス

再任

無資格ノ宣言

第十八條 立法會議ノ非官吏議員ニシテ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ、又ハ刑事  
上ノ罪人トナリ、又總督ノ許可ナクシテ三箇月以上植民地ヲ去リタル場合ニハ、總督  
ハ書面ヲ以テ當該議員ノ缺員ヲ宣言スルコトヲ得。右宣言ノ發布ト同時ニ當該議員  
ハ其資格ヲ失フモノトス

第十九條 非官吏議員ハ辭職スルコトヲ得。但シ辭職ハ總督又ハ國務大臣ヲ經由シ吾等  
ニ依リ聽許セラルルマテハ效力ヲ發生セサルモノトス

第二十條 非官吏議員カ死亡シ、又ハ職務執行ニ堪ヘサルニ至リ、又ハ職務ヲ停止セラ  
レ、又ハ職務ヲ免セラレ、又ハ植民地ヲ去リ、又ハ辭職シ、又ハ缺員トナリタル場合ニ  
ハ、總督ハ其補缺トシテ適任者ヲ公文書ニ依リテ臨時議員ニ命スコトヲ得。臨時非  
官吏議員ハ吾等カ其ノ任命ヲ否認シ、又ハ被補缺議員カ植民地ニ歸來シ、又ハ職務執  
行停止ヲ解除セラレ、又ハ總督ニ依リ立法會議々員ノ職務執行ニ堪ヘ得サル者ト宣  
言セラレタル場合ニハ立法會議々員タルノ資格消滅スルモノトス



臨時議員ノ任命ハ即時報告スヘシ

第二十一條 總督ハ前條ノ一時的任命ヲ爲シタルトキハ、吾等ノ確認又ハ否認ヲ受クル爲メ、其旨國務大臣經由遲滞ナク吾等ニ報告スヘシ。被任命者ハ吾等ノ嘉納スル間該會議々員タルヘキモノトス。又總督ハ任命ヲ取消スコトヲ得

會議ハ議員ノ缺席ニ拘ラスコトヲ得

第二十二條 立法會議ハ、缺員アル場合ト雖議事ヲ開クコト差支ナシ。但シ總督及ヒ議長ノ職務ヲ行フ者ト共ニ併セテ三人以上出席セサル會議ハ有效ノモノト認メラレ

議員ノ順位

第二十三條 官吏議員ハ非官吏議員ノ上席者トス。官吏議員中ノ順位ハ吾等ノ特定スル所ニ依ル。然ラサル場合ニハ職權議員ヲ先ニシ其他ノ官吏議員及非官吏議員之ニ次ク。職權議員ノ順位ハ前記官職ノ記載順序ニ依リ、其他ノ官吏議員及非官吏議員ハ各其任命ノ順序ニ依リ、又同一任命書ニ依リ任命セラレタル者ハ其氏名記載順序ニ依ルモノトス。

任期終了後直ニ再任セラレタル非官吏議員ノ順位ハ最初ニ任命セラレタル日附ニ依リ定メラル

總督ハ會議ノ議長タルヘシ不在ノ場合ニハ上席議員議長タルヘシ

第二十四條 總督ハ病氣其他重大ナル理由ナキ限り立法會議ニ出席シ議長タルヘシ。總督缺席ノ場合ニハ總督ヨリ書面ヲ以テ命セラレタル議員、又ハ右ノ如キ議員ナキ

議案ハ多數決ニテ議決スルキヤスゲインナグ・ゾ・オ・トナ有ス

トキハ出席中ノ上席議員議長ノ職ヲ執ルヘシ。第二十五條 立法會議ニ提出セラレタル議案ハ總テ多數決ヲ以テ議決ス。總督又ハ議長ノ職ヲ執ル議員ハ他ノ議員ト均シク一投票權ヲ有シ、可否同數ノ時ハ總督又ハ議長ノ職ヲ執ル議員之ヲ投シテ議決ス

立法會議ハ議事規則ヲ制定シ得

第二十六條 立法會議ハ、前文引照ノ勅許狀及本勅諭及其他ノ勅訓ニ抵觸セサル範圍内ニ於テ議事進行規則ヲ制定スルコトヲ得

議案等

第二十七條 立法會議々員ハ議案ヲ提出スルコトヲ得。該議案ハ他ノ議員ノ賛成アル時ハ議事進行規則ニ基キ審理處理セラレヘシ。但シ植民地内ニ於テ發生スル收入金ノ處分使用ヲ目的トスル法律案、豫算案、決算案及議案ノ提出ハ、總督カ他ニ許可又ハ指令セル場合ヲ除キ總督之ヲ爲ス。

法律公布規則

第二十八條 總督及立法會議ハ、法律案通過ニ際シ實行可能ナル限り左記規則ヲ遵守スヘシ

- (一) 總テ立法會議ヲ通過シタル法律ヲ Ordinance ト稱シ、法律公布用語ヲ「立法會議ノ議案ヲ經テ海峽植民地總督之ヲ公布ス」トナスヘシ
- (二) 凡テ法律ニハ夫々稱號ヲ附シ、他ノモノト區別シ、又連續番號附キ逐次條章ニ分

チ、又各條ノ欄外ニ其内容ノ要領ヲ附記スヘシ。各年ノ法律ハ第一號ヨリ始メ連續番號ヲ附スヘシ

主區ノ異ナルモノト同一法律中ニ混入セシムヘカラス  
稱號ニ應ハシカラス  
カラメニ應ハシカラス  
入ルヘカラス  
同意ヲ與ヘザル法律ノ種類

- (一) 通過法律ハ其ノ年内ニ總督ノ同意(Consent)ヲ得。同意ヲ與ヘラレタル日ヲ以テ日附トシ、通過年ノ年號ヲ附スヘシ。若シ總督カ勅裁ヲ受クル爲メ同意ヲ留保シタル法律ノ日附及番號ハ其ノ施行ノ日及年ノ夫々ニ依ルヘシ
- (二) 各別箇ノ事項ハ、同一ノ法律中ニ混入スルコトナク別ノ法律ヲ以テ規定スヘシ。且ツ法律中ニ其稱號ニ應ハシカラサル條項ヲ挿入若クハ附屬セシムヘカラス。又一時的法律中ニ永久の條項ヲ設クヘカラス
- (三) 第二十九條 總督ハ左ノ種類ニ屬スル法律ニ對シ吾等ノ名ニ於テ同意ヲ與フルコトヲ得ス
  - (一) 正規ノ結婚式ニ依リ結婚シタルモノノ離婚ニ關スル法律。
  - (二) 總督自身ノ爲メニスル土地及金錢ノ贈與又ハ其他ノ贈與ニ關スル法律。
  - (三) 官吏ノ人員俸給又ハ手當ノ増減ニ關スル法律。
  - (四) 貨幣制度及銀行券發行ニ關スル法律。
  - (五) 銀行ノ設置又ハ銀行ノ組織權限又ハ特權ノ改廢變更ニ關スル法律。

私的法律

- (六) 差別輸入税ニ關スル法律。
- (七) 英國カ他國ト締結セル條約上ノ義務ニ反スルカ如キ規定ヲ内容トスル法律。
- (八) 海陸軍ノ訓練及統率ト兩立セサルカ如キ法律。
- (九) 吾等ノ大權、又ハ植民地内ニ居住セサル臣民ノ權利及財産、又ハ英本國及領地ノ通商航海ニ惡影響ヲ與フルカ如キ結果ヲ生スヘキ法律。
- (十) 歐洲人又ハ其子孫ナラサル者カ拘束ヲ受クルニ拘ハラス歐洲人又ハ其子孫カ拘束ヲ受ケサルコトヲ内容トスル法律。
- (十一) 先ニ批准ヲ拒絕シ又ハ否認シタル條項ヲ含ム法律。但シ吾等ノ指令アル迄法律ノ施行ヲ停止スル條項ヲ含ム法律、又ハ總督カ緊急施行ノ必要アリト認ムル法律ニ關シテハ此ノ限ニアラス。當該法律カ英吉利ノ法律或ニ條約上ノ義務ニ抵觸セサル限り總督ハ同意ヲ與フルコトヲ得。總督ハ右同意ヲ與ヘタル法律ヲ理由書ト共ニ吾等ニ速ニ提出スヘキモノトス
- (十二) 第三十條 私的法律ニシテ同法律ニ記載セラレタルモノ、及其等ノ人々ニ對シ或要求權ヲ有スル以外ニ總テ個人ノ財産ニ影響ヲ及ホスト同時ニ吾等自身或ニ吾等ノ後繼者公共團體ノ權利ヲ害スルモノハ之ヲ通過セシムルコトヲ得ス。以上ノ如キ私的法律

律ニ對シテハ總督ハ同法案カ立法議會ニ提出セラレタル以前ニ、提出者ノ意圖ヲ公  
告其他ノ方法ニ依リ適當ニ公告セラレタルコトヲ立證セラルルニテラサレハ吾等ノ  
名ニ於テ同意ヲ與フルコトヲ得ス。總督カ同意ヲ與ヘタル場合ハ、當該私的法律ニ  
前記公告ヲ爲シタルコトヲ表示シ、同意ヲ與ヘタルコトヲ宣明スル自署證明書ヲ附  
シ送致スヘシ

法律文ヲ認  
付ノ上本國へ送  
付ノコト

第三十一條 法律カ立法會議ヲ通過シタル時ハ、總督ハ吾等ノ許否又ハ其ノ他ノ命令  
ヲ受クル爲メ當該法律ノ正確ナル全文寫ニ植民地ノ官印ヲ捺印シ、總督之ニ署名認  
證シタルモノ正副二通ヲ國務大臣經由吾等ニ提出スヘシ

法律全書毎年  
發行ノコト

第三十二條 總督ハ一般ノ參考ノ爲メ毎年々初ニ於テ可成速ニ前年中ニ公布セラレタ  
ル法律ヲ蒐集シタル法律全書ヲ發行セシムヘシ

議事要録ナ  
リ毎會議後本  
國へ送付ノコ  
ト

第三十三條 立法會議ノ凡テノ議事ハ之ヲ議事要領ニ規則正シク收メ保存スヘシ。前  
同會議ノ議事要録ハ次同ノ議事開始ニ先テ時宜ニ依リ其確認又ハ訂正ヲ受クヘシ。  
每會議後其議事要録ノ正確ナル全文寫ヲ出來得ル限リ速ニ國務大臣ヲ經由シテ吾等  
ニ提出スヘシ

不用地處分前  
ニ測量ヲ行ヒ  
留保ヲ附スル  
コト

第三十四條 空地又ハ不用地處分ノ場合ニハ、總督ハ先ツ測量ヲ行ハシメ必要ト認ム

總督ハ土地ヲ  
購入シ得ス

ルトキハ道路又ハ他ノ公共ノ目的ノ爲メニ留保ヲ附スヘシ。總督ハ國務大臣ヲ經由  
與ヘラルル吾等ノ特許ナキ限リ、土地ヲ直接又ハ間接ニ自身ノ爲メニ購入スルコト  
ヲ得ス

官吏ノ任期

第三十五條 總督ニ依テ任命セラレタル官吏ノ任期ハ、別段ノ規定ナキ限リ總督ノ隨  
意決定スル所ニ依ル。總督ハ吾等カ指名セザル者ヲ任命シ、其初任俸給年額カ子弟  
又ハ百磅以上ノ場合ニハ、被任命者ニ對シ其任命ハ吾等ノ許否アル迄ハ一時的ノモ  
ノナルコトヲ明示シ置クヘシ

官吏ノ俸給

第三十六條 恩給年額一千磅又ハ百磅ヲ超過スル額ヲ受クヘキ官吏ノ職務執行ヲ停止  
スル場合ニハ、總督ハ先ツ書面ヲ以テ停止ノ理由ヲ表示シ當該官吏ヲレテ之ニ對シ  
辨明セシムル希望アラハ書面ヲ以テ之ヲ爲サシムヘシ。但シ總督ノ定メタル期間  
内ニ辨明書ヲ提出セシム又ハ辨明不充分ノ場合ニハ行政會議ノ委員會ヲ任命シテ無疑  
事項ヲ附議審査セシメ、其結果ヲ行政會議ニ報告セシメ、更ニ該報告ヲ立法會議ニ提  
出シテ右停止ニ關シ會議又ハ議員ノ多數カ贊成又ハ反對シタルカ否キテ其議事要録  
ニ記錄セシムヘシ。斯クシテ總督カ停止處分ヲ爲ス場合ニハ、委員會ノ報告及調書  
或ニ立法會議ノ議事要録ヲ國務大臣ヲ經由シテ速ニ吾等ニ送付スヘシ。國家ノ利益

海峽植民地總督に與へられたる勅許狀に關し

ノ爲メ或ル官吏ノ權及職務執行ヲ直ニ又ハ以上ノ手續ヲ取ルニ先ダチ差止ムルコトヲ必要ナリト認メタル場合ニハ總督ハ之ヲナスコトヲ得

令狀

第三十七條 總督ハ植民地ヲ通シ吾等ノ名ニ於テ發行セラルル令狀ニ留意スルコトヲ

要ス

第三十八條 犯罪人カ植民地ノ裁判所ニ於テ死刑ノ宣告ヲ受ケタル時ハ、總督ハ當該

死刑ノ赦免  
規定  
裁判官ノ報告  
ヲ行政會議ニ  
提出スルコト

裁判長ヲシテ報告書ヲ提出セシメ、之ヲ行政會議ニ附議セシムヘシ。此場合總督ハ

總督ハ行政會  
議ノ勅告ニ  
スルコト

當該裁判長ヲ特ニ會議ニ召喚シ覺書ヲ提出セシムルコトヲ得。總督ハ上記犯罪人ノ

裁量ヲ加フル  
コトヲ得

赦免又ハ執行猶豫附與ニ關シテハ行政會議ニ附議シ、其勅告ヲ得タル上赦免又ハ執

其理由ヲ議事  
要録ニ記録ス  
ルコト

行猶豫ヲナスコトヲ機宜ニ適スルモノト認メタル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得

青書

ス。但シ赦免又ハ執行猶豫ノ延期又ハ撤回ハ、行政會議々員ノ贊否如何ニ拘ハラ

青書

ス。總督ニ於テ慎重考慮ノ上之レヲ決定シ、若シ其ノ決定カ行政會議多數議員ノ判斷ニ

青書

反スルカ如キ場合ニハ決定ノ理由ヲ詳細議事要録ニ記録セシムルコトヲ要ス

青書

第三十九條 總督ハ植民地ノ收入支出、防備、土木事業、立法、行政官署、年金、人口、學

總督ノ不在

校、爲替相場、輸出入、農産物、製造品及植民地ノ狀態ニ關シ特記セラルル其其他ノ事

總督ノ不在

項ニ關スル統計年表即チ所謂「青書」ヲ毎年國務大臣經由必ス提出ス

總督ノ不在

第四十條 總督ハ如何ナル理由ニ依ルト雖吾等ノ許可ナク植民地ヲ離ルルコトヲ得

總督ノ不在

但シ植民地ノ隣接地又ハ附近ノ領地ニ出張ノ場合又ハ植民地内海路往復ノ場合ハ此

總督ノ不在

ノ限ニアラス

總督ノ不在

總督カ海路旅行中又ハ職務執行ノ爲メ隣接地又ハ附近ノ領地ニ在ル場合ハ、前文引

總督ノ不在

照勅許狀ノ意味スル植民地外ニ在ルモノト見做サルヘシ

總督ノ不在

第四十一條 本勅訓ニ於ケル「總督」ナル語ハ植民地政府ヲ統轄スル者ヲ云フ

總督ノ不在

即位第一年一千九百十一年二月十七日

總督ノ不在

セント・ヂェームス宮廷ニ於テ

總督ノ不在

デヨード(アール・アイ)

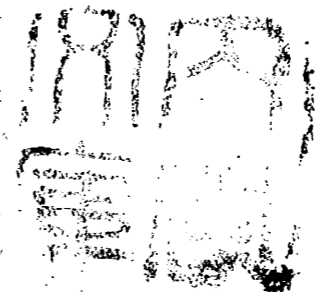
總督ノ不在

總督ノ不在

總督ノ不在

總督ノ不在

附録  
第二 英領印度の政治的區劃を示す圖

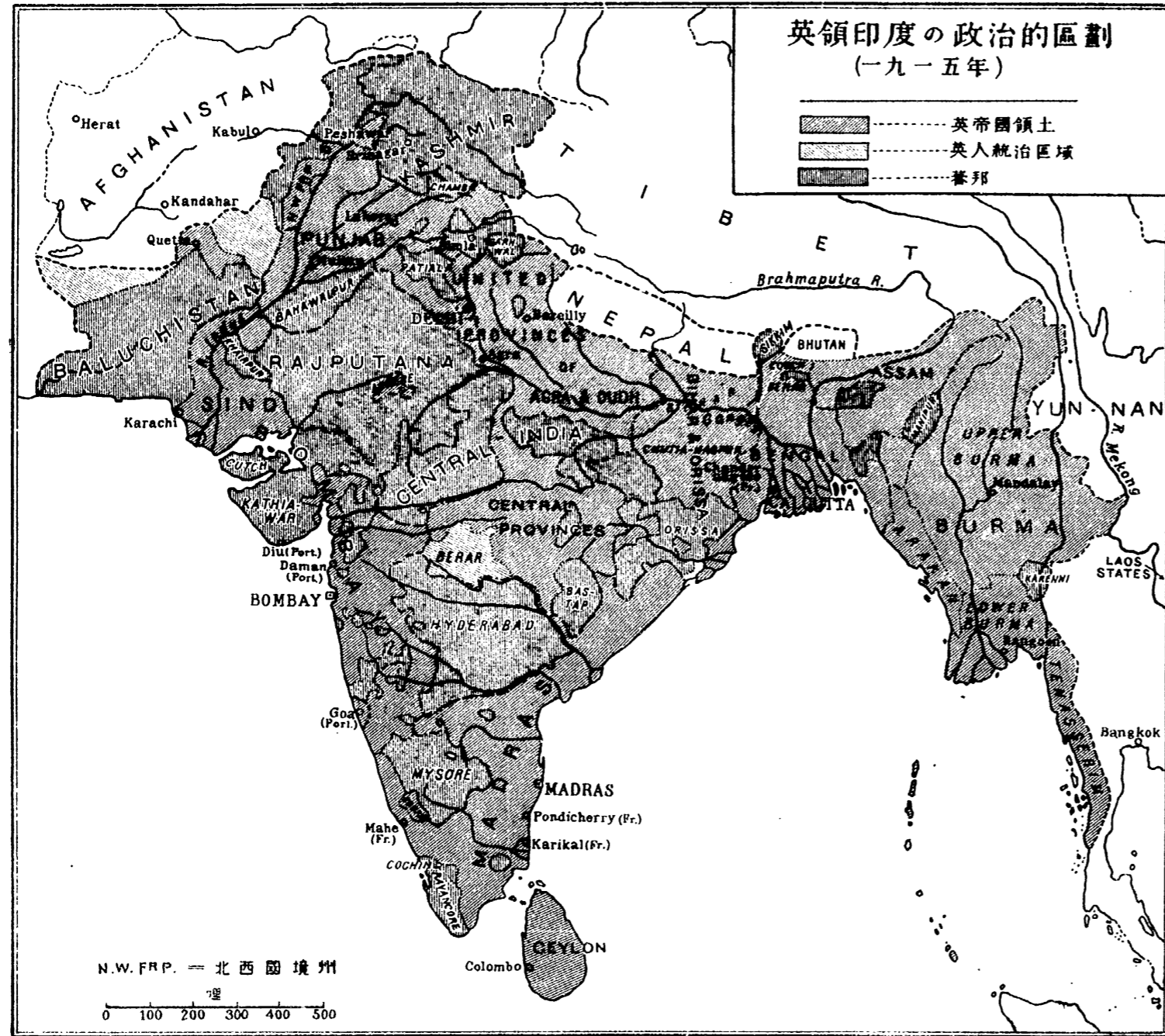


7.1.50



裏面白紙

露光量違いにより重複撮影





裏面白紙

露光量違いにより重複撮影

